

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成27年9月1日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	代 表 監 査 委 員	瀧 ヶ 崎 洋 之 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第7号 平成26年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

- 報告第 8号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第 5 2号 平成 27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2号）
- 日程第 5 議案第 5 3号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 5号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 5 6号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 5 7号 平成 27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3号）
- 議案第 5 8号 平成 27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）
- 議案第 5 9号 平成 27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1号）
- 議案第 6 0号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第 I 期工事）請負契約の締
結について
- 議案第 6 1号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結
について
- 議案第 6 2号 消防団デジタル無線機の取得について
- 議案第 6 3号 市道路線の変更について
- 議案第 6 4号 市道路線の廃止について
- 議案第 6 5号 市道路線の認定について
- 議案第 6 6号 市道路線の認定について
- 議案第 6 7号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 6 8号 平成 26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9号 平成 26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 議案第 7 0号 平成 26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第 7 1号 平成 26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 議案第 7 2号 平成 26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 議案第 7 3号 平成 26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第 7 4号 平成 26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 7号 平成26年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
報告第 8号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第I期工事）請負契約の締結について
議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について
議案第62号 消防団デジタル無線機の取得について
議案第63号 市道路線の変更について
議案第64号 市道路線の廃止について
議案第65号 市道路線の認定について
議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小松崎 誠議員から病氣療養のため、9月末日までの欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

ただいまから、平成27年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番 小座野定信君、15番 矢口龍人君、1番 櫻井繁行君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、決算認定議案にかかわる地方自治法第233条第5項の書類として、平成26年度歳入歳出主要事業執行結果説明書が提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、議会運営委員会、総務委員会、文教厚生委員会から、それぞれ調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、各委員長から報告を求めます。

なお、議会運営委員会においては、視察研修会を実施しておりますので、その結果もあわせてご報告願います。

最初に、議会運営委員会委員長 岡崎 勉君。

[議会運営委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○議会運営委員会委員長（岡崎 勉君）

おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、平成27年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年7月14日に現地視察研修を実施し、また、研修帰着後、委員会を開催し、研修の結果を踏まえ、意見の取りまとめを行いましたので、その調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

初めに、視察研修についてであります。取手市議会における音声認識機能を用いた会議録作成支援システムの状況並びに美浦村議会におけるタブレット端末導入による議会運営の効果及びペーパーレス化の現状を、午前と午後に分けて研修をいたしました。

取手市における会議録作成システムの事例については、開かれた議会に向けた取り組みの一環として、このシステムを導入したとのことであり、導入前と比べて約3週間早く、会議録を公開することができるようになったとの説明でありました。

帰着後、開催した委員会における委員からの意見の主なものについて、ご報告させていただきます。

会議録の作成支援システムについて、説明の中で、職員のかかわる部分が多々あるということで、我が市の現在の職員の数からいうと、このシステムを取り入れて実際に運営するというのは多少難しい面があるのではないかと感じたとの意見や、リアルタイムで議事録を作成するというようなことだが、本市議会において必要性があるかどうかという部分は検討の余地があるのではないかと感じたとの意見、このシステム導入より、まずペーパーレス化のほうを先に手がけて、その後でこの会議録作成支援のほうも取り組んでいったほうがいいのかとの意見、また、視点を変えて、傍聴者を意識した議会、視覚障害者に対しても考慮されたようなシステムということで、導入することがよいと思うなどの意見がございました。

続いて、美浦村におけるタブレット端末導入の事例についてであります。東日本大震災を機に、災害に強い情報連携システムの構築を進め、特に災害などの緊急時に執行部と議会が濃密でリアルタイムに情報を共有するため、2年前の6月に議会にタブレット端末が貸与されたこととあります。その後、タブレット端末利用促進検討委員会を立ち上げ、説明会などで研修を積み重ね、昨年6月定例議会から議場にタブレット端末を持ち込み、電子データの会議に取り組んでいるとの説明がありました。

帰着後、開催した委員会における意見の主なものについてですが、ペーパーレスやメール等でのやりとりで事務局の負担軽減になると思ったとの意見や、市民に対する効果としては、タブレットを導入することによって経費削減が図れることが大事だと思う、タブレット化することによって、議員が経費削減に取り組むという姿勢を示す手段にはなり得ると感じたとの意見や、いろいろな方法がある中で一つの手段である、効果があるかどうかという視点で考えて、効果があれ

ばやるべきだと思う、タブレットを導入することが目的ではなくて、経費削減の一つの手段としてペーパーレス、資源を無駄に使わないという方法で方向性を出していけば、市民の理解も得られるのではないかと思うとの意見や、タブレットの導入には賛成である、これまでいろいろとわからない部分があったが、今回、美浦村に研修に行って理解できたことがたくさんあったので、非常に勉強になったとの意見がありました。

なお、視察研修の概要については、お手元に議会運営委員会活動事業報告書の写し並びに委員会の調査の内容、経過につきましては委員会会議録を配付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、総務委員会委員長 川村成二君。

[総務委員会委員長 川村成二君登壇]

○総務委員会委員長（川村成二君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査についてご報告いたします。

本委員会は、平成27年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目について、8月20日に調査を実施いたしました。

調査事件といたしましては、1、手数料条例の改正について、2、地方創生の取り組みについて、3、地域公共交通網形成計画の策定について、4、防犯灯LED化事業について、5、公共施設使用料等の見直しについて、6、公共施設等のあり方に関する地域懇談会について、7、平成26年度の入札執行状況について、以上7件を議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、委員会会議録は作成中のため、後ほど提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年7月27日に委員会を開催いたしました。

委員会では、1、福祉行政に関する事項として、介護老人福祉施設事業者選定の結果について、2、小学校教育及び中学校教育に関する事項として、霞ヶ浦地区統合小学校統合委員会の協議事項について、平成27年度の学校施設整備に係る進捗状況について、3、生涯学習に関する事項として、郷土資料館帆引き船展示施設の新築工事について、執行部からの説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんおきいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、請願についてであります。請願第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願、請願第5号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書、請願第6号教育予算の拡充を求める請願、以上3件は、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管の各常任委員会へ付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、平成27年8月28日受付で、安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書を受理しましたので、ご報告いたします。

次に、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、平成27年第2回定例会会議録及び第2回臨時会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員より平成27年5月から7月までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、その抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおきを願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第7号及び報告第8号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、報告第7号 平成26年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、報告第8号 専決処分事項の報告についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第7号並びに報告第8号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第7号 平成26年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見を付し、ご報告をいたします。

内容といたしましては、健全化判断比率においては実質赤字とはならず、実質公債費比率、将来負担比率とも、早期健全化基準を下回っている状況です。

また、資金不足比率におきましては、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、いずれにおきましても資金不足はありませんでした。

次に、報告第8号 専決処分事項の報告、損害賠償の額の決定及び和解につきましては、平成27年1月9日に、わかぐり運動公園敷地内において発生いたしました事故につきまして和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をいたします。

内容といたしましては、わかぐり運動公園敷地内において、歩行中の市民が右足を負傷した賠

償金として58万1195円を支払うものです。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告第7号、報告第8号の報告を終了いたします。

日程第 4 議案第52号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、防犯灯LED化業務委託における債務負担行為期間を変更するものです。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましてのご説明をいたします。

第1回定例会一般会計予算におきまして、防犯灯LED化事業の債務負担行為の期間を、平成27年度から平成36年度までの期間を設定させていただきました。

これまでの作業の形態の中で、行政区との事務調整、あるいは防犯灯全灯の調査期間を踏まえ、平成27年度末までの施工期間を要するという状況から、平成28年度からの10年間に期間の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第52号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

本件に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより、議案第52号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第53号ないし議案第67号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例ないし議案第67号
市道路線の認定についてまでの15件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第53号から議案第67号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、
住民票や印鑑証明並びに税証明書等に関する手数料を定めておりますが、発行に係る経費を勘案
し、手数料額を改定するとともに、新たに導入が予定されております個人番号カードの推進を図
るため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及
び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、当該基金の東日本大震災復興事業へ
の充当が平成26年度をもって完了したことから、本条例を廃止するものです。

次に、議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきま
しては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたこ
とに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定に
つきましては、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金法等の一部を改正する法律が施
行されるに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、
既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8410万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ182億2506万1000円とするものです。

次に、議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1164万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億8099万4000円とするものです。

次に、議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1361万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2689万6000円とするものです。

次に、議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第I期工事）請負契約の締結並びに議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結につきましては、当該工事の仮契約をそれぞれ締結いたしましたので、本契約に切りかえるに当たり、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第62号 消防団デジタル無線機の取得につきましては、当該機器を購入するに当たり、仮契約を締結いたしましたので、本契約に切りかえるに当たり、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第63号 市道路線の変更につきましては、旧五輪堂橋の撤去に伴い、上志筑地内の路線の一部を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第64号 市道路線の廃止につきましては、高倉地内の河川敷内の路線を廃止するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第65号から議案第67号までの市道路線の認定につきましては、当該路線について、それぞれ市道として認定するため、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

本条例は、住民票や印鑑証明書並びに税証明書等に関する手数料を定めております。経費負担の公平性を図る観点から、証明書の発行に係るコスト経費を勘案し、手数料の額を改定しようとするものでございます。

なお、市民負担の軽減策といたしまして、マイナンバーカードの制度とあわせ、コンビニエンスストアでの諸証明書の交付手数料につきましては、経過措置といたしまして、2年間は現行の手数料を据え置くこととしてございます。

次に、議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましては、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の復興事業に充てる目的として設置をいたしました基金で、平成26年度までに全額充当し、

目的を果たしたために本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8410万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を182億2506万1000円とするものでございます。

この中で、各款ごとの人件費につきましては、人事異動による補正予算となっております。それでは、主な内容につきましてご説明をいたします。

総務費につきましては、つくば市を中心とする構成自治体におきまして、現在、日本ジオパークの認定作業を進めているところでもございます。近く予定されている日本ジオパーク全国大会の視察経費を計上したほか、地方創生先行型の上乗せ交付金事業に係る新規プロジェクトの経費、ふるさと応援寄附に係る謝礼品、マイナンバー制度を推進するに当たり、諸証明書のコンビニ交付に係る事務費等の予算を計上してございます。

民生費におきましては、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計への人件費等の繰出金でございます。

衛生費につきましては、少子高齢社会を迎えた中で、健康増進や疾病、介護予防等の推進を通じて、健康長寿社会を形成することが急務となっております。市民の健康づくりを推進するための計画策定のもととなる市民アンケート調査の予算を計上するものでございます。

商工費におきましては、観光協会への運営に関する補助のほか、水族館施設等の改修に係る予算を計上してございます。

消防費におきましては、消防本部庁舎の耐震改修補強工事に係る予算を計上しております。

教育費でございますが、小学校の施設維持管理といたしまして、新治、七会、上佐谷、3小学校の空調設備の工事のほか、各教育関連施設の修繕料について予算を計上してございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨を説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が制定されたことに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の適正な管理について、必要な措置を講じるため、当条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、特定個人情報、情報提供等記録及び特定個人情報ファイルの定義と、その目的外利用の制限及び提供禁止、さらに開示請求や訂正通知、利用停止請求権などについて、番号法との整合を図るものでございます。

施行は平成27年10月5日としておりますが、情報提供等記録に係る部分については、番号法附則第1条第5条の規定により、今後政令において定められる日としております。

続いて、議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、かすみがうら市職員の再任用に関する条例について、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、消防吏員の定義を定める規定が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に移行することに伴い、改正を行うものでございます。

施行日は平成27年10月1日としております。

続いて、議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結について説明をいたします。

本案は、下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事場所は下稲吉地内で、契約の方法は一般競争入札による契約となっております。

契約金額は5億3676万円で、契約の相手方は株木・千和・千代田エンジニアリング特定建設工事共同企業体でございます。

続いて、議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について説明をいたします。

本案は、美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事に係る請負の変更契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事場所は深谷地内で、変更前の契約金額2億6886万6000円に864万円を増額し、変更後の契約金額を2億7750万6000円とするものでございます。

契約の相手方は、つくば市の株式会社三共建設でございます。

続いて、議案第62号 消防団デジタル無線機の取得について説明をいたします。

本案は、消防団デジタル無線機の取得について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容は消防団デジタル無線機の購入で、車載型無線装置22台、携帯型無線装置67台を購入するものでございます。

契約の方法は一般競争入札による契約で、取得価格は6145万2000円、契約の相手方は水戸市の株式会社綿引無線でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明いたします。

議案概要書の16ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1164万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億8099万4000円とするものです。

内容につきましては、人件費のほか、国民健康保険特別会計の後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の支払いにおいて納付額等の決定及び退職者医療費給付費においては、平成26年度の事業

実績に伴う事業費の超過に伴い予算の不足が見込まれるため、それぞれ補正をするものでございます。

どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の趣旨をご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1361万7000円を追加し、予算総額を32億2689万6000円とするものでございます。

内容としましては、人事異動に伴う職員の人件費及び介護保険制度を市民の方に理解を深めていただくために、各戸周知用として介護保険のパンフレットを作成するための印刷製本費を計上するものでございます。

また、平成26年度地域支援事業支援交付金の精算に伴いまして、国庫支出金の返還金として補正をするものでございます。

以上、議会の議決を求めるものです。よろしく願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第63号 市道路線の変更について、議案第64号 市道路線の廃止につきましては関連がございますので、一括して趣旨をご説明いたします。

本案は、五輪堂橋改修事業に伴う新橋の開通及び旧橋の撤去により、市道路線として道路の形態及び機能がなくなったため、市道8-2587号線の総延長を153メートルに変更するものでございます。

また、恋瀬川河川敷内の市道8-2533号線、総延長155メートル及び市道8-2534号線、総延長83メートルにつきましては、行きどまりの未供用道路であり、国において河川敷内の用地取得も完了しており、廃道することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第65号から議案第67号 市道路線の認定については、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された新設道路につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、議案第65号でございますが、稲吉東5丁目地内に位置し、両側に雨水排水側溝を設置しており、浸透アスファルト舗装で施工されてございます。よって、認定位置図のとおり、4路線総延長250.5メートルについて、市道として認定をお願いするものでございます。

次に、議案第66号でございます。稲吉4丁目地内に位置する延長86.8メートル、最小幅員は6メートル、最大幅員は10.5メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、市道8-2916号線と

して認定をお願いするものでございます。

議案第67号でございますが、稲吉南1丁目地内に位置し、平成8年に築造され、寄贈を受けた新設道路であります。延長33メートル、最小幅員6メートル、最大幅員10メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、市道8-2917号線として認定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第53号ないし議案第67号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第68号ないし議案第74号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている7件の決算認定の議案については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて監査委員からの報告を求めます。

最初に、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第68号から議案第73号、平成26年度かすみがうら市一般会計、各特別会計の歳入歳出決算の認定案件につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度各会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

次に、議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者及び担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、審査意見について報告を求めます。

代表監査委員 瀧ヶ崎洋之君。

[代表監査委員 瀧ヶ崎洋之君登壇]

○代表監査委員（瀧ヶ崎洋之君）

代表監査委員の瀧ヶ崎でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第68号ないし議案第74号につきまして決算審査報告を申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づきまして、平成26年度の決算審査を実施いたしました。審査の対象は、平成26年度かすみがうら市一般会計のほか、各特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金であります。

審査の結果であります。審査に付されました各会計決算書等は、関係法令に準拠して調製されておりまして、計数は正確でありました。また、予算の執行につきましても、おおむね所期の目的に従って適正に執行されていると認められました。そのほか、基金につきましても適正に管理運用されており、その計数は正確でありました。

なお、詳細につきましては別添意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、会計管理者 君山 悟君。

[会計管理者 君山 悟君登壇]

○会計管理者（君山 悟君）

それでは、議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は172億5996万4232円になりまして、歳出総額は162億393万3548円になり、歳入歳出差し引き額は10億5603万684円になりますが、翌年度に繰り越すべき財源 2億5597万4240円を差し引いた実質収支額は 8億 5万6444円となりました。

次に、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は54億2058万2098円になりまして、歳出総額は52億2496万69円になり、実質収支額は 1億9562万2029円となりました。

次に、議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は 6億5961万205円になりまして、歳出総額は 6億5776万840円になり、実質収支額は 184万9365円となりました。

次に、議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は10億9423万8564円になりまして、歳出総額は10億8012万3429円になり、歳入歳出差し引き額は1411万5135円になりますが、翌年度に繰り越すべき財源 8万1000円を差し引いた実質収支額は1403万4135円となりました。

次に、議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は 4億2639万1114円になりまして、歳出総額は 4億1931万2277円になり、実質収支額

は707万8837円となりました。

次に、議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、概要をご説明申し上げます。

歳入総額は30億3988万6730円になりまして、歳出総額は30億2万7581円になり、実質収支額は3985万9149円となりました。

以上が平成26年度かすみがうら市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、議案の概要をご説明させていただきます。

本件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算、収益的収入及び支出につきましては、消費税込みの11億561万6230円の収入に対しまして、11億1888万6369円の支出でございました。消費税抜きの損益計算におきましては、3749万2899円の当年度純損失となっております。

当年度純損失を計上した主な理由といたしましては、地方公営企業法の改正により、会計制度の見直しが図られたことによる新会計基準への移行に伴うものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、2億7130万円の資本的収入に対しまして、消費税込みの5億9302万3601円の支出でございました。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億2172万3601円につきましては、消費税資本的支出調整額1785万7729円及び過年度分損益勘定留保資金3億386万5872円で補填しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、市長からの提案説明及び趣旨説明、監査委員からの説明が終了いたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月7日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第7 決算審査特別委員会の設置について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査のため、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

今期定例会に上程されております議案第69号ないし第74号までの6件の審査のため、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、決算特別委員会委員の選出を行ってください。

総務委員会は全員協議会室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室で、それぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、11番 佐藤文雄君、8番 古橋智樹君、5番 川村成二君、4番 来栖丈治君、3番 設楽健夫君、2番 宮嶋 謙君、1番 櫻井繁行君、以上7名を指名します。

次に、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、15番 矢口龍人君、14番 小座野定信君、13番 鈴木良道君、10番 加固豊治君、9番 小松崎 誠君、7番 田谷文子君、6番 岡崎 勉君、以上7名を指名いたします。

それでは、直ちに、一般会計決算審査特別委員会は第一委員会室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は第二委員会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時31分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

休憩中に、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、ご報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に川村成二君、副委員長に来栖丈治君、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に田谷文子君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり当選されましたので、ご報告いたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月2日の定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時32分

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成27年9月2日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 岡 崎 勉 議員
- (2) 宮 嶋 謙 議員

(3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 岡崎 勉 議員
- (2) 宮嶋 謙 議員
- (3) 田谷文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	岡崎 勉	1. 水道料金の値下げについて
		2. 学校統廃合後の施設活用と地域振興事業について
		3. 地方創生の取り組みと市の将来像について
(2)	宮嶋 謙	1. 少子高齢化、人口減少が進む当市の将来について
		2. ごみ減量化へ向けた姿勢と、ごみ処理施設の長期有効活用について
		3. スクールバスの柔軟運用について
		4. 小学校統合による廃校の活用について
(3)	田谷文子	1. 定住自立圏構想と広域合併について
		2. 本市の小中一貫校教育に対する基本方針及び計画並びに市街化調整区域内の児童数減少の抜本的対策について
		3. 市道51号線（上稲吉から馬立まで）の改良工事の進捗状況について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずねる場であり、よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、一部事務組合の事務に関する質問にはできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

おはようございます。平成27年第3回定例会に当たり、さきに通告をいたしました内容に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早いもので坪井市長が就任いたしましたから2年目に入りました。そして、6月には行政経験豊かな横瀬副市長を迎えられ、さまざまな行政課題の山積する中、組織も整い、私はこれからの行政手腕に大いに期待をするものであります。

さて、これまで市長が公約に掲げた「暮らし」「子育て」「健康」「安全・安心」とそして「成長」の5つの応援策を市民の目線に立って実施、実現化を図り、市民の合意形成、財政運営に努めているものと思います。

そこで、一議員として是々非々の立場で一般質問をさせていただきます。

質問1の水道料金の値下げについて。

坪井市長が公約に掲げた「暮らしの応援」の中で水道料金の値下げについて質問させていただきます。

人口の減少傾向にある中、さらには水量をコントロールする節水器具などが普及し、水道料金は減少傾向にあると聞いております。また、水道管など市民を守るインフラ施設の老朽化問題、震災対策などを抱え、将来の水道事業が懸念されるときでもあります。しかし、この水道料金の改定については、市民の皆さんの関心が非常に高いところでもあります。

消費税は、昨年5%から8%に引き上げられ、さらに2017年4月からは10%に引き上げされることが決定されているところでもあります。このことを含め私は今の経済状況は、非常に将来に向けて展望の開けた希望を抱かせるようなものにはなっていないと考えております。

市長には、景気浮揚につながる地元で根差したかすみがうら市独自の政策をぜひ実行していただきたいというふうに思っております。

市長は、消費税引き上げの負担軽減策の1つとして水道料金の値下げを公約し、当選をされました。

これまでも当市の水道の料金に関しましては、近隣市である土浦市の水道料金と比べて高いということで再三使用した水量の分だけの料金にすべきだとの要望があったわけでありまして、この件については、市長もご存じのことと思います。

値下げとあわせて土浦市と同様使用した分だけ水道料金がかかるようにするには、水道料金体系そのものを見直す必要があると思います。どのように考えておりますか。

私も水道利用者の一人として公共料金である水道料金の値下げをぜひとも実現させていただきたいというふうに思っております。水道料金については、市民の関心が非常に高いわけでありま

す。水道料金の改定時期はいつになるのか、明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

当市は、現在10立方まで使っても使わなくても定額の基本料金であります。しかし、隣の土浦市や湖北水道企業団などどちらも水量ゼロが基本料金であります。基本料金には違いはあるものの、あとは使った分だけ、水量に応じて水道料金が決められているようであります。料金改定の考えがあるのであれば、ぜひとも今回は近隣市との不公平感を解消する意味でも市民が納得できる料金体系に改正すべきであるというふうに思います。

かすみがうら市が誕生して10年がたちました。この合併してから10年間、市民のための公共料金の見直しは行われてこなかったと思います。この合併10年を契機として、市長が公約に掲げた水道料金見直しを近隣との不公平感の解消に向け、ぜひとも早期に実現をしていただきたいと思っております。

水道は公共料金なので、基本水量をゼロに下げたとしても、定額の基本料金は負担しなければならぬと思いますが、使った分だけということになると、かなり値下げになると思います。そこでお伺いしますが、料金値下げを行うつもりがあるのか市長にお伺いをいたします。

次に、質問2番、学校統合の施設活用と地域振興事業について。

来年3月で小学校統廃合に伴う霞ヶ浦地区の小学校の跡地利用と地域振興についてをお伺いいたします。

私の持論として、学校については、子どもたちの教育の場であると同時に地域の財産であると思っています。学校は、長年にわたり地域住民とともに心豊かな子どもたちを育み、その長い歴史の中で輩出された卒業生や地域の方々と良好な関係を築いてきたことが多くの生徒や地域を築き、育ててきたことは承知のことと思うところであります。

この地域の核として位置づけられてきたかけがいのない施設を閉校後、どのように利用し、地域の核として位置づけていくのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、質問3、地方創生の取り組みと市の将来像について。

かすみがうら市が誕生しまして10周年を迎えております。これからのかすみがうら市の10年間の取り組みが最終的な評価となり、その結果として市の将来像が見えてくるのではないかとこのように思います。

これからの10年を考えると、この1年が大変重要ではないかというふうに思っています。そして、最初で最後のチャンスになるかもしれません。その責任と覚悟を持って、市長を初め職員、そして我々議会が全力で取り組んでいかなければならないというふうに思うものであります。

本年度より国が進める地方創生が本格化されてきました。先日、職員から提案や市民提案が示されてきました。この提案を受け、かすみがうら市の進む方向性を明確にすることが大変重要なことであるというふうに思います。

地方創生に対しては、一方では無駄遣いや財源のばらまきなどの批判的な意見もあります。以前のふるさと創生とは異なり、具体的な数値目標に裏づけられたものであり、さらに厳しい検証に耐え得なければ交付金はつかないということでもあります。

したがって、今回の地方創生事業をしっかりと活用するには、中・長期的な戦略である市の将来像を持って、優先する事業は何なのか、何から取り組むべきなのかをしっかりと考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

市長が描く市の将来像はどのようにお考えでしょうか、市長にお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

岡崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、水道料金の値下げの時期及び方法につきましてお答えをいたします。

議員ご質問の水道料金の値下げにつきましては、昨年の市長選挙の公約の中で市民の皆様にお約束をしたものでございます。

私は、当時、景気がなかなか上向かない中で消費税が増税されるという状況において、このままで果たして市民の暮らしを守っていけるのかとの危機感からマニフェストに掲げさせていただいたものでございます。公共料金の適正化と見直しを図り、「暮らし応援」に努めてまいりたいと考えております。水道料金の値下げにつきましては、ぜひとも市民の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思いますところであります。

本市の水道事業は、合併当初から経営安定化のために一般会計から補助金を受けておりますが、経営の健全化を図るため、人件費や支払利息などの費用の縮減に努めてまいりました。経営改善が図られたことによりまして補助金への依存度が下がり、公営企業として独立性が高まっていると考えています。

水道料金の値下げに当たりましては、値下げ分をこれまでの経営改善によりまして得られた縮減効果を利用者の皆様に還元していきたいと考えているところであります。ご質問にございました基本水量の見直しにつきましても、この中で改善を図っていききたいというふうに考えております。

値下げの時期につきましては、これまで決算状況を見て、時期を判断すると言ってまいりました。平成26年度水道事業の決算は、純損失を計上する、いわゆる赤字決算でありましたが、これは制度改正により、移行初年度に当たるため、これまでなかった引当金など現金支払いを伴わない費用を年度末に一括計上したことによるものでありまして、経営状況の悪化によるものではございません。今年度は、黒字を見込んでいるところでございます。

上下水道部には、水道料金の改定に向けまして平成26年度決算と新しい会計制度を踏まえ、投資と財政見通しを検討するよう指示しているところでございます。決算結果を精査をいたしまして、第4回定例市議会への提案を目標に進めさせてまいりたいと考えております。

次に、2点目、学校統廃合後の施設の活用と地域振興策についてのご質問にお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の学校統廃合につきましては、保護者、地域の皆様のご理解を賜り、統廃合委員会を中心とした関係者のご尽力によりまして、来年4月に7つの小学校が、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校として新たな歩みを始めることになっているところでございます。

学校統廃合につきましては、平成25年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定し、推進してお

りますが、発生する空き校舎や跡地の利用に関しましては、この計画の中でも重要な課題ということで捉えておりました、地域の理解を得ながら利活用策を検討して、公の施設としての転用、または民間への売却等による施設を生かした有効利用を最優先することとしております。

また、昨年度、国からの要請を踏まえまして、公共施設等総合管理計画として公共施設マネジメント基本計画を策定いたしました。こちらの計画につきましては、公共施設やインフラ施設の全体的なあり方について、30年先を見通した基本的な考え方を取りまとめたものでありまして、廃止となった施設につきましては、他の用途への転用、売却などを進めることとしております。

学校跡地につきましては、全国的にも課題となっております廃校後の利活用策として、社会教育施設や文化施設、企業の施設、体験交流施設などさまざまな先進事例がある一方で、施設の老朽化、立地条件、法令上の規制などから活用方法が決まらない事例もございます。

岡崎議員のお考えにつきましては、全く同感でありまして、私も各小学校は教育施設であるとともに地域に長く親しまれ、地域住民の暮らしのよりどころになったところでもあります。また、貴重な財産であることを踏まえまして、これらの跡地、施設を有効に活用しながら、将来にわたって地域の振興につなげられることが望ましいというふうに考えております。

そのため、特に今年度は、地域懇談会を開催するなどして、市民の皆様とともに知恵を出し合いながら、また市内において関係部門が連携をして、さまざまな可能性について検討し、地域の実情や本市の特性に応じた具体的な方向性について取りまとめていきたいというふうに考えております。

次に、3点目、地方創生に向けました本市の取り組みと将来像についてお答えをいたします。

国・県・市町村が一体となって進めております地方創生の取り組みは、人口減少・少子高齢化に歯どめをかけることを目的としており、そのためには東京一極集中を是正し、地方に人の流れをつくる、地域に活力を呼び戻すこととしております。

まちの将来のビジョンをしっかりと持ち、今後の中・長期的な戦略を考え、地域の活力を維持していかなければなりません。

私の描くまちの将来像は、バランスのとれた誰もが暮らしやすいまちとしていくことであります。本市は、中心部の都市化した住宅地のエリア、果樹観光・農水産業の盛んな農村部エリアとさまざまな要素と可能性を持ったまちであるというふうに自負をしております。

都市の中心部にさまざまな機能を集め、相乗的な経済の交流を活発化させることで中心市街地の活性化を図り、定住を促進させていく。また、周辺地域は、農地の集約を進め、農水産業のさらなる活性化を目指す。そして、これら中心部と周辺部の拠点をネットワークで結ぶことで、利便性の高い多機能な地域を形成することができます。

こうした都市と自然の両方を兼ね備えたまちとして、現在取り組んでいる総合戦略の策定におきましては、本市の持つこれら地の利を生かし、市内在住の方がこれからも住み続けたいまち、そしてUターンとして戻りたいまちとなるよう施策を盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

水道料金に関する再質問をいたします。

ただいま答弁の中で水道料金値下げの時期につきましては、明確な答弁をいただきましたので、実現に向けましてよろしくお願いをいたしたいと思っております。また、これまでの水道料金値下げという形で市民に対し還元をしていただきたいというふうに思います。これまでの経営の安定に努めてきた担当部局の努力は理解できますが、さらに一段の経営改善を図って、今年中に水道料金の見直しを実現していただきたいと思っております。私を含め市民は、少しでも早く水道料金の公約の実現を望んでいると思っております。

以前にも水道料金の値下げの提案がありました。そのときは震災直後ということで時期尚早、さらには水道料金の採算性を考えないで値下げ分を一般会計から補助金で補填するということで見送りになった記憶があります。水道料金を値下げする場合、減収分を補う必要があると思っておりますが、前のように一般会計から補助金の増額を考えているのかお伺いします。また、一般会計からの補助金にもし頼らないとすれば、ほかに何らかの考えがあるのか、あればお聞かせいただきたいと思っております。できれば、市長に答弁をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

岡崎議員の今回の水道料金の値下げに際しましてその財源はどうするのか、それから一般会計からの補助金を増額するのかという質問に対しましてお答えをいたします。

以前検討しました水道料金の値下げにつきましては、一般用の基本水量を10立方をゼロ立方とした従量制とするとともに、基本料金を消費税抜きで1,000円とする一般用のみの対象とした改正案でございました。試算では、年間約2500万の減収が見込まれましたので、その減収分につきましては一般会計から補助金として増額して、対応するというものでございました。

しかし、水道事業は合併当初から経営健全化のための人件費、支払利息などの費用の縮減に努めていくとともに、千代田地区で活用してきました5つの旧簡易水道浄水場をですね、平成31年度を目標に統廃合しまして、増圧配水場への転換を図る計画を持っているところであります。また、浄水場を利用地区を1カ所に変えるなど、さらに経費削減が図られると思っております。

これまでの経費削減・縮減の成果、効果、そしてまた今後の経営改善の継続によりまして毎年度相当額の利益計上が見込めるというふうに考えています。この経費縮減分を市民の皆様様に料金値下げという形で還元したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

くれぐれも一般財源からということで、せっかく値下げしても値上げということのないように、できるだけ財政的には考えていただきたいと思っております。

次に、老朽管の更新、耐震化対策、将来の老朽施設の更新、あるいは震災対策などもこれから多額の経費費用が予想されると思っておりますが、水道料金を値下げしても今後健全な経営ができるの

か、見通しについてお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

水道施設それぞれには耐用年数が決められておりまして、その資産価値の目減り分を毎年度決算時に減価償却費として費用化いたしまして、工事費の補填財源としているところでございます。

まず、老朽管の更新につきましては、水道管の耐用年数は40年と決められております。40年たちますと、金額に換算した資産としての価値はほとんどなくなってしまう、そういうようなものでございます。

ただ、水道管を耐用年数が来たからといいまして全く使えなくなると、そういうものではございません。全国で見ますと、耐用年数を経過したものを順次交換していく率は1%にすぎないというところでございます。水道といたしましては、少しでも更新率を向上させたいと考えているところでございます。

この件につきましては、現在、作成中であります水道ビジョン、今後の財政計画、投資計画の中で施設の更新整備を計画的に進めることとしているところでございます。

経費費用の手当てについてお答えいたします。

水道会計におきましては、水道料金を主な収入源といたします収益的収入支出予算と企業債と減価償却費等を補填財源といたします資本的収入支出予算の2つに分かれて経営をしているところでございます。

老朽管の更新につきましては、資本的収入支出予算、こちらになります。収入を企業債と補填財源としておりますので、水道料金を直接の収入源としておりませんので、企業債の残高を注視しながら長期的な計画のもとで施設の更新に努めてまいりたいと考えているところでございます。

企業債につきましては、合併しました平成17年度は残高が57億5000万円ございました。平成26年度決算におきましては、37億7000万円でございます。この10年間で企業債を残高18億9000万円減少させております。今後も縮減を図りながら、将来の施設更新に備えをしているところでございます。

さらに、震災対策につきましては、千代田地区が県西用水からの受水がなくなりまして、長期にわたり断水となってしまいました。このことから水源の手当てといたしまして、昨年度までに霞ヶ浦地区からの送水設備の整備がほぼ完了いたしまして、昨年4月から本格的に千代田地区への送水を行っているところでございます。

また、震災対応につきましては、布設する水道管は、地震、腐食に強く、長期の使用が可能とされておりまして、耐震管を採用いたしまして、耐震化率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

ただいまの答弁であります。老朽化あるいは震災対策というのは避けて通れませんので、十分値下げして、その後すぐ値上げというようなことがないように、そういう経営をうまくやっていただきたいと思います。

次に、先ほど市長から年内実施に向けてという答弁がありました。執行部ではある程度その原案が固まっているのでしょうか。あればどのようなものか伺いたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

私といたしましては、市長からありましたように減収分を一般会計からの補助金に頼るのではなく、経営の見直し、効率化により独立性を向上させるよう健全経営に努めまして、見直し案をご提案させていただきたいと思っております。

平成26年度決算につきましては、地方公営企業法の昭和41年以来の大幅な改正によりまして、純利益が三角となっているところでございます。昨年同様に赤字決算にはなりましたが、平成26年度同様に現金の確保はされておりますので、三角と、赤字決算となったからといって経営が急に悪くなったものではございません。現在、決算状況を踏まえながら今後の経営見直しを検討しておりますが、減収傾向にはあるものの経費節減の継続によりまして今年度以降も経営の目安となります純利益が確保されるものと考えております。改正によりキャッシュフロー計算書を作成するようにもなりました。こちらの損益計算の結果とキャッシュフローに着目いたしまして、値下げしたとしても損失が生じないよう経営の健全化を踏まえたところで料金体系の見直しを図っていきたく考えているところでございます。

料金体系の見直しに当たりましては、ゼロ立方を基本とする料金制への見直し。一般用、団体会用、営業用と分かれております用途別の料金体系を簡素化する。それと、基本料金と使った使用水量ごとの1立方当たりの料率の見直しを図りながら、全体として利用者の方々の負担軽減を図るものとしたと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

ひとつ値下げについては、よろしくお願いいたします。この水道料金値下げにつきましては、これまで何度も議論をしてきたところでありますが、市民のためにも早期に実現させていただくことをお願いしまして、この質問を終わります。

次に、2番の学校統合後の施設活用と地域振興策についての2回目の質問をさせていただきます。

ただいま答弁いただきました廃校後の跡地利用につきましては、今後全庁的な議論の中で活用策が出てくることを期待しております。ただし、申し上げておきたいことは、地域にとりましても大きなシンボルでもあり、その地域のどんな振興策をするのか、何が必要なのかなどを前提に跡地利用の議論を十分に実施していただきたいというふうに思っております。その考え方につい

て再度市長にお伺いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の跡地の利活用にお答えいたします。

ご案内のとおり、先ほどお話ししましたように来年の4月から、特に霞ヶ浦地区におきましては5校の廃校が発生をいたします。それについて非常に地域のシンボルとして、あるいは地域の文化的な施設としても学校施設以外でそういった位置づけであったものですから、それを一度になくすということは大変なことでありますので、その辺の利活用も含めていろいろ検討をしていきたいと考えています。

その中で一面ではやっぱり公共的な施設の財政なんかも含めた縮減という方向も一つあります。それから、1つは、地域の活性化ということがございます。そういう面の両方かららんだ中で地域の皆様のご意見、それから利活用の現状、そういったものを踏まえまして社会教育施設、あるいはまた取り壊して民間利用も含めて、いずれにしても有効活用、最大限に有効に使えるような形で検討していきたいと思っておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

この小学校の跡地利用につきましては、十分地域の方々と話し合いをして、問題のないようにしていただきたいことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

続いて、3番目の地方創生の取り組みと市の将来像についての2回目の質問とさせていただきます。

先ほど市長から答弁がありましたように、人口減少する中、そして高齢化社会の対応、さらには東京一極集中を地方に流れを変えていくといった大変重要なことでもあります。しかし、定住促進を進めていくためには雇用面、特に働く場を提供していかなければこの課題解消にはつながってこないわけであります。つまり、戦略的な企業誘致と観光誘致策などによって交流人口がふえ、そのことで人と物流の流れができて、地元事業者の商業拡大や雇用が発生するということがあります。大切なことは、このような一つの流れや方向性を具体的にどのようにしていくか。個々の諸問題を総合的につなげて、一つの方向性をつなげていくことが非常に重要であると思っております。

そこで、地方創生を進める上で市長はこのような状況をどのように考えているのか、再度お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

冒頭1つ訂正をさせていただきます。先ほど霞ヶ浦地区の小学校の跡地5カ所というふうに話

しました。6カ所でございます。

地方創生を進める上で今後どのような考えでというようなご質問であります。お答えをしたいと思っております。

本市につきましては、ご案内のとおり比較的都心に近く、そして交通の利便性も恵まれている地域であります。そして、また豊かな自然を生かした農水産業が盛んなこと、それから観光資源等もございます。こうした地の利を生かした新たな雇用の創出、それから6次産業を含めました地場産業の活性化、インバウンドの推進による交流人口の増加など総合戦略の策定につきましては、基本的な方向を示しながらK P Iという数値目標、そういったものを持って具体的な施策を検討していく必要があるというふうに考えております。

企業につきましては、空き土地だけではなくて、空き工場などにも情報を集めているところでございます。こうした市内の情報を常に把握をいたしまして、発信させていくことが重要であるというふうに考えています。こうした企業同士のマッチング的な仕組みも今後構築していかなければならないというふうに考えております。

また、外国人観光客が年々増加をしている中、こうしたインバウンド効果に対する外国人の誘客の施策を考えていくべきというふうに考えております。現在、地方創生におきます先行型事業では、自転車をツールとしたサイクリングプログラムの開発に取り組んでいるところであり、またこの取り組みには地域製品の加工開発も盛り込まれているところであります。国内外観光客の誘客に加え、かすみがうらブランドの6次産業を発展させていければ、地場産業の活性化につながるというふうにも考えているところでございます。

また、市内の子どもたちが地元で愛着を持ってもらい、市の未来をイメージし、将来を担っていただけるような力を持ってもらおうと、子どもたちに対する教育プログラムも検討しております。以上のような取り組みが、相乗的に地元の雇用、それから定住促進につながり、総合的な地域全体の活性化につながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

○6番（岡崎 勉君）

この地方創生につきましては、これからの市の将来像を考えると、先ほど申し上げましたけれども、この1年が大変重要であります。これからであると思っておりますけれども、十分に議論して、かすみがうら市が進む方向性を明確にさせていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

皆様、こんにちは。2番 宮嶋 謙でございます。

早速ですが、一般質問に入らせていただきます。

1点目は、少子高齢化、人口減少が進む当市の将来についてです。

皆様既にご承知のように、我が国は急激な人口減少社会に突入し、それに対応すべく国を挙げてさまざまな施策が動き出しております。減り続ける人口について、安倍首相は、50年後に1億人維持という目標を掲げましたが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、かすみがうら市は2035年に3万4998人と、現在よりおよそ1万人減るという数字を発表しております。

また、日本創成会議の推計では、当市の二十から39歳の若年女性人口が2010年に4,995人であるところが、2040年には2,770人へと、30年間で実に44.5%も減ってしまうとの数字も示されています。このレポートでは、消滅可能性都市という言葉が用いられたことで全国に衝撃が走りました。辛うじて当市は、そのカテゴリーには入りませんでした。若年女性が半数近くまで減ってしまうという予測が当市にとっても危機感を抱かせるに十分な数字であることに違いなく、早急な対策が求められているところでございます。

当市においても、ひと・まち・しごと創生総合戦略本部が設置され、有識者による検討が始まったところと聞いております。今後さまざまな施策が展開されるものと期待をしております。

そこで1番目の質問ですが、人口減少対策を打ち出すその前提として、かすみがうら市の将来の人口規模について、その目標値は何人に設定されているのでしょうか。

さきにも申し上げましたように、政府は50年後に1億人を維持という数値を設定し、合計特殊出生率を2030年までに1.8に引き上げ、50年後の1億人確保の条件として2040年に2.07という数値を仮定しています。

当市においては、さまざまな施策を行うに当たって目標値を設定し、途中経過の達成率などを見ながら施策内容の見直しを適宜行って、目標達成の確率を上げていくものと思われませんが、その目標値をどのように設定されているのか、教えてください。また、その目標実現のための具体案などがあれば、お聞かせをお願いいたします。

2番目の質問です。

この人口減少に対応すべく県内でもさまざまな動きがあります。例えば県央では、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の首長で構成する県央地域首長懇話会において、構成9市町村で茨城県央地域定住自立圏の形成を目指していくことを決めています。中心となる水戸市は、ことし7月に中心市宣言を行いました。

また、県北では、大子町を含む茨城・福島・栃木の3県にまたがる8つの自治体によって、八溝山周辺地域定住自立圏が形成されています。

また、県南においても、稲敷地方広域市町村事務組合を構成する3市3町1村の議員有志によ

る県南の未来を考える会の発足が報道されました。人口減少対策やまちづくりを広域で考えていく予定だとのことでございます。

こうした動きがある中、かすみがうら市では、土浦市とつくば市による合併勉強会にオブザーバーとして参加してきましたが、今のところ具体的な進展は見られておりません。

そこで、お伺いたしますが、市民生活の利便性、行政効率、地域の独自性など、当市の将来を総合的に判断した場合、定住自立圏の形成や合併などによる中核市、政令市への移行などさまざまな選択肢が考えられますが、市長はどのようなビジョンをお持ちでしょうか。また、そのビジョン実現のためにどのようなアクションを起こすご意向でしょうか、具体的にお聞かせください。

質問の2点目は、ごみ減量化に向けたごみ処理施設の長期有効活用についてです。

1番目は、ごみ減量化を積極的に推進していく意思が当市にどれほどあるのだろうかということです。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、基本理念に「みんなでごみゼロ大作戦！きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら」を掲げています。「ごみゼロ大作戦」というタイトルを掲げるからには、相当の決意の上で市民協働による徹底した努力が必要になるかと思えます。

しかしながら、この基本計画の中身を見ますと、ごみ減量化の目標として1人1日当たりのごみ総排出量を取り上げ、平成25年度が1,044グラムであるものを、平成31年までに約5%減の990グラムに、平成41年までに約10%減の940グラムに設定しています。つまり、16年かけて約100グラム減らしましょうという目標です。ごみゼロ大作戦の中身が16年かけて10%の減量です。余りにも低い設定に思えますが、いかがでしょうか。これで本気で減量を推進していると言えるでしょうか。私はその姿勢に疑問を感じております。

資源化率の目標値においても、平成25年度に20.3%であったものを、平成41年までに23%にしようという目標です。16年かけて2.7%向上させる目標です。

鹿児島県南東部の大崎町と志布志市では、共同でごみ処理事業をしており、ごみの分別は27種類に及びますが、資源化率は大崎町が80%、志布志市が76.8%です。この2つの自治体は合わせて5万人の人口規模ですが、ごみの焼却場はありません。埋め立ての場所が足りなくなることが見えた段階で、大胆な減量化作戦を敢行し、面倒だなどといった市民からの強い反対もあったようですが、根気強く説得して、全国1位、2位を獲得するに至りました。新聞報道によりますと、両自治体のごみ処理にかかる1人当たりの費用は、全国平均の約半分で済んでいるそうです。

当市とは歴史も環境も、そして状況も違います。ですから、同様のことがすぐできるとは思えませんし、また地域事情に即したごみ処理方法が必要なことは言うまでもありません。

しかし、本当にごみゼロを目指して、努力を重ね、80%もの資源化率を達成した自治体がある一方で、かすみがうら市の掲げる「ごみゼロ大作戦」の中身はどうでしょうか。数字はもちろん、その意気込みについても大きな違いがあると言わざるを得ません。

当市が本当に減量化を目指すのであれば、お題目だけの「ごみゼロ」を掲げるのではなく、せめて茨城県内で上位に入るくらいの目標値を掲げ、本気で実現できるよう、市民とともに努力していくべきだと思いますがいかがでしょうか、お考えを伺います。

2番目は、今あるごみ焼却施設を長期にわたって大切に使うためにストックマネジメントの手

法を用いてライフサイクルコストの低減を図るべきではないかということです。

環境省では、平成22年3月に廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）という文書を出しています。この文書の内容を要約すれば、廃棄物処理施設において、施設の長期延命化を図るべきだということを言っており、またその手法については、ストックマネジメントという手法を用いて、ライフサイクルコストの低減を図ることを求めています。

ストックマネジメントとは、簡単に言えば、今ある財産を末永く使うために、適切に維持・管理していくという考え方です。そして、ライフサイクルコストを低減しなさい、すなわちその財産の寿命を延ばすことによってお金を節約しなさいと言っているのです。

具体的には、「焼却施設のコンクリートの建物は50年もつのに、プラントの性能劣化を理由にして20年程度で施設全体を廃止している例が見られるが、経済的観点から改善の余地が大きいと言わざるを得ない」と書かれています。今あるものをできるだけ長く使いましょう、そのためにきちんと管理をしましょうと書いてあるのです。全く当たり前のことですが、この当たり前のことができていない自治体があるので、こういう文書が出されているものと思われます。

当市でも現在使用している新治広域環境クリーンセンターを25年程度でお払い箱にして、新しいごみ焼却施設を建設しようという計画に参加しています。しかも、当市では、今の施設がどういう状況かは調べないと言っています。適切に管理・修繕を行っていけば、30年、40年と使用できるかもしれない施設を、調べもせずに壊そうとしているのです。市民はどうして納得することができましようか。

私は、環境省が求めているように、新治広域環境クリーンセンターについて、ストックマネジメントの手法を用い、ライフサイクルコストの低減を図っていくことが、多くの市民が求めるころだと思いますが、改めてお考えをお伺いいたします。

3点目は、スクールバスの柔軟運用についてです。

昨年4月、霞ヶ浦地区の中学校が統合され、霞ヶ浦中学校として1年半が経過しました。学校統合に際しては、保護者の皆様はもちろんのこと、関係者の皆様には大変なご苦勞があったことと思いますが、無事統合がなされ、教育現場も順調に歩みを進めていることと思います。

さて、1番目の質問ですが、ある保護者の方からスクールバスの利用について困っているとの声を聞きました。それは、中学校1年生の保護者からのもので、入学前の希望調査で自転車通学を選択し、それで通学を始めたものの、実際に中学生活に入ってみると、バス通学のほうがよかったので変更を求めたが、認めてもらえなかったというものでした。その保護者の方が言うには、満席のバスに乗せてほしいと言っているのではなく、バスに空席があるのだから、希望者を乗せてもよいのではないかということでした。

私も確認をしましたが、確かにバスは定員になってはおらず、十分な空席があることがわかりました。学校教育課ではどのような対応をとったのか、なぜ認めることができなかったのか、教えてください。

2番目として、スクールバスの運営においては、児童・生徒の最適な教育環境の確保という視点を第一とし、できる限り柔軟に対応することが市の責務だと思いますが、お考えを伺います。

児童・生徒、その保護者からの要望があった場合、何を第一に対応しているのでしょうか。当初の計画になかったからとか年度途中だからといった役所の都合を優先するようなことはないで

しょうか。市民本位の対応ができてきているかどうか、自己評価も含めお考えをお聞かせください。

3番目として、スクールバスのあり方について、公共交通の視点も取り入れ、抜本的な見直しが必要ではないかと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

学校統合委員会でも多くの議論がなされたことと思いますが、スクールバスのより柔軟な運用、利用者の利便性、公平性などを再度検討し、有料化の可能性も排除せず、抜本的に見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

これから統合する小学生、既に運用が始まっている中学生、駅へ行く高校生や通勤利用者など、朝夕に限れば公共交通へのニーズは非常に高いと思われます。さらに、クラブ活動への対応、迎えにいく保護者の皆さんの労力、天候による需要の増減など、さまざまな条件をもう一度整理する必要があらうかと思えます。その上で、例えばスクールバスの機能を持たせたコミュニティバスを運行し、スクールバスに充てていた予算を子どもたちの通学割引に充てるなどさまざまな方法が考えられると思うのです。

スクールバスとは別に公共交通のあり方について検討が始まっているようですので、ぜひ学校教育課も一緒になって、より多くの市民の利便性が高まり、教育環境の向上に役立つ方法を検討していただきたいと考えます。今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

4点目は、小学校統合による廃校の活用について伺います。

1番目の質問ですが、霞ヶ浦地区の小学校の統廃合が間近に迫っており、廃校の今後について心配する声が寄せられています。閉校後の校舎や体育館、校庭などの学校施設の再利用について、どういう方針で臨むのか教えてください。

小学校には教育の場という機能が第一にあります。それに付随して地域のコミュニティーの場として市民の健康増進の場としてなどさまざまな機能があります。質の高い教育環境を確保するために統合がなされたわけですが、その一方で大切なコミュニティーの場がなくなってしまうのではないかと、もう楽しくスポーツできなくなるのでは、地域の歴史が途切れてしまうのではといった不安を抱えていらっしゃる地域住民の方も多いと思われます。

施設の維持管理を誰が行うのか、耐震についてはどうなのか、整理しなければならない事柄が多いとは思いますが、あと半年で閉校されるわけですから、ある程度の方針が示されてよい時期だと思いますが、いかがでしょうか。

2番目として、これまで各小学校で行われてきた児童の課外活動や市民グループの活動について、従前どおり行うことが可能なのか、あるいは代替措置が提示されるのか、市の方針をお聞かせください。

具体的にはスポーツ少年団の活動はどうなるのか、夜間開放を利用していた市民グループの活動はどうなるのか、それぞれの団体に対して既に説明会など開催されてきたのでしょうか。また、4月以降について、どのような利用が可能となるのでしょうか。今現在の状況を教えてください。

以上で、私の1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

宮嶋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、少子高齢化、人口減少が進む本市の将来についての1番、本市の将来人口の規模に関する目標値と対策につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の1点目2番、市の将来的な行政体制の質問にお答えいたします。

地方自治のあり方については、さまざまな議論がなされているところでありまして、近年の状況を見ますと、自治体の行政体制は大きく変わってきているところです。約10年前の、いわゆる平成の大合併で全国の自治体数は3,100から1,718に減少をし、行政組織におきましても、住民の行政手続におきましても大きな影響があったことは記憶に新しいところでございます。

また、国におきましては市町村合併のほか、一定の要件を満たす中心市と近隣市町村において、それぞれの特徴を生かすことで、相互に役割分担をし、圏域全体で必要な生活機能を確保するという、いわゆる定住自立圏という新たな施策を推進しているところでもございます。

宮嶋議員ご指摘のように、行政効率の向上や、より柔軟なまちづくりを実践するために、市町村合併による中核市、あるいは政令市への移行や定住自立圏の形成は、非常に有効であるというふうに考えております。

具体的には、権限移譲によります事務処理期間の短縮などによります住民サービスの向上、財政基盤の強化、人員削減など、さまざまなメリットが期待できることは言うまでもございません。

本市といたしましては、地域特性を失うことなく、さきに述べたような効果を実現できるような政策を準備・実行していく必要がございます。

本市の地理的特性を鑑みますと、昨年度、土浦市・つくば市の合併勉強会にオブザーバーとして参加している経緯もございますが、将来的には、県南の中心的都市であります両市を中心にいたしまして広域的な連携を模索していく必要があるというふうに認識をいたしております。時期や方法につきましては、さまざまな点を考慮しなければなりませんので、相当な準備が必要だと考えています。いずれにいたしましても、関係自治体とは時期を逃すことのないよう対処したいというふうに考えております。

次の2点目、ごみの減量化への姿勢とごみ処理施設の長期有効活用についての1番、ごみゼロについては環境部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目2番、ストックマネジメントの手法を用いてのライフサイクルコストについてお答えをいたします。

先ほど議員からご紹介がありましたように、環境省において平成22年3月、廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き、さらには平成25年5月31日に閣議決定をされました廃棄物処理施設整備計画におきまして、市町村単位のみならず、広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化等、計画的に進めていくべきであるとして、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入、つまりは長寿命化を図るべきとしているところでございます。

一般的に、焼却炉の耐用年数は20年から25年、長期使用いわゆる長寿命化の耐用年数は10年から15年と言われております。

一方で建物が50年使用できるので、炉を改修し、長期使用したほうがよいとの意見もございま

す。

しかし、広域化もしくは長寿命化をする際に、財源として国からの交付金充当を検討することになりますが、国も財政状況が厳しく、もともとの交付要件の人口5万人、また面積が400平方キロメートルのほか、既存施設の省エネ化、削減、広域化等を満たされなければなりません。

ご存じのとおり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内には3つの組合がございます。仮にそれらいずれかの施設の長寿命化を行ったとしても、いずれは施設の更新をすることは逃れられないことでありまして、また毎年それらの施設に維持管理のための負担を重ねていかなければ、行財政のスリム化を図ることが難しくなっていきます。

このようなことから本市においては、長寿命化を行うより広域化を行ったほうが交付金の充当も可能となり、かつ年間経費等の節減にもつながると考え、霞台厚生施設組合に加入したものでございます。ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に3点目、スクールバスの柔軟運用についての1番、通学方法の変更について及び2番、柔軟運用に関する所見については教育部長から、3番、スクールバスのあり方については教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目の小学校統合によります廃校の活用についてでございますが、学校統合によります廃校施設の利活用に関する考え方は、先ほど岡崎議員にもお答えしておりますが、ご質問の1番、廃校後の校舎などの運営につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、児童の課外活動や市民グループの活動に関するご質問にお答えをいたします。

小学校施設が地域の核となっている要因の一つとしては、スポーツ少年団や地域のスポーツ団体の活動拠点となっていることが挙げられるというふうに思います。

スポーツ少年団につきましては、スポーツを通じた子どもたちの健全育成に資するものでありまして、指導者や保護者の皆さんの熱心な活動によりまして大きな成果を上げております。また、身近な施設としてママさんバレーボールを初めとします運動の機会の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

地域懇談会等を通じまして、霞ヶ浦地区におきましては、来年4月に小学校が統廃合となることから、その後の活動の場に不安を持たれる方々の意見を拝聴し、対応が必要であるというふうに認識しております。

また、学校以外の体育施設を見ましても、休日や夜間については比較的稼働状況が高いことから、提供できる施設の数には限りがありまして、さらに廃校となる学校の体育館の大部分は耐震の面で課題がございます。施設の設置者としましては、利用上の安全確保は最優先事項であります。廃校施設を耐震化することは、大きな財政負担を要するものでございます。

このようなことから岡崎議員にもお答えした利活用策の一環として市民のスポーツに対するニーズに対応するため、現在の利用状況などを検証するとともに、限りある施設の効率的な利活用方法につきましては、施設の状態も踏まえた上で、暫定的な利用も含めまして、利用団体の皆さんとよく相談し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目3番、スクールバスのあり方について公共交通の視点も取り入れた抜本的な見直しが必要ではないかと考えますが、今後の取り組みについて伺いますとのご質問にお答えいたします。

現在運行している霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行基準については、運行開始3年後に見直しを検討することとされているため、今後、利用状況や運行基準に関するアンケートを実施し、見直しの参考にし、年度途中の利用も検討するなど、利用者が利用をしやすい方法を検討していきたいと考えております。

また、公共交通を取り入れた抜本的な見直しが必要ではないかのご指摘ですが、今後、スクールバスの運行基準の見直しに当たっては、公共交通の担当課である政策経営課と十分協議をし、公共交通の活用についても慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、1点目1番、本市の将来人口の規模に関する目標値と対策についてのご質問にお答えをいたします。

本市の人口は、平成7年頃の約4万5000人をピークに減少傾向となっており、平成27年9月現在では約4万3000人となっており、先ほどのご質問にもありましたように、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、この傾向は今後も続く予測をされております。10年後には4万人を下回り、2040年には現在より約1万人を減少する3万3000人になると推計をされております。

年齢3区分別の人口推計では、65歳以上の人口は10年後まで増加をし、その後減少に転じることが推計をされておりますが、年少人口・生産年齢人口は減少の一途をたどる形となっております。

国においては、このまま何も施策を講じなかった場合、2060年に総人口が約8700万人になるといった減少推計に対し、1億人程度の人口を確保することを目標とした長期ビジョン・総合戦略を策定しているさなかでもございます。

本市におきましても、この人口減少を少しでも緩やかなものとしていくために、2040年までの地方版長期ビジョンと総合戦略の策定に現在取り組んでいるところでもございます。

ご質問の目標値の設定に当たりましては、現在人口動向の分析や市民アンケート調査の結果などから、本市で取り組む戦略の絞り込みをしている作業中でもございます。この作業が完了した段階で目標値を設定していくということになってございます。

また、目標実現のための具体案としまして、先般の総務委員会あるいは全員協議会でもご報告をしたとおり総合戦略の策定の取りまとめを行っている段階ですので、完了次第改めてご報告をさせていただきます。

基本的な方向といたしましては、国が示す政策の4分野、1つといたしまして安定した雇用、

2つ目には新しい人の流れ、3つ目には若い世代の結婚、出産、子育て、4項目といたしまして地域づくりにスライドをさせた5カ年の計画として策定をするということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目1番、当市の一般廃棄物処理基本計画では、基本理念に「みんなでごみゼロ大作戦！きらきら豊かなめぐみ野 かすみがうら」を掲げていますが、本当にこの「ごみゼロ」を目指しているのか、その本気度を伺いますの質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、本年3月に平成25年度を基準年度といたしまして平成31年度を中間目標、平成41年度を最終目標の設定年度として平成27年から平成41年までの15年間の当市のごみ処理に係る総合的・長期的な計画を策定したところであります。

本市のごみ総排出量は、平成23年度の東日本大震災時、年1万6990.75トンピークに、緩やかではありますが減少傾向で推移しております。

しかしながら、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、それに対する総排出量の減少率が小さいことから県の指標であります住民1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。

平成24年度時点で住民1人1日当たりの排出量は1,045グラムと国の平均値であります964グラム、県の平均値である1,002グラムと比べても高い値となっているのが現状であります。

これらの現状を踏まえ、本計画では市民の取り組み指標としてわかりやすいことから、県に準じる形で1人1日当たりのごみ排出量を目標の指標として設定し、平成25年度の1,044グラムを基準といたしまして、平成27年度から平成31年度までの5年間で5%減となる990グラム、最終目標年次である平成41年度で940グラムを目標としたものでございます。

ちなみに、県の目標といたしますと第3次茨城県廃棄物処理計画において、平成27年度を目標といたしまして、19年度を基準とし、国の削減目標5%を参考にして949グラムを目標としているものでございます。19年度から27年度の8年間で5%の削減を見込んでいるものでございます。

市の目標を達成するためには、本計画の中で取り組むべき施策といたしまして、地域組織ネットワークを生かした協力体制の構築、事業系ごみの発生抑制・資源化、学校における環境学習、分別の徹底、事業者に対してごみの受け入れ時の展開検査を行い、不適切なものを持ち帰らせる指導を強化するものでございます。また、新たなごみ処理施設の整備、この5つの事業を重点施策として位置づけているところでございます。

ごみの排出量の削減には、市民、事業者が率先して発生抑制、資源化の行動を起こしてもらうよう、市がごみ減量化、リサイクルに関する情報など積極的に周知啓発し、活動の充実を図っていくことが重要と考えます。

このようなことから、広報紙、ホームページはもとより新治広域事務組合とも連携を図りながら、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座を開催したり、各イベントでのキャンペーン活動による啓発を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、宮嶋議員の3点目1番、中学校の通学について、クラブ活動の状況や家庭の事情の変化によって自転車通学からスクールバス通学への変更を認めてほしいとの要望がありましたとのご質問にお答えをいたします。

平成26年4月の霞ヶ浦地区中学校統合によります霞ヶ浦中学校遠距離通学の生徒に対しましては、通学体制の整備を図るためとして、スクールバスを運行しているところでございます。この運行基準につきましては、統合委員会の中でも協議をいただいておりますが、かすみがうら市スクールバス運行規程、こちらにおいて、利用者の範囲、利用の手続、また利用するには前年度までに利用申し込みをしなければならないなど、原則、年度途中での利用申し込みはできないと規定をされております。

これまでも年度途中での利用申し込みについては、けが等によりまして自転車での通学が困難であるという生徒に対しまして、期間を限定した上で利用を許可したケースはございますが、基本的には基準をもとに対応してきておりまして、特別な事情がない限り年度途中からの利用は認められておりません。今回の要望に関しまして、種々の検討をいたしましたが、まことに残念ながらお応えすることができませんでした。

今後の対応としまして、スクールバスの利用方法については、保護者の皆様に制度をよく理解していただけるよう、申し込み時におきまして詳しく説明するなどの対応をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、3点目2番、スクールバスの運用においては、児童・生徒の最適な教育環境の確保という視点を第一としまして、できる限り柔軟に対応することが市の責務だと思っておりますとのご質問にお答えをいたします。

先ほどもご説明させていただきましたが、現在のスクールバスの運行基準では、利用について年度単位で登録した生徒を対象としておりまして、利用申し込みの通知でも、原則年度途中での利用申し込みはできないとして全体的に周知していることから、年度途中で方針を大きく変えることは困難であるというふうに考えております。

また、年度途中からの利用希望があつて、そのルートに空席がある場合などは対応できるのではないかとのご指摘でございますが、空席分について、仮に年度途中での申し込みを受け付けるとなると、これまでの対応と相違してしまい、公平性が保てないことや、最悪定員を超過するようなことになってしまうおそれもありまして、現状では困難であるというふうに考えております。大変恐縮ではありますが、ご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、3年経過後のお話が先ほど教育長からも答弁ございましたが、今後につきましてはそういった点を十分踏まえまして、検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

宮嶋議員のご質問、4点目、小学校統合による廃校の活用に関するご質問のうち、1番、廃校後の施設の利活用の方針についてお答えをいたします。

方針といたしましては、先ほど市長からの答弁にありましたとおり、市小中学校適正規模化実施計画におきまして、地域の理解を得ながら利活用策を検討し、公の施設としての転用、または民間への売却等により施設を生かした有効利用を最優先とするということとしてございます。

また、公共施設マネジメント基本計画におきましても、廃止となった施設については、他の用途への転用や売却などを進めるということとしております。

これらの方針を踏まえまして、公共施設等の今後のあり方を市民の皆さんと考えるために、6月に第1回の地域懇談会を開催いたしました。初回ということでしたので、懇談会では、市の公共施設の全体的な状況ですとか、今後の方向性についてご説明を申し上げ、今後の話し合いの進め方を中心に意見交換を行っております。参加された方の主な意見としまして、特に霞ヶ浦地区におきましては、学校跡地がどうなるのかといった意見を初めとして、早急に話し合いを進めてほしいなど、廃校後を心配するご意見をいただいております。

今後、この地域懇談会につきましては、10月から12月を目途に複数回にわたってワークショップ形式で開催する方向で計画をしております。地域の実情に応じた公共施設のあり方を話し合う中で、廃校施設についても方向性を整理していきたいと考えております。

ワークショップの開催に当たりましては、先進的な事例を初め法規制や施設の耐震性などの課題も示すなどして、活用策のイメージが描きやすいように工夫を行うとともに、市としましても関係部門が連携をいたしまして、たたき台となるような案の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ご答弁ありがとうございます。私のほうから2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、少子化問題について、再度お尋ねいたしますが、当市の人口規模に関する目標は、これから設定するというお話をいただきましたが、それは時期的にはいつごろになりますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先般の総務委員会、全員協議会でもご報告をしております。職員の提案が全体で204件、それから市民の皆様から6名の方から13件、合計217件という事業のご提案がありました。

これを今絞り込みを行いまして、この事業はあくまでも市の先駆性のあるものというふうなことの理解がされております。したがって、国へお示しをした場合、非常にその地域の中で先駆性のあるもの、アイデアをふんだんに入れながら事業の推進ということの採択が出てから目標

値の設定ということになりますので、先ほどご答弁申し上げましたように、事業の完了、策定完了のときには目標の設定がされるものというふうに理解をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ちょっとこれ物の考え方、進め方に関する話になりますが、今のご答弁だといろいろな施策が決まると、それによってそれぞれの効果がわかるので、積み上げて規模を、人口目標を設定するというふうに聞こえますが、それでいいのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

例えば目標の人口を設定するという中で、2040年までに1万人の人口をどれだけ緩やかなものにするかという点に重点を置かなくちゃならないというふうには思っております。例えば今の出生率が1.5であれば1.6にするとか1.7にするとかという施策を盛り込みながら、最終的には目標人口を設定していくというようなお考えでご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

行政規模としてこれぐらいの人口がいいんじゃないかというような目標を立てて、それを実現するためにこういう方策、ああいう方策をやっていくんだということが通常の事業の進め方のように思いますが、こういう方法はとらないということでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合戦略の策定の中では、例えば営業利益のように目標設定して、いかにそのノルマの中でどういう事業をすとか、動きをすとかというのも見方とすればあるかもしれませんが、この総合戦略の人口目標の設定につきましては、あくまでも事業が採択をされて、その中で目標設定をすとか。例えば5年間の総合戦略の中でK P I方式を用いながら、例えば事業がここでは少し低下みだということであれば、その時点で改善をしていくとかという、そういう方策をしながら最終的に2040年までの1万人の人口に緩やかな人口を設定していくということになるかと思えます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

事業の採択が市のビジョンより優先するということでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合戦略の人口、事業の選定、採択イコール市の人口目標ということになるろうかと、私のほうは認識してございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

はい、ありがとうございます。よくわかりました。

続きましては、合併等に関するビジョンについては、先ほど市長からのご答弁で、土浦、つくばを中心とした県南の広域連携を模索していくというようなお話をいただきました。私もそういう方向でぜひとも積極的に働きかけをお願いしたいというふうに思っているのですが、具体的に当市としてこの県南の広域連携に対するアクションを起こすご意向というのはありますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお答えしましたように、これからこの人口減少、それから縮小社会に入らる中で、広域行政、それから定住自立圏、合併、そういった方向は避けて通れない道だというふうに考えておられて、その先はやっぱり県南を中心とした方向に行きたいという思いを持っているところでございます。

そういう中で具体的なアクションという話であります。いろんな会合、会議等も含めましてやっぱり事あるごとにそういったことを余り出過ぎず、やっぱり状況を見ながら、空気をつくりながらと、そういうところでございまして、積極的に手を挙げて発言したからといってそれが通るわけでもない、逆に反発される場合もありますし、そういう環境づくりを自然に私はつくっていきたいという。そして、そういった機運の上がった時期を逃さず、きちんと態度を決めて、参加をしていくという、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

積極的に手を挙げると失敗するという先例がもしかしたらあったかもしれませんが、例えばつくば、土浦の合併が非常に早い状況で実現するような環境になった場合、このかすみがうら市が置いてけぼりを食うんじゃないかという、そういう心配が私はあるんですが、そうならないためには市長が先ほどおっしゃったように、周到にしっかりと準備をする必要があるだろうというお話があったんですね。ですから、その準備の部分の具体的なお話があれば聞かせていただきたいということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

合併に向けた準備の話というふうなことです。例えば、きのう新聞報道で石岡を中心とした公共施設の研究会が立ち上がりまして、そういったことの中で実はいろんなお話がこちらもありました。そういう中で私どもとしましては、土浦市さんとの関係、つくば市さんとの関係もございますので、立場をやっぱり県南のほうを向いているんですよという、そういうことの中で今回は参加を見送った経緯もございます。

それから、県南地区の首長の会議も定期的に行っておりまして、そういう中で正式な会議という形ではありませんけれども、その都度そういった交流、そういった方向でいきたいという思いはいろんな場面の中でお伝えをして、環境づくりをしているというのが今の現状でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。ぜひ南向きの政策を進めていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

続きましては、ごみの問題についてお伺いしたいと思いますが、まず減量化について目標値が低いのではないかという質問をさせていただきましたが、それに関しては現状こうだというご説明をいただきました。私がまず1番目に伺いたいのは、5%、10%の削減目標の計画に対して、なぜ「ごみゼロ大作戦」とタイトルをつけたのか、教えてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

ごみにつきましては、分ければ資源、捨てればごみというような観点から、市民の方々に分別に対する認識を持っていただき、事業者の方へもとより徹底した分別を行い、有効な資源とした循環型社会に向け全市一体となつてごみの減量化を進めるため、目標を高く求めまして、最終的にゼロを目指していきたいというようなそのようなスローガンを掲げ、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

最終的にゼロを目指すというお考えを今いただきましたので、その最終的というのはいつごろでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

目標を高くして、最終的にはゼロを目指すということでスローガ的な形で掲げたということでご説明いたしました。そういう中で、どの程度の減量を目指すかということでございますけれども、1人1日当たりでございますと41年で100グラム程度でございますけれども、全体量でい

いますと平成31年度については1,437トン、また平成41年度については3,421トンの減量というような形でございます。

先ほど申し上げましたけれども、最終的にゼロということ、いつかということについては、まずはスローガンの掲げであることとございますので、いつまでというふうな回答の答弁はいたしかねます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。とりあえずつけたということで理解いたしました。私はこの言葉の問題もやっぱり現実と乖離したものであってはならないと。できるだけ具体的にわかりやすいものであるべきだというふうに思いますが、瑣末なことかもしれませんが、やっぱりもっと大切なことはその中身だと思うんですね。それで、減量の方向性を打ち出しているというのは時代の趨勢で当たり前ですが、中身的にも非常に頼りないものではないかというご指摘をさせていただきました。

例えば、基本計画の概要版というのが行政のほうから出されておまして、ここにわかりやすく目標値なども書いてあるんですが、今部長からもご答弁ありましたように、平成41年までに大体100グラムぐらい1人減らせば、目標を達成しますよということで、絵入りでこんな方法もあるよというガイドもありまして、例えば三角コーナーに入った約600グラムの生ごみの水を水切りすると100グラムの減量効果がありますと教えてくれているんですね。これは16年かけなくても、もうすぐできちゃうと思うんですね。1人分は毎日三角コーナーの水を絞れば100グラム減量できるということですから。

私が思いますのは、これを16年かけて目標に掲げるとするのは、非常に緩いんじゃないかなと。もしこの「ごみゼロ大作戦」が理念だということだとしても、本当に減量を目指すのであれば、三角コーナーに入った約600グラムの生ごみはコンポストに入れて堆肥化するとゼロになります。これが減量化を推進する行政の姿勢じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

確かに、ご指摘のように水切りとか生ごみを乾かすとかそういう方法がございますけれども、それよりも今の減量化、すぐに減量化という形を考えると、やっぱりご指摘のようにコンポスト等の利用も当然必要だと思いますし、現在も補助事業等で実施はしておりますけれども、さらに推進するような形で進めたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

ぜひ冒頭ご紹介いたしました先進地などの事例も積極的に取り入れていただいで、さらなる減量化の目標を立てていただきたいと要望いたします。例えばコンポストなどを自治体側が市民の皆さんにお配りして、アクションを起こしていただくような自治体もごございますので、ぜひこの目標に終わることなく、さらなる高みを目指して市民協働の意識の醸成を進めていただきたいと要望しておきます。

ごみに関しては2つ目の延命化について移らせていただきますが、前回の議会におきまして、私は一般質問の中で茨城町美野里の焼却施設が仮に操業停止しても残る2施設、現状の2つの施設でごみの量は賄えるので、両施設を長持ちさせる方向に切りかえてはどうかという提案をペーパーを配って、お配りしたところ、市長からは組合の管理者会議に伝えますというご答弁をいただきましたので、その結果を教えてくださいませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前回ご提案いただきました新治広域と、それから霞台の2つの施設を延命化すれば間に合うんじゃないかと、そういった提案につきまして、私は霞台の管理者会議のほうにお伝えしますと約束いたしました。その約束通りお伝えをいたしまして、大変ありがたい話で、管理者会議の中で議題として協議をいただきました。

そういった中で結果としましては、2つの施設、いずれもちょうど30年、新治も計画まで30年たちますので、今二十五、六年ですがたちます。それから、霞台も同じ建設からたちまして、当然それを使う場合に長寿命化が必要になってきます。2つの施設を長寿命化する。それから新しい施設を1カ所にする。どちらが経済メリットがあるだろうかと、そういう議論も、細かな数字は今の建設の状況の中では出ませんけれども、概算でそういった試算もしました。

そういう中で、長寿命化しても一定の経費がかかる。それから、新しくつくった場合には、ひたちなかの例ですと132億ですね、そういった中で出ていますので、そういう中で2つの施設の長寿命化したほうが建設そのものは若干安くなりますけれども、2つの施設を例えば使った場合、非常にランニングコストがかかってきます。ご承知のように新治広域でも1年間に6億幾らかかっていますから、それが2つになりますので、ざっと見ても半分にしても、その1つの施設と2つの施設も倍近くかかってしまうわけでありまして、そういったものが20年続くということは、非常に経費がかかってきます。そういったことを考えたときに、やっぱり新設をしたほうがコスト的にも安くつく中で、そういった方向がよいんじゃないかという意見が皆さんのほぼ総意でございました。

そういったことで協議した結果、大変ありがたいご提案をいただいたんですが、管理者会議の結果としてはそういったことで計画どおり進めていきたいということで話が、結論が出たような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。お約束を守っていただきまして、結果は予測どおりでございますが、費用を比べてやっぱり建てたほうが経済的だろうというご判断ですね。これは従来からここでやらせていただいているように、片方を調べないでお金の比較はできるはずもありませんので、非常に内容的には説得力のないものであろうなと私は感じました。

それで、延命化をすると建てるよりも建設コスト自体は幾らか安いけれども、交付金も受けられないし、維持費も毎年かかるから建てたほうがいいという理論ですが、先ほどの最初の合併、県南広域連携の話にも関連するんですけれども、今ある施設をなるべくお金をかけないで長く使って、ごみ処理に関しても、例えば土浦市と歩調を合わせるような下準備をしていけば、将来の広域連携にもプラスに働くと思うんですが、こういう考え方については市長いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

今回、霞台に加入する前段で私もいろんな、昨年7月に就任して、いろんなことについて情報を集めてその判断材料にしました。そういう中で、一番いいのは今言ったように将来合併するであろう方向に向けて一緒になることが私は理想だと思っています。それよりももっと理想は、現在の新治広域を延命化して、単独で経費が安く済むのであれば、それが一番いいと思っています。それは宮嶋議員と同感であります。

しかし、今まで議会でご説明してきましたように、単独ですと今土浦が新治地区のやつが抜けて長寿命化する、それから石岡は霞台に行ってしまうという、そういう状況の中でかすみがうら市1つで新治広域は持ちこたえられないという、そういう中での苦渋の判断でありました。

いずれにいたしましても、経費のかかる話で市民の皆さんには負担をかけてしまいますけれども、その中でもやっぱりベストを尽くして、一番経費が安くて、そして一番やっぱり将来まで責任持てる、そういった方向を私は選ばせていただいたというふうに考えています。

ただ、その方向が将来の合併と一致するかと言われると、それはまた理想はそうでありますけれども、そこはそこでやっぱり分けて考えざるを得ないというのは現実的な判断でございました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございます。

茨城美野里クリーンセンターが新しいものに移行したとしても、35年使う予定なんですね。先ほど市長のほうからちょっとお話がありましたが、我々の使っている施設は20年、25年程度で使えなくなる方向で今進んでいると思うんですね。それで、茨城美野里の施設は長寿命化の工事をやっておりません。それで、35年もたせているわけですね。ですから、我々の施設も長寿命化工事しないで、もつ可能性も十分あるわけですね。それをなぜしっかりと根拠を求めないんでしょうか。なぜ調べないんでしょうか。もう一度伺います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

積算の根拠、それから費用については、環境省が出しているさまざまな事例、それからほかの施設の例、そういったものから耐用年数等は想定しているわけでありまして、それぞれ細かなデータや何かあってではありませんけれども、そういう中で今回判断させていただいたものでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。今おっしゃったように、環境省は長く使ってくださいというふうに言っていますので、もう一度この手引きをご一読いただければということをお願いしておきます。

続きまして、スクールバスの運用について再質問をさせていただくことにいたします。

年度途中では変えないというのが今の運用基準であるので、変えないと、変えられなかったというご答弁かと思いますが、それは運用基準がそうなっているからということが理由ということでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

運用基準がそうなっているからということでございます。

ただ、もうちょっと詳しく申し上げます。いわゆる空席、要するにおっしゃっている空席があるのになぜ乗れないんだという素朴な疑問だと思いますので、この空席の件についてちょっと詳しく申し上げたいと思います。

現在の霞ヶ浦中学校のスクールバスの利用状況からちょっと申し上げます。全校生徒が400名、6キロメートルの基準を上回る利用希望者は144名、こちらは全体の36%でございます。このうち90名がバスを利用しておりまして、残りの54名は自転車通学を行っております。いわゆる6キロ以上でバスに乗れるにもかかわらず自転車通学を行っているという生徒でございます。

まず、バスの確保でございますが、こちらは運行開始前の仮申し込み者を根拠としまして4台を予定して、うち3台につきましては3年間の複数年契約、残る1台は年度ごとの随意契約といたしました。実際の運行に当たりましては、1年ごとに利用申し込みを保護者からいただいて、年間運行計画を策定していると、そういう状況でございます。

今回の相談者の件でございますが、志士庫地区ルートの方でございました。この同ルートにつきましては、21人乗り小型バスを運行しております。実際の利用者は現在15名でございます。しかしながら、このルートにつきましては、自転車通学の方は30名おります。そういったことから広げてしまいますと、定員を超えてしまうというようなことも危惧をされました。

先ほどの繰り返しでまことに恐縮でございますが、このことから年度途中での利用申し込みができないということにしているものでございます。大変心苦しいお願いではございますけれども、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

それでは、引き続いてスクールバスについての質問をさせていただきますが、先ほどのご答弁では、途中での変更が認められなかった理由は、1つは運行基準で年度途中での変更を認めないということになっているから。加えて希望者が多過ぎたときにバスに乗れなくなる可能性もあったので、そういう事態に陥る危険性を避けるために今回は残念ながら認めることはできなかったと、そういうようなご答弁だったと思いますが、今回ご相談のあった保護者さんは、中学校の1年生の親御さんで、小学校のときに意向の調査に答えているわけですね。それで実際に通ってみて、部活に入ってみて、実態がわかって、やっぱりバスのほうがよかったなということで変更をお願いした、そういう経過がございました。当然ながら初めて通う中学校でクラブ活動が実際どうなるかというのは、やっぱり通ってみないとわからないことだと思うんですね。前と前と違ったというのは、当然あるかと思うんですね。

その親御さんは、もちろん自分だけ特別扱いをしてほしいと言っているわけではないと。ただ、希望を聞いて、できる限りの調整をしてくれてもいいんじゃないかと、そういうような訴えだったわけです。

それで、希望調査をやっぱり私もやったほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、今自転車通っている人がみんな乗りたいと言ったらどうするんだと、困ってしまうと、だからやらないんだというようなお話だったんですけれども、例えば意向の調査をするときに、定員を超える場合には年度途中での変更はかなえられない、認められませんというような一文を添えて、意向の調査をすれば、そういった混乱は十分に避けられるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

この希望調査に関しては、以前にもお尋ねをいただいた部分で、お答えしたかと思うんですが、あらかじめ何人以内であればというような条件付きの意向調査というような形になるかと思うんですが、私ども教育委員会としましては、現在、先ほど申しあげました30名、6キロ以上で自転車通学をしている方が30名いるわけです。今回の小型バスは21人乗り。ですから、そこに15名

が利用しておりますので、いわゆる空席が6席でございます。その30名の方に、じゃ、6人まではと、あるいはその小型バスですけれども、補助椅子がございまして、ちょっと小さいんですがその補助椅子が6席ございます。実を言うと最大は12名ということが理論上言えるんですが、じゃ、30名の中から12名というような具体的なお話になっていくかと思うんです。

私としては、やはり子どもたちは気持ちは一緒だと思いますので、漏れるといいでしょうか、該当しなかったというような子どもたちの心情を考えると大変忍びない。さらには、そういった意向調査をすることによるその保護者への無用な混乱を避けるというような意味もございまして、私としても大変心苦しいんですけれども、基本的には当初の予定どおりでお願いしたい。1年間は1年間でお願いしたい。

さらに申し上げますと、実は昨年からは始まったわけですが、始まった段階で、1カ月が過ぎて、そうすると3年生は部活が終了してしまいます。部活が終了したので、乗せていただけないでしょうかというような実にご意見、ご要望もございました。こちら1年間の計画の中で進めているものですから、丁寧にお断りをしたという経過がございます。

私どもとしても当初の説明に不足があったというふうにも多少考えておりますので、今後は事前の説明は徹底していきたい。いろいろご意見等をいただきながら当面は、当面といいますか、見直しするまではそういったことで考えていきたいというふうに思っておりますので、繰り返しのお願いで恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

あいてる席に抽せんで乗せてくれという話じゃないんですよ。定員をオーバーした場合は、当初どおりやりますと。そういう一文をやれば、入れておけば、混乱をしないんじゃないかというふうにお尋ねしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

実際にやってみないとわからないということもそれはあるかとは思いますが、今私が考えているものは、結果的には乗れる乗れない方というものが出てきた場合のことを考えないわけにはいきませんので、そういったことを考えますと、皆様にそういうようなお気持ちがあるというようなことが確認できればまた別でしょうが、なかなかそういったことも難しいというふうに思いますので、今の段階ではやらない方向でということと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

意向調査を例えばやって、定員をオーバーする要望があった場合は、予算をつけてでもバスを大きくするとか対応することが市民の要望だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

いわゆる変更の増額予算をして、バスを新たに契約し直してというようなお尋ねであろうかと思えます。この辺に関しましては、今の段階では何とも申し上げようございません。いわゆる統合委員会の中で進めてきたお話でもございますし、各方面のご意見等を頂戴しながら、改めて考えてみたいというふうに思えます。

○議長（藤井裕一君）

静かに願います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

この案件については、教育長はご存じでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの宮嶋議員さんにお答えします。

私も宮嶋議員さんが保護者のご要望を受けて、何とかこれをご希望に沿えるような形で何とかならないだろうかということでお話があったときから存じ上げております。私も気持ち的には非常によくわかるというような気持ちではいるんですが、何しろいろんな制約、バスの増便もあるいは予算上も全て増額になることも全ていいですよというようなそういうことがない中では、残念ながら本当に厳しい判断をせざるを得なかったということで、先ほど部長が答えましたようなことで、私もそのような方向で判断をさせていただいたというわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

一言ちょっと言っておきますが、私はその保護者さんをねじ込んでお願いに行ったわけじゃないですからね。そこのところを間違えないでいただきたい。

それと教育長も、そうすると意向調査すらやるべきではないという判断をされたということでよろしいわけですね。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

私も去年の10月からですので、その前の経過ということについては多分このような形で今後も進めることが可能であるだろうというような判断をしまして、そのような一応判断をしたというわけでございます。

つけ加えて、先ほど宮嶋議員さんがおっしゃったように、その保護者に一応ねじ込まれてというふうな、そういうようなことで私は受けとめておりません。大変私の言い方がちょっと不適切であったことをおわびいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

そうしますと、決まったのが就任前であったので、よくわからないというご答弁ですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

経過については私は説明を受けておりました。ただ、一応こういう判断をしたということについては、今までの流れに沿って1年間やってみて、特にそういった大きな問題になるようなことはなかったというようなことで、そのように受けとめましたので、今回も今までのような流れでよろしいのかなという判断をさせていただいたというところでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

その保護者の要望は大したことはないという判断だったということですね。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

そういうつもりは全くありません。本当に心情的には大変その親御さん、そしてまたその生徒の気持ちを酌んであげたいというような気持ちは、私は個人的にはそういう思いを持っていましたけれども、私も立場上これまでの経緯とか、あるいは先ほど言いましたようにバスの増便もある程度制約がある、予算がある程度限られているという中でそのような判断をさせていただいたというわけでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

万が一、増便になって、予算がかかるかもしれないということは、どなたとご相談になったのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

一応教育委員会内部で、部長、課長とそのような打ち合わせをさせていただきました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

保護者の要望には予算の関係で増便できる可能性はないので、意向調査もしなかったということではよろしいですね。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

残念ながら、結果的にはそのようなことになってしまったかと思います。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

よくわかりました。

市長に伺いますが、市長はこの案件はご存じでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったご要望が出ていることは聞いております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

判断の結果については、ご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

はい、先ほど部長が答弁したようなことにつきましては、報告はいただいています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

その判断に対して市長はどのように評価されますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民といいますか、生徒さんのサービスと、それからその辺のルールと、それからスクールバスのあり方という面では非常に難しい判断だと思っています。やっぱり乗せてやりたいという思いも私も強いわけでありますので、そういうところにつきましては今後の課題ということでいろいろ研究をしなくちゃならないと思っています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

特にやっぱり新1年生に関しましては、通ってみて初めてわかるというようなことが多々あると思うんですね。それで今回もそういう要望が出たわけでございますので、ぜひ来年度から、例えば1学期の後半に入った段階で、一度意向調査をして、可能な限り対応をするという方向に持

っていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

どういふ方法でというの、ここではお答えできませんけれども、よりよい方向を市民サービスとその運行のルールと、そのことを両面でやっぱり筋道を立てて、しっかり対応できるものを研究したいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

先ほど部長のほうから3年ごとの見直しという原則があるということでしたが、それを待たずしてもう一度中身を見直ししていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういったことで全体として考えてみたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

全体としてというの、どういう意味でしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その3年も含めてあらゆる角度からいろいろ研究してみたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

わかりました。3年も含めて検討をしていただけるというお約束を今いただきましたので、スクールバスのその件については、あと1点ですね。将来的にこの見直しの中で、例えば有料化、あるいはコミュニティバス、公共交通の中でスクールバスの役割を担わせるとか、そういうことで抜本的な見直しをすれば、より柔軟な対応が可能になるかとは思いますが、そのことについてはそういう再検討の可能性というのはございますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、有料化という点ではなくて、公共交通の観点からご答弁を申し上げます。

先ほど教育長の答弁の中でも市の公共交通計画との政策との調整というお答えがございました。現在、第2次の地域公共交通計画の策定の作業に入っております。これは少子高齢社会が進展

する中で交通空白地域をどうするかという大きな目的を持った計画でもございます。現在、既に作業に入っている中でスクールバスの位置づけ等については、現段階では予定に入っておりません。

ただ、そういった公共交通の立場、あるいは先々の財政負担等を考えれば、教育長の答弁と同様な形で課題の一つというふうに捉えてございます。

ただ、運行の形態、それから運行の時間等については、詳細な調査が必要ではあるというふうに認識をしてございますので、そういう点も踏まえまして、運行に困難を期すことがないような、そういった調査、作業をしまいたいというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

現在、中学校のスクールバスにどれぐらい経費がかかっていますか。また、新たに始まる小学校の分もし概算がわかるようでしたら、教えていただきたいのですが。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

緊急的なお尋ねですので、私の記憶の範囲で大変恐縮ですけれども、中学校につきましては4台合わせまして約4000万円というふうに記憶をしてございます、年間で。それから、小学校につきましては、南小と北小とつい最近入札を行いまして、そのほか随意契約分も含めまして、両小合わせて18台で約1億3600万円程度を要しているというふうに理解しております。両方合わせますと、小・中学校を合わせまして1億8000万程度の支出になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

ざっくり2億円弱のお金を今スクールバスに使っているということですね。ですから、これをコミュニティバスですとか公共交通のほうで子どもたちの通学を賄えるようになれば、この予算がそちらのほうに活用できるということになりますので、当然子どもたちには子どもの割引等も発生するでしょうし、雨の日になれば利用者もふえる、あるいはこの日は母親の迎えが行けないから自転車で行く、あるいはこの日はバスで行くといった柔軟な使い方も当然できてくるんだろうかとも思いますので、ぜひとも公共交通の検討の際には、教育の関係の皆さんも加わっていただいて、総合的な政策をぜひとも早く実現していただきたいと思います。

スクールバスについては以上でございます。

最後になりますが、廃校の利用について、本日さきに質問していただきました岡崎議員のところでも同様の質問ございましたが、有効活用できるように地域住民と相談をしながら、状況を見ながら検討していくというようなご答弁だというふうに思いますが、私、特に危惧しておりますのは、今現在学校の夜間とかスポーツ少年団とか、今やっている子どもたち、あるいは市民の皆

さんが、来年の4月からどうなのかという喫緊の問題ですね、これについて不安を抱えている方が多くいらっしゃる。それに対してどう応えるのですかというような質問をさせていただいたと思うんですね。

ですから、その点について公共マネジメント計画というのは、30年先を見据えたじっくりとした計画づくりというふうに聞いていますので、それと並行してといいますか、それとは別にこの4月からどうするのかという問題については、どの程度具体的な方向性なりが出ているんでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

施設の利用という面でお答えをしたいと思うんですが、先ほど市長のご答弁のほうにもございましたように、暫定利用も含め検討をするということで答弁がございましたように、課題は多いんですが、いわゆる耐震性の問題ですとか、またそういうふうにスポーツでお使いいただいている夜間の開放が主でございますので、使用している時間がある程度限られている部分がございますので、そのための費用対効果の関係がございますから、そういう点も含め利用団体、また市民の方に広くご説明をさせていただきまして、そこのところも皆さんにご理解がいただけるような合理的な使用方法が見い出せればなというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

実際にどうなるのかという不安の声を随分私も聞いておりますので、スポ少なり市民グループの皆様に対していつそういった説明がなされるんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほど申しあげました今から10月から12月に複数回開催予定の地域懇談会、ワークショップ形式を想定してございますけれども、こちらのほうには前回出席をいただいた皆さん、この中にはいわゆるそのようなスポーツ関係で利用されている団体の代表者の方等も含まれていたというふうに理解はしておりますけれども、こういう方にもそのメンバーに加わっていただくようなご案内を申し上げたいと思いますし、公募をかける中でもそういった皆さんにも積極的な声かけをして、そういうメンバーに入っていればなというふうに考えております。この地域懇談会に参加をしていただくような形の中でお話ができればなというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

市民参加の地域懇談会でみんなで話し合いをしながら、これからいろいろ決めていくんだと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

地域懇談会、私も1つ参加させていただきましたが、皆さんのご意見を伺いながら、じっくりと決めていただきたいとそういうような姿勢ですよね。それはもちろんよくわかるんですけども、実際に今使っている体育館が4月から使えるのか使えないのか。使えた場合は誰が管理するのかということは、10月話し合い、12月話し合いで結論はいつなんですかということにもう来ていると思うんですよね。そここのところ、例えば耐震はできていないけれども、今現在も使っている施設に関しては、1年間は暫定で使っていただけるようにしますと。その間にいついつまでに次の施設をつくりますとか、あるいはこちらに移っていただきますとか、そういう具体的な市の方針というものは皆さんから今から意見を募っていたんでは、とても要望には間に合わないと思うんですが、それを市側から提示をして、市民の皆さんにご理解をいただくと、そういうような方向にはならないのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

初回の地域懇談会は、同様のご意見をやはりちょうだいしております。ある程度慎重に向かう中で受けられた印象かなというふうに理解をさせていただきますけれども、やはり市のほうでそのたたき台となるような意見は少なくとも出していかなければならないというふうに考えてございますので、これに関しましては、庁内で考えをまとめた上でたたき台を提示させていただいて、話し合いが進められるようにできればというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君。

○2番（宮嶋 謙君）

ありがとうございました。

やっぱりいつどうなるのかというのがわからないというのが、一番市民の皆さんの不安や不満を大きくしているもとだと私は考えますので、使えるなら使える、使えないなら使えない、使えるとしてもこうだというようなものができれば対応もそれぞれできるわけですから、ぜひそういう方向でご検討をいただいて、また今までその施設を日々活用していたグループの皆さんには、市側から説明会を開くなり、積極的なアプローチをして、周知徹底をしていただければというご要望を申し上げ、私からの質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

2番 宮嶋 謙君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

7番 田谷文子君。

[7番 田谷文子君登壇]

○7番（田谷文子君）

皆様、こんにちは。平成27年第3回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしの夏は一体どこに行ったんでしょうと思うぐらい炎天の似合うサルスベリの花がきょうも、けさは雨にぬれておりました。今は晴天が戻ったようでございますけれども。いつもの年なら名残の炎天、炎暑にあえぐときなのに、行く夏の背中を見送るとまもなく、秋の長雨が続いております。子どもたちも夏休み最後に楽しめなかった人も、また涼しくて残りの宿題がはかどった人もそれぞれの思いで新学期を迎えたのかなと、私も子どものころを思い出しながら、この原稿を書いておりました。

去る8月28日、念願だった女性の活躍推進法が可決成立いたしましたことは、皆様ご存じのとおりでございます。私も当選以来、女性が仕事と家庭の両立など課題の多い中、採用や昇進の機会をふやして、女性独自のマネジメント、ひらめき、また気づきを承認していただきながら、女性の活躍の場を広げて、管理職、役員の道を考えてほしい旨の質問も何度かしてまいりました。まだまだ日本では管理職、役員に占める女性の割合が14年度時点、11.3%で、米国が43.7%、欧州が34.2%で諸外国に比べて極めて低い水準に日本はあるわけであります。当市役所では何人の管理者がおりますか。速やかに女性登用を考えていただくよう市長にも強く要望するものであります。

今回の女性の活躍推進法が長年続き、男性優位の風土を変えられるかどうかの試金石になるのではないかと期待しておるところでもございます。女性は第1子出産を機に、女性の約60%が退職している現状の中、この推進法成立を機に、日本では男性が長時間働き、女性は補助という意識が根強い中、女性の就業率が男性並みになれば、国内総生産、GDPも最大13%上昇するとの試算もあり、経済活性化にとって女性の活躍は避けて通れない道と言えるのではないのでしょうか。男女雇用均等法の成立から30年、今度こそ社会全体が価値観を変える出発点にするべきと強く思う次第でございます。

長くなりましたが、本題に入らせていただきます。

1点目、定住自立圏構想と広域合併についてお伺いいたします。

県央地域首長懇話会に対するかすみがうら市長の感想、見解についてお伺いいたします。

先ほど7月に人口減少、少子高齢化が進展する今日、地方においては将来にわたって地域を維持、発展させていくため、定住促進や雇用の創出など地方創生に向けた取り組みを重点的に進めています。取り組みの効果をさらに高めていくためには、圏域の市町村が一体となって、生活機

能の維持、確保などを図り、地域の活性化に向けより一層共同連携して取り組んでいく必要がありますし、圏域の住民が安心して暮らしていける地域づくりに全力で取り組んでいくことを宣言しますと声高らかに県央地域首長の座長、高橋水戸市長は宣言いたしました。

県央の9市町村長、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の9市町村長で組織する県中央地域首長懇話会、座長は水戸の市長であります。5月29日、水戸市内で会合を開き、これまで進めてきた定住自立圏の名称について、県央地域定住自立圏とすることを決め、7月8日には水戸市が中心地の宣言を行い、来年3月までに医療や福祉、地域公共交通などの連携を内容とする定住自立圏の形成を目指すとの新聞報道がなされました。

合意内容といたしましては、1つ目の医療では、受診者の3割が市外在住という水戸市の夜間緊急医療診療所とひたちなか市の休日夜間診療所を充実させて対応する方針であることや、2つ目の福祉では、各市町村が社会福祉協議会などに委託している成年後見人制度の相談業務を新しく水戸市が設置する成年後見センターに集約する方針を確認したこと。3つ目の地域公共交通では、高齢者の通院や買い物を支援するための乗り合いタクシーを各市町村の必要に応じて、水戸市や日立市に向けて共同で運行すること。

さらに、一部の自治体から要望のあった教育や産業振興、人材育成などの分野については、水戸市と近隣市町村が必要に応じて個別に協定を締結することとなったことの報道がなされました。これは5月29日の合意内容でございます。

7月8日の水戸市が中心市宣言を行った内容につきましては、住民サービスの向上や人口減少を食いとめる狙いに水戸市など9市町村が目指す県央地域定住自立圏の形成を前提とし、同市は県内で中核的な役割を担う中心地を宣言いたしました。全国で定住自立圏の働きが活発化する中、県内では中心地宣言は初めてとなるとのことです。

この定住自立圏構想についてはご案内のとおり、国総務省が平成20年7月より推進している施策であります。我が国の総人口の減少及び少子高齢化の急激な進行を踏まえ、特に地方における大幅な人口減少と急激な少子高齢化など地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される中、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食いとめるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められております。定住自立圏構想とは、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進されている施策であります。

この定住自立圏形成の目的は、圏域ごとに集約とネットワークの考えに基づき、中心都市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全性を図るなどお互いに連携、協力することにより県内全体の活性化を図ることを目的としているものです。

地方圏の厳しい環境の中であって、我がかすみがうら市においても近隣及び周辺都市との連携強化の必要性については、本市も例外ではないと思っております。また、国が推進する定住自立圏構想に基づく基本的な考えなしには、今後のよりよいまちづくりはなし得ないものとする次第です。

そこで、市長の考え、感想についてお伺いいたすところでございます。

2点目として、本市のまちづくりに対する定住自立圏構想と広域合併及び本市の今後進むべき方向について、市長の考え、計画についてお伺いいたします。

9市町村による県央地域首長懇話会による定住自立圏形成構想については、この地域の人口流出に歯どめをかけるため、中心都市と近隣市町村との間でそれぞれの協定を結び、行政サービスなどを分担して、生活機能を確保するための取り組みであり、国からの財政的な支援も受けられるものです。このことは先ほども触れましたが、人口減少と少子高齢化の急激な進行と相まって、地方財政の悪化など地方の取り巻く厳しい環境を踏まえた国・総務省の推進施策であり、近い将来の地方圏を見据えたものであります。

本市においても、将来の人口減少、少子高齢化、さらには税収の先取りが懸念される厳しい環境の中、医療、福祉、地域公共交通、観光、消防などの連携強化により、行政サービス水準の向上を初め事業の効率化や地域の活性化を図り、本市の住みやすいまちづくりの推進を図るべく全力で取り組むことが今まさに求められておるところであると思っております。

このように本市の置かれている厳しい環境の中にあつて、まちづくりのかじ取りを任されている市長としては、広域合併によるまちづくりが必要となるのではないのでしょうか。そのためには現時点での最も有効な手だてと考えられる定住自立圏構想に基づく医療・福祉・地域公共交通・観光・消防等の連携強化に向けて隣接及び近隣自治体への積極的な働きかけを早急に進めることが求められているものと考えます。

ごみの処理施設においては、県央地域の茨城町との広域化も視野に入れた積極的な施策展開を図っている坪井市長ですので、この課題についても前向きに答弁を期待しておりますし、今後まちづくりに対する市長の考え、計画についてお伺いするところでございます。

次、2点目の質問として、本市の小中一貫教育に対する基本方針及び計画並びに市街化調整区域の児童数減少の抜本的な対策についてお伺いいたします。

1つ目として、本市の小中一貫教育に対する今後の方針及び計画についてお伺いするものです。

文部科学省において、ことし6月17日付で小中一貫校を義務教育学校として制度化する改正学校教育法が成立、来年の平成28年4月1日施行されることになりました。この学校教育法改正は、文部科学省が小中一貫校を義務教育学校として制度化したもので、既に小中一貫教育を実施している市町村も急速に拡大している中、これまでの国・県・近隣自治体の動きに対する市町村の感想及び本市としての今後の方針及び計画について市長にお伺い申し上げます。

次、2番目の質問といたしまして、千代田地区4小学校区内の児童数減少に対する抜本的な対策についてお伺いいたします。

本市における千代田地区の都市計画の規制による市街化区域と市街化調整区域内の市域面積に対し人口構成及び児童数に大きな隔たりが見られます。市からいただいた資料の具体的な数字を挙げますと、平成18年度の千代田地区4小学校の全児童数は413人に対し、下稲吉地区2小学校の全校児童数は1,279人で、10年後の平成27年度における千代田中地区の4小学校の全校生徒は327人に対し1,162人となっており、10年間でそれぞれ約100人の児童が減少しております。その後の児童数についてもゼロ歳児から6歳児までの乳幼児を見ても、同様の激減傾向にあります。また、千代田中地区4小学校の児童数が千代田地区の全児童数に占める割合も10年前の24.2%から21.9%へと年々小さくなってきております。この傾向は、人口構成と相まって市街化調整区域

内の4小学校の児童数が市街化区域の児童数に対し年々小さくなってきており、市街化区域の人口過密化と市街化調整区域内の過疎化の二極化はますます大きくなる一方です。

このことは国全体の傾向と同様に、少子高齢化と人口減少傾向の中、市街化調整区域の急激な児童・生徒数の減少傾向がそれ以上に大きな問題となっているのです。手おくれにならないうちに現時点で抜本的な対策を打ち出さないと、近い将来4小学校の統合をしてもクラス編制がえがけない1クラスの児童数となり、再び統廃合対象の学校となってしまふことは明白です。また、千代田中学校においては、生徒数の減少に伴い部活動が成り立たない状況になりつつあるとの保護者からの訴えもあります。

この状況に対し市長はどのような危機感をお持ちか、お聞かせ願います。同時に具体的な検討、計画はあるのか、市長のお考えをお伺いする次第でございます。

3点目として、市道51号線、上稲吉地区から馬立までの道路改良工事の進捗状況についてお伺いいたします。

市道51号線は、生活道路の幹線道路であり、現在は市道2級道路の位置づけとなっております。2月17日、当地にて地権者等に対する説明後、いまだそのままの状況下であり、夏休みも終わり、小中学生の通学道路でもあり、日も短くなってまいります。路肩が崩れ、また朝晩の車の交通も激しくなっておりますところから人一倍心配しておりますところでございます。今後の改良スケジュールもお伺いいたします。本来であれば、拡幅や歩道整備も検討していただきたい道路でもあります。諸般の事情もあり、かなわないことはよく存じておりますが、この辺、市道51号線について生活道路でもありますので、よろしくお願ひいたします。

以上、1回目の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、定住自立圏構想と広域合併についての1番、県央地域首長懇話会についての見解等のご質問にお答えいたします。

県央地域首長懇話会につきましては、県央の9市町村長により構成されている会でありまして、人口減少時代の到来などを踏まえ、広域的に団結をし、まちづくりを進めていくことを目的としているものと認識をいたしております。

本年7月には、水戸市が中心市宣言を行い、県央地域定住自立圏について年度内の協定締結を目指していると伺っているところであります。

本市におきましても、三大都市圏への人口流出の阻止、人口減少に歯どめをかけるために、いわゆる地方創生の一環として各種施策について協議検討しているところでございます。

これらは、将来のかすみがうら市をいかに活性化していくか、そのことを貢献できるのかという視点で踏まえたものでなければならないものでございまして、この観点からすれば、広域的に連携をしながら、例えば定住自立圏の中で効果的なまちづくりを行っていくということは、一つ

の選択肢としては考えなければならない施策であるというふうに認識をしているところであります。

次に、1点目2番、定住自立圏構想と広域合併及び本市の今後の進むべき方向についてのご質問にお答えをいたします。

定住自立圏構想とは、一定の要件を満たす中心市に都市機能を置き、近隣市町村において農林水産、福祉あるいは教育・文化などそれぞれの魅力を活用することで、相互に役割分担をし、圏域全体で必要な生活機能を確保しながら、地方圏への人口定住を促進をする政策であります。

本市におきましては、昨年度の土浦市・つくば市の合併勉強会にオブザーバーとして参加してきた経緯もございます。本市の発展を考えたときに、将来的には何らかの形で広域的な連携、行政運営が必要になることが大いに考えられるところでありますが、定住自立圏につきましては、広域合併につきましても、さまざまな点を考慮しなければなりませんので、相当な準備が必要だと考えています。いずれにいたしましても、関係自治体とは時期を逃すことのないよう対処したいというふうに考えております。

次の、2点目、小中一貫校教育に対する方針及び計画並びに市街化調整区域内の児童数減少の抜本的対策についての1番、小中一貫校教育については教育長から、2番、児童数減少の抜本的対策については教育長及び土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目1番、市道51号線、上稲吉から馬立までの改良工事の進捗状況についてでございますが、これまでの定例会におきましても何度か一般質問を受けお答えしている内容でございます。

詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

3点目1番、本市の小中一貫教育に対する今後の方針及び計画についてお伺いしますとのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、学校教育法等の一部を改正する法律が本年6月24日公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。今までは教育課程特例校として指定されておりましたが、今回の改正で学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置にかえることができるものとし、自治体の判断で設置が可能となりました。

小中一貫教育については、全国的に注目され、ふえてきているのが現状であります。近隣市町村でも、つくば市では平成24年度から市内全小・中学校で小中一貫教育を実施しており、土浦市では平成25年に策定した小中一貫教育基本方針で、平成30年度には小中一貫教育完全実施を目指している状況であります。本市においても法改正に伴い小中一貫校が設置しやすくなりましたが、近隣市町村の動向、設置形態及び小中一貫校におけるメリットやデメリットなども考慮し、本市

における小中一貫教育のあり方について検討していきたいと考えております。

次、2点目2番、千代田地区4小学校区内の児童数減少に対する抜本的な対策に関連し学区の見直しの件についてにお答えいたします。

小中学校の学区については、地域の実情を考慮するなどし、見直しの検討をする必要がある場合は、市学区審議会へ諮問し、検討いただくことになっております。本市では、市内の小中学校の児童数が減少し、小規模化が進行している状況の中、市学区審議会へ適正規模化について諮問し、答申をいただいた後、平成25年3月に、かすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を策定しております。

現在、この実施計画に基づき児童・生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模を確保し、よりよい教育環境実現に向け、市内の小中学校において適正規模化を進めており、小中学校の統廃合計画では、現在の学区を基本に統合を進めることとしておりますので、ご理解いただきと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

田谷議員の2点目2番、千代田地区4小学校区内の児童数減少に対する抜本的対策についてお答えをいたします。

さきの定例会でもご答弁を申し上げましたが、4小学校区内の都市計画法上の用途区分は市街化調整区域となり、定義といたしましては市街化を抑制すべきとなっております。

しかしながら、市街化調整区域においても生活拠点が存在し、人口が減少するなど既存集落の維持が困難であることから、既に公共投資の終了している地域に一定の条件を加味し、誰もが容易に住宅建築ができる地域をあらかじめ指定しておく制度が区域指定制度でございます。

したがって、二次的効果として少子化対策や人口減少の有効な施策には成り得ると考えられますが、基本的には市民の転入意向に左右されることから、区域指定制度のみでは、ご指摘のような児童数減少に対する抜本的対策に成り得るものではございません。

なお、現在、区域指定調査業務を委託し、現況実態調査を行っていることから、具体的な地域等は判断できませんのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目1番、市道51号線、上稲吉から馬立までの改良工事の進捗状況についてお答えをいたします。

市道51号線整備計画でございますが、地区説明会を開催し、集落内を避けたバイパスルートでの整備要望が多く、意見の集約結果に基づいた地形測量を実施いたしました。

また、ご指摘の路線につきましては、神立駅西口を起点とし進めてございます神立停車場線整備とのネットワークした幹線道路でありますので、重要な路線と認識をいたしております。

進捗状況につきましては、これまでの答弁と重複いたしますが、補助制度を活用し、計画的な整備を進めるため、地形測量をもとに県道路建設課と協議を行っておりますが、各種事業の進捗状況等を見きわめながら、限りある予算を有効かつ的確に配分し、計画の実現が可能か否かにつ

いて慎重に判断をしてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

定住圏構想、広域合併についての市長のお答えですけれども、要はかすみがうら市を発信するような、そういうふうなことは余り好ましくないという市長はお考えのようで、そのように理解してよろしゅうございますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そのようなことは決して考えておりません。市の活性化のためには市を大いにPRして、内外に発信をしていく、そのことが大事でありまして、いろんな角度からそれを進めているところであります。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長さんのほうからかすみがうら市を中心にして定住自立圏構想の広域合併についても発信するというところで力強いお答えをいただきましたので、それを期待しておるところです。よろしくお願いたします。

それで、再質問なんですけれども、霞ヶ浦町と千代田町の合併がもう10年を過ぎましたけれども、合併の基本に立ち返った場合に、霞ヶ浦町と千代田町の合併のメリットは市長として、今回合併になって2期目ですよね。ですので、どのようなことが挙げられるかお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

合併のメリット、合併は今言われましたようにちょうど10年が過ぎたところでございます。平成の大合併ということでどこの自治体もその時期に一気に進んだわけでありまして。

私は合併の効果は大きく分けて2つあると思います。1つは、まず財政的な強化、例えば職員の数とか、我々特別職を含めたそういった機構そのものが人口比にして小さくできるという面で、そういう面で強化ができると思います。

それから、逆にもう一方は戦略的な効果といいますか、市が大きくなることによって、さっきのPRの話ではありませんけれども、知名度も上がりますし、外に向けてもいろんな情報も発信できますし、それから別な見方をすれば、市内のいろんな行政改革が進む中でも市民サービスの水準は保てるというふうな考えていまして、大きく分けるとそういうふうな財政的な効果と、自然体の戦略的な外に向けた効果と、そういった2つが考えられまして、これからさらに今ちょうど平成の大合併から10年になりますが、今後また人口減少やそういった時代が進むことは間違い

ないわけでありまして、その流れはいろんな努力はしているわけでありますけれども、それでも日本全体がそういう流れになることは間違いありませんので、そういう中でさらに大きな行政のそういった新たな仕組みづくりというものは、国を中心に私は将来出てくるというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長の力強いメリットをお話いただきまして、ありがとうございます。

やっぱり財政的な強化は、人口に対する財政的な強化ということで、市の職員の数も減ったり、あるいはそういう削減した部分を今度市民のために有効に使うということに関して市長はそういうふうなことに関しては、どのように今回強力的に推し進めようと思っておりますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

財政と住民サービスの関係であります。当然我々自治体を預かる者としては、1つは健全財政をきちっと守らなくちゃならない。そのためにはきのうの提案で申し上げましたように、財政の健全化に関する法律の中でいろいろそういった状況についても皆さんに監査委員に監査いただいて、報告していくと、そういったことでございまして、そういう中で市民サービスと財政のバランスをどうしていくか。これは私はサービスがよければ確かに市民の皆さんからすればうれしいことで、すばらしいまちになるわけでありまして、やっぱり適正のサービスというものが必要だというふうに思っています。

ですから、その辺の経営と市民サービスのバランスをきちんと考える。そして、その背景にあるのが財政といえども自治体だけでやっているわけじゃなくて、大きく分けると国のお金が約6割、7割、そして地方のお金が三、四割でありますから、そのバランスの中でやっているわけですね。だから、そういったものやっぱり国の制度をきちんと捉えながら、そういったものを活用しながら地域の市民サービスを図っていくということが、我々行政に求められていることですから、その辺については最大限の努力はしておりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

最大限に市民のサービスをするとしたら、市長はそれどこに置いたら一番最大限のサービスだと思われませんか、今この人口減少社会において。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大きく分けまして、この行政の経営をする上で地域を全体的に振興して、税収を上げるという

面と、それから緊縮財政にして、そのお金を市民サービスに回すといういろんな考え方があるわけですが、その辺について私は経営的な視点でバランスが大事だというふうに考えています。市民サービスという面では、将来の時代のための子どもたちとか、それから教育とか、そういったものにより使っていければなというふうに私は考えております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。その辺がちょっと聞きたいなと思ったところでしたので、市長に直接お聞きして、ありがとうございました。

次に、医療の部分で県央の9市町村長の集まりである県央地域首長懇話会では、医療の面からも、あるいは福祉の面からも公共の交通の面からも消防の面からもいろいろな面で懇話会でお話がされましたけれども、私は来年、28年3月に協同病院がおおつ野にオープンするわけですが、かすみがうら市は隣接する市町村として大変大きなメリットがあろうかと思うんですが、その協同病院がおおつ野に来るということに関して市長はどのようなことを土浦市に働きかけて、地域住民のために大きなメリットをつかもうとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

来年3月オープンの土浦協同病院については、私どもかすみがうら市の行政界に大変近い位置に移転をしてもらったということで、大変心強くありがたく感じております。

そういう中で、我々市としましては神立、それからかすみがうら市と大変隣接をしているわけですから、道路整備なんかも含めてより利活用が深まるような形で努力していきたいと思っておりますが、まずは近くなったことによって救急体制、医療体制、そういったものの強化が図られるということ。それから、私どもはやっぱり健康づくりのまちということでぜひいろんな施策を考えていきたいと思っておりますので、そういった意味でご支援をいただけるということになっております。その辺のことにつきましては、協定の中でも取り組ませていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

本当にありがとうございます。こういう面で協同病院がかすみがうら市と隣接するという点に関して、今までは土浦市も南の方面に大きなお金を投じてきていたということを聞いていますけれども、今度は土浦市の北のほうにかすみがうら市に隣接の協同病院のほうにお金をたくさん投じていくようなことになろうかと思っておりますので、かすみがうら市としても大きなメリットがあると期待しておるところですし、なお一層この広域合併を、市長に先頭を切って推し進めていただきたいということを私も希望します。

それから、福祉なんですけれども、包括支援センター、成年後見者の連携、そういうことを活用して、要は自立できない障害者とか高齢者、認知老人とか独居老人とかいろいろおいでになるわけなんですけれども、そういう自立できない人は、弁護士とか行政書士とか責任を持って後見できる人が後押しをしていかないことにはできない事業だろうと思うんですよ。そういうことも広域な合併を通じていかないと、スムーズにいかないのではないかなと思うんですけれども、その点市長はどのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えをいたします。

現在でも既に経済的負担が重くてであったり、また身寄りがない方につきましては、後見人制度を使いまして現在もそういう方によって適正な医療であるとか施設の入所とか、そういうような場面で活躍をしていただいているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

田谷議員さんに申し上げます。

通告の範囲を超えているような気がするんですけれども、通告の内容とはかけ離れた内容に進んでいると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。できればそこを直していただきたいんですけれども。

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

通告の内容に類似していないということですが、これは医療も福祉も交通も全部広域合併について自立圏構想の中の9市町村で懇話会の中の中身であると私は承知していますけれども、そういうことでしたらもう一つだけ聞いていいですか。

○議長（藤井裕一君）

はい、どうぞ。

○7番（田谷文子君）

消防のことにちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

はい。

○7番（田谷文子君）

県が総合事務所単位に方向づけをしております消防の連携強化についてですけれども、神立地区のビルの対応のことなんです、今高層ビルができていたり、あるいは火事になった場合に、はしご車とかはかすみがうら市にはあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

かすみがうら市に、はしご車はございません。

うちのほうで神立マンションを所有していますので、それは土浦さんと石岡さんのほうに事前

をお願いしてありまして、応援協定に基づいて土浦さんか石岡さんが神立マンションのほうに来てくれるようになっていきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

やっぱり使用頻度の低いものがなおさら広域に関して合併が必要であるということをお願いいたしまして、私のこの1番目の質問を終わらせていただいて、2番目に移らせていただきます。

小中学校の統廃合のことで、先ほど教育長さんが小中一貫校に対してメリット、デメリットを考慮しながら考えていきますよというご答弁をいただいたんですけども、小中一貫校に対してメリット、デメリットはどのように教育長さんはお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの田谷議員さんの質問にお答えします。

メリットとしては、私も現在、小中一貫教育をやっている教育関係者に具体的に聞いたところ、2つあると。1つは、中1ギャップの軽減というのが1つ。それからもう一つは、不登校生徒の減少、これが主立ったメリットとして挙げられると。学力向上については、今のところまだはっきりとこれをやったから向上しているということを明確に言える、そういう段階ではないというように、実際そういうところに携わった関係者から伺っております。

もう一つ、デメリットにつきましては、やはり先生方の負担増ということが一番の課題であるというようなことが挙げられています。というのは、やはり中学校の先生は空き時間があるけれども、小学校の先生は空き時間がないと。どちらかというとも中学校の先生が小学校のほうに出向いていくような形が多いと。そうするとやっぱり移動とか、あるいは自分の持ち時間プラス小学校対応というような時間ができてくるので、現在のところはそういった教師側の負担というものが大きいというのが一つの課題であるというようなことで、一応私としてはそのように認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ちょっと聞きそびれちゃいました。何の軽減でしたっけ。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

中1ギャップの軽減、いわゆる小学校から中学校に行くと、カリキュラムが変わる、あるいは部活動が入る、新たに英語教育が、小学校でも今は実施されていますけれども、正式に教科の指

導として入る、こういったところがやはりなじめないで精神的にその負担を強いられてしまって、すんなり中学校生活になじめないというようなことについての軽減が図られるというようなことを確認しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

デメリットは、先生方の要は時間が空き時間がなくて、先生方の負担増になるということがやっぱりデメリットとして考えられるということなんですけれども、今40人学級じゃなくて人数を減らしていくような方向性をとっているようにもお聞きしているんですけれども、それは間違いありませんか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

基本的には40人学級なんですけれども、ちょっとここではっきり申し上げて、後で修正ということになっては申しわけないので、一応この線に乗って先生方は子どもの指導に当たっているというのが現状でございます。

ですから、最大40人の生徒を受け持つというのが基本的現在の一応学級の定員となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時06分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほど田谷議員さんの1クラスの人数の件で問いがありました。その件について確認がとれましたので、説明させていただきます。

全国的に1クラス、中学校は4人でございます。ただ、茨城県の場合は少人数学級を考えていくということで中学1年生に関してのみ35人が2クラス。そして、1クラスでもそれに36人のクラスがあった場合には、4クラスにするというようなことで、ちょっとどこの学校でも該当するというわけにはいかないんですが、現在、下稻吉中学校ではこれに該当して、クラス増になっております。確認がとれましたので申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もう一度お聞きしますけれども、やはりかすみがうら市は小中一貫教育に関する今後の方針とかあるいは計画とかということは、今のところ計画も方針もないということで、理解してよろしいんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

はい、これまでの議会でも慎重に検討していきますということで答えさせていただきました。一応義務教育学校ということで来年度から施行ということになりますので、本市としてもそのような形態は別にして、そのような方向で進めていくのが適当であるというように認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

そのような形態というと、小中一貫校にいずれはしたいということですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほどの第1回目の答弁でお答えしましたように、一応この近隣市町村の動向もそのような方向になりつつあります。本市としても子どもたちのことを考えて、そのような適正化規模というものも考慮して、そのように行くということが教育委員会としてとるべき施策なんだろうと、私は認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

今のご答弁を踏まえて、4小学校の統廃合はどのように考えておられますか、今のところ。今のところで結構です。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

その件については、まだ市民の合意形成が図られていないというのが現状でありまして、私もその件については早急に進めなければならないという気持ちの面ではそういう思いは持っており

ますけれども、現在、いついつまでにとかそういうようなところに至っていないというように考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

私が、今、上稲吉地内のお母さんのほうから、親御さんのほうからちょっとお話を聞いた範囲でお話しさせていただきますと、今はお孫さんを下稲吉地内から要は上稲吉地区のお父さん、お母さんが保育所に預けるのに預かって送り迎えをしていると。ですけれども、来年の4月からは小学校に入学するので、七会小学校に入りますと10人足らずの子どもと一緒に住むのは、教育、遊んだり、勉強したりするのは嫌だと。だけれども、下稲吉地区に帰ると、子どもが帰ってきても待っている親がないということで、今四苦八苦しているということでお話がありました。

統廃合はいつごろになるんですかと質問を受けたわけなんですけれども、お答えができません、私も。うちにも孫が、待望の孫が産まれましたけれども、今のところ上稲吉で同級生が1人もいないんですよ。ということは、いや、同級生がいないと、下佐谷にも清水のほうからもそれはおいでになるでしょうけれども、そのような中で私の持論である今競争社会ですので、大きな小学校で大勢の友達と遊んだり勉強して切磋琢磨して、そして競争意識を燃やして、そしてお友達をたくさんつくって、そういうふうな教育をさせたいと思っているやさきに、こういう事態で一步も足を踏み出さない、踏み込まない、そしてそういうところは一番大事なところを避けて通るといふそのような今坪井市政であるかなと思っているんです。英断がおくれればおくれるほど、判断がおくれればおくれるほど、市民は四苦八苦して、あるいはかすみがうら市じゃなくもっと教育に熱心な、教育にお金をかけているそういうところに移り住むようなことにもなりかねないし、実際のところ、今つくば市は茨城県内からも大勢転居しているようなわけでもありますし、土浦市もそのような状態にあたりもします。

ですので、本当に今火がついている状態だと思うんですけれども、市長さん、どのようにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

千代田地区の統廃合につきましては、田谷議員同様私も大変重要な課題でありまして、早目に方向性を出していかなくちゃならないというふうに考えています。

ただ、先ほど教育長がお話ししましたように、今さまざまなこれまでの経過の中でいろいろ混乱も発生しましたので、そういったことを含め教育のあり方を考えながら一つの方向については考え、また統合委員会等でも検討するような手順で将来的には考えていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

先ほど教育長さんは、小中一貫校を考えて、推し進めて、そういうふうな考えを持ってかすみがうら市も進んでいきたいというご答弁でしたけれども、例えば今志筑にすばらしい小学校ができていますけれども、そちらのほうに4小学校が統合になったと仮定しまして、またそうしたら小中一貫校はそちらのほうに建てるのか、あるいはそこを小中一貫にするのか、それは存じませんけれども、要は千代田地区としては偏っている場所にそのような小中一貫校をつくるようなことになった場合に、例えば小中一貫校になったら、下稲吉地区からもあるいは多方面からも有益な、そしてまた特色のある小中一貫校であったら、そちらのほうに入学したい、そちらの学校で学びたいという子どもたちがいた場合に、あるいは偏っているんじゃないかという感じが私はするので、小中一貫校であるならば、今の中学校あたりにそれを早く英断、決断していただけたらなと切に思う次第ですけれども、もう一度市長の答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

小中一貫校については、先ほど教育長答弁がありましたように、国の制度がそういった方向性になってきましたので、私はやっぱり一つの流れとしては出てくると思います。

ただ、現時点ではメリット、デメリットもあるようでありますから、そういったことも十分に研究をして、よりよい子どもたちの環境をつくるために研究していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

市長の英断、判断、決断を私も一市民として待っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一度維持管理費のことについてちょっとお聞きしたいなと思っておりますけれども、霞ヶ浦地区は統合をもう4月にしますけれども、管理費って幾らぐらいかかっているんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

先ほど急遽決算書を取り寄せました。個別の学校ごとの積み上げということではなくて平均というようなことで大変恐縮ではございますが、予算書の小学校費の小学校管理費というくくりでご説明申し上げます。

こちらは小学校は13校ございまして、支出額は2億2800万円でございます。これを1校当たりの平均に直しますと1700万円ということでございまして、これが霞ヶ浦地区は7校ございまして、単純に計算しますと1億2300万円ということでございます。

ただ、こちらは学校がなくなっても子どもたちは統合小学校へ入りますので、この全てが縮減されるというものではございませんので、26年度支出ベースではこういう支出実績であったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

仮に小中一貫校になっていた場合には、その管理費というのはどのぐらい削減する予想ですかね。大体目算で結構ですので、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

大変これは誤解があるといけませんので、全くの私的な数字というふうにご理解いただきたいと思えます。

今回の小学校統廃合後の跡地利用であるとか、公民館の跡地利用であるとかというところの中で私が試算した中では、いわゆる維持管理費ですから電気代であるとか、あるいは浄化槽であるとか電話回線代であるとかというそういったものの費用が、この6校がなくなってほぼ4000万円程度は減るのかなというふうには見ております。

ただ、いわゆる修繕工事なんかがあった場合には、当然ふえていきますから、それは除いてまして、その程度が今度は1校分に集約されていくのかなというふうには見ております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

急遽お願いしまして、苦しいご答弁だったかと思うんですけれども、ありがとうございます。

私はその数字がどうこうではなくて、削減された費用を今人口減が激しい中で、子どもの教育のために、要は子どもの支援強化に凶っていただけたらなと思う次第ですけれども、ですので小中一貫も、ましてや小学校の統合もいち早く進めていただいて、そして子どもの支援に使っていただけるような、そういう体制をつくっていただきたいということを切に望む次第でありますし、4000万ありましたら、例えば小学校の給食費もあるいは無料になる金額かなというふうに感じます。ですので、その辺をもう一度市長さん、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

教育委員会に配当された予算をうまく活用していくというのは当然考えておりまして、当然支出が減るものに関してはその財源が浮くわけですので、そういったものは財政部局と協議しながら教育振興費に充てるなんという考え方もあろうかと思えます。要はどういったものを子どもたちのために使うかということが重要なので、単純にこのお金をこちらへという話ではできませんが、何をするか、何を子どもたちのために学力をつけるために何を予算化していくかということ個別に財政協議の中で煮詰めていって、子どもたちのためになるような教育予算を作成したり調整していければというふうには考えております。よろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

ありがとうございます。

要は小中一貫を早くして、あるいは統廃合を早くすれば生むお金だろうと思うんですよ。ですので、よろしく願いいたします。

それから、きょう、大山教育長さんをお願いがございまして、大変、身を切る思いでございまして、しょうけれども、仲間があるいは部下が、校長の椅子をなくすような学校があるわけですね。要は統廃合をしたり小中一貫校にしたりすれば。ですけれども、前教育長も身を切って、それをなし遂げようとしてずっと進んでまいったわけですので、教育長さんも市の将来のことを考えていただいて、子どもたちのことを一番に考えていただいて、そして一度ご自分もきっぱりとそのような方向づけをきっちり前を向いて、今の国の制度に倣った教育環境をつくっていただきたいと思う次第ですけれども、教育長さんのお考えはいかがでしょう。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいま田谷議員さんの大変ありがたいご意見を拝聴しまして、私も基本的には児童・生徒一人一人のやはり健全育成、学力向上、こういったものを第一に考えて教育行政に向き合っていきたいと、このように考えております。

ですから、小中一貫校、ひいては千代田地区の小学校の統合についてもできるだけ田谷議員さんのご期待に沿えるような方向で尽力していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

期待を申し上げますので、よろしく願いいたします。

3点目の市道51号線のことですけれども、先ほど来、いつごろまでにこの道路を改良をしますという明快なお答えがなかったようにちょっと記憶しているんですけれども、私の誤解でしょうか。もう一度その辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁ですけれども、もう一度繰り返してご答弁を申し上げますと、各種事業の進捗状況等を見きわめながら計画の実現が可能かどうか否かについて判断をしまいたいというようなことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

もうだって地権者に説明しているんですから、それに部長さん、それこそ路肩が崩れていて、すれ違うにも事欠くような道路だということをご存じであろうと思うんですよ。それでも計画の

否かによって判断をしますということですか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

前回の定例会におきましては、51号線の路肩の損傷部分につきましては、修繕費により年次的な補修で対応して、今年度から事業に着手をしております。

ただ、先ほどご答弁申し上げましたのは、あくまでも馬立のバイパスルートの整備の1,300メートル部分についてのご答弁で申し上げました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

それが私も、そちらのほうをちょっと聞いていなかったもので、ごめんなさい。今の現道のことをお聞きしましたものですから、じゃ、誤解をして私もお聞きしたかなと思っています。現道の道路のことをお聞きしました。ですので、いつごろ、要は子どもの通学道路でもあるので、だんだん日が短くなってくると、危ないんじゃないかなということを感じていましたので、その辺のところをお聞きしたわけなんですけれども、何か入れ違い、すれ違いがございましたけれども、その辺の答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

昨年度、道路と民地の境界の復元は行ってございますので、本年度から修繕費において対応してまいりますということで計画的に進めてまいります。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君。

○7番（田谷文子君）

計画的に、じゃ、いち早く進めていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

7番 田谷文子君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月3日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時26分

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成27年9月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (1) 佐 藤 文 雄 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 設楽健夫 議員

(3) 中根光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 原発問題について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 市民窓口サービスの向上について
		4. 小中学校における「いじめ問題」について
		5. 介護保険制度について
		6. 国民健康保険について
		7. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(2)	設楽健夫	1. 市政倫理コンプライアンス（法令遵守）について (市長及び特別職の政治倫理条例制定の検討結果、交通違反不祥事の再発防止策、「公金取扱適正化計画」について)
		2. 新市建設計画に基づく合併特例債の起債状況と残された起債総額・今後の計画について
		3. 今後の公民館活動ーコミュニティ将来計画について (霞ヶ浦地区来年4月の小学校閉校閉鎖・公民館統合閉鎖への不安)
		4. 歴史的事業である霞ヶ浦地区小学校統合の慎重な準備作業と施設の今後の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の開催について
(3)	中根光男	1. 地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みについて
		2. 生活困窮者の相談状況と対応について
		3. 手話言語条例の制定について
		4. メールで産前産後をケアするサービスについて
		5. 高齢者に自転車事故防止へのステッカー作成、配布について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

よって、市政以外に対する質問は認められないので注意をし、また法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、一部事務組合の事務に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問をすることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権は、7月15日の衆議院安保特別委員会、16日の衆議院本会で戦争法案の強行採決を行いました。どんな世論調査でも、国民の5割以上が「憲法違反」と批判の声を上げ、国民の8割は「政府は納得のいく説明をしていない」と答えている法案を、数の暴力で強行することは、憲法9条に反するだけでなく、国民主権の大原則に反する許しがたい暴挙であります。日本共産党は断固抗議するとともに、「戦争法案を許さない」という1点で、国会内外の共同を広げに広げ、圧倒的な国民世論で安倍政権を包囲し、戦争法案を必ず廃案に追い込むために、全力を挙げて奮闘するものであります。

8月30日には、違憲立法戦争法案の廃案と安倍政権の退陣を迫る国会10万人、全国100万人大行動が行われ、国会大行動には12万人が参加をいたしました。私もこの集会に参加をいたしまして、大声を上げて反対という廃棄を「戦争反対、9条守れ」の声を上げてきました。全国1,000カ所以上で数十万の人が一斉に行動に立ち上がりました。

水戸市では、総がかり行動の第3弾が取り組まれ、水戸駅北口に4政党6団体の1,000人が参加して集会デモ行進が行われました。リレートークでは、民主党の参議院議員2名が初めて参加し挨拶、ほかにも村上東海村元村長が選任委員会を代表して挨拶し、日本共産党、社民党や新社会党もトークいたしました。平和と憲法の危機に全国津々浦々で世代を超えてこれほどの規模で立ち上がったことは、戦後70年、日本の民主主義が社会に深く根を張り、成長していることの証

明であります。

国民の声を無視して戦争法案をあくまで強行することは、独裁政治にほかなりません。安倍政権をさらに追い込む闘いを大いに広げて、戦争法案を必ず廃案にしようではありませんか。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

1、原発問題について。

川内原発再稼働と東海第2原発の再稼働の動向について、市長の見解を伺います。

九電は、8月11日に鹿児島県薩摩川内市にある川内原発1号機の再稼働を強行しました。安倍政権は再稼働を「事業者の判断」だと言いますが、福島原発事故も収束しない中での再稼働は、政権の「判断」で推進したものであります。国民の安全を置き去りにした原発再稼働は、絶対に許せません。とりわけ川内原発の場合、周辺には過去に大噴火を起こした火山が幾つもあり、最近も近くで火山活動の活発化が言われているのに、「規制基準」はもともと噴火対策の不十分さが専門家からも指摘されているものであります。火山噴火だけではなく、地震や津波などが引き金になって原発が重大事故を引き起こせば、広範な地域で長期にわたって被害が続くことは、福島原発事故で証明済みであります。ところが、住民の避難体制についてまともな計画もないまま、川内原発の場合、鹿児島県と原発がある薩摩川内市の同意だけで再稼働が決まりました。鹿児島県内だけでなく周辺の熊本県や宮崎県内の自治体からも住民説明や住民の同意を求める意見が相次いでいるのに、国も九電もまともに耳を傾けようとしていません。もともと技術的に未完成で、事故の発生を完全に防ぎ切れない原発は運転すべきではありません。事故が起きれば甚大な被害を受ける住民の声にまともに耳を傾けようとせず、再稼働を進めるのは論外です。私は、川内原発の再稼働は直ちに中止すべきだと考えます。また、政府は、原子力規制委員会が認めた原発は再稼働を進めるという方針であります。日本原子力発電は、東海第2原発の安全審査を昨年5月に申請していますが、30キロ圏内に96万人の県民が住んでおり、避難計画の実効性が疑われています。市長の答弁を求めます。

2、広域ごみ処理建設の問題について。

まず第1に、高効率ごみ発電の問題について伺います。

前議会の一般質問で、震台厚生施設組合が新たに建設しようとしている焼却施設は、発電機能を持つことが明らかになりました。そこで何点かお伺いをいたします。

まず第1に、高効率ごみ発電は「環境に優しいか」であります。

環境省は、「高効率ごみ発電施設」の導入推進に向けて、全国の自治体に対して積極的誘導策を図っています。高効率ごみ発電は、発電効率を高めるために廃プラスチックなどの熱効率の高い廃棄物の処理量をいかにふやすかということを目指す施設であります。東京都の廃プラ焼却量の増大によってCO₂の排出量が大きくふえたという事実があります。当然、高効率ごみ発電を実施すれば、温室効果ガスが増大することは明らかであります。これでは、温室効果ガスの排出量を削減しようとする政府の方針に逆行するのではないのでしょうか。

第2に、ごみ問題の根本解決となるかであります。

ごみ・資源問題において、地球温暖化防止に正面から取り組むならば、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という社会経済のあり方を根本的に転換することこそ必要であります。現状では、多くの自治体が、「ごみをもとでなくす」のではなく、「いかに出たごみを処理するか」という

立場にとどまっているのではないのでしょうか。そうしたもとの、高効率ごみ発電のように、「温暖化防止」を口実にした設備導入が進められようとしております。資源を大切に、ごみ減量・資源化を進める住民の取り組みを支援し、一緒になって前進させていくことこそが自治体の役割だと考えます。

第3に、自治体の財政負担は軽減されるかであります。

新たなごみ処理施設整備には総額で132億円がかかると試算しておりますが、高効率ごみ発電施設建設には、通常の施設より建設費用が高額になる上、維持管理費が高くなることが指摘されています。私は、ごみの減量化と資源化を進めていけば、現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分に対応が可能であり、新たな広域ごみ焼却施設建設は必要ないと考えます。

以上、答弁を求めます。

問2、当市の人口予測とごみ減量化と資源化について、事業系ごみも含めて、伺います。

新施設建設規模については、4市町のごみ焼却量を根拠としておりますが、平成22年度の実績をもとに積算しています。しかし、人口減少社会・少子高齢化という現実があります。また、おこなっている事業系ごみの減量化や資源化への積極的な取り組みが急がれております。当市の現状について、答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について、伺います。

ごみ処理施設にかかわる新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の行政の二重構造についての質問で、市長は「霞台の新施設が稼働する年の平成32年ではなく早くて34年」と答えました。

新治地方広域事務組合は「かすみがうら市、石岡市、土浦市との協定」で、平成31年度までは現状のまま運営するとなっておりますが、これでは一層先が見えないのではないのでしょうか。私は、「正副管理者会議間で十分な協議がなされないまま次のステップに進むのは問題だ」と批判して「行政の二重構造・ダブルスタンダードだ」と指摘しているわけであります。ことしの5月27日の正副管理者会議の会議結果報告書によれば、「現時点では新施設の建設スケジュールなど不明確な部分があるため、それらに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時期に、再度管理者会議を開催し、協議を行う」となっており、問題を先送りしている。市長は、新治地方広域事務組合が所有する環境クリーンセンターの今後について、どのように考えているのですか、答弁を求めます。

問4、住民への周知・意見の集約について、つくば市の住民投票の結果にかかわって伺います。

前議会で、私は、あらゆる角度で議論を尽くして、その結果を公表し、その上で「建設の是非は、住民投票で問う」ことも視野に入れるべきだとただしましたが、市長は「考えていない」と答弁をいたしました。つくば市では、市民が「総合運動公園計画は住民投票で決めよう」と直接請求運動に取り組み、その結果、8月2日には住民投票が実施され、反対が8割を超え、事実上白紙撤回となりました。

7月26日、霞台厚生施設組合の「講演会」が行われましたが、そこに参加した小美玉市のある区長さんは「初めて聞く話だ」と語っていました。4市町の多くの住民に情報が伝わっておりません。「建設ありき」で強引に進めることは住民不在と言えます。今後の広報と意見集約、つくば市の住民投票の結果について、市長の答弁を求めます。

3、市民窓口サービスの向上について、伺います。

ワンストップ窓口、いわゆる総合窓口の設置について、伺います。

自治体は、役所内の窓口を1本化する総合窓口を導入して、市民にワン・ストップ・サービスを提供する取り組みがふえております。この総合窓口を、札幌総合情報センター主任研究員は「住民をたらい回しせず、自治体の窓口で行われる各種証明書の発行や届け出などの手続を、1カ所で住民が行政サービスを行える窓口」と定義しています。当市は2町合併で「2庁方式」をとっており、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎で部署が分かれております。そのため、市民からは「不便だ。何とかしてくれ」との声が多く寄せられております。当市でも、「総合窓口」が設置できないか、市長の答弁を求めます。

4、小中学校における「いじめ問題」について伺います。

最近のいじめ問題による自殺問題について、教育長の見解と当市の対応策を伺います。

岩手県矢巾町の中学校男子生徒がみずから命を絶った事件で、同中学校は「いじめが自殺の原因」とする調査報告書をまとめました。学校側は、6件のいじめがあったことを認めましたが、「当時はいじめという認識を持っていなかった」と言います。なぜ生徒の訴えが受けとめられず、対応がなされなかったのかなど、肝心な点は曖昧です。このような事件を二度と起こさないために、徹底して真相を究明して教訓を酌み取ることが必要だと考えますが、教育長の答弁を求めます。

5、介護保険制度について。

問1、介護保険料の減免制度について伺います。

当市では、第6期介護保険料を大幅に引き上げました。8月には本通知が届けられ余りの額の大きさに怨嗟の声が上がっております。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担です。県内でも16市町村で独自の保険料の減免を実施していることがわかりました。前議会で「当市でも独自の減免制度をつくるよう」要請しましたが、市長は「検討する」と答弁をいたしました。改めてその後の検討結果について、市長の答弁を求めます。

問2、介護保険の利用料負担問題について伺います。

介護保険制度の改悪で8月から新たな利用者負担が始まります。一定額以上の所得のある高齢者のサービス料の負担が1割から2割に倍増するほか、特別養護老人ホームなどの利用者の負担軽減措置が大幅に縮小されます。いずれも利用者や家族に大きな打撃です。経済的負担の重さに耐えられず、必要な介護サービスを使うことを諦める人たちが、さらに増加する危険が生まれております。当市の現況について答弁を求めます。

6、国民健康保険について。

問1、国民健康保険の都道府県単位化について、伺います。

国保制度が国民皆保険制度の基礎となっているのは、住民に最も身近な行政単位である市町村が運営していることにあります。市町村は、健康や医療に関する要望を的確に捉え、住民の生活実態をもとにした措置をとることができます。現在、後期高齢者医療制度は都道府県ごとに設置された広域連合が保険者となっておりますが、今回の都道府県単位化は、「都道府県が保険者」になることではなく「都道府県と市町村が保険者」になるということでもあります。そのような意味で「国保の広域化」ではなく、「国保都道府県化」というのが正しい表現と言えます。その概要

について答弁を求めます。

問2、国保税の引き下げについて伺います。

私は、国保税について、国の2015年度、今年度であります、「「保険者支援金」1700億円を活用して引き下げよう」要請してきましたが、市当局は保険給付費の伸びを理由に拒否している。しかし、少なくない自治体でこの支援金を活用して国保税の引き下げを行っています。国保税の改定について市当局は、「平成30年度から国保の都道府県化の動向を見て検討する」としてありますが、都道府県化によって当市の国保税は引き下げとなると考えているのですか、答弁を求めます。

7、水道事業について。

茨城県の水道料金が都道府県で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業などの無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り水道料金の値上げは避けられません。

そこでお伺いします。

霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって、お伺いします。

2009年3月、那珂川水系5漁協が原告となって提訴した霞ヶ浦導水差し止め裁判は、5年9カ月の長きにわたる裁判闘争の結果、結審し、7月17日、水戸地方裁判所で原告らの訴えを退ける判決が言い渡されました。原告団は「導水事業で那珂川の漁業資源が損なわれるという私たちの漁業者の主張を受け入れなかった水戸地裁の不当判決に、私たちは慢心の怒りを込めて抗議する。そして、この判決が事業を推進する国とともに、歴史によって裁かれる日が必ず来ることを私たちは確信する。那珂川は、先祖代々にわたり栃木・茨城の流域に恵みをもたらしてくれる母なる川であり、この豊かな川を子々孫々まで変わらない姿勢で残したいという思いが私たちの原動力である。こうした私たちの思いは、広く市民の共感を得ており、今後もより一層の支援が広がっていくことであろう。私たちは、不当判決に負けることなく、最後の勝利まで闘い抜く決意である」と声明を出しました。私は、この判決は「漁業者を無視して進められる何の利益もない無駄な公共事業を司法が追認したもので、水戸地裁は無駄な事業から内水面漁業を守ろうという勇気の一片もないことが明らかになった」と思います。今回の判決について、市長の見解を伺います。

霞ヶ浦導水事業は、総事業費1900億円、その76.3%、1450億円を使いながら、工事は32%しか進んでおらず、一体どこまで事業費が膨らむと市は認識しているのですか。ご答弁を求めます。

また、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業ができたとして、その水を使い切れるのですか。当市の水道事業計画では、どのようになっているのか、伺います。

問2、水道料金の引き下げについて、伺います。

水道料金の引き下げについては、昨日、岡崎議員の一般質問で、市長は「12月の第4回定例会に提案する」と答弁。内容については、「料金体系をこれまで10立方から0立方を基本水量として、使用した水量ごとの従量制に移行、全体として利用者の負担軽減を図る」ということでもあります。

最終的な煮詰めはまだのようですが、私としては歓迎したいと思います。しかし、「減収分を一般会計からの補助金に頼ることなく、経営の健全化で対応する」と言いますが、私は、これでは大幅な引き下げとはならないと思いますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、原発の再稼働と東海第2原発の動向についてお答えをいたします。

福島第1原発事故から4年5カ月が経過いたしました。国は廃炉に向けまして国内外の英知を集結して、総力を挙げて取り組んでいることと存じます。

また、代替エネルギーとして期待をされております再生可能エネルギーの普及につきましては、太陽光発電設備を中心に加速化しております。自然エネルギーによる電力供給は増加傾向となっておりますが、一方では、発電コストの割高や送電線の問題、不安定な電力供給など、課題が多いのも事実でございます。

ご質問の川内原発の再稼働及び東海第2原発の動向についてであります。川内原発においては、原子力規制委員会の新規規制基準をクリアし、さらに地元自治体であります薩摩川内市及び市議会並びに鹿児島県及び県議会の同意を得られたことから、再稼働に至った経緯と把握しているところであります。地域の実情を踏まえての判断と理解をいたしております。

東海第2原発においても、現在、原子力規制委員会で審査中であります。合格ということになれば、福島第1原発事故の教訓を踏まえ、国がさらなる原子力施設の安全確保に最優先で取り組むことになると思います。

ご質問のありました、茨城県の広域避難計画につきましては、UPZ30キロ圏内の約96万人の避難計画をつくるということで、県では、県内の市町村に44万人、県外に52万人という割り当て案に基づき、非常に大変な調整に取り組んでいるところであります。

本市は、ひたちなか市の避難先として割り当てられておまして、避難元はもとより、同じ避難先とされている近隣の市町村と連携しつつ、県の調整状況を注視してまいりたいと考えております。

次、2点目、広域ごみ処理施設建設問題についての1番、高効率ごみ発電について及び2番、本市の人口予測とごみの減量化・資源化については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政の質問にお答えをいたします。

まず、新治地方広域事務組合の規約に定められましたごみ処理に係る共同処理する事務は、ごみ処理施設の設置及び管理に関すること。ごみ処理に関することとされており、「現存する施設に関連する施設の設置、管理及び地域のごみ処理」を行うこととしております。

一方で、霞台厚生施設組合では、共同処理する事務は、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整、ごみ処理広域化に係る計画に基づく施設の建設及び附帯事務であり、広域化に係る検討事務と広域化施設の建設事務等を担当することであり、ごみ処理等は重複して実施しているわけではございません。

現在、霞台厚生施設組合において、地域のごみ処理体制を検討する資料として、3市1町により新しい枠組みでのごみ処理計画、基本構想を策定しているところがございます。その中において、新施設竣工に向けた諸準備態勢、ごみ処理方法等がまとめられていくことになります。

新治地方広域事務組合においては、構成市それぞれの考えや計画があります。5月27日に行われました管理者会議におきまして、協定期間満了までの組合事務については現状どおり運営をしていくこととし、その後の運営については、現時点では新施設の建設スケジュールなど不明確な部分があるため、それらに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時期に、再度管理者会議を開催して、協議を行うことで確認をしているところであります。

私は、市長としての立場、また組合管理者としての立場、それぞれの立場がありますことをご理解をいただきたいと思えます。

次、2点目、4番、つくば市の住民投票の結果にかかわる市民への周知・意見の集約についてのご質問にお答えをいたします。

これまで議会等において、市民に対して十分に公開していくことが求められておりますことから、市民の皆様方に対しまして、市のホームページへの掲載はもとより、4月に2回、上期の各戸配布、下期には広報誌により、さらに5月の区長会総会において、霞台厚生施設組合への加入と広域化による建設についてお知らせしてきたところがございます。

また、霞台厚生施設組合においては、7月23日と8月7日の2回に分けて、小美玉地区と石岡地区の建設予定地の地元住民を対象にしまして説明会を開催し、さらに市民の意見の集約、意見を広く聞くため、現在、管内構成市町の住民向けのアンケート調査を実施しているところでございます。

議員もご出席いただいておりますが、7月26日には、小美玉市の美野里公民館におきまして「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題とした講演会が開催されておきまして、10月には、建設予定地の近隣住民を対象に、先進地のひたちなか東海クリーンセンターへの視察、加えて基本構想の中間報告会を全住民を対象として実施をする予定となっております。また、来年1月には、基本構想のパブリックコメントが予定をされておきまして、構成市管内の全住民から意見をいただくものでございます。

議員ご指摘のとおり、市民への周知・意見の集約は行政にとって重要なこととございます。今後とも市民への周知、情報の提供につきまして、霞台厚生施設組合と情報を共有しながら発信して、市民の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目、ワンストップ窓口の設置についてお答えをいたします。

住民票等の各証明書発行や住民異動・戸籍業務につきましては、千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所にてそれぞれ業務を行っております。

また、本市は、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎での分庁舎となっております関係で、それぞれの庁舎にない窓口がございますので、市民課では各課からの事務の委任を受けまして業務を代行することによりまして、市民の皆様にご不便をおかけしないように、できる限り、ワンストップサービスの実施に努めているところでございます。

しかし、多様化し、専門的知識が求められる事務もありまして、お客様にご迷惑がかからない

ような対応を心がけているところであります。

今後は、窓口サービスにおきましても、他の自治体を参考にしながら、今後とも市民サービスの向上を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、4点目、小中学校におけます「いじめ問題」については、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、介護保険制度における1番、介護保険料の減免制度についてのご質問にお答えいたします。

第2回定例会でもお答えをいたしましたとおり、本市独自の減免制度はございませんが、今般の介護保険法の一部改正に伴いまして、今年度から、第1号保険料の所得段階が第1段階に該当する方の保険料について、軽減を図ったところであります。市独自の減免等につきましては、さらなる介護保険法の一部改正による減免措置も予定されているところでもありまして、近隣市町村の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、介護保険の利用者負担問題については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、国民保険税についての1番、都道府県単位化についてお答えをいたします。

国民健康保険の都道府県化につきましては、平成27年第1回定例会で佐藤議員のご質問に、平成27年第2回定例会で古橋議員のご質問にお答えをしておりますが、平成26年度内に成立を目指しておりました、改正国保関連法案につきまして、審議日程がずれ込んで、平成27年5月27日に成立をし、制度の大枠が示されました。具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの事業納付金の決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施します。

また、市町村は、保険料の徴収、資格の管理・保険給付の決定、保険事業など、きめ細かな事業を引き続き担うこととなっているところであります。しかし、事業納付金の算定方法や標準保険料率の設定など、細かな部分は引き続き協議されることとなっており、そのための茨城県市町村国保広域化等連携会議が8月7日に開催をされました。連携会議は、茨城県、茨城県国保連合会、市町村による協議を専門的かつ集中的に行うため、国保事業費納付金算定検討部会、標準保険料率等算定検討部会、市町村国保事務の標準化検討部会、標準事務処理システム検討部会の4つの部会を設置いたしました。今後は、各部会において、担当者による協議が行われ、その結果を連携会議に諮り、最終的に決定されるものと思われまます。

次に、6点目、2番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

前回第2回定例会でご質問にお答えしておりますが、国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げにつきましては、4月の被保険者数をもとに算出をいたしますと、1人当たり約2,000円の影響額が減額できる額になります。

しかし、平成26年度の保険給付費の決定額は33億2445万6000円で、平成25年度の保険給付費の決定額から1億700万円増額となり、前年対比では3.3%の伸びとなっております。この保険給付費の増額分を被保険者数で割ると、1人当たり8,300円となり、一般会計から赤字分を繰り入れしている状況ですので、現段階で保険税を下げる方向での見直しは難しいものと考えております。

また、平成30年度からの国民健康保険の都道府県化による保険税賦課方式や標準保険料率が早

期に決定されるようであれば、決定した時点で保険税についての検討をしてみたいと考えております。

次に、7点目、水道事業についての1番、霞ヶ浦導水事業と当市の水道事業計画のかかわりについてでございますが、ことし7月18日、水戸地方裁判所において霞ヶ浦導水事業に関する判決が出されたところであります。

今回の判決は、那珂川流域の漁協の方々が漁業権が侵されるとして、那珂川取水口の建設の差し止めを国に求めたものでございましたが、裁判所の判決は原告である漁協の請求を棄却したものであったと新聞報道で承知をしているところでございます。

原告側は、霞ヶ浦の水質改善や都市用水需要など事業の公益性についても訴えを起しておりますが、地裁は国側の主張した事業の公益性、公共性の必要性を認めるものであります。

原告側は控訴する方針と聞いておりますが、私といたしましては、国側が主張していました霞ヶ浦導水事業により霞ヶ浦の水質浄化が促進されることや都市用水の確保のためには本事業が必要との判断がなされておりますので、国においても適切に対処いただけるものと考えております。

詳細につきましては、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次に、7点目、2番、水道料金の値下げについてお答えいたします。

水道料金の値下げにつきましては、今定例会におきまして、岡崎議員より同様の趣旨の質問をいただき答弁を申し上げているところでございます。

上下水道部には、水道料金の改定に向けまして、平成26年度決算と新しい会計制度を踏まえた投資と財政見通しを検討するよう指示しているところでございます。第4回定例市議会への提案を目標に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

ご質問、4点目、最近の「いじめ」による自殺問題についてのご質問にお答えいたします。

最近「いじめ」による自殺が連続して起きることについて、痛恨のきわみであると感じているところでございます。

「いじめ」は、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が身心の苦痛を感じているものをいうと一般的に理解されています。

私は、誰であれ「いじめ」をする側の行為はもちろん、痛みを受けることも絶対にあってはならないことと認識しております。起きてしまったからの対応ではなく、いかにして未然防止を図っていくかが最重要課題として捉えているわけでありまして、議会の同意をいただき、その具体策として今年度から取り組んでいるところであります。

今回の岩手県矢巾町で起きた中学校の事故報告書によると、自殺した生徒が、いじめられ死を考えていることを必死の思いで生活記録ノートを通して訴えていたとのこと。にもかかわらず、担任が相談することもなく一人で抱え込んでしまい、迅速かつ有効な手だてがとられず、生

徒がみずからの命を絶つという悲惨な結果を招いてしまったと報告されています。

連続して起きている「いじめ」による自殺事件を踏まえて、本市としましては、いじめかなと少しでも疑いがあれば、直ちに全教職員で情報を共有し、児童生徒の命を最優先に考えて、速やかに取り組む態勢がとれるよう努めていきたいと考えております。

次に、本市のいじめの認知件数は、平成24年度は小学校22件、中学校8件、平成25年度は小学校22件、中学校12件、平成26年度は小学校15件、中学校9件、平成27年度は小学校、現在のところ2件、中学校2件、1学期現在であります。

認知したものについては、各学校が組織的かつ迅速に対応し、解消してきております。解消後も、経過を観察したり、定期的に調査をしたりしています。特に、市内各学校では一人一人の児童生徒の変化に適切に対応できるように、先ほども述べましたが、担任を含めて全教職員で目配りをし、情報の共有を図るとともに、家庭との連携に心がけながら、児童生徒の実態把握に取り組んでいるところであります。

また、本年度から、条例の策定に伴い、NPO法人CAPいばらきによる「いじめ防止プログラム（子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム）」を、小学校4年生の児童と保護者、中学校1年生の生徒と保護者、教員を対象に実施し、保護者を含めた対策を行っているところであります。

そのほかにも、各小中学校から「いじめ事案の概要及び指導・助言に関する報告書」を毎月提出してもらい、各学校の実態を把握し、必要に応じ指導室による指導助言を行っております。

今後も、各学校と連携を密にし、いじめが発生した場合は、適切な対応ができる体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、1番、高効率ごみ発電の問題についての質問にお答えいたします。

国における循環型社会形成推進基本法においては、循環型社会の姿を明確に示すとともに、処理の優先順位といたしまして、まず発生抑制、再使用、再生利用、続いて熱回収、最後に適正処分という順位で位置づけをしております。したがって、再生利用できないごみに関しましては、焼却し効率的な熱回収を進め、発電を行っていくことは循環型社会における1つの重要な手段であると考えられます。

このようなことから、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設事業のメニューに該当するものでございます。

地球温暖化対策の環境面においては、CO₂はごみを燃焼することにより発生しますので、処理するごみ量によってCO₂の排出量が決まっております。発電システムを導入し、積極的に発電を行うことにより商業電力を使用しないこととなり、結果的に火力発電所から排出されるCO₂排出量の削減に大きく寄与することができます。

また、7月26日の「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題とした講演会では、バッチ運転、

準連続運転に比べると、広域化により24時間の全連続運転を1カ月から2カ月程度の期間、運転を継続することから燃焼が安定し、なおかつ炉の立ち上げ等においても化石燃料の使用量が少なくなり、CO₂排出量の削減につながり、さらに排気ガスの処理が安定するというお話がありました。

このようなことから、広域化を図ることにより、より効率的な熱エネルギーの回収を行うことが可能であります。さらに、施設運営においても、発電により財政面におけるメリットも考えられるところでございます。

今後さらにごみ減量化、リサイクルの推進を行い、市民、企業の皆様のご協力のもと循環型社会の形成を目指してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、2番、当市の人口予測とごみ減量化と資源化について問うの質問にお答えいたします。

本年3月に策定した、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、人口予測は、平成31年度において25年度比で1,714人、3.9%減少し、4万2066人に、さらに41年度には5,144人、11.7%減少し、3万8636人となる見込みでございます。

次に、ごみの減量化と資源化への取り組みについてお答えいたします。

平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、以来3Rの理念を広く市民や事業所に推進させるため、広報誌、ホームページはもとより、新治広域事務組合とも連携を図り、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座を開催、さらには各イベントでのキャンペーン活動により啓発に努めてきたところでございます。

3Rに基づく取り組みといたしましては、「ごみを出さない」、「繰り返し使う」、「再び資源として利用する」という3Rの啓発活動を行い、ごみの資源化・減量化の意識を高くすることが重要であると考えます。

ごみは、家庭から出される「家庭系ごみ」と事業活動により出される「事業系ごみ」に区別されます。

平成25年度時点における本市のごみの総排出量に占める事業系ごみの構成割合は29.9%で、国の29.2%、県の26.8%と比較しますと高い値となっております。

議員のご指摘のとおり、事業所における排出量削減が、ごみ減量の課題となっており、一般廃棄物処理基本計画においても重要な施策の1つとしていただいております。

事業系ごみにつきましては、景気にも影響されますが、事業者に対しまして、排出者としての責任を自覚してもらい、排出抑制・減量化、資源化を積極的に取り組むよう協力を求めてまいります。

また、資源化を含めたごみのさらなる減量化には、市民一人一人の発生抑制や資源の再生利用に向けた意識啓発の取り組みが重要であるため、より一層進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんの5点目、2番の「介護保険の利用者負担問題」についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年8月の制度改正に伴い、特定入所者介護サービス費、これは食費と部屋代のことでございますが、支給対象者の条件が変わりました。当市におきましては、負担限度額更新対象者は6月10日抽出時におきまして451名おりまして、7月31日の時点で更新の申請のあった件数は314名でございました。うち、負担限度額決定者は300名で、却下者14名でありました。なお、申請のなかった137名の方につきましては、申請条件の変更により非該当になることから申請がなかったものと推測をしております。

新たに、加わりました新要件としましては、資産要件でございますが、預貯金等が一定額以下としまして、配偶者のいる方は合計で2000万、配偶者のいない方は1000万円であります。

また、同じく8月の制度改正により、65歳以上、第1号者の被保険者でございますが、一定所得以上の方は介護保険サービスを利用したときの自己負担が2割となっております。

当市の被保険者で2割負担となった方の状況としましては、8月19日現在で96名で、うち介護度別では要支援1の方が5名、要支援2の方が10名、要介護1の方で18名、要介護2の方で17名、要介護3の方で19名、要介護4の方で14名、要介護5の方で13名となっております。

2割負担となる方は、本人の合計所得金額が160万以上の方となります。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなり、該当者は1,616名となっております。

以上です。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

「霞ヶ浦導水事業について、当市の事業計画にかかわって問う。」についてお答えいたします。

昨年8月に、国土交通省において霞ヶ浦導水事業の継続が正式決定されておりますが、工事そのものは進捗していない状況にあると承知しております。当初の目標年度としては、平成27年度でありましたが、検証後すぐに工事を再開したとしても完成まで約7年を要すると言われておりますので、今後見直しが図られるものと考えております。

事業の継続が決定されてはおりますが、まだ、工事完成の見通しが示されておきませんので、総事業費がどの程度となるかは国の直轄事業であることから承知しておらないところでございます。

工事完成までに当初見込みより事業費が膨らんだ場合、当市水道事業についても完成時の総事業費の中で減価償却分の費用負担を県中央水道料金の算定の中で考慮されるものと思っております。事業の進捗状況を注視していきたいと考えているところでございます。

千代田地区は県西用水から受水しております。八ッ場ダム事業ができた場合、これまで以上の受水量の確保が可能となりますが、将来の水需要の伸びが期待できませんので、現状維持を考えているところでございます。

霞ヶ浦地区につきましては、霞ヶ浦導水事業ができた場合、協定水量を安定水源として確保さ

れることとなりますが、千代田地区と同様に将来の水需要の伸びが期待できませんので、協定水量につきましても、見直し要望を視野に入れながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、原発の問題についてです。

田中委員長は、これは規制委員会の委員長です。「絶対安全ということは申し上げませんし、事故ゼロだということは申し上げられません。」というふうに言っているんです。一方で、安倍晋三首相は、2014年9月22日、コロンビア大学の講演で、「完全に安全を確保しない限り、原発を動かさないということにしております。」と述べている。また、今の経産省の宮沢洋一氏は「現地を訪れて、万一事故が起きたら国が責任を持って対処するから」というふうに言っているんです。

事業者任せというふうに一方でやって、絶対に安全を確保しなきゃやらないと言いながら、事故が起きたら国が責任を持つ、矛盾していると思いませんか。実際には、そういう意味では住民に対して責任を持ってない。共産党の笠井 亮議員が8月7日に衆議院予算委員会で追及しましたが、その周辺自治体が求めた説明会、これもしないと、これも九電が個々に説明していると、開催に応じないで九電任せ。最近も菅官房長官が「再稼働は九電の判断」というふうに言い放ったんですよ。再稼働を推進しながら責任はとろうとしない、こういう政権の姿勢が問われているというふうに私は思うんです。

4年前のあの東日本大震災の事故、地震で、福島第1原発が被害を受けて放射性物質がまき散らされたということで、今でも原発周辺だけでなく、広範な地域で住民が住めない状態が続いているわけでありまして。私も、たまたま実家に、宮城であります。福島を通過して高速道路が全面開通したということで、線量計を持ちながら通過しました。楡葉町なんかでは、まだ通過している線量計、車の中でだって1.4マイクロシーベルトですよ。そして、周りを見るとフレコンバッグがみっちりですよ。あれだけ事故が起きたらどうしようもない。こういう中で、原発事故の原因が解明されていないんですよ。

ですから、この方が一、事故が起きたら国が責任を持つというのは、こういう発言は、新たな安全神話だと思いませんか、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間、休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

安全神話のあった原発は、4年5カ月前に福島でああいった事故を起こしたことは、本当に地元福島はもちろんでありますけれども、国民にとってまさに未曾有の被害に遭った土地、大変な被害となったわけであります。

今度はまた新たなその安全神話をつくっているんじゃないかという、そういったご指摘であります。私はやっぱり何にもかえて、この原発につきましては、もう安全が最優先という考え方の中で進めなければならないというふうに、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

安全が最優先といっても、実際には国が責任持たないわけでしょう。最終的に事故が起きたら責任持つなんてとんでもないじゃないですか。安全に責任を持っていないということです。それで、再稼働がいいのかということなんです。これはきっぱりと再稼働をやめるべきだという態度が市長はとるべきですよ。

国際原子力機関が、8月31日に福島原発事故は安全と思込み、これが主因だと、主な原因だというふうに最終報告をやったんです。だから、新たな安全神話を今、振りまいて、全国の原発でその再稼働の動きを進めるというのは、これはもってのほかだと、これは警鐘を鳴らしていると同じだと思うんですよ。

お聞きしますけれども、運転すれば核のごみが出るでしょう。どうですか。この核のごみについてはどういうふうに考えていますか、答弁、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。

ただいまの発言は一般質問の範囲を超えているかと思います、発言を。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっと、議長、どういう理解しているの。東海第2原発だってあれだけの廃棄物の問題を今どういうふうになっているかということで問題になっているじゃないですか。

○議長（藤井裕一君）

はい、それはわかります。

○11番（佐藤文雄君）

すぐ近くのことですよ。このまま再稼働すれば、どうなんだということを言って、核のごみの問題が言われているんじゃないですか。そのことに対して答えられないということはおかしいでしょうと言っているんですよ。答える能力がないということですか。あなたもそういうふうに、の立場なんですか。それを言っているんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

核のごみにつきましては、人類の大変大きな課題だというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

一応、そのぐらいの程度だというふうに思いますが、いずれにしても、この事態は深刻な事態になりますから、やはり自然再生エネルギーに転換していくというふうな方向を目指すというふうにやっていけば、日本も、世界も本当に安心というふうになってくると思うんです。

次にいきます。

ごみの問題であります、ごみを燃やす際に出る熱を利用して発電を行う、こういうごみ発電というのは、発電効率は平均で10%程度とされているんです。

そこでお聞きしますが、今、石炭や天然ガスなどを燃やす火力発電所の発電効率は何パーセントですか、環境部長。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今、把握してございません。以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことも実際に火力発電の問題を話したでしょう。商業用発電にかわるものだというふうに話したじゃないですか、40%ですよ。高効率ごみ発電の施設は発電効率20%以上というふうに言われているんですが、これは相当なもので、世界的にも最高水準の技術レベルが要求されていると言われる。

実際には、高い発電効率とともに売電が前提ということでもありますので、さらにその性能指針が細かく決められているから、これを条件をクリアすることは、高効率のいわゆる交付金、循環型社会形成推進交付金の交付要件というのはかなり厳しいというふうに思うんですが、この点についてはどうお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

循環型社会形成推進交付金の内容でございますけれども、佐藤議員のご質問にストレートではないかもしれませんが、発電効率によって2分の1と3分の1というような交付金の交付割合がございます。また、その焼却炉の大きさによって、その回収率というのもまちまちに設定されているところでございます。1,000トンから1,400トンに際しますと、2分の1の補助金ですと24.5%の回収率、3分の1であれば20.5%、そのほかいろいろ要件はございますけれども、こういう形になっております。

当市が広域で進める処理の容量といたしましては、200から300の間ということで、2分の1ですと19%、3分の1ですと回収率15%というような規定があると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、この回収率そのものが大きければ循環型社会形成交付金の交付率が2分の1というふうになるかもしれませんが、こうなるとどういう問題が起きるかというのと、とにかくごみを燃やすということに専念するぐらいになってしまうんです。きのうも宮嶋議員がそのごみの減量化、これ、目標どうするんだというふうに言いましたが、なかなかごみのゼロのほうには現実と数字が合わない。ごみをどんどん減らそうと思えば、今度は発電できなくなる。こういうことになるんじゃないかなというふうに思うんです。

この前、講演があったときに、今治のクリーンセンターですか、四国のね、そこは発電効率が20%だというふうになっておりまして、2分の1の交付金をもらうというようなことを言っておりました。

実際には、私、あのときに質問をしたんですが、高効率のごみ発電をやろうとすると、火力を強くしなきゃいけない。ですから、廃プラやプラスチック、これも燃やすという方向になってくるといふふうに思うんです。日本廃棄物コンサルタント協会技術部会というのは、ごみの発熱量に最も大きく作用するのはプラスチック類の樹脂類であるが、これらは容器包装リサイクル法に基づき、多くの容器包装プラスチック類は分別収集されている。そのため、ごみ処理施設における高効率廃棄物の発電の検討は、容器リサイクル法との整合性、そのほか、ごみの質、ライフサイクルのアセスメント、施設整備状況、こういう地域の特性を考慮した上で検討するというふうに指摘しているんです。

つまり、自治体が高効率ごみ発電を導入するとすると、高いカロリー、火力を維持するために、こういうことが求められちゃうわけですね。従来実施している資源の回収のための分別をやめちゃう。容器リサイクル法によるリサイクルをしないということになるとは思います。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際、広域の関係で交付金を受けるといふ、そういう方向で考えますと、やはりその中では、きのうから出ておりますけれども、3Rの関係で3Rを前提としてどのような処理をするか、どのようなリサイクルをするか、さらに焼却灰が出ても、焼却灰からまたさらに資源化するというような、循環型社会形成の地域計画をつくりまして、それが認められて、初めて交付金を受けられるということですので、その審査についても、当然、ごみの減量化とか、そういうものについても厳しい指摘があるかと思えます。

また、プラスチックのリサイクルの関係でございますけれども、官民一体となったリサイクルの体系の法律だと思いますけれども、その中身を見ますと、ちょっと緩いような感じがしますけれども、努力する義務みたいなものを、強制的ではない部分があるかと思えます。

また、循環型の基本法においても、その再生とか再資源化というものについても、一部または全部というようなことで、これについても、全部と言い切るのなかなか法律は難しいと思いま

すけれども、一部から全部ということでかなりの幅があるかと思えます。

また、リサイクル法についても、強制ではないような形がございます。ただ、業者については、罰則とか、そういう規定はありますけれども、市町村とか消費者については、努力義務的なものがございます。

そういう中で、プラスチックを燃す燃さないかの議論でございますけれども、これについては、今後、霞台厚生施設組合の中で基本計画または中期計画の中で慎重に決定されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

講演やった荒井さんにも、私、聞いたでしょう。東京都は分別してあるんだ、プラスチックはね。結果的に燃やしちゃったでしょう。そういうふうに答えましたね。あなたも、今、3Rを前提にして、そういう資源化できないものについて、最後の4番目の順序でごみの発電のために、いわゆるサーマルリサイクルをするというふうに言っているんです。プラスチックのことについては検討しますじゃ、もう燃やすことになってしまう。そうすれば、石油製品でしょう、プラスチックというのは。ということはCO₂でしょう、同じじゃないですか。ですから、ごみをいかに減らすか、そして資源化するか、こちらのほうに徹底的に力を入れるということが求められているんじゃないですか。

あなたの答弁は長過ぎるからさ、同じことを繰り返すから、答弁はいいです。

ですから、今言ったように、そのリサイクルの中での最終的にプラスチックを燃やすということになっちゃうと問題なんじゃないかということが、まず1つ目なんです。

それから、今言った日本廃棄物コンサルタントの技術部会の論文で、高効率発電を行う施設を整備するためには、より高温、高圧の蒸気利用が一般的である。このため、施設整備、運営に係る経費は、一般的に通常の熱回収施設よりも高くなる。このため、間接的に住民の負担が高くなることに対する理解が必要と言えると、通常の施設よりも高効率ごみ発電の建設費用が高額になる上に維持管理費も高くなるということを指摘しているんです。

さらに、最近では蒸気の高温、高圧化が進むとともに、ボイラーや過熱機の材質改良などが工夫されて、より効率の高い発電の導入が進んでいるけれども、逆にこれだけ、そうすると大変な建設費と維持費が増大すると、こういう二面性を持っているというんです。

ですから、循環型社会形成交付金の交付率が上がれば、自治体の負担が高くなるというのは短絡過ぎると思いますが、これについてはどうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付率の2分の1、3分の1、ございますけれども、2分の1については、先ほどの回収率のほかに、その他、今ちょっと詳しくはわかりませんが、その他の災害時の拠点となるとか、火を絶やさないように頑丈につくるとかというコスト的に上がるような部分はございます。

ただ、その2分の1、3分の1については、これもまた今後、比較されてどちらをとるかということがあるかと思います。

先ほどと同じようにプラスチックを燃やすことと、また2分の1、3分の1にするについては、組合のほうで今後協議されると思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

荒井さんが、この講演の中で、私が、前にも、トン当たりの建設費、ひたちなか東海は、いわゆる燃やすごみ量のトン当たり6000万円だというふうに言っていました。ところが、荒井さんは、三、四年前だと4000万円弱としか言えないというふうに言ったんです。ちょうど東海がそうですね。4000万と6000万の違い。もうこれで2000万違うんですよ。実際にこの6000万という数字、データはあるんですか。それは、部長は理解していますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

トンの6000万というのは、検討会とかそういう中で出てきた数字でございまして、詳細に幾らの発注額でそれを割り返して6000万というように算出したというような、その分子分母たるものは把握しておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、実際にこの地域計画なるものを今つくろうとしておりますが、実をいうと、この前、講演した全国清掃会議の方ですよね、全国清掃会議というのは、スポンサーが廃棄物処理メーカーなどのメーカーやコンサル会社、こういうところが賛助会員になっているんです。それはご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

佐藤議員からのご指摘については、そういうことは把握してございません。

そういうことはわかりませんでした。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わからないということですが、これ、調べますと、今回、地域計画をつくるエイト、日本技術会議、これはその協賛団体に入っているんです。ところが、あと2つ、国際航業と一般環境という名称のコンサルがありました。これは入ってないんです。ですから、もうこの段階で談合して

いるのと同じなんです。だって、その協賛団体に入っていないんだ。国際航業はでかい土木関係をやっておりますからね。そういうことであります。

それと同時に、この協賛団体の中にこれまで公取から指摘されていた5社がしっかり入っている。日立造船を初め、タクマ、JFEエンジニアリング、これが入っているんです。日立造船は霞台厚生施設をつくりましたね、環境クリーンセンター。それから、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターも日立造船ですよ、入っているんですね。

それで、お聞きしますが、ひたちなか東海の入札については、どこが入札をしたかわかっていますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

確認しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実は、ここはDBO方式という公設民営という、そんなやり方なんです。荒井さんも公設民営を言ったでしょう。あの新しい施設。今治クリーンセンター、このように言っていましたが、公設民営なんです。そして、この入札方式は総合評価方式なんです。このとき、ひたちなか東海は株式会社荏原製作所と株式会社タクマ、それぞれを代表するグループで入札をして、最終的にこのタクマグループが落札をして、落札者として選定されたということなんですよ。

また、調べると、この荏原製作所と、タクマはもう当然ですが、荏原製作所も、この今言った全国清掃会議の協賛団体に入っているということがわかったんです。それと同時に、前回、私、指摘しましたよね。なぜ、ごみ発電を一生懸命になってやるのか。これは国が応援している、循環型社会形成交付金を使え使えといって、ごみ発電して、発電量を多くすれば、交付金を高くするよと言いながら、そうすると逆に価格がアップする。そして、維持管理もアップする。アップ、アップですよ、自治体にとっては。

そこで、この新エネルギー財団、2008年3月にこの財団の廃棄物発電委員会というのがあるんです。この発電委員会、ご存じないでしょうから、お話ししますが、荏原エンジニアリングサービス、三井造船、日立造船、タクマ、JFE環境ソリューションなど、この廃棄物処理施設メーカーが参加している。こういう中身になって廃棄物発電システムの導入に促進なさいという提言を出している。前回、私、言ったでしょう、そういう要望を出しているよと。こういうメーカーの中で、荏原と今、ひたちなか東海では、荏原グループとタクマグループで入札をした、もう官製談合に近いというふうに、私なんかは感じます。

そういう意味で、この高効率廃棄物の発電という問題については、やはりこのような価格の問題で負担すると同時に、ごみの減量化、資源化、これに反するというふうに私は思うんですが、総合的に今話しして、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

地域計画等においては、やはり3Rを基準として、それで3Rでできなかったものは、燃やしてエネルギー回収をする。また、灰においても、金属とかスラグとか、そういうものがまた資源で出てるというようなことで、そういう仕組みの中で今回の処理施設を設置するというような形だと思います。

また、佐藤議員さんのほうから協会の仕組みとか、そういうものを詳しく伺ったような気がしますけれども、そういう中で、先ほど申しましたように、循環型社会形成の既往法等、またはリサイクル法についてもかなりな、自分の感想、感覚ですけれども、緩いものも感じられますので、できれば法律を直さなければ、裏の、先ほどの裏ではないと思いますけれども、業界の仕組み等に対して対応できないのであれば、その法律をきちんと制定していただかなければどうしようもないような気がいたします。

そういう中で、いいですか。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

同じような繰り返しはやらない。

いずれにしても、次、移ります。

新治地方広域組合と霞台の施設の二重構造の問題ですが、31年度以降はどうするかということについて、私は、今話したように全然先が見えていないというふうに言ったわけです。先が見えていると思いますか。見えていないんでしょう、31年で。34年まで先送りになったわけでしょう。これについては答えてないですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

霞台の稼働予定が今お話がありましたように、新治のクリーンセンターの契約期限と一致しておりません。そういう中で、その間につきましては、協議をして新しい施設に移行していくと、そういったことで合意はしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

同じ繰り返しになるんですが、結果的に先が見えていないと。私は、あそこを25年でお払い箱にするというのは、これは異常だと思いますよ。あの施設を解体することになると、大変な費用がかかるんですよ。これは全て、その関係市町村に、関係組合の機関に負担がかかるということになるわけですよ。これは真剣になって議論をしなければならぬと思うんですが、そういう議論、いわゆる長寿命化の問題についても議論していないし、何にも議論しないでいるように思いますが、何かそういう広域化の問題とか、そういう解散における問題、財産処分についての話は、議論はされたことありますか、一回でも。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

もし解散になれば、一般的な例から言えば、それぞれ構成自治体が責任を持ってそれを処理する、そのようなことになるというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話したことがございますかと、議論したことはありますかと言ったんですよ。一回も議論していないんですかと聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細については、議論はしておりませんが、基本的にはそのようなことを、それぞれ慣例の中でお互いにそういったことは合意しているものというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間が迫ってるのでちょっと1つだけ。もう一つ、宮嶋前市長が、平成25年2月15日に、出張復命書の中に、2月15日ですね。単独で対応を視野に入れるべきであると。土浦との連絡は今後の課題だというふうになっておりまして、部長も判こを押していますね。当時の石川副市長も判こを押していますが。この単独での対応を視野に入れるべきであるということについて、何らかの動きをなされましたか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今の佐藤議員からのご質問でございますけれども、私の報告文書の中で宮嶋市長から単独の対応を視野に入れるべきである、また土浦との連携は今後の課題というような指示がございました。そういう中で、当時の副市長さんと協議をいたしました。記憶ではございますけれども、土浦市のほうに副市長が確認してくれたものがございます。

その中には、土浦市においては、当時、消防の合併問題が1つと、またごみ処理については、土浦市は単独で長寿命化の計画を進めている時期でありました。そういう中で、副市長さんのほうからは、まずは土浦のほうは消防の合併を先に仕事としては行いますというようなことがありました。副市長からは、土浦市は単独でごみ処理計画を計画していますし、これは新治を含めた処理を土浦清掃センターで計画しているというようなのが1つでございました。

また、石岡市、茨城町、小美玉においては、広域処理を目指すということで、これを考えますと、新治広域については、土浦市が抜け、また石岡市が抜けるということで、このままでは新治広域を単独で当市が運営するようなことになり、大変厳しい状況になるということが予想されるため、引き続き、広域検討会にも参加するように指示がありました。大変懸命なご指示をいただ

いたと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

市長の上に副市長がいるんですか、あなたは、市長の命を受けて単独を考えなさいと、視野に入れるべきだと言われたんでしょう。それよりも副市長、当時の、の話を受け入れていた。で、単独については全く考えなかったということになるわけですね。そういう意味では、あなた自身はこの前も指摘しましたが、公務員法違反に問われても仕方がないというふうに私は思います。

いずれにしても、あなたがまた答弁すると長々になるから、時間がありませんので、次に移ります。

霞台厚生施設組合の正副管理者会議が開かれたというふうに、この前、宮嶋議員の報告がありました。この前の全員協議会では、この中に全く管理者会議が開かれているという報告はありませんでした。なぜですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

開かれたのは事実でございます。その報告につきまして、詳細はわかりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

正副管理者会議は、いつ開かれたんですか。開かれたんでしょう、だって、宮嶋議員のこういうふうにごみ処理すれば、茨城、美野里の環境クリーンセンターのごみ処理は何とかできるよという話をしたっていうわけですから、それ、いつですか。そのほかにも何か議論になりませんでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

日にちについては、後ほど、また調べてお答えしますが、開かれましたのは事実でございます。

その中で、現在の状況等の報告がございまして、その確認をされておりました。そういう中で、宮嶋議員の前の提案を、私は約束しておりましたので、お伝えをいたしまして、そのことについても協議をいただきまして、その結果につきましては、昨日の答弁のとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実は、今泉市長と話し合う機会があったんです。そしたら、管理者会議で話し合いをするというふうにおっしゃっていたんです。その中身は、まず、私は、3Rを推進するという立場だということのようなことを語っていたんです。それと同時に、荒井さんの講演、7月26日にされた講演につ

いては、1週間前にその中身が知らされたというようなことまで語っていたわけです。ですから、こういう3Rを中心にした議論をされたと思うんですが、その記憶ございませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

管理者会議の日程につきましては、8月19日でございました。そういう中で、それと3Rの取り組みというような話も出ておりましたし、さまざまな意見交換がされたというふうに記憶をいたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、この報告もまだ未完成だということになります。これ、きちんと報告をするようにしてもらいたいと思います。どういうふうに3Rについて議論になったのか、そのこともついてきちんと報告をしてもらうということが必要だと思います。

実際に、今、牛久でも、つくば市でも焼却炉の延命化を図っております。こういう単独であれ何であれ、宮嶋議員がおっしゃったように、私たちの施設がどう大切にきちんと使えて長持ちさせるか、この3施設を訪問した私たちのグループは、一番、環境クリーンセンターが、維持管理がすばらしいと言っているんですよ。これだけ立派な管理運営をやっているところ、これはないというふうに言われているわけです。そういうのをお払い箱にするというのは、絶対にやめなければいけないというふうに私は思います。再検討する考えはございませんね、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前にもお答えしましたように、新治広域を維持するということは、結果としてはかすみぐらが単独で維持することになるわけでありまして、非常にランニングコストの面から、コストの面からも大変高くつくというようなことの中で、市民負担もふえるわけでありますから、今回、私は全体的な判断の中で、前にお話ししましたように、霞台厚生組合のほうに加入することを決断した経緯でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後で、ここで議論しても時間がもったいないので、とにかくこのごみ焼却施設建設を考える市民連絡会というのを私たち、立ち上げました、茨城町の人たちもね。それから、小美玉、そして石岡、かすみぐらということで、団体のメンバーも加盟をするということになって、12日にはごみ弁連の弁護士で坂本博之さんが学習講演会を開くというふうにしております。市民レベルでこのような問題に取り組む決意であります。

いずれにしても、その建設の是非は住民投票で問えというような運動に、私は取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから次に、総合窓口の件なんですけど、非常に問題なのは、難しいものだと専門的な知識が必要だと、なかなかうまく回らないというようなことをおっしゃったと思うんです。ところが、難しくなかったってたらいい回しされるという自治体が、実際に起きていたというふうなことなんです。

ある方が、ぼやを起こして、大したことなかったんですが、消防職員から罹災証明書を提出するようにと言われて、翌日、提出をしたら、市役所に行くようにというので千代田庁舎に行って、そこには環境保全課の窓口があった、で、受付は霞ヶ浦庁舎しかできませんと言われてたんですよ。とんでもないでしょう。だって、そこには、簡単な申請書でしょう。それから、ごみの廃棄物と一緒に持っていくような中身なんですよ。それで、わざわざ霞ヶ浦庁舎に行って、で、書類をもらったつもりで、もらったらしいんです。そのまま環境クリーンセンターに行ったら、書類不備だというわけ。でも、環境クリーンセンターは、きちんとそのごみを、廃棄物処理してくれたと、非常にありがたいと思ったけれども、その後、また環境保全課に行ったら、担当者がいなくて、渡す書類を渡せなかった、こんな話なんですよ。結果的に、何回も行ったり来たり、こんなのが専門的知識が要りますか。

ですから、どこでも今これだけの情報交換をしている社会の中で、自治体がそれに対応できないというのは問題だと。だから、総合窓口をつくれと言ったんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員の今のご質問にお答えします。

今の件につきまして、私なりにちょっと調べさせていただいたところ、今の環境保全課のほうから渡す減免券という話だと思うんですが、そちらについては、千代田庁舎のほうでも委任業務として取り扱っております。ただ千代田庁舎の場合は、申請を受けて、それから環境保全課のほうに回して、その結果、また千代田庁舎のほうに返ってきたものを渡すと、これは千代田庁舎でも、今の方の近くの中央出張所でも変わらない手続をしております。ただ、今回の場合、たまたまその方が火事の廃材を積んでこられたということもありまして、本来ですと、そのクリーンセンターでも引き受けられるごみと引き受けられないごみがございまして、一般廃棄物以外の瓦とかブロック等については引き受けられないこともありまして、一度、環境保全課のほうで、ごみについては現地のほうを確認させていただいた上で、減免券を発行しているという流れになっております。

今回も、そういった既にごみを積んできてしまったという事情がありましたので、それでは、環境保全課のほうに行ってくださいという話になって、環境保全課のほうでは、本来、家のほうを確認するわけなんですけど、荷物を積んできているということがありましたので、そのまま家の確認は省略して減免券を渡したという流れになっております。

なるべく市長が申しましたように、市民課が窓口となってワンストップのサービスを心がけるようにはしております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いろいろ言っているけれども、きちんと対応できていないということでしょう。今、別な廃棄できないような物まで持っていったというような話ししているけれども、ちゃんと丁寧な説明すればいいじゃないですか、事前に。そんなこともできないのかと、だからみんな怒るんですよ、何やってんだという声がね、そういう厳しい声が出てくると。だから、総合窓口できちんと検討するというふうにして、簡単なものについては、全て連携プレーをとって1カ所で済むようにするというふうにしてください。

それから、時間が迫っております。国保の問題なんです。

これは、保険給付費の問題のこのグラフをつくったんです。療養給付費、それから療養費の高額療養費、全体の保険給付費が幾らなのかというグラフなんです。一番端は、これ、27年の予算なんです。見ますと、それほど大幅には上がっていないんです、下がっている場合もあるし、今回はたまたま3.3%だけれども。こういうふうに大体、1年ごと1年ごと高齢になっていくわけですから、そういう意味ではがたつというかね、いろいろな病気がちになるわけですから、行くわけです。そういう意味では、保険給付費の伸びを理由にして言っちゃうと、医者にかかるなというようなことになってしまうんじゃないですかと言うんですよ。市長はそんなそういう立場ですか、まず。

それと、年金者の人たちは、この被保険者の中でどのくらいの方がおりますか。年金者は今ほとんど年金を減らされているんです。ですから、大変な中で行っているというのが現実なんです。

市長とそれから市民部長、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、市民の皆様方、ぐあいが悪くなった場合には医者にかかるのは当然でございます。ただし、やっぱり人間にとって一番幸せなことは健康です。そういった健康寿命を延ばしながら元気で活躍できる、そういった社会をつくっているところでありますので、そういった方向につきましては、行政としては頑張っていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ただいまご質問にありました国保の加入者における年金受給者ですが、人数的には国保の加入者が1万2383人に対して、そのうちの年金所得者は2,082人となっております、全体の16.81%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、グラフを示したように大体、前年度と比べてぐっと伸びているところと、また逆に24年度

のように伸びないところがあるわけですよ。でも、27年度予算よりも、今回の決算では少ないわけです。そういうことから考えると、医者にかかるなどというような、そういうような給付費を理由にして、保険料は下げることができませんだなんていうのはやめてほしいと、私は思うんです。

もう一つ、国保の都道府県化によって、保険給付費にかわって国保事業納付金、いわゆる分布金というのが発生しまして、それを納めることになります。この納付金は100%が原則です。当市の収納率は現在90%を割っています。そうすると、100%納付には10%足りなくなります。その場合、どうするんですか、市民部長。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

事業納付金につきましては、先ほど市長が答弁の中でも申し上げました国保事業納付金算定検討部会にて協議されることとなりますが、その際は市町村の医療費水準、所得水準、年齢構成等を勘案して決定されると思われま。

また、決定された事業納付金を市町村は保険税収入金や国保財政安定化支援事業金、低所得者財政支援のための保険基盤安定繰入金、そして一般会計からの赤字繰入金を活用して事業納付金を納入するものと思われま。できるだけ一般会計からの繰入金はなくす方法での検討が今後されていくかと思いますが、具体的には今後の検討部会の中で協議されていくことと思われま。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、分布金をですね、事業納付金ですね、これ、100%納入、これは義務になるわけでしょう。100%完全に納めなきゃいけないということになりますね、それを確認します。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今のところ、そのように伺っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、100%納付をするということになると、今、当市は現状としては収入の率が90%割っていますよね。そして、その10%については今言ったように一般会計からの繰り入れ、もしくは財政安定化基金、こういうものというふうに答えたと思うんですが、実際には一般会計の繰り入れというのが、答弁の中で何かあたかも赤字だと、国保会計が赤字だから一般会計だというふうな発言をしているんですよ。これは間違いだと思うんだよね。

なぜかという、組合健保とかほかの保険と比べて、国保が異常に高いんですよ。所得に対する、または収入に対する負担がやっぱり1割を超えているんです。ですから、そういうところで、一般会計からの繰り入れというのは全国どこでもやっているんですよ。赤字の補填だ、赤字の補填だという感覚がまず問題だというふうに思うんです。

ですから、今回のこの国の支援という1700億円については、それ以外にその次の段取りとしては、幾らぐらい助成するふうになっているのかご存じですか。今、1700億円ですが、その次の段階は幾らだと思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

たしか平成30年度からは3400億ぐらいになると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことなんです。3400億円というのは、これで1人当たり1万円の財政効果があるというふうに国は言っているんですが、実際に今、一般会計からの繰り入れというのは、全国合わせますと3900億円なんです。ですから、ショートするという可能性があるわけですが、財政支援があったとしても、ですから、やっぱり一番問題はこの国保税が高くなるということになる危険性があるということなんです。ですから、分布金を1割増しで逆に保険料を上げてしまうと、そういうふうな形になってしまう危険性が、私はあると思うんです。

今回のこの措置について、私はこれまで、今現在払える保険にする。つまり100%に近い、例えば95%までにするには、保険料をやっぱり下げていくという、今がチャンスだというふうに思うんです。逆に、今言った県のほうのやり方で決められるとすると、それが押しつけられてしまうという危険性があるんです。ですから、今の現状を守るという点では、収入率を高くすることが必要、ですから、保険料を下げるということが重要だというふうに、私は思うんです。

当市の国保税は、平成20年に後期高齢者医療制度の導入を機に、後期高齢者支援金分をそっくり加算して大幅値上げしたんです。それで、県下一高い国保税になったわけです。そのときの市長は、坪井さんだったんです。議員報酬の引き上げとあわせて、この国保の値上げについて怒りが爆発して、いろいろな運動につながって、翌年、翌々年、平成22年に若干下げましたが、焼け

石に水程度の引き下げだったわけです。それで、その年の7月の市長選挙で坪井さんは、宮嶋さんに負けたということがあって、私はその国保税の引き下げを公約に掲げた宮嶋さんを、勝手連的に支援はしたんですが、逆に、残念ながら宮嶋さんは応益を応能という50対50という、そういうことを強調する余地、所得が少ない、または収入のない固定資産が全くない人にとっては引き上げになった、約45%の人が引き上げになったという、そういう事実があるわけです。

ですから、均等割、いわゆる人頭割です、人頭税ですね。そういう人頭税はやっぱり上げるべきじゃなかったというふうに思うんです。こういう人頭税と言われる均等割額をやっぱり引き下げる措置を今とる必要があるんじゃないかと思いますがいかがですか。どちらでもいいです。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

平成30年度からの県の単価を前に今というお話ですが、政策的な話になってくるかと思うので、それまではちょっと。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

国保税のその所得割、それから資産割、その考え方につきましては、基本的にはやっぱり国等の基準、指導、そういったものに極力従っていくということが一番大事かなというふうに思っています。

また、ただ値下げにつきましては、先ほど申し上げましたように、大変国保の健全財政という面からも非常に厳しいものだというふうに考えております。

そういった点につきましては、ご理解をいただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私が言ったのは、その均等割額を引き下げることが必要だということを言ったんですよ。それは、全県を見ると、この均等割額が高いほうで7番目ぐらいになっているんです。ですから、全体的に国保税が高いという現実があるわけです。

そういうことを考えると、やはり一番問題は、住民にとって大事なことは払える保険料、そして安心して使える医療、この2点だと思うんです。これが住民の命を守るという、この自治体の本来の役割、これが今度の国保の都道府県化でできるか、これはやっぱり一番問題だというふうに思います。

時間があと5分しかありませんので、水道の問題だけ、ちょっとだけ入らせていただきます。

当市の水道料金は、全県比較して何番目でしょうか、10立方使った場合と20立方使った場合。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

もとは平成25年度の茨城県の水道というところになります。まず、10立方を使った場合のかすみがうらでございますが、安いほうからして30番目、全体で45ありますが30番目。20立方の場合には、少し上がりまして26番目になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これがその図なんです、10立方の場合とこれが20立方の場合。実際にかすみがうらは20立方の場合のほうがかなり高いほうになっています。10立方になりますと、これもかなり高いということです。つまり、10立方以下でもかなり高い。

これはなぜかという、10立方以下で生活している人が結構多いんです。つまり10立方メートルの基本料金だとかなり負担があるということです。

そこで質問しますが、10立方以下の世帯というか使用者、全体の何割ぐらいあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらの統計につきましては、27年の検針をもとにしました調定件数でございます。3月におきまして、全体で調定件数が、一般用1万4732件に対しまして、件数で5,471件、率にしますと10立方以下のものが37.2%になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やっぱりその37%も10立方以下の人が、で、高いということですから、この改善が求められているということで、ゼロ立方から従量制にすると。私はゼロ立方の単価を1,000円とかというふうに、前にそういう案がありましたが、その案では大幅に引き下げにならないと思うんですよ。

お聞きしますが、一般会計からの繰り入れの実績、それから上下水道の公料金対策という交付金があるんですが、これについて簡単に1分以内で説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

一般会計からの補助金と公料金対策分についてご説明いたします。

平成27年度につきましては、ルール上の公料金対策分はおよそ2800万円でございます。同額を補助金としていただくということにしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際は今まで、平成17年は1億2000万円だったんです。それがどんどん下げられて2800万円ということになっていますから、やはり必要なのは独立採算ということを強調し過ぎないで、やは

りきちんと住民のために安価な水道料金にするというふうにして一般会計からの繰り入れも考えてください。

以上、終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

入れかえをお願いします。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

設楽健夫でございます。

6月の定例議会に続きまして、一般質問をさせていただきます。一般質問をさせていただきます機会を与えてくださいました市民の皆さん、そして先輩議員の皆様はこの場をかりて御礼を申し上げます。

私も、議員になりましてわずかですが、2005年に霞ヶ浦町と千代田町が合併して10年が経過しています。

これまでの10年間を総括し、合併して何が変わったのか、何が整備されてきているのか、あるいは近隣と比べてどういう状況になっているのかということの総括も必要な時期に入っているかということを思います。

質問に入ります。

1番、市政倫理コンプライアンス（法令遵守）について。

6月に一般質問に対しまして、以下の答弁をいただきました。

「市政に対します市民の信頼に答えていくため、倫理の確立を図ることにつきましては、必要な点かと考えております。」、市長答弁でございます。

平成25年市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えております。職員につきましては、地方公務員法によりまして、服務規律が規定をされておりますが、不祥事の再発防止に向けた取り組みは必要と考えています。適切な手法について検討していきたいというふうに考えております。

また、市民にとって大事な市民の調査請求権、いずれも政治倫理等に違反することを証する資料の提出を求めている点は、土浦市においては、市民100人以上の連署により請求することができます。石岡市においては、選挙権を有する200人以上の連署をもって請求をすることができます。かすみがうら市の市民に今なお与えられていない市民の権利でもあります。茨城県の多くの市町村において、市長及び特別職の政治倫理条例、政治倫理審査会が制定、設置され、信頼され、そして信頼される市政実現への市民の権利が、市民の請求権がうたわれていることは言うまでもありません。周囲の市では既に制定されている市長及び特別職の政治倫理条例は喫緊の課題であるというふうに考えます。

以下、質問します。

①周囲の市では既に制定されている、「市長及び特別職の政治倫理条例の制定」について、前回の一般質問に対して「検討します」の回答でした。検討についての経過と結果について報告をお願いいたします。

また、平成25年当市の第2回定例会の議題にありました、市長等政治倫理条例の制定についての再提出を求めます。

続きまして、②酒気帯び運転等交通法規違反が3件、平成17年、20年、23年と発生しています。これに続いて、再び酒気帯び運転が発生しました。市長並びに関係部局の所見をお願いします。

特に、1) 今回の不祥事原因分析と防止策について説明をお願いします。

2) 今後の6月以降の交通コンプライアンス（法令遵守）の検討結果と体制づくりがどのように進められてきたのか、説明を求めます。

この6月の一般質問の違反不祥事再発防止への答弁を述べます。

①酒気帯び運転に関する懲戒処分の基準については、原則として停職処分、再び同様の違反行為を行った場合は免職処分としていたところですが、再発防止に向けまして処分の厳格化を図るため、平成21年4月1日からは、原則として免職処分、情状を酌量すべき特段の事情がある場合には停職処分とするよう規程の改正を行い厳罰化をしている。このことをもって防止するという事だと思えます。

②なお、公用車使用簿には、交通ルール遵守と運転マナー向上のステッカーを添付します。

③各庁舎、出張所において、安全運転管理者を選任することや、④土浦地区安全運転管理者協会が開催する講習会等の各種行事に参加することにより、交通安全意識の高揚を図っているところでございますというのが答弁でした。

こうした状況の中で、またもや教育委員会職員が道交法違反（酒気帯び運転）で警察に摘発されました。総括を求め、答弁を求めます。

③公金取扱適正化計画、特に4、再発防止に向けた防止計画の総点検をお願いしました。総点検の中間総括をご報告いただきたいと思えます。

その中、6月答弁において、「この適正化計画が2年を経過してさらに適正化、透明性を高める。その公正度を増すという意味で見直すところもやはり必要。先ほど申し上げました実地検査の実施も含め検討します。」との答弁でした。

公金等管理台帳による実地検査、部長の責任の明確化、公金取扱適正化計画の整理された施行規則が必要です。答弁をお願いします。

④同時に、監査事務局であります。公金等取扱適正化計画が実施されている中で、監査事務局としての実施状況及び監査内規作成について、その後の経過報告をお願いいたします。

以上が1番の質問です。

2、新市建設計画に基づく合併特例債の起債状況と残された起債総額、今後の計画について質問をしています。

合併10年のこれまでの総括とこれからの10年間の目標設定の時期に入っている大切なことでもあります。

2005年3月28日、霞ヶ浦町と千代田町が合併して10年が経過しました。新市建設計画では、まちづくり建設事業として3区分12事業、公営企業等への出資、水道施設統合事業を合併特例活用

事業として、合併後10年間の期間の中で整備を進めますとしています。10年間の到達点を整理し、総括を進めるときを迎えています。

質問します。

①2005年3月28日合併、新市建設計画に基づく合併特例債の起債の報告と合併特例債119億円の起債残額の報告を求めます。なお、事業名、事業地、これは合算で結構でございます。事業総額、起債済み合計特例債金額についてよろしくお願ひします。

②事業地が、これは霞ヶ浦区、千代田区がバランスある発展を遂げていく、そのための質問でもあります。事業地が霞ヶ浦地区の合併特例債の起債総額について報告を求めます。同時に、千代田地区の合併特例債の起債総額、その対比についても、あわせて報告をお願いいたします。

③この中で、霞ヶ浦庁舎の旧霞ヶ浦庁舎建設積立金の総額と庁舎建設費用について報告を求めていきます。

平成7年6月、霞ヶ浦庁舎建設基金の設置が行われ開始されました。庁舎建設を前にして両市合併となりましたが、この点についてのご報告をお願いいたします。

④27年度合併特例債起債計画の説明を求めます。

⑤バランスある合併特例債起債計画を求め、今後の計画について説明を求めます。

これは新市建設計画、合併特例債活用予定事業の筆頭事業は、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路、跨線橋でした。土浦協同病院のおおつ野への移転により防災救命道路の整備が急がれていると思います。今この道路と協同病院へのアクセス道路の整備は、市と近隣市の緊急の課題に浮上しています。かすみがうら市は整備のかなめともなってきました。これまでの10年間、これからの10年間の道路整備は未来を描いていく上での戦略課題とも考えます。合併特例債事業、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路への取り組みについて、取り組みの意思、あるいは今後の取り組みの進め方について、バランスを配慮した取り組みについて答弁を求めます。

3番目に入ります。

今、大事な時期を迎えています今後の公民館活動、コミュニティ将来計画について質問をしていきます。

霞ヶ浦地区においては、来年4月、小学校が統合され、既存の小学校の閉鎖、あるいは公民館の統合閉鎖、そういう話が持ち上がっています。これについての不安が市民の間で大きくなってきております。

これについて、①千代田地区では「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」が開催されています。霞ヶ浦地区では「地区公民館統廃合を協議する検討委員会」が開催されています。こうした委員会の重要な審議経過、結果の報告もなされずに、「公共施設等のあり方に関する地域懇談会」が開催され、アンバランスな来春の封鎖を含む施設の統廃合への懸念が広がる霞ヶ浦地区の皆さんの心配は、これは想像を絶するものであります。

施設の統廃合の前に議論されなければならない市の公民館活動、地域コミュニティの基本構想について、簡潔に要点の説明を求めてまいります。

市として、どのようなコミュニティをつくり上げていくのか、そのモデルはあるのか。

合併10年間で、特に地域コミュニティ（公民館活動、社会福祉活動）はどのように整備されてきたのか。今後10年間、どのような戦略を描いていくのか。封鎖除却を前提にした公共施設のあ

り方の前に地域のコミュニティのあり方、基本計画構想が示される必要があります。これは、区長会担当の市長公室の直轄管轄であり、戦略課題とも思われます。説明を求めます。

②これに伴いまして、総務省「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（平成26年4月）序文記載策定条件の中に「インフラ長寿命化基本計画」及び」という項目があります。また、指針二の（4）に「将来的なまちづくりの視点から検討を行うこと」というくだりがあります。

続いて、第三の五に、総合管理計画の策定に係わる財政措置等について、除却に対する特例債のことかと思えますけれども、この点についての説明を求めます。

また、除却特例債措置申請ありきではなくて、急速に進む少子高齢化社会の将来的なまちづくりの議論が先行されるべきであります。総務省への除却の報告が既になされているのか。あるいは、除却特別措置の申請をしていく、その経過にあるのか。経過及び計画について報告を求めます。

③平成27年3月26日、霞ヶ浦地区公民館の今後のあり方を求める要望書が提出されています。その中の「3 要望内容」に対する見解を求めます。また、地区公民館は、平成28年以降、閉鎖除却されるのでしょうか。閉鎖除却の了解は、いつ、どのように行われたのでしょうか。地区公民館活動施設の確保を求める立場で質問します。報告と見解を求めます。

ここでも「公共施設等のあり方に関する地域懇談会」による施設のあり方が先行しています。その前に、施設がどのような形でこの霞ヶ浦町の10年後をつくり上げていくのかということが討議され整理されていくことが先行するべきものと考えております。

④同じく関係するところで、社会福祉協議会の市地域福祉活動計画、平成26年から29年、市地域活動計画策定委員会において、このような記載があります。「千代田地区は小学校区で地区社協が構成され、霞ヶ浦地区は地区社協が存在しない。地区公民館活動が活発であり、地域福祉との密接な関係にある公共施設（コミュニティや地区公民館等）区域との整合性の検討が望まれる。」と記されています。地域福祉と地域公民館活動の整合性が求められています。このことについて、その後、どのような検討が行われたのか、部局間の調整内容、あるいは今後の方針についてご説明ください。

⑤小学校区で構成され活動が営々と続けられてきた霞ヶ浦地区の公民館の専門部会は、1）体育厚生部、2）教養部、3）産業部、4）生活科学部、5）その他の活動で構成され、活動が続けられてきています。少子高齢化社会が急速に進展している中で、たくさんの人の努力によってこの活動が続けられてきました。こうした活動と先ほど述べました3との連携が喫緊の課題として求められています。

土浦市においては、既に10年前から検討が加えられ、地区のコミュニティは、1）福祉部、2）安全部、3）健康部、4）環境部、5）文化広報部、6）青少年育成部で各地域とも構成されています。社会福祉協議会、あるいはこども福祉課、交通安全母の会、地区体協、生涯学習等と連携をするような体制になってきています。将来、市長のほうからもございましたけれども、合併が見通される近隣の行政に学び検討され反映していくことが必要なのではないでしょうか、見解を求めます。

6 番目に入ります。

高齢化率、霞ヶ浦中、北中学区は33.2%に昨年度達しています。千代田中地区は31.5%です。

下稲吉中地区は18.6%、平均25.8%です。報告書の中に十数年後に35%の高齢化社会が出現するとの記述がありましたが、既に35%に達さんとする地域が存在していることを確認していく必要があると思います。

地域包括センターは、4月に高齢化率が40%に迫っていく霞ヶ浦地区から千代田庁舎保健センターに移動しています。居宅介護体制の整備や高齢者の見守りや通いの場、交流の場づくり、地域の支え合い活動の推進、拠点づくり、こうしたものが喫緊の課題として急務となっています。

霞ヶ浦地区は、小学校区を基本とした公民館が閉鎖され、小学校は4月から封鎖されるのではないかと不安が日増しに高まっています。避難場所も、投票所も、地区公民館もない、ママさんバレー等のスポーツ活動体育館も先行き保証されない地域が霞ヶ浦地区につくられようとしています。来年の4月から、霞ヶ浦地区の小学校のこうした社会教育活動の場は封鎖されるのか、使用が可能なのか、答弁を求めます。

封鎖を前提に、または封鎖の状態での公共施設のあり方に関する懇談会がつけられることは避けるべきだというふうに思います。公共施設のあり方に関する懇談会がこうした状況で続けられるのでしょうか、答弁を求めます。

4、歴史的事業である霞ヶ浦地区小学校統合の慎重な準備作業と施設の今後の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の招集についてに入ります。

①霞ヶ浦地区の統合小学校の放課後児童クラブ施設を含めた準備状況をお尋ねします。

この点について、1)放課後児童クラブの南・北小学校ごとの加入申請数及び合計数、2)私立みなみ保育園の南・北小学校ごとの加入申請数及び合計数、3)南・北小学校の放課後児童クラブ施設の準備状況、南・北小学校の受け入れ可能人員数、4)低学年が3時に授業が終了します。高学年は4時に授業が終了します。低学年から高学年に移っていく1時間の待機時間の教育指導内容と担当部門について、どこが担当していくのか。この1時間をどのように子どもたちに対していくのかという点について、説明を求めます。

②霞ヶ浦小学校の閉校に伴う地域の歴史的文献、記念樹、石仏等の保存と地域住民への還元について。

1)閉校小学校の歴史的・地域的重要文献等の資源の保存計画及び保存計画及び地域還元計画について。

2)資料館に近い霞ヶ浦地区の小学校に小学校の歴史館を創設することについて、市長の答弁を求めます。

小学校は地域とともに発展をしてきております。そういう中で、さまざまな文化財、そしてさまざまな人がそこに思いを寄せ、記念樹を植え、そしてさまざまなものを小学校に集中している、そういう歴史でもありました。そういう点から、市長の答弁をよろしくお願いします。

③統合小学校の一部を避難場所、投票所、公民館、スポーツ活動等、社会教育等の施設として使用することについて、市長の見解を求めます。

ここでは、具体的に3つ要望してまいります。

これは、牛渡地区公民館と安飾地区公民館は、保育所の閉所後、公民館として新しくつくられてきており、今後も使用可能な公民館であります。この継続使用。

2)下大津、志士庫地区公民館の継続使用措置、または閉校小学校の施設を使用することにつ

いて、特段の配慮をお願いしたい。お隣の行方地区においても、耐震が小学校、あるいは民間の基準に達していなくても、暫定的にこうした社会教育活動に学校施設を開放していくという、そういう事例もあります。そうしたことを含めて、市長の見解を求めます。

④千代田地区は耐震工事を進め、そして霞ヶ浦地区は統合小学校及び地区公民館の廃止措置がとられてきている。千代田地区の小学校は存続し、霞ヶ浦地区は4月、小学校及び公民館が封鎖されようとしている。整合性に欠けるバランスある市政とは言いがたい異常事態という状態が続いています。

小学校統合計画の市方針について、改めて全市の整合性ある方針の説明を求めます。

また、千代田地区小学校の統合委員会の開催を求めてまいりたいと思います。なぜならば、このことは、霞ヶ浦地区において今討議が進められている公民館活動、あるいは千代田地区において続けられている公民活動においても、今の現状を前提に、アンバランスな現状を前提に進められています。こうした中で、全市的な将来を見据えた将来計画をつくり上げていくことは非常に極めて困難であり、その配慮は相当の努力を要するというふうに思います。そういう中で、このアンバランスな状況、霞ヶ浦地区は統合が進められ、千代田地区は統合が全く進められない。こうした状況を一刻も早く解消し、全市的なバランスある政策をとられていくことを市長に求め、そして市長の答弁をお願い申し上げます。

以上、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、市政倫理コンプライアンスについての1番、政治倫理条例の制定についてと市政倫理コンプライアンスについてのご質問にお答えをいたします。

前回の第2回定例会の答弁と重複をする点がありますが、ご了承をお願いいたします。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることは、市政に対する市民の信頼に応えることは必要であると認識をいたしております。

政治倫理条例の制定につきましては、各分野部門、さまざまな角度から検討してまいりますので、もう少しお時間をいただきたく、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、1点目、2番、交通法規違反に関連する防止策、今後のコンプライアンスに関する見解についてでございますが、まず、今回の不祥事につきましては、市民の皆様方を初め、関係者の皆様、また議員各位に対する信頼を失墜しましたことに対しまして、責任の重さを痛感しており、まことに申しわけなく心からおわびを申し上げる次第であります。

酒気帯び運転の交通法規違反につきましては、職員に対して全体朝礼での訓示、各種通知等によりまして注意喚起を行ってきたところでございます。それにもかかわらず、このような不祥事を招いてしまったことから、改めて、実効性のある再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、1点目、3番、公金適正化計画の点検結果については総務部長から、4番、監査委員事務局としての実査状況については監査委員事務局長から、2点目、合併特例債については市長公室長から、3点目、コミュニティの将来計画についての1番、市の公民館活動、地域コミュニティ基本構想については教育部長から、2番のうち、公共施設等総合管理計画に関する部門は総務部長から、除却に関する地方債については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、3番、地区公民館に関する質問のうち、霞ヶ浦地区公民館の今後のあり方を求める要望書に対する見解を述べさせていただきます。

霞ヶ浦地区において展開されている地区公民館活動につきましては、その設立当初から長年にわたり、地域の親睦、連帯感を醸成するために、地道な活動が継続をされ、地域コミュニティの希薄化が懸念をされる中、昨今においては、特に貴重な取り組みであり、これまでの活動に対しまして、心から敬意を表するものであります。

このたび要望いただきました霞ヶ浦地区の公民館組織の再編につきましても、地域の実情に応じた検討がなされたものと理解しておりまして、こうした地域が主体となった活動に対しましては、市民協働の観点からも、引き続き支援、連携してまいりたいと考えております。

現在、霞ヶ浦中地区におきましては、事前交流事業が計画をされ、千代田中地区、下稲吉中地区におきましても、今後のあり方について、地域の方々が中心になって検討されておりますが、それぞれの今後の活動についても、これまでに培われたノウハウは、引き続き有効に活かされているものと期待をいたしております。

なお、霞ヶ浦地区の公民館施設につきましては、各地区公民館の役職員を交えた検討の中で、一定の方向性が整理されたものと理解をしております。この経過など詳細につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、4番、地域福祉活動については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目5番、地区公民館について近隣行政に学び、反映していくことへの見解について申し上げます。

ご紹介いただきました土浦市の事例につきましては、地区公民館活動、コミュニティセンター、社会福祉協議会など、中学校区を単位として一体的に配置することは、地域の実情や市民生活を踏まえた施設配置の一つの形として、本市においても参考にすべき事例であると認識をいたしております。

また、さらにさきの先進事例などを見ますと、そうした施設における業務に地域住民みずからが、その主体として関わっている例もあり、地域のことは地域で考え実行するという、市民自治、市民協働の取り組みが進められている自治体もございます。

こうした形態が実現された背景には、いずれにおきましても、相当な時間をかけて地域住民と相互理解を深めながら、形づくられてきたものと察するところでございます。

今後、本市におけます検討におきましても、こうした事例を参考にしながら、地域の実情に応じた施設の配置のあり方を話し合っていきたいと考えておりますが、その動向によっては、地域社会のあり方にも踏み込んだ議論も想定をされますので、幅広い層の考えをお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、6番、閉鎖施設の今後の利用、公共施設のあり方に関する懇談会については総

務部長から、4点目、霞ヶ浦地区小学校統合における施設の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の開催についての1番のうち、放課後児童クラブの関係については保健福祉部長から、学校での体育時間の教育指導内容については教育部長から、2番、小学校閉校に伴う地域の歴史的文献保存等については教育部長から、歴史館の創設については市民公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、3番、閉校する小学校の一部を避難場所、投票所、スポーツ活動の使用について、及び4番、小学校統合計画の全市の整合性と千代田地区小学校統合委員会の開催について、まず総括としてお答えをいたします。

廃止施設の利活用を考えるに当たりましては、施設ありきではなくて、市民や地域にとって真に必要なことは何かという、まちづくりや市民生活の視点で考えることが基本であるというふうに認識をしております。その中で、必要な行政サービスの拠点としてのあり方について、施設の状態といった物理的な制約を踏まえながら検討してまいります。

そうした検討を重ね、市の公共施設全体について転用などによりまして、引き続き有効活用する施設、売却や貸し付けの対象とする施設、取り壊しを行う施設等を整理していくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員のご質問、1点目、2番の1、今回の不祥事原因分析と防止策についてお答えをいたします。

今回の事案の概要といたしましては、去る7月3日午後10時ごろから2時間程度、1人で土浦市神立町の居酒屋において、生ビールとサワーを飲酒し、その後、運転代行を利用し、土浦市桜町の有料駐車場に自家用車を移動。午前0時30分ごろ、桜町の居酒屋で焼酎水割りを注文し、友人を待っていたが会えず、午前1時ごろ、同店を出店し、駐車場に駐車していた自家用で睡眠をとったところですが、朝、自家用車を運転し、自宅への帰宅途中、午前6時30分ごろに大和町で基準値を超えるアルコールが検知され土浦警察署員に検挙をされたというものでございます。

こうした行為は軽率であり、交通法規に違反したことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為で、公務の信用を著しく失墜させたものであることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第3号の規定による懲戒処分として、停職6カ月としたところでございます。

飲酒した翌日、大丈夫だと思って自動車を運転しても、呼気中のアルコール濃度が基準値を超えれば検挙されることは周知の事実であり、あわせて、アルコールが体内から消えるまでに一定の時間がかかり、飲んだ量やその人の体質などによって違いがあることもよく知られていることと思います。

このことから、防止策といたしまして、飲酒をする際のタクシーや運転代行の利用、飲酒した帰りの家族の迎えやホテルなどへの宿泊、ハンドルキーパー運動の推進を進めるとともに、飲酒した翌日についても、本人の自覚を促すため、注意喚起を図ってまいります。

次に、1点目、2番の2、6月以降の交通コンプライアンスの検討結果と体制づくりについてお答えをいたします。

今回の事態を受けまして、7月13日には、緊急の招集により、市長から部長及び課長等への訓示を行い、全職員に向けては、庁内イントラネットを通じて訓示をいたしました。

さらに、7月6日と7日、また8月4日と5日の全体朝礼においても、再発防止を指示いたしました。

また、8月4日には、部長及び課長等を対象に、土浦警察署の協力をいただきまして、交通安全研修会を開催いたしております。

さらに、全庁的な取り組みといたしまして、所属部署ごとに協議をいただき、飲酒運転撲滅宣言書を作成し、掲示をしているところでございます。

今後とも、認識が薄れることのないよう、年末年始や交通安全運動等の機会を捉えて、継続的に注意喚起をしてまいりたいと考えております。

1点目、3番、公金取扱適正化計画、特に、4再発防止に向けた防止計画の総点検の中間総括、課題と対策についてお答えをいたします。

公金取り扱いの適正化につきましては、前回の一般質問でのご指摘を踏まえ、現在計画の見直しに取り組んでいるところでございます。

改定作業に先立ちまして、去る7月14日と15日に、市任意団体の事務及び会計取扱規程第5条第7号の規定によりまして、団体の会計事務に関する実地検査を実施いたしました。

検査では、平成26年度及び平成27年度任意団体の会計事務のうちから14件を抽出いたしまして、担当課を訪ね現地で検査を行いました。

検査の結果につきましては、通帳及び通帳印、現金出納簿及び関係書類、領収証の控え、公金等管理台帳及び関係書類を照合した結果、会計処理は適正に行われているものと認められましたが、5点の事項について指摘をいたしております。

1点目といたしましては、預金通帳及び通帳印は施錠保管されているものの、同じロッカー等に保管されている事例があったため、別々に厳重に保管するよう対応をされたいこと。

2点目としては、職員ができる限り現金を取り扱わない仕組みへと改善が図られておりましたが、控えのある領収書が使用されているものの、連番が付されていない事例があったため、連番の付されている領収書を使用するように徹底されたいこと。

3点目といたしましては、少数の取り扱い件数の団体で、調定票が作成されていない事例があったことから、件数の多寡を問わず、きちんと書類で上司の決裁を受けて払い出すよう、対応をされたいこと。

4点目としましては、公金管理台帳及びチェック表での課長による検査、主管部長等の報告が四半期ごとの基準を満たしていない等の事例があったため、期限を守って課長による検査及び主管部長等への報告を実施するよう対応をされたいこと。

5点目としましては、団体の幹事等による検査については、多くの課で1年当たり1回は実施はされているものの、それ以外に定期的な検査が実施をされていない事例があったため、中間等の検査を検討されたいことでございます。

以上のような検査結果を踏まえまして、適正化計画においては、公金等取り扱い事務のチェッ

ク表、この例を明示するとともに、公金管理台帳に主管部長等の確認印を求めること、任意団体の事務及び会計取扱規程におきましては、団体の会計事務に関する実地検査について、総務部長の除斥等を考慮しての対応など改正が必要であるというふうに認識をしてございます。

次に、対策についてでございますが、本計画は再発防止を実践していく中で、実効性を高める新たな取り組みや事務執行の効率性を余りに損なう事態の発生、さらには新たな課題などについては、積極的に修正を加え、常に最善の方策を目指しながら不祥事の再発防止に努めることとしております。

そのような方針を踏まえまして、このうち、4再発防止に向けた防止計画については、これまでの取り組み状況を反映いたしまして、継続するもの、さらに改善を行うもの、平成26年度までに未了となったものを整理をいたしまして見直しを進めております。

見直しの進捗状況といたしましては、去る8月27日の部長会議で改定案を提示し協議をしたところでありまして、今後、各部課等の意見を徴しまして、所要の修正を行い庁議で決定をしたいと思いますと考えております。

次に3点目、今後のコミュニティ活動ーコミュニティ将来計画に関するご質問のうち、2番、総務省の公共施設等総合管理計画についてお答えをいたします。

国におきましては、平成25年6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針において、インフラの老朽化の進展に対して、「新しく造ることから賢く使うことへ」とし、「施設ありき」ではなく、「真に必要なサービスは何か」という観点からマネジメントを行い、社会資本を効率的・効果的に活用することを示しました。

その後、平成25年11月に関係省庁連絡会議におきまして、「インフラ長寿命化基本計画」が決定をされております。そして、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象とし、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされました。

さらに、平成26年4月には、総務省から全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が示されまして、総合管理計画の策定が要請された経過となっております。

この総合管理計画の策定のポイントとしては、単なる維持管理ではなく、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、将来的なまちづくりの視点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに関する「基本的な考え方」を記載することとされており、さらに、計画を推進するに当たっては、個別の公共施設で提供している行政サービスが、その施設でないと提供できないのかなど、公共施設と行政サービスの関係を十分に留意することとされております。

このようなことから、本市におきましては、公共施設等総合管理計画として、「公共施設等マネジメント基本計画」を平成27年3月に策定し、基本理念として、「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設」を目指すこととしており、基本方針の1つとして、「まちづくりとの連動」を掲げ、市の最上位計画である総合計画を基本とするまちづくりの方向と連動して、施設の再編やインフラ整備を進めることにより、機能的なまちづくりを目指すこととしております。

次に、総務省への報告書の有無というご質問ですが、公共施設等総合管理計画の提出のことと
思います。

公共施設等総合管理計画につきましては、国から策定するよう地方公共団体への要請はござい
ましたが、策定した計画の提出や報告が義務づけられているわけではございません。この手続は、
あくまでも起債の申請に伴い、提出が必要なものでありますので、起債の申請をしていない現状
では提出はいたしておりません。

次に6番、閉鎖施設の今後の利用、公共施設のあり方に関する懇談会についてお答えをいたし
ます。

地域ごとの高齢化の実態を初め、地区公民館施設の閉鎖、小学校の廃校といった地域住民の不
安、またこうした状態で懇談会を続けられるのかというご指摘でございます。

先ほど申し上げました公共施設等マネジメント基本計画におきましては、当面の計画期間を10
年間とし、個別の具体的な実行計画を策定し推進していくこととしておりまして、以前から計画
が進んでいる学校規模の適正化など、関連する既存の計画との調整を行いながら方向性を統一し、
実行計画の円滑な推進を目指すこととしております。

このようなことから、今年度は、特に地域的な施設のあり方について、地域懇談会などを開催
しながら、市民の皆さんとの話し合いを深め、その方向性を取りまとめていきたいと予定してお
ります。

また、廃止となる小学校施設などにつきましても、そうした議論を初めとして、今後の利活用
の方針を整理していくことを予定しておりますが、廃校後の後片づけの期間、次の利活用への移
行期間、準備期間などがございます。さらに、ご質問にありましたような活動の場といった課題
もございます。

このようなことから、次の活用策が具体的に動き出すまでの間は、昨日、市長からの答弁にあ
りましたように、治安などの面で不安を感じることをないよう管理を行うとともに、市民ニーズ
や施設の状態を踏まえた上で、体育館やグラウンドなどの一部の施設については、当面の間、暫
定的に利用できるような対応も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩します。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員事務局長 榎田浩幸君。

[監査委員事務局長 榎田浩幸君登壇]

○監査委員事務局長（榎田浩幸君）

設楽議員ご質問の前段、「公金取扱適正化計画」における監査委員事務局としての実施状況に

についてお答えをいたします。1点目4番になります。失礼いたしました。

地方自治法第233条の規定に基づき7月に実施されました決算審査におきまして、公金等管理台帳の提出を受け、各担当課における検査状況の確認を実施いたしました。

さらには、市長宛てに届け出ている任意団体事務等届出書の写しの提出を受けまして、現金を取り扱っている団体の経理事務に対して確実に検査がなされているかの確認をいたした次第でございます。

今後につきましては、10月に実施いたします定期監査におきまして、今年度半年分の検査状況の確認をいたしていきたいと考えているところでございます。

以上申し上げましたとおり、議員ご心配いただいている不祥事の防止に向けまして、公金等管理台帳の確認、任意団体事務届出書との整合性の確認、さらには、先ほど総務部長からありましたように、総務部長による実地検査と二重三重の確認体制で取り組んでいる次第でございます。

今後につきましても、定期的に、継続的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の主な監査内規についてその後の経過報告についてお答えさせていただきます。

現在、監査内規につきましては定めていない状況でございますが、監査委員に実施していただいている監査につきましては、それぞれの監査ごとに、監査委員が実施要領を定め監査を実施している状況でございます。

この実施要領の中には、監査の対象、方法、着眼点、提出する書類など、監査を実施するに当たり重要な事項を定めている次第でございます。

これにより監査委員は、「いかにすれば、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政が確保できるか」という、監査委員制度運営の精神に基づきまして監査を実施していただいているところでございます。

また、このような「公正不偏」の態度で監査を実施することにより、「不正を働こうと思った不心得な職員が、不正を働けば必ず発覚するということで、思いとどまる」というように、不正を未然に防止する抑止力としての効果が働くものと認識しているところでございます。

今後におきましても、監査内規にかわり監査要領を定めることにより、効率的な行政運営のための監査、不正を未然に防止するための監査が実施できているものと考えている次第でございます。

最後に、監査基準についての国の最新動向をご報告させていただきます。

監査制度の見直しにつきまして、現在、内閣府から諮問を受けました第31次地方制度調査会で審議されているところでございます。

その1つが監査基準でございます。現在、全国統一の監査の実施、監査の観点や手法を定めたガイドライン、いわゆる監査基準が不存在であります。また、法律上も位置づけがない状況でございます。「監査結果の信憑性を高める」ため、「全国統一の監査基準の必要性及び法的規定」について審議されているところでございます。これが制定されますと、実施細則や運用マニュアルを作成していくこととなりますので、今後ともその動向に注視してまいりたいと考えているところでございます。

監査委員事務局からは、以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、質問の通告に従って答弁をさせていただきます。

まず初めに、2点目、1番、合併以降の新市建設計画に基づく合併特例債の起債実績と借入残額等についてのお答えをいたします。

合併後の起債実績でございますが、平成26年度末現在の借入額の総額は75億5710万円です。主な事業といたしましては、市道2644号線整備事業が13億4630万円、次いで、市道6号線整備事業8億5670万、志筑小学校移転整備事業8億4900万、下稲吉小学校整備事業8億710万となっております。市道及び学校整備事業の借入額のウエイトが大半を占めております。そのほか、石岡斎場や水道施設整備事業、神立駅周辺整備事業や神立停車場線街路整備事業などの普通建設事業が借入総額にも含まれているところでもございます。

利率につきましては、借入先によって差異は生じるものの、0.1%から2%の間で、償還期限は借入額等により15年もしくは20年で契約をしているところでもございます。

また、借入額総額75億5710万円に対し、平成26年度の末償還元金は60億653万円となりますので、元金の2割程度を償還したことになります。

2点目、2番、事業地が霞ヶ浦地区の合併特例債の起債総額についての質問にお答えをいたします。

学校や水道施設等の整備事業に関しましては、複数の事業をまとめて1本で借り入れするケースがあり、事業名から全て霞ヶ浦地区の起債事業を特定するのは困難であるため、明確に判断できる事業のみで答弁をさせていただきます。

市道2644号線整備事業13億4630万、霞ヶ浦庁舎建設事業2億3420万、統合保育所整備事業7480万、小学校環境整備事業1620万、南中学校施設統合環境整備事業7270万、美並小学校施設統合環境整備事業880万の計6事業で、借入総額は17億5300万となっております。

2点目3番、霞ヶ浦庁舎の建設積立金総額と庁舎建設費用についてお答えをいたします。

霞ヶ浦庁舎の庁舎建設基金の総額は10億1484万円で、庁舎建設費用は12億4800万相当でございます。

2点目、4番、平成27年度合併特例債起債計画についてお答えをいたします。

平成27年度の合併特例債計画は、県補助対象事業を中心に、学校統合に伴う環境整備事業や耐震促進事業の4校事業借入予定額が11億1310万円で、あわせて社会資本整備総合交付金等国庫補助事業の神立停車場線街路整備事業及び神立駅周辺整備事業の借入予定額が5億850万円、総額16億2160万円の起債事業計画を予定してございます。

2点目、5番、バランスある合併特例債の今後の起債計画という通告につきましては、現在、事業として位置づけのある計画についてお答えをいたします。

今後の合併特例債起債計画につきましては、学校施設整備事業はおおむね終了を迎えつつあるものの、下稲吉小学校施設整備事業及び南中学校大規模改造事業、美並小学校施設統合環境整備事業は平成28年度での借り入れを予定してございます。また、神立停車場線街路整備事業が平成

29年度まで、神立駅周辺整備事業が平成31年度までと大規模事業の借り入れが今後継続されております。各学校施設整備事業と市中心部のアクセス拠点整備事業のため、均衡ある発展に資する整備計画を進めているところでもございます。

また、新規起債事業計画につきましては、将来負担比率及び実質公債比率を念頭に置きながら、合併特例債という優位性を考慮しながら、できる限り将来に負担を持ち越さない活用と市の独自性を考慮した計画として進めてまいりたいと考えてございます。

3点目、2番、除却特例措置申請の経過及び計画についてお答えをいたします。

公共施設の除却に係る地方債、いわゆる除却債とは、平成26年に特例措置として制度化された地方債でもございます。施設の解体撤去等に伴うもので、例外的に財政負担の軽減、平準化が図られると判断される経費に対し75%充当されるもので、後年度の交付税等財源措置はないものでございます。現在のところ、この債務を活用する計画はございません。

また、従来の方債の考え方は、世代間の公平性を図るための普通建設事業に充てる財源としているために、除却に充てた債務を将来負担とする見解は、市民に対する不公平感を触発する懸念があるかと考えます。しかしながら、公共施設が存在する以上、維持管理費等のランニングコストが発生することも念頭に置きながら、公共施設の最適な配置を計画的に判断してまいりたいと考えております。

続いて、小学校歴史館の創設についての質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、霞ヶ浦地区の小学校につきましては、平成28年4月に統合を予定しており、議員ご指摘の「資料館に近い小学校」、佐賀小学校については、平成27年3月をもって閉校となる予定でもございます。佐賀小学校を含めた6小学校について、閉校後の利用策については、現在、公共施設等総合管理計画推進本部において検討をしており、実行計画を策定する予定となっております。

実行計画は、当然ながら地域住民の要望を勘案しながらも、一方で市全体の基本計画の範疇で決定されることとなろうかと思っております。

統合小学校における保存スペース、保存すべき文献等の質・量の把握、さらには歴史館の運営コストなどを総合的に勘案し決定しなければならないものと考えております。

既存の公共施設のマネジメントに関する計画を策定しているところでもあり、そこで維持管理経費がかさむことが予想される状況の中では、果たして対応可能な点があるのか検討をしたいと思っております。今後はインフラを含めた維持管理経費を相当な予算を割いていかなければならない現状もご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず設楽議員の3点目、今後の公民館活動ーコミュニティ将来計画についての中の①番「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」に関してお答えをいたします。

新しく始まる2つの地区公民館、こちらは下稲吉中学校区及び千代田中学校区ですが、「新し

い地区公民館の形づくり事業」の中で、地区の有志の方で構成される「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」を組織しまして、市民協働や地域コミュニティに関する勉強会、また、現在地区が持っている財産、こちらは人的財産を想定しておりますが、や課題の洗い出しなどを行っていただいております。最終的には、準備委員の皆さんに、次年度の事業計画を企画、提案してもらい、実際に運営をしていただければというふうに考えてもでございます。

一方、霞ヶ浦中学校区につきましては、地区公民館として、長い間、小学校単位の地域のコミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動について今後も守っていかなければならないとは考えておりますが、さらに、中学校単位での新しいコミュニティ活動も同時に進めていきたいというふうに考えております。その事前事業として、今年度は、「新しい地区公民館づくり事業」の中で、6地区での合同歩く会と、閉校となる母校（小学校）の校歌を歌おうという、催しに取り組むよう準備を進めておるところでございます。

地区公民館のキーワードは、市民協働とコミュニティというふうに、考えております。そもそも公民館のコミュニティ活動は、行政が押しつけるものではありませんし、3つの地区公民館が全く同じ事業を展開する必要もございません。教育委員会の基本的な考えを申し上げますと、それぞれが、地区住民の皆さん独自の考えや企画で、地域の特色ある事業を展開していただくということを理想として掲げておるものでございます。

次に、3点目の③番、要望に対する見解については、ただ今、市長から答弁がございました。私からは、「霞ヶ浦地区公民館活動施設の確保」につきまして、経過も含めましてご説明をいたします。

まず、公民館機構の見直しに至った経緯について、改めてご説明させていただきます。

霞ヶ浦地区においてのみ実施をされております、「霞ヶ浦地区6地区の公民館のコミュニティ事業」につきましては、平成23年度、25年度の2回にわたりまして、事業仕分けを受けた経緯がございます。その中で「よい事業ではあるが、霞ヶ浦地区のみで実施していることはいかかなものか。統一性、平等性の面から見て、市内全域で事業展開していくべきではないか」というようなご意見を頂戴いたしました。その意見を踏まえまして、庁議等で協議した結果、千代田地区においても、地区公民館組織を設置し、市内全域において事業展開していく。そして、その活動単位は、近隣市、例えば、これは土浦市を想定しておりますが、を踏まえ中学校区ごとという市の方針を決定いたしました。公民館の諮問機関であります、公民館運営審議会においても、同様の答申をいただいております。そして、この方針につきましては、平成26年3月定例会の際の全員協議会でもご報告をさせていただいております。

それら市の方針に従いまして、霞ヶ浦地区の小学校が統廃合する来年4月には、市内全域で新しい地区公民館活動をスタートできるよう、霞ヶ浦地区においては、小学校区ごとにある6つの地区公民館を霞ヶ浦中学校区の1つに統合する準備を、また、千代田地区においては、千代田中学校区、下稲吉中学校区の2つに地区公民館組織を設置し、事業展開できるよう準備を進めているところでございます。

お尋ねの施設の確保の件ですが、「公共施設のあり方に関する地域懇談会」が今後も開催されますので、地域の皆さんのご意見を参考としながら、市及び教育委員会としての方向性を決定していきたいというふうに考えております。

次に、4点目①番の4)「低学年の1時間の待機時間の教育指導内容と担当部門について」とのご質問にお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の統合小学校の登下校につきましては、小学校の統合によって、通学距離や通学時間が長くなり、負担がふえることとなる児童が安全に、また容易に通学をするため、おおむね2キロメートル以上の児童を対象にスクールバスを運行するよう準備を進めているところでございます。

スクールバスの運行に当たっては、朝の登校時1便、夕方の下校時1便としておりまして、学年により下校時間に相違がありますが、低学年だけでの下校を避けることなどを目的として、全学年一斉下校として運行基準を定めました。

ご質問の低学年児童の約1時間の待機時間の対応につきましては、1年生が4日間、2年生が3日間、3年生が2日間ほどあります。高学年の授業が終了するまで、学校の管理下で待機するよう調整を進めているところでございます。

待機時の活動内容につきましては、今後調整を進めてまいります。宿題や読書などの自主学習の取り組みなどを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、4点目の②番、1)「閉校小学校の歴史的・地域的重要文献等の資源の保存計画及び保管計画、地域還元計画について」でございますが、これまでに地域の方々から学校へ、地域の歴史を物語る資料が数多く寄贈をされております。学校では、そうした歴史資料を教材や参考資料として取り扱ってまいりました。現在、平成28年4月の小学校統廃合に向けまして、各学校では、所蔵する物品について整理作業を進めております。ある程度の資料整理が終了した段階で、郷土資料館に調査を依頼し、その結果、保存・伝承の対象となった資料につきましては、郷土資料館で歴史資料として大切に管理し、活用計画を立てていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員の3点目、4番の地域福祉活動計画と地域公民館活動の質問についてお答えをいたします。

地域福祉活動計画につきましては、市の策定した「市地域福祉計画」に基づきまして、地域福祉を推進する行動計画としまして市の社会福祉協議会が策定したものでございます。

市の計画では、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、自助、共助、公助による地域福祉の推進に努めることとされております。

地域福祉を推進する活動として、市が直接実施する高齢者クラブへの支援事業や、放課後児童クラブ事業及び市社会福祉協議会が実施する地区社協事業やボランティア事業などがございます。また、市から市の社会福祉協議会への委託事業として実施している、地域ケアシステム推進事業や子育てサロン事業等がございます。また、親子のふれあい活動、障害者の交流活動及び高齢者の生きがい活動等を支援しております。

地区社協の組織につきましては、千代田地区にはあり、霞ヶ浦地区にはない状況でございます。

が、地域交流事業や高齢者への配食サービスなど、両地区、千代田地区、霞ヶ浦地区でございますが、ともに同様に現在事業は実施をしているところでございます。

また、公民館活動においても、地域での交流や生涯学習活動を実施しており、地域での福祉活動、コミュニティ活動は、地域福祉を推進する上で大変重要なものと考えております。

地域福祉活動の先進地の事例を見ますと、地域住民がかかわりを持って事業を展開するなど地域の実情に応じた検討が必要と理解しているところでございます。

現在、公共施設等総合管理計画、また公民館の組織形成や形態などの検討が図られているところでもあります。また、地域福祉活動は、市で実施する事業や市の社会福祉協議会で行うものなど、さまざまな活動があり、事業の必要性、有効性を踏まえ、地区公民館での活動の必要性や組織形態のあり方などを関係機関と調整を行い、改めて庁内関係部署と協議検討を行うなど、連携を図りながら地域福祉活動の充実につながるよう推進してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、1番、「放課後児童クラブ」の施設を含めた準備状況についてのご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の就労の多様化などにより、放課後の時間帯に子どもが安心して過ごすことができる場として、学校の余裕教室などを活用し、児童クラブ支援員が遊びや生活の指導などを通して、子どもの健全育成を図ることを目的としてございます。

霞ヶ浦地区の児童クラブの設置状況及び再編計画につきましては、南小学校地区の下大津小、美並小、牛渡小、宍倉小の放課後児童クラブを廃止することから、統合小学校の敷地内施設や近隣施設などを整備し活用をすることとしてございます。北小地区の佐賀小、安飾小、志士庫小の放課後児童クラブは、統合小学校の余裕スペースを整備し活用することとしてございます。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、対象年齢が拡大されるなど、放課後児童クラブへの入会者数につきましては、平成26年8月1日では721名が、平成27年8月1日現在において827名と100名増加していることから、今後、児童数は減少傾向にあります。児童クラブへの入会者数は横ばいか微増すると想定をしているところでございます。

お尋ねの1点目、「放課後児童クラブ」の南北小学校ごとの加入申請数及び合計数についてでございますが、平成27年8月1日現在の放課後児童クラブ入会数は、南小学校区151名でございます。北小学校区99名となっております。

2点目、私立のみなみ保育園の南北小学校ごとの加入申請数及び合計数につきましては、平成28年4月より新規開設する予定であることから、現時点では不透明であります。児童クラブを新規整備する際の補助金申請における予定人数によりますと60名、1クラブ30名程度で2クラブを予定しているというようところでございます。

3点目、南北小学校の「放課後児童クラブ」施設の準備状況、南北小学校の受け入れ可能人数については、南小学校の場合は、第一保育所の余裕教室を活用し、定員50名と定員20名、合わせて70名を予定しております。また、入会申込み状況により、南小学校敷地内のランチルームの一部に、一時的に定員35名から40名程度の1クラブを開設したく、現在、教育委員会と調整検討をしているところでございます。

南小学校敷地内での受け入れにつきましては、一時的にランチルームに1クラブを開設したいと考えておりますが、今後の入会者、利用状況を踏まえ、平成29年度以降は、新たな受け入れ場

所の整備も含め検討をしていきたいと考えております。

なお、南小学校区の入会者数は151名でございますが、入会登録の形態、その形態につきましては、放課後だけの利用のみ、休校日だけの利用のみ、放課後と休校日両方利用する、そういうようなパターンがございます。そういうような使い方が異なることから、入会者全員が利用する日はございませんが、利用状況を見ますと、平成27年7月末現在での1日当たりの最大利用者数は118名であり、第一保育所の余裕教室70名、南小学校のランチルーム35名から40名、仮称でございますが、私立みなみ児童クラブの3施設の受け入れ可能数は165名から170名でありますので、十分確保ができるものと考えております。

また、北小学校の場合は、入会者数90名以上を想定し、敷地内の武道館を改修し120名を整備する予定でございます。

以上でございます。よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

時間がありませんので、順番を一番最後のを一番最初に持って、再質問ということでもよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

はい、結構です。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。

それでは、ただいま福祉部長のほうからありました放課後児童クラブのことについてから話をさせていただきます。

この件については、統合南小学校だけが放課後児童クラブ、昔の学童クラブの場所がいまだにやはり最終的な整備がされていないという状況があります。過去においても、放課後児童クラブについては、事前に建物をつくるという話も、私も聞いていたんですが、いつからかその話が後景に退いているということが現状の中で起きています。

今の話ですと、子どもたちは151名が申請というふうになっています。私立みなみ保育園が30名の教室が2つということは60名です。半々の人が北から30、南から30というふうに想定しますと、121名の放課後児童クラブの教室を確保していかなければならないという状況になるというふうに思います。南小学校はこれだけのスペースしかないから、あんたの子どもは私立に行ってくれということは、やはり市政としてはやってはならない、そういうものだというふうに自分は理解しています。希望をとってどういうふうな形になっていくのかというところが判断の基準に1つはなると思います。

今の状況では第一保育所が70名、ランチルームが改造して30名から40名となると110名です。これでも10名ほど少ない。これは、市長にご判断をお願いしますけれども、やはり南小学校に児童クラブの建物をきちんと建てていくということが必要かというふうに思います。あんたの子どもはこっち、あんたの子どもはこっち、そういうことは教育上も、なぜ南小学校の子どもたちだけがそういう状況にならなければならないのかということについては、これは絶対に避けなくて

はならないことだというふうに思います。暫定的に今からの時間でどれだけのことができるのかということについては、限りがありますけれども、やはりここは放課後児童クラブの建屋をきちんとやはり建てていくことが必要かと思えます。その場所、あるいは放課後児童クラブの場合の助成金の割合等についてお尋ねしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時19分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんのお尋ねの件につきましては、施設を建設する場合の国からの補助金のことと考えますが、児童館の建設に当たりましては、国が3分の1の助成でございます。市の持ち出しが3分の2というようなことです。

また、児童クラブの場合でございますが、この場合には、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

建てる場所は確保できる。それで、補助については、3分の1、3分の1、市負担が3分の1ということで大変かというふうには思いますが、やはり霞ヶ浦地区にはそういうような施設はございませんけれども、やはり北小学校は武道館を改装して、放課後児童クラブをつくっている。南小学校についても、やはり放課後児童クラブの施設をつくっていくということに、市としては全力を挙げるべきだというふうに思います。

その間、暫定的にどういうふうにも子どもたちを収容していくのか、守っていくのかということについては、今後、協議していく必要があるというふうに思いますが、市長のご見解をお伺いしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

南小学校の児童クラブ等の対応につきましては、事情を十分に私も現在把握していますので、少し調べまして前向きに対応させていただきたいと考えております。ご協力、ご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。あと7カ月後の出来事でありますので、よろしくお願ひします。

続きまして、最初の1番目の政治倫理条例の件につきましては、改めて石岡市の政治倫理条例の前文、第1条について、市政に対する市民の信頼に応え、あわせて市民の市政に対する正しい認識と自覚を喚起し、もって健全なる市政の発展に寄与することを目的とする。市民の調査請求権第6条として、市民は市長等及び議員が第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添え、法第18条に定める選挙権を有する者200人以上の連署とともに文書で市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができるというふうな権利を定めています。ぜひ、かすみがうらの市民にも、やはり近隣の市町村市民に与えられている権利が平らかにやはり、かすみがうら市民にも有するような、そういうような状態をつくっていくことが必要かというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

酒気帯び運転の項目について、少し述べさせていただきます。

先ほど、総務部長のほうから、二度と再び引き起こさないためにということでお話がありました。それで特に、庁舎内にはあるというふうに聞いていますけれども、何点か提案と申しますか指摘と申しますか、させていただきます。

1つは、部課内のアルコールチェッカーの使用の徹底について、この点について、やはり検討をお願いしたい。これは、昨日、飲酒をした者については、やはりアルコールチェッカーでチェックをしていく。運転をする者については、アルコールチェッカーでチェックをして、出た者については運転はさせない。同時に、このことはアルコールチェッカーのチェックをすることによって、個人的に違うアルコール度がどのぐらい下がっていくのか、何時間で下がっていくのかということの勉強にもなりますので、ぜひ活用を徹底していくということで、二度と再びこのようなことが起きないことをお願いしたい。

そして、2つ目に、道路交通法でも定められていますけれども、運転日誌があると思います。それに、アルコールチェックを、これは自己申告でやっているところもありますけれども、アルコールチェックの結果欄を設けて、そして自覚と間違いのないようにということを使っていくことが必要と思います。

3点目に、各庁舎内に道路交通法の施行規則の第9条10項、7つの安全運転管理者の義務ということが述べられていると思います。これは、クロネコヤマトさんにしろ、車を使うところ、あるいは公共的などところにおいては、この安全運転管理者の責務については、徹底してこれを行っていくということに努めているというふうな周りの環境がありますので、この安全運転管理者の道路交通法施行規則第9条の10項、7つの義務について、市が負わなければならないことについては、法定でも定まっていることもありますので、徹底していかれることをお願いしたいというふうに思います。

4点目に、先ほどもありましたけれども、二度と起こさないために安全運転の意識の高揚のために、やはり年間サイクルで忘れないように、で、3年に一度、起きているという状態ですから、それが引き起こらないような体制づくりをぜひ進めていって、そして停職6カ月とか停職1年とか、これ、給料がなくなったら大変なことになりますから、そういうことがないように、ぜひと

も徹底をお願いしたいというふうに思います。

あともう一つ、この点については、お願い事項ということでとどめさせていただきます。

総務のほうで、公金等管理台帳による実地検査を行われ、そしてその実地検査の台帳で部長の捺印でその責任と実際の実施状況を確認していくということで改定されるという報告をいただきましたけれども、それは徹底して進めていかれることをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、内部監査事務局についてですけれども、内部監査事務局につきましては、公金等取扱適正化計画が総務のほうで実地していますので、それで先ほど、国の実施要領、これが重要事項として定められてくる。そのことによって、市の内部監査、要綱とか内規とか、そういうものが定められていくという報告がありましたけれども、ぜひ、今の段階で何をどういうふう to 実施しているのかということについては、これは今の担当者の記録ではなくて、公的なものとして、内部監査事務局として総務とリンクしながら、こういうことを実施していくということについては、ぜひ整理をして、そして今後、引き続き実施していくという体制をぜひともとっていただければというふうに思いますけれども、よろしくをお願いいたします。

この点については、監査事務局の方のご意見をお願いいたしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

ただいまご質問いただきました監査の内部監査ということでご指摘をいただいておりますけれども、監査委員事務局としての監査というものは、法律上、自治法上、できないこととなっておりますけれども、監査委員が実施する監査の事務を執行するということとなっておりますので、今後、現在も監査の資料を提出していただいた内部の計数の確認、あるいは資料のチェックということで便宜上、検査を実施いたしております。

今回実施いたしました決算審査におきましても、公金等管理台帳の提出を受けまして、確実に各担当課の検査がなされているかの確認をいたしたところでございます。

今後とも、そのような検査を、ことしにつきましては、10月におきます定期監査において実施する予定でございます。なお、この提出の書類につきましては、現在策定しております実施要領、監査ごとに策定しておるのは実施要領におきまして、きちんと提出書類の内部に定めているところでございますので、今後とも、このような形で実施をするということを周知させていただきながら、監査の事務的な部分での確認させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事務的な確認事項についてが大切なことになると思いますので、それが定期的に年間サイクルの中でどういうふう to 実施していくのかということについては、これは引き継ぎ項目、書面としてやはり残していく、あるいは何らかの形での成文化が必要というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、合併特例債の項の話に移らせていただきますが、よろしいですか。

先ほど、合併特例債の起債総額について報告がありました。どのようなことが行われてきたの

かということについて、26年度までに千代田地区の整備、あるいは総額、総額については先ほど報告がありましたが、この合併特例債の起債に沿っているかどうかという点についてはわかりませんが、下稲吉小学校の整備1点、下稲吉中体育館耐震工事が2点、五輪堂橋改修が3点、新治橋の整備が4点、栗田橋整備が5点、志筑小移転整備が6点、小学校環境空調対象整備が7点、神立駅西口整備が8点、下稲吉浄水場への送配水管接合と霞ヶ浦浄水場からの送水の開始が9点、石岡地方斎場が10点、11点目に千代田庁舎増築、12点、やまゆり地域福祉センターが12点、13点目が中学校空調施設整備ということと把握していますけれども、ほぼよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまで合併特例債の活用する方法につきましては、それぞれ大規模的な事業、あるいはバランス的に両地区の中で新市建設計画に位置づけられた中での事業の推進をしているところでもございます。

また、今、議員ご指摘の中での、例えば地区別、あるいは共通での事業として捉えている部分、神立駅の整備事業とか、あるいは水道施設とかというのがありますので、おおむねの中でご報告は先ほどさせていただいたというふうに捉えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

霞ヶ浦地区においては、霞ヶ浦庁舎の建設、総合保育所の整備、3点、南中統合施設の整備、南小学校統合環境整備という形で進められています。この点については、10年間で合併特例債の起債事業として10年間の歩みがあるというふうに思います。途中、さまざまな形で修正も加えられてきているかというふうには思いますが、やはり執行部としては、総括が必要というふうに思いますので、この点についてはよろしくをお願いします。

そういう点に立って、跨線橋の話をさせていただきたいと思います。

当初、2005年、筆頭事業でありました霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ幹線道路、跨線橋を含むの建設への取り組みについてということについては、大きな夢でありました。今、この事業については、協同病院のおおつ野地区への来年開業ということの間近に控えまして、道路環境については大きく変わってきていると思います。この道路の建設は、災害あるいは救命道路として死活の課題としてありますし、かすみがうら市がやはり動いていくということが必要というふうに思います。

現在、この土浦協同病院の開業を控えて、道路整備の中で跨線橋がどういうふうに位置づけられ、そして今、県を含めましてどのような取り組みがあるのか、そして今後の取り組みとして、どのような取り組みを予定しているのか、そういう点について説明をよろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、合併特例債の事業の目的等についてはお答えをさせていただきました。また、今後の計画をされている合併特例債等を充当するような事業、あるいはその必要性、効果性は十分に勘案をしなければならないというふうに考えております。また、その中で将来発展を目標として、この合併特例債の活用というものも含めた形で考えていかなければならないというふうに思っております。

ただいま議員からご指摘のありました跨線橋計画、通告の中でもお答えをさせていただきましたが、平成27年度、位置づけをされている事業でもございません。跨線橋の計画につきましては、明日、第3日目に明確に質疑通告がされておりますので、その中で市長からお答えをさせていただくことということで、私の質問は差し控えさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

続きまして、今後の公民館活動、コミュニティ将来計画についての3番の項目に入らせていただきたいと思っております。

先ほど、暫定使用を含めまして、今後のあり方について検討していくというお話があったと思っております。ありがとうございます。

それで、地域住民からの行政への要望という意味では、今、公共施設のあり方に対する懇談会が3回ほど開催されていますが、その前に霞ヶ浦地区においても、公民館あるいは地域住民の方、あるいはスポーツ活動等、夜間使用の方からの要望が出され、まとめられてきていると思っておりますけれども、この内容について、大体、5点について要望が出ています。

1つは、学校統廃合後の学校体育館施設開放事業の取り扱いについて、まず継続して使用させていただきたいという項目が1つ大きな意見としてあります。

2番目に、平成28年4月までに市民の多様なスポーツレクリエーションニーズに対応できるように、体育施設の安全確保に向けた協議、調整を進められて、27年の中ごろには利用者に対応を説明できるようにお願いしたいという要望が出ていました。

3番目は、これは資料館絡みですけれども、出土遺物・民俗資料の収蔵庫、各学校保管資料の収蔵、展示物の確保について、これも意見として出されてきました。同時に、学校統廃合後に学校空き教室が使用できるように、これはどういうふうに将来を見据えて整理していくのかということについてお願いをしたい。

5点目に、新しい公民館活動のイメージとして、防災・防犯、保健、福祉、子育てなど、あらゆる世代が安心、安全に暮らしていくために、地域コミュニティの充実は必須項目であるので、この点についてよろしくお願いしたいということの要望が出ておりました。

この点については、やはり公共施設のあり方、今後のあり方に関する懇談会が開催されていますけれども、その前提となる内容というふうに思いますので、こういう点についての協議、議論を、やはりむしろ先行させて進めていくべきかというふうに思いますけれども、これは先ほどもそういう要望をさせていただきましたけれども、この点について、これは公室長、見解をよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、総合計画と申しますか、市民コミュニティ、行政コミュニティという広い立場のほうから少し見解を述べさせていただきたいと思っております。

今ご指摘のとおり、行政区あるいはその地区公民館の活動につきましては、市民同士の交流、あるいは地域の環境の整備、防災防犯とさまざまな取り組みがされておりまして、生活には大変欠かせない状況であるという認識をしてございます。また、高齢化が進展し、あるいは少子化が進行していると。まして地方創生の中でも人口減少等がこれから進んでいくということもございまして、それぞれ市民の中には多くの悩み事、課題等があるということも踏まえてございます。

これらの課題、行政と地域、さらにはボランティアという形で市民協働のまちづくり、こういったものが取り組めるような総合計画の中でも大きな議論をしてみたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

続きまして、これは千代田地区の新しい公民館の形づくり準備委員会が開催されています。その中で、講師の方が長谷川先生ですか、茨城大の、が述べられていた2点ほど重要な内容がありました。

それは、1つは新しい公民館活動における、つくり上げていく上で、重要なことは公民館活動における分館活動、これによって決まってくるということが語られていました。分館活動というのは、霞ヶ浦地区におけば、地域公民館活動で、要望が出ている組織の存続している活動、そういうふうにあります。そういう点が指摘をされていました。

もう一つ、行政において市民活動部、あるいは担当課、係の創設が必要ですよと、公民館活動、地域コミュニティ活動の中における生涯学習課の活動について説明がありました。この公民館活動の今の時代の公民館活動の中では、福祉あるいは生涯学習課、部がまたがる場所があります。そういう意味では、そういう公民館、コミュニティ活動を統括する課が必要ですよと、あるいは係が必要ですよと、それは、5万人前後の市においては既に設置されています。お隣の土浦市は市民活動部、市民活動課という形で、これはウララに設置されて、そして運営がされていると。かすみがうら市においても、やはりそういう意味ではいい機会であるからということだと思えますけれども、千代田地区と霞ヶ浦地区に分かれて、合併も10年たっていますけれども、公民館あるいは社会福祉協議会については、片一方にはあって片方にはないと。片方ではなくてもう一方にはあるというような状態にもなっていますので、そういうことを捉えて、やはりそろそろそういう時期が必要なんではないかという指摘もございました。

この点については、やはり市民活動課ですから、市長公室になりますか、よろしく願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどと同様になります。が、総合的な中での総合的な見地からお答えをさせていただきたいと思っております。

きのう、宮嶋議員の質問の中での地方創生事業の採択という点について、お答えをさせていただきました。事業が採択されれば、例えば、その事業についてはどういうところで実施するのか、また目標値も設定をしなければなりません。目標値に近いだけの事業が進められたかということも進行管理の中で進めていくしかありませんので、今後の中で、機構改革等も含めた中で、そういう議論が今後させていただくということでご答弁にかえさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

もう一つ、社会福祉協議会の活動計画の項について、これは3の④になると思っております。

ここで地域福祉活動と地域公民館活動の連携協力といいますか、この点についてちょっと質問させていただきたいと思っております。

先ほどもちょっと報告がありましたけれども、今、かすみがうら市における地域包括支援センターは、この4月から霞ヶ浦地区の保健センターからこの千代田の保健センターに移転をしました。霞ヶ浦地区におられる方が介護申請をしようとして、霞ヶ浦の庁舎に行きましたところ、こちらに来てくださいという案内があったということです。やはり翼のように真ん中が細い、くびれた地域の中で両方の、特に千代田地区の千代田中学校地域は既に高齢化が31%です。霞ヶ浦地区の北小学校については34%にもなっていますし、高齢者に対する対応というのはやはり35%、40%を想定、もうすぐしなければならぬ状況にもなっておりますので、連絡体制といいますか、そういうもの、あるいは委託業務といいますか、そういう体制をとっていく必要があると思っております。

どういうことかという、包括支援センターに電話をすれば、ケアマネジャーが市民の中で動けない人がいれば、お宅まで訪問をして、そして話をする体制はできていますというふうな体制にはなっています。ただ、霞ヶ浦地区には福祉課がありません。社会福祉協議会があります。そこで、取次業務をやはりきちんと看板なら看板を立てて取次業務を行います。で、包括支援センターに社会福祉協議会、あるいは福祉課の人が包括支援センターに連絡を入れる。包括支援センターは、それに対して対応していくというようなきめ細かなスピードある対応が必要になってきているというふうに思っております。

その辺がちょっとおくらせていますので、その整備については、なぜ、こんな話をしているのかといいますと、福祉課の会議で実はこういう話をさせていただいた。しかし、社会福祉協議会は別組織でありますので、組織的なやっぱり連携業務というふうになった場合には調整が必要だと。これは、市での調整になるというふうに思いますが、双方でやはり連絡をとり合って、そして市民の高齢化対策に対処していくという体制が必要かというふうに思いますが、市長は、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

社会福祉協議会につきましては、ご案内のとおり、民間事業でありますけれども、そういった力とそれから市の力で一緒になって福祉事業を推進すると、そんなことでやっているところであります。

今ご指摘のありました連絡体系、協力、そういった態勢につきましても、十分に研究をして対応できるように、これからも少し進めていきたいと思っておりますので、またご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

それで、その際、関連した質問というふうに自分は理解してはいますが、福祉協議会のケアマネジャーは介護認定が済んだ方に対する対応というふうに伺っています。包括支援センターについては、受ける、申請に対して審査をしていくということによろしいんですね。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのような体制でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

そのような状況にありますけれども、やはり地域的に相当な距離がある市でございますので、双方の連携が必要であると同時に、ケアマネジャーの数が今非常に少ないというふうな声をよく聞きます。これは、民間のケアマネジャーからもそういう話を聞きます。この点については、やはり高齢化対策ということで少し検討をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

議長、よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

続けてやってください。

○3番（設楽健夫君）

ちょっと後先になりますけれども、公民館づくりの件についてもう一つだけ。ひとつよろしくお願ひしたいことがありますので、よろしくお願ひします。

五中地区の公民館、コミュニティ施設についてですけれども、土浦においては、中学校区単位において公民館がつくられています。五中地区は2つあります。上大津地区コミュニティセンターと神立コミュニティセンターというふうに分かれています。なぜ、そうなのかということについては、これはやはりご老人の人を含めて、移動距離を大体同心円5キロ前後とか、そういう形で設定しているという話も聞いています。そういう意味では、公民館活動を続けていくときに、やはり霞ヶ浦地区、千代田地区ともに、交通機関の整備も含めた足をどういうふうに確保してい

くのかということも含めた検討をぜひともお願いをしたいなというふうに思います。

この点についてよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

議員のご質問、公共交通の進め方というかあり方というふうな点で捉えたんですが、きのうもお答えをしたように、市内の交通空白地域をどのように捉えるかという点につきましては、今年度も策定業務に入っております。その中で、市内の活動拠点、行政拠点とか、そういったものを結ぶルートというものも含めた中で実は考えているところでもございますので、今ご指摘のあった部分につきましても、内容で検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最後になります。

坪井市長のご答弁の中で、このアンバランスな状態が続いている統合小学校の件について、それで、千代田地区の統合委員会の招集についてお願いしたいというお願いをしたわけですが、これについての答弁をよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、千代田地区小学校の統合委員会の開催についてのご質問にお答えをいたします。

まず、統合計画の市の方針につきましては、各審議会から答申を踏まえまして、平成25年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定をいたしまして、かすみがうら市の小学校7校と、千代田中学校小学校の4校を平成28年4月に統合するよう、適正規模化の推進を進めてきたところでございます。

霞ヶ浦地区につきましては、地域の合意を得ることができまして、予定どおり来春の統合を迎えようと準備をしているところでございます。

千代田地区の4校につきましては、統合校の位置につきまして合意が得られなかったことから、現在、統合委員会が一時休止となっておりますけれども、子どもたちが健やかに成長するためには適正な規模での教育が望ましいと考えておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えています。

また、統合委員会の開催につきましては、今後、保護者の皆さんや地域の皆さんと意見交換をし、聞き取りなどして、再開の時期を慎重に判断してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

入れかえをお願いします。

暫時休憩します。

10分間の休憩とします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時05分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成27年度第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

地方創生関連施策の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が、6月30日閣議決定をされました。

基本方針の主な内容といたしまして、現状認識といたしまして、人口減少が続く、人口が東京に集中、地域経済で消費回復のおくれが指摘されております。

その上で、地方創生を深化されるポイントといたしまして、稼ぐ力、地域の総合力、民の知見を引き出すを骨子として代表的な政策例としては、1、仕事をつくる。地域の観光ブランド戦略の司令塔日本版DMOの設置促進。2、地方への人の流れをつくる。都市部の高齢者が地方移住するための拠点「日本版CCRC」の整備。3、結婚、出産、子育て。妊娠から子育てまで切れ間なく、相談支援を行う拠点の拡大。4、地域間の連携。商店などを集約した中心地域とその周辺を交通ネットワークでつなぐ小さな拠点の形成などが挙げられます。

さらに重要なことは、地域ごとに基盤となる産業があります。より多くの関係者から現地の声を吸い上げ、当市に適した政策がないか、チェックしなければなりません。

さらに、今回の方針の中で、子育て世代包括支援センターの設置を盛り込んでおります。

施策などに積極的に取り組む自治体を対象とした新型交付金が2016年度に創設されます。施策のノウハウを持つ専門家を外部から招くための費用にも使用できる内容となっております。

地方創生の主役は地域住民であります。住民の声を聞き、地に足の着いた施策を積み上げることが重要であります。

その観点から、①アンケートを通して政策的な提言や課題など現場の声をさらに吸い上げ、意見を集約し、基本方針を参考に当市に適した政策の策定について、②今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、生活困窮者の相談状況と対応についてお伺いいたします。

4月から始まった支援制度で、生活相談に応じるワンストップ型の窓口の設置を義務づけられました。

窓口では、相談者の状況に合わせた支援プランの作成、専門の支援員が福祉事務所などとの連携の上で解決に向けた取り組みが進められております。

生活の土台となる住まいの支援も自治体に義務づけをされました。また、離職などで住居を失ったり、失う可能性がある人に対して、一定期間、家賃相当となる「住居確保給付金」を支給し、就職に向けた支援を行うようになっております。

一方、自治体の判断で行える支援メニューといたしましては、職業訓練などの就労支援やホームレス状態にある人などに一時的な住居や食料の提供、借金整理などの家計の相談、指導、生活困窮世帯の子どもの学習支援などを設け、国が費用の2分の1から3分の2を補助する内容となっております。

また、生活困窮者は複合的な問題を抱えているため、行政の横断的な対応が欠かせない状況にあります。

生活困窮者の自立支援について、生活保護に陥る手前のセーフティネットとして位置づけ、制度のはざままで苦しんでいる人を支えるために、これからさらに積極的に推進しなければなりません。

①相談件数及び自立が可能となった件数と対応状況について、②生活困窮者自立支援制度の周知徹底について、③支援のさらなる充実と今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、手話言語条例の制定についてお伺いいたします。

耳が不自由な人が暮らしやすい社会の実現を目指し、神戸市議会は神戸市みんなの手話言語条例を全会一致で可決し、4月から施行され、全国的に話題を呼んでおります。

条例は、前文と9つの条文で構成され、前文は市が目指す目標として手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、心と心が触れ合い、通じ合うまちを提示しております。

条文では、手話により情報を取得する機会の増加や手話通訳者確保を促す施策の計画的な推進が明記されております。また、学校教育の現場においては、手話への理解を促進するよう定められております。

さらに、毎年度、市長が手話に関する施策の状況を議会に報告することが義務づけられております。

また、定例会本会議のインターネット中継を手話通訳を導入し、さらに市立小学校全校に同条例の意義についての解説や、日常の挨拶などの簡単な手話の紹介を盛り込んだリーフレットも配布されております。

当市といたしまして、①必要性和認識について、②今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、メールで産前産後をケアするサービスについてお伺いをいたします。

茨城県内の11市町村が、8月1日から妊娠中の女性や乳幼児のいる家庭を対象に赤ちゃんの成長に合わせたアドバイスメールで届けるサービスを開始をいたしました。

出産や育児の不安を解消するとともに、相談相手のいない母親の孤立を防ぐ取り組みとなっております。

今回のサービスは、特定非営利活動法人「きずなメール・プロジェクト」が、小児科医や助産婦など複数の専門家の監修を経て制作をしている内容でございます。

同法人と協同で配信を始めたのは11市町村で、今回は、国の地域少子化対策交付金活用をした事業であります。常陸太田市を除く10市町村は県とも連携をしております。

対象は、妊婦と3歳未満の乳幼児を育てる保護者で、無料で登録ができる内容でございます。

メール内容は、妊娠中の場合、胎内の赤ちゃんの発育の様子や食事などの生活面でアドバイスをしております。

出産後は、世話の仕方や予防接種などの情報を提供する内容となっており、さらに各自治体の子育て支援に関するイベント情報なども同様に紹介するようになっております。

茨城県の11市町村が、1日から妊娠中の女性や乳幼児のいる家庭を対象に赤ちゃんの成長に合わせたアドバイスメールをメールで届けるサービスを開始しましたが、当市は導入する考えはあるのか、まず伺います。

2点目に、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、高齢者に自転車事故へのステッカー作成配布についてお伺いいたします。

栃木市では、高齢者の自転車事故防止へ市独自の自転車ステッカーを作成をいたしました。ステッカーは、もみじマークと市のマスコットキャラクターが入ったデザインで、民生委員や高齢者ふれあい相談員などを通じて、市内在住の65歳以上の高齢者に配布をしております。安全確保のため、早急に作成していただきたいと願っております。

①必要性和認識について、②今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みにつきましては市長公室長から、2点目、生活困窮者の状況と対応についての1番、生活困窮者の相談件数及び自立が可能となった件数と対応について、2番、自立支援制度の周知徹底については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、3番、「支援のさらなる充実と今後の取り組みについて」お答えをいたします。

本年4月1日から実施しております生活困窮者自立支援法による新たな制度としてあります生活困窮者を支援する事業を、市社会福祉協議会に業務委託して実施をしております。不安を抱えている方から相談を受け、自立に向け生活指導、就労指導により支援をしております。

生活困窮者の自立のためには就労が必要な要素であり、ハローワークの協力のもとに、職業紹介をしておりますが、現在、市社会福祉協議会におきましては、身近なところからの無料職業紹

介所の開設に向け、厚生労働省へ許可申請をしているところであります。

今後は、市内の企業や個人事業主の協力をいただくなど、求人開拓を行い、職業紹介することにより、就労支援の充実・強化が図られるものと考えております。

また、来年度、就労支援だけではなくて、家計再建のための家計相談事業や子どもに対する学習支援事業等の取り組みも必要と考えているところであり、平成28年度以降になりますが、事業実施に向けまして、現在、検討をさせているところでもありますので、制度の充実を図り自立した生活ができるよう、支援体制づくりに努めてまいりたいと思います。

次に3点目、手話言語条例の制定についての1番、必要性和認識についてのご質問にお答えいたします。

近年、障害者の権利条例や障害者差別解消法が制定されるなど、障害者に対する法整備がなされ、一部改正となった障害者基本法には「言語に手話が含まれる」ことが明記され、手話は聴覚障害者の方の意思疎通手段であると理解をいたしております。

本市におきましては、平成27年市議会第2回定例会において、手話を言語として普及すること等を目的とする手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が採択されており、また、多くの自治体で同内容の請願が採択され、聴覚に障害を持った方たちの生活、教育、社会参加をする上で、手話を言語とする法整備等の環境整備が重要であると認識をいたしております。

ご質問の手話言語条例の制定につきましては、各自治体から手話言語法制定の請願書が国に提出されているところでもあり、法令等の整備につきましては、国の動向や県内自治体の状況を注視しながら、障害者が社会参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、2番、今後の取り組みについて及び4点目、産前産後のメールケアサービスについては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、高齢者の自転車事故防止ステッカーについての1番、必要性和認識についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者に対する交通事故防止対策につきましては、市といたしましても非常に重要であると考えております。

市内におけます各交通安全対策にかかわる団体の方々には、啓発活動やキャンペーンの実施など、交通事故防止活動にご尽力をいただいているところであり、このような熱心な活動に対しまして心から敬意を表する次第であります。

9月には、高齢者の交通事故防止強調運動と秋の全国交通安全運動が予定をされておまして、その中でも、「日ぐれ時 キラリと光る 反射材」をスローガンに、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本としております。

県の状況としましても、県警察本部交通部交通企画課で作成をいたしました、平成26年度高齢者の交通事故統計によりますと、県におけます交通事故死亡者は132名で、このうち、約45%の60名が、65歳以上の高齢者となっております。

また、自転車による交通死亡事故者数を見ましても、約78%が高齢者となっており、このようなことから、ご質問いただきました自転車用の高齢者ステッカーも含め、関係機関と協議をしながら有効な対策について検討してまいります。

次の5点目、2番、今後の取り組みにつきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます

す。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目、地方創生の基本方針と具体的な取り組みに関するスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

地方創生とは、全国の地方において直面をしている、人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、国・県・市町村が一体となり取り組むことで、人口減少に歯止めをかけることを目的としてございます。国では日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期的展望や、今後、目指すべき将来の方向を「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」として提示、あわせて今後5カ年の目標・施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

これらを勘案し、地方である県や市町村におきましては、各地域の将来展望を提示した地方人口ビジョン、そして政策の目標・施策を提示した地方版の総合戦略の策定を進めることとなっております。

人口ビジョン・総合戦略の策定に伴い、本市のこれまでの取り組みといたしましては、まず、若い世代の方を対象にアンケート調査、そして直接若い世代の方々のヒアリングの実施、市民から施策の提案募集を行ってございます。また、市役所内部におきましては、職員からの提案募集を行い、さらには専門部会を立ち上げながら、施策の検討を進めているところでもございます。

こうした市民の皆様方の意見や提案、職員による施策の検討案等については、産官学金労言という広い分野からの幅広い知見を持った方々で構成をいたします有識者会議委員の方々からのご意見をいただきながら、施策の精度を高めていくこととしております。現在、2回目の有識者会議を開催してございます。その中でも、事業の絞り込み等の作業を行っていただくという予定でもございます。

平成28年度以降につきましては、具体的に事業の実施ということになります。国の新型交付金につきましても、概算要求も決定してございます。先ほど、議員のほうからもお話がありましたように、こうした交付金の活用も十分に検討して事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんの2点目、1番、「相談件数及び自立が可能となった件数と対応状況について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をして実施してございます。

同協議会に相談窓口を開設し、相談に応じておりますが、相談を受けた後に市と社会福祉協議

会において支援方針を協議し支援をしているところでございます。

本年4月1日からの実施でございますが、平成27年8月末日現在の相談件数は42件で、そのうち自立となった件数は10件、10名という状況でございます。

生活困窮者から相談を受け、ハローワークに同行し職業相談を受けるなど、一人一人の生活状況や職業経験等を踏まえ、相談者に寄り添いながら就労による自立の支援や福祉関係機関の施策との複合的支援を行い、就労し自立した後も、定期的に状況確認を行い継続的な支援をしております。

相談を受けた自立以外の案件につきましては、現在、求職活動中のケース、生活保護の相談、地域ケア等の支援を行うことになったケース、また、自立はしているが生活が不安で相談のみであったケースがございます。

今後も引き続き、業務受託者である市社会福祉協議会と協議・検討を重ね、一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、支援に努めてまいりたいと考えております。

次いで、2点目、2番の「生活困窮者自立支援制度の周知徹底について」のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の生活困窮者自立支援制度につきましては、本年4月からの新たな制度であり、市及び市福祉協議会がそれぞれの広報誌やホームページに掲載し、市民の方に周知を行い、あわせて市の関係各課や地域の相談者である民生委員、児童委員の定例会で制度説明をするなど周知を図ってきたところでございます。

また、現在、市の公共施設等に備え置きをする窓口用のパンフレットを作成しているところであり、一層、周知が図られるものと考えております。

今、この制度を必要としていない方も、雇用状況や社会情勢の変化、生活環境の変化により、生活に不安を抱える場合や生活困窮に陥る場合が考えられます。また、相談に来た方からは、広報誌を見て相談に来ましたとの話を聞いておりますので、今後も定期的に市の広報誌やホームページに掲載をし、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次いで、3点目、2番、手話言語条例につきましては2番の「今後の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

先ほど、市長からの答弁にありましたように、手話は聴覚障害者の方の意思疎通手段で、もともと身近で、既に普及されているものと承知をしております。

聴覚障害者を支援し、手話言語法制定を推進している全日本ろうあ連盟によると、手話言語条例が成立された都道府県は、神奈川県、群馬県、鳥取県の3県、また、名称はやや異なりますが、市町村としては、全国で13市、2町という状況でございます。茨城県や県内市町村においては、いまだ条例等は制定されてない状況となっております。

市といたしましては、聴覚に障害を持つ方たちが、生活の場で、また社会参加をする上で、当該条例が重要であることを理解してございます。

今後、国の法制整備や県内自治体等の状況を注視しながら、引き続き手話通訳者の派遣に取り組み、また市内の手話ボランティアサークルと連携し、障害者福祉施策に努め、あわせて条例制定について検討をしてまいりたいと思っております。

次いで、4点目のメールで産前産後をケアするサービスについての1番、市は導入する考えは

あるかについてをお答えをいたします。

ご質問の事業は、茨城県において、内閣府による「平成27年度地域少子化対策強化交付金」を活用し、結婚から育児まで切れ目のない支援を行うための構築に係る事業であります。茨城県が特定非営利活動法人「きずなメール・プロジェクト」と委託契約を結び、参加希望した11市町村と委託契約を結んだ会社が共同で、妊婦や乳幼児の保護者に対し、安心して出産や子育てができるよう母子保健・子育て支援に関するメール配信を7月1日から始めたものでございます。

当市としましては、今年度、内容は多少違いますが、「平成27年度地域少子化対策強化交付金」を活用し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の先駆者的な取り組みを構築し、地域における少子化対策の強化を図ることを目的として、ホームページへの子育て専用サイトから子育てアプリを構築し、スマートフォンを利用し乳幼児健診などの母子保健・子育て支援情報を得るシステムを構築することとしております。

次に、4点目、2番、「今後の取り組みについて」のご質問にお答えをします。

ただいまお答えをしました、スマートフォンを利用し乳幼児健診などの母子保健・子育て支援情報は今後も継続しながら実施してまいります。

また、「母子研究員」として市民を10名程度募集して脳科学研究を取り入れた子育てに関する研修等を受講していただき、知識を習得し、子育て支援に役立てるとともに、あわせて、「母子研究員」には乳幼児などの年齢に添った脳の発達などを盛り込んだ子育てガイドブックの作成にも関わることとしております。

平成28年度においては、「母子研究員」は、仮称でございますが、「市民子育て支援員」として、妊産婦訪問指導時に保健師などの専門職とともに家庭訪問に同行し、出産、育児に伴う知識の普及や不安解消などの助言を行うことを考えております。また、訪問時に子育てガイドブックの配布や子育てアプリの照会をしながら、安心して子どもを産み育てやすい環境整備など総合的な子育て支援に取り組んでいく必要があると考えております。さらに、市民子育て支援員を拡大することで、産後うつ対策や児童虐待防止も視野に入れながら、子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

中根議員のご質問、5番、高齢者に自転車事故防止へのステッカー作成配布についてのうち、2番、今後の取り組みについてお答えをいたします。

先ほど、市長の答弁にございました秋の全国交通安全運動の中で、重点の1つとして、夕暮れどきと夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止を位置づけまして、特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底を推進することとしております。

市では、これまでも65歳以上の高齢者の交通事故防止を重要な課題と認識し、交通関係機関・団体の方々と連携し、交通安全キャンペーンを実施してまいりました。交通安全キャンペーンでは、チラシや反射材の配布を行いまして、交通事故の防止に努めているところでございます。

また、本年度は、高齢者を交通事故から守る目的で、市老人クラブ連合会役員25名を、反射材着用推進リーダーとして委嘱したところでございます。反射材着用推進リーダーには、外出時に反射材用品を着用してもらい、自身の交通事故防止を図ることはもとより、他の高齢者への反射材用品の普及も図っていただくこととしております。

ご質問をいただきました、自転車用的高齢者ステッカーにつきましても、高齢者の交通事故防止に向けて、交通関係機関・団体の方々と連携して、さまざまな交通安全対策を推進していくとともに、関係機関と協議しながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、非常に丁寧な1回目の答弁をしていただきましたので、私のほうからは簡潔に要望も含めて確認をしていきたいと思っております。

最初に、地方創生に対する具体的な取り組みについてなんですが、かすみがうら市のまち・ひと・しごと創生総合戦略本部専門部会の会議が今まで8回開催されていますし、戦略本部会議が6回開催されております。

そういう中で、やはり基本的方向性の施策というのが、ある程度骨子が示されておりますが、やはり重要なのは、この実現のためにどう取り組むか、また個別のきめ細かな施策が重要になってくると思っておりますので、絞り込みから新たに個別の具体的な施策の段階に入ってくると思っておりますので、その辺は委員も含めてきちんとした協議検討をお願いしたいと思っております。

次に、地方創生先行型の交付金の中で、地方版総合戦略に基づく事業などの内容のすぐれたものに対して、今回の上乗せ交付金がございますが、この事業を具体化していく中で、タイプ1と2がありまして、これは、タイプ1については8月31日まで、また、タイプ2については8月14日までに実施計画の提出期限となっておりますが、本市ではこういう具体化した事業を提出されたのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

ただいま中根議員のほうから地方創生先行型の上乗せ交付分ということでのご質問でございます。

8月末、本市におきましては、タイプ1という形で申請をさせていただいております。その1つといたしまして、今回、補正予算のほうにも2つの新規プロジェクト事業の予算計上をさせていただきました。

1つには子ども未来プロジェクト、もう一点はマドンナプロジェクトという中で、将来の子どもたちの教材等を作成しながら、ふるさと意識を持たせていくという概要のものでもございます。もう一点につきましては、マドンナプロジェクトということについては、同窓会、同郷会というような企画を考えてございます。定住化を図るということが1つ、それから婚活事業の1つとし

て考えてございます。もう一つは、Uターンの事業の中身は含めてございます。その3つの総合を含めましてマドンナプロジェクトということでもございます。いかに定住化を含めて、婚活をしながら人口減少に対応していくかという事業でもございます。

この2つについて、上乘せ交付分として申請をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

今回の国のほうの予算は約300億という大きい金額でございまして、ぜひとも今、タイプ1を申請されまして、10月末には確定の通知がこちらへ届くかと思えますけれども、やはり今回、地方創生の中でまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、政策の5原則がございましてけれども、1番目に自立性、2番目が将来性、3番目が地域性、4番目が直接性、5番目が結果重視ということですが、この5番目の結果重視が非常に私は大事な部分かなと思ひまして確認させていただきたいと思うんですが、やはり効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の施策は、今回採用されない制度。明確なPDCAメカニズムのもとに短期・中期の具体的な数値目標を設定して、政策効果を客観的な指標により検証、必要な改善等を行うと。すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により、取り組み内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取り組み改善が容易に可能である必要があるという、こういう部分が、結果重視という部分も非常に大事になってまいりますので、その辺も踏まえてよく検討協議をお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、2番目に生活困窮者の相談状況を今ご報告ございましたけれども、私も個人として市民相談を開催しております。そういう中で月大体10件から15件、市民から個人相談がございまして。そういう中で、ことしも82件ほど超えていますかね、8月の中旬でしたから、たしか90件超えますね。そういう中で、市民から個人相談を私はしております。そういう中で、生活困窮者の相談が5月から8月までに11件、私に相談がございました。

今回の制度を紹介しましたが、ほとんどの人がやはり理解していなかった、知らなかったという状況でございました。それで、私は窓口が社会福祉協議会になっているということを最初から承知しておりましたので、紹介して、やはりそういう中で自立していった方もたくさんございまして、また、社会福祉協議会でも丁寧にハローワークまで紹介していただいて、一緒に行っていたという経過もあつたりして、生活保護に移行する前のセーフティネットとして、今回、本当にこの生活困窮者が安心して受けられる制度でございまして、これは周知徹底のほどを、またよろしくお願ひをしたいと思います。これは要望として申し上げます。

それから、3点目の手話言語条例については、これはやはりまだ茨城県内では制定されている市町がございませんので、非常にいろいろな課題があると思ひますけれども、私のほうから1点だけ要望というか、これは実現していただきたいことなんですが、やはり窓口において、手話のできる職員の育成、研修を実現していただき、いつでも対応できるような体制を整えていただき

たいと思うんですが、市長、こういう体制についてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私ども、限られた人材の中でありますけれども、そういった必要性、これからふえてくると思っていますので、いろいろ調査研究をして検討していきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、窓口到手話のできる職員の育成等を含めて、やはりきめ細かなそういう市民サービスの向上に努めていただきたいと思えます。これは要望として申し上げておきます。

それから、4番目に、メールで産前産後をケアするサービスについてなんですけれども、やはり茨城県で11市町村が今回メール配信を同時に行いましたけれども、今回、かすみがうら市での事業においては、これからいろいろ計画し、内容を私も確認させていただきましたけれども、11市町村でやる内容よりも非常にきめ細かな内容であるということは、私は確認をいたしました。

だから、私は、やはり市、今回の交付金を使っての今回のメール配信でありますけれども、本当にかすみがうら市独自の内容でございまして、子ども家庭課を含めた中で非常にきめ細かな検討をされ協議されて、やはりつくり上げてきたものだど、私は本当にその努力に対して、敬意を表したいわけでございます。

そういう中で、ぜひとも、これは27年度の交付金措置だけありますので、これは継続的にさらにこれからも実施していくのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご質問の件につきましては、情報の発信につきましては、継続的に今後も続いて実行してまいりたいと思えます。

またあと、本年度専門の知識を取得していただいたの専門委員さんを10名ほど予定してございますが、その方たちにつきましては、平成28年度より地域のほうの現場のほうで、できれば活躍をしていただきたいというようなことで考えております。

また、そういうふうな支援員さんの必要性について、28年度以降の状況を見ながら、相談員さんの増員等も考えてまいりたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、よろしくお願いをいたします。

最後に、高齢者の自転車事故防止へのステッカー作成の配布についてですけれども、いろいろな方法で今、事故防止の対策を講じておりますが、そういう中で、私は市民相談の中で、こうい

う声が5人の方からございましたので、提案をさせていただいたわけでありますけれども、やはり運転している立場から見た場合に、反射板も含めた、こういう今回のステッカーも反射板形式で作成するときにはお願いしたいと思うんですが、運転者から見た場合には、反射だけではなくして、高齢者のだということ事前にキャッチできるというメリットがあるわけです。特に、薄暗くなる、暗くなる寸前というのが一番事故が多い時間帯でございますし、高齢者の方が運転しているもみじマークを見ても、距離を置いたり、また自転車で高齢者の方を見かけた場合には、距離を置いたりとか、そういう注意をしながら通行いたしますけれども、そういう観点から、ぜひともこういう注意喚起を促すためにも、私は大事なことはないかと思っておりますので、そんなに予算が伴うものではございませんので、栃木市に伺いましたらば、非常に喜ばれておりますし、自己啓発に大きく貢献しているという話も伺っておりますので、どうかそういう観点から、このステッカー作成配布についても協議をしていただいて、高齢者の安心、安全、市長も安心、安全が政治信条にしていると思っておりますので、どうかそういう観点からぜひとも実現していただきたく要望として申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月4日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時51分

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成27年9月4日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

9番	小松崎誠君	14番	小座野定信君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 来栖丈治 議員
- (3) 古橋智樹 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 矢口龍人 議員
- (2) 来栖丈治 議員
- (3) 古橋智樹 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 市街化調整区域内の人口減少と少子化（児童生徒数の減少）対策及び区域指定に係る本市の基本方針と今後のスケジュールについて
		2. 公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて
(2)	来栖丈治	1. 道路の安全と維持管理について
		2. 防犯灯LED化事業について
		3. 区長要望の取り扱いについて
(3)	古橋智樹	1. 大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画リプレイス
		2. 子どもの教育に資する教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化
		3. 歩崎公園かすみがうら市交流センター直売所計画を誰のために救えるのか

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、一部事務組合の事務に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

ことしの夏は、例年にない記録的な猛暑日が続きましたが、ここへ来まして過ごしやすくなりました。食欲の秋とは申しますが、本市の名産品でありますおいしい農作物や水産物など、多くの人たちがお客様としてお見えになると思います。経済効果の期待できる季節でもあります。何度も本市を訪れてくれるよう、全市を挙げておもてなしいただきたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1番、市街化調整区域内の人口減少と少子化（児童生徒数減少）対策及び区域指定に係る本市の基本方針と今後のスケジュールについて。

（1）市街化調整区域内の人口減少及び少子化に対する抜本的な対策について。

市街化調整区域の人口及び小中学校における児童生徒の急激な減少は、市全体の人口減少、児童・生徒数が漸減傾向にある中、市街化区域と市街化調整区域の人口・児童生徒数の割合の偏りがますます増大してきております。特に、千代田地区における下稲吉中学校区と千代田中学校地区の小中学校の児童生徒数の偏りは、見逃すことができない状況にあります。

この状況を放置した場合、市街化調整区域内にある4小学校及び千代田中学校は、現在懸案となっている統廃合の立地と小中一貫教育の推進の判断に手をこまねいているうちに、統合の存立も危うくなることへの対策として、さらなる統合の対象となってしまう状況に追い込まれているということです。

この危機的な状況は、本市のまちづくりの全体像を念頭に置いた総合的・中長期的観点から、全庁を挙げて職員を総動員して、一丸となって市民と積極的な協議を行い、各地域住民の意見を聞きながら、早急に進めることが必定と思います。

また、この対策に当たって、相当な覚悟を持って、この難題に対しありとあらゆる施策を駆使して、待ったなしで早急に実行することが求められております。

以上、調整区域内の人口及び児童生徒数の急激な減少に伴う小中学校の存立危機に対する現状認識と市街化調整区域内の住宅用地の受け皿づくり対策について、市長の認識及び今後の方針と計画の意気込みをお伺いいたします。

（2）区域指定推進の必要性和本市の基本方針及び今後のスケジュールについて。

市街化調整区域内の人口減少と少子化対策の受け皿づくりについては、まちづくりの課題の中でも最も重要な課題の一つと考えます。また、この課題に取り組むことは、日本の高度成長期に制定した都市計画法による規制（昭和46年から市街化調整区域に指定された区域内の開発規制）による弊害を是正するためのものでもあります。この区域指定の事業を推進し、集落ごとに一定

の受け皿の用地を確保することにより、現在、地域で育った者だけが一身専属的に宅地開発を許可される、いわゆる分家住宅のみの許可が、他の地域から移住しようと希望する者がいれば、許可が可能となり、住宅を建てることができます。

しかしながら、この受け皿をつくるための用地を確保しただけでは足りません。これでは、かすみがうら市に移住してきてくれる方は、限定的な範囲にとどまってしまいます。かすみがうら市に住んでみたい、住みたいと思う希望者を多く募ることができるよう、他市には見られない温かい支援の手を差し伸べる施策とあわせて実施することがぜひとも必要ではないかと考えます。

そして、市街化調整区域からの人口流出に何としても歯どめをかけなければ、あすのかすみがうら市はないとの危機感を持つことが必要です。そして、一過性で終わらせてはなりません。腰を据えて、じっくりと取り組まなければ、最終的な目標の達成はできません。

いずれにいたしましても、この事業を成就させることによって、人口減少と児童生徒の減少に歯どめをかける突破口となる事業であるとなるよう、これまで述べてきた地域の状況と事業の必要性を十分に勘案していただきまして、区域指定推進の必要性と区域指定を実施するに当たっての本市の基本方針及び今後のスケジュールについて、市長の前向きな熱意あるご答弁をいただきたいと思っております。

2、公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて。

(1) 公共施設等の現状・取り組み状況及び課題並びに今後の基本方針及び計画策定スケジュールについて。

地方自治体においては、厳しい財政状況が続く中、人口減少・少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的視点に立って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の適正配置を実現するものです。

また、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情に合った将来のまちづくりに欠かせないものであります。このことは、とりもなおさず、本市の公共施設等の老朽化が進む中、「新しくつくる」ことから「賢く使うこと」への長寿命化計画とあわせて行うことが求められているところです。そうした意味からも、この計画策定が適切に策定され、運用されることが極めて重要となっていることは、皆様ご承知のとおりでございます。

そこで、この計画策定に当たり、昨年度作成した「かすみがうら市公共施設等計画（基本計画）」における現状と取り組み状況の概要及び課題並びに今後の基本方針及び計画策定スケジュールについてわかりやすくご答弁をお願いいたします。

(2) 公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連について。

公共施設等の総合的管理計画策定は、(1)で質問いたしました内容を踏まえ、今後のまちづくりのあり方や行政サービス水準等に大きな影響を及ぼすものと考えられますが、この計画策定に当たり、市長の考え、方針について、お伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、市街化調整区域内の人口減少と少子化対策につきましてでございますが、現在、国におきましては、2008年に始まった人口減少が今後、加速度的に進むことが見込まれているために、まち・ひと・しごと創生において、人口減少克服と地方創生を行うことによって、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すとしているところでございます。

本市におきましても、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、地域特性を把握した効果的な施策等を盛り込む総合戦略を策定し、人口減少問題に取り組んでいるところでございます。

1番、市街化調整区域内の抜本的な人口減少及び少子化対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2番、区域指定推進の必要性と本市の基本方針及び今後のスケジュールにつきましてでございますが、区域指定制度につきましては、新たな建築許可の要件の一つとして追加されたものであり、霞ヶ浦地区におきましても、平成15年に指定後、制度を利用した申請も多くあり、特に市外からの定住者人口増の一端を担っていることから、制度導入の必要性を認識をし、平成29年2月制定を目途に現在、事業を進めているところであります。詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、公共施設等総合管理計画に関するご質問についてでございますが、本市におきましては、昨年度、国からの要請を踏まえまして、公共施設等総合管理計画として、公共施設マネジメント基本計画を策定したところでございます。

1番、計画策定の取り組み状況、今後のスケジュール等につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、2番、まちづくりや行政サービスへの影響についてお答えをいたします。

昨日の設楽議員からのご質問にお答えしましたように、今後の公共施設のあり方を検討するに当たっては、「施設ありき」ではなく、市民や地域にとって真に必要なものは何かというまちづくりや市民生活の視点が基本になるというふうに考えております。

そのため、本市の公共施設総合管理計画におきましては、「まちづくりとの連動」を基本方針の一つとして掲げております。このようなことから、今後、総合管理計画に基づき、具体的な実行計画を策定し推進していくに当たっては、機能的なまちづくりやサービス水準等の検討を行うこととしております。

具体的には、市の最上位計画であります総合計画を基本といたしまして、土地利用構想を踏まえました施設の再編やインフラ整備を進めるとともに、各施設で提供しております行政サービスが、その施設がなければ提供できないのかなど、事業そのもののあり方について、今後のニーズの変化等を見通した対応が必要であると考えております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時18分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま質問漏れがございましたので、質問することを求めます。

矢口議員、登壇願います。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

大変失礼しました。

2番の公共施設等の総合管理計画策定に係る基本方針とまちづくり及び行政サービス水準の関連性並びにスケジュールについて③がございまして、質問漏れがございましたので、再質問させていただきます。

③交通体系を踏まえた道路等の都市基盤整備を踏まえたまちづくりについて。

公共施設等の中でも、道路網の整備は、まちづくりに重要な都市基盤の一つであります。国県道はもとより、市道の幹線道路については、近隣市との広域的な連携協力が必要となります。本市と近隣市との接道関係にある市道の計画（新設・改良道路）及び進捗状況並びに今後の計画についてお伺いをいたします。

大変失礼しました。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

続きまして、2点目、3番、交通体系を踏まえました道路網の都市基盤整備を踏まえたまちづくりにつきましてでございますが、道路は、市民生活を支える最も基本的な社会基盤であると認識をいたしており、計画的な道路整備に努めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

矢口議員の1点目、1番、市街化調整区域内の人口減少及び少子化に対する抜本的な対策についてお答えをいたします。

田谷議員の答弁と重複いたしますが、現在、市街化調整区域において土地利用規制の適正化を図るため、都市計画法の規定による開発行為の許可基準を定める条例に基づき、一般住宅の建築を可能とする区域指定調査業務に着手をしております。まちづくりの方針、土地利用状況等を勘案し、定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

1点目、2番、区域指定推進の必要性和本市の基本方針及び今後のスケジュールについてお答

えをいたします。

区域指定制度の必要性については、一般的な立地規制と同等に、建築許可が許可要件の一つとして追加されるものであり、建築要件を持たない建築希望者の誘致につながることや、本年10月からの開発許可の権限移譲に伴い、区域指定に係る指定の権限も市に移譲されることから、市の特性に合わせた要件を加味し制定ができるなど、地域性を生かしたまちづくりに反映できる事業であると認識をしているところでございます。

また、基本方針につきましては、既に市総合計画や都市計画マスタープランにおいても、当該制度の導入による宅地化の誘導を定めているなど、基本的な方針が位置づけられているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、指定箇所判断に不可欠な詳細の実態を現在調査中であり、これらの状況が把握された後、農政サイドを中心とした関係機関との協議も指定箇所案を見出し、市の都市計画審議会を初め、地域説明会や議会報告を経て指定となる運びでございます。

次に、2点目、3番、交通体系を踏まえた道路等の都市基盤を踏まえたまちづくりについて、お答えをいたします。

近隣市との広域的な連携協力ということでございますが、まちづくりを進める上で、近隣市と接続する広域的幹線道路の整備は、大変重要であると認識をしております。現在、JR神立駅から土浦市を經由し国道6号へ至る神立停車場線、また道整備交付金を活用し、土浦市おおつ野地区に移転する土浦協同病院への広域的なアクセス道路の整備を進めているところでございます。

次に、市道の計画及び進捗状況並びに今後の計画でございますが、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保すべく神立停車場線につきましては、道路計画用地の確保と次年度以降、工事着工に向けた実施設計等に着手をしております。

なお、道整備交付金事業でございますが、整備計画3路線につきまして、道路計画用地の確保、本年9月から道路改良工事に着手をいたします。

今後の計画でございますが、石岡市と進めてございます「河川・広域道路整備促進協議会」、土浦土木事務所との意見交換会等を踏まえまして、限りある予算を的確に配分した整備事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

矢口議員のご質問、2点目、公共施設等総合管理計画に関するご質問のうち、①番、公共施設の現状、取り組み状況と課題、今後のスケジュール等についてお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、昨日の設楽議員への一般質問においても答弁をさせていただきましたように、平成26年4月に総務省から全国の地方公共団体に策定要請がありまして、本市におきましては、平成27年3月に公共施設等マネジメント基本計画として策定を行っております。この計画では、公共施設等の現状や課題の整理を行った上で、これから30年を見通した基本理念と基本方針を掲げまして、施設分類別の当面10年間に取り組む基本的な方向性を取り

まとめております。

本市には、学校教育施設を初めとするさまざまな公共施設がございまして、大半の施設が建築から30年以上を経過し、老朽化への対応が必要な時期を迎えております。また、インフラ施設も、高度経済成長期から人口の集積などに応じて整備が進められてきております。

しかしながら、少子高齢化による人口構造の変化や人口の減少、生活スタイルの変化などによりまして、必要とされる施設の量や役割に変化が見込まれるとともに、厳しい財政状況になり、特に公共性の高い施設でさえも良好な状態で維持できなくなる可能性が高い状況となっております。

そのため、この計画では、基本理念を「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」とし、基本方針といたしまして、「総量縮減と機能複合化」、「まちづくりとの連動」、「施設保全の適正化」、「効率的・効果的な管理運営」を掲げております。

そして、今後は、分野別、地域別の視点から、具体的な実行計画を定め、取り組みを推進することとしており、本年度は、地域懇談会の開催などを通じ、市民の皆さんにも参加をいただきながら、地域的な施設のあり方について方向性を取りまとめていく予定としております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

では、再質問をさせていただきます。

区域指定を実施するに当たっては、さまざまな課題、ハードルが横たわっていることはわかりますが、本市の市街化調整区域の人口減少と児童生徒数の急激な減少をそのまま放置すると、統合後の小中学校の存続の危機を初め、現在の小学校単位でのコミュニティー活動が失われるおそれがあります。最終的には、集落の維持さえできなくなる既存集落が相当あるということは、十分認識する必要があると思います。

また、集落が小さく、児童生徒数が少ない地域ほど、区域指定は困難な条件が待ち受けており、地域ごとの事情や特性を考慮することが求められております。要するに、現時点での調査の結果、区域指定が困難になっている地区が最も大きな課題を背負っているのではないかと。

いずれにいたしましても、各地域の住民の皆さんの理解と納得が得られるよう、何としてもやり遂げなければならない事業だと思います。

さらに、単なる受け皿づくりに終始するのでは、この事業は道半ばになってしまいます。かすみがうら市のさまざまな魅力を引き出し、既存の魅力に加えて、かすみがうらに住みたい、住んでみたいと思われるような魅力あるまちづくりを並行して推進することが必要です。特に、市外から市街化調整区域内に移住される方に対する温かい支援策を含めた施策を積極的に推進すべきものと考えております。

それでは、これまでの事情を踏まえ、これから具体的に4項目について市長の考えをお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、区域指定をするに当たり、最重要課題として、4小学校区全ての地区の既存集

落を区域指定実施する方針で臨むことが必要ではないかと考えております。この事業方針についてどのように考えているかお伺いをいたします。

2つ目として、区域指定をするに当たり、ハードルになると想定される具体的な項目は、第1に、農地の課題であると思いますが、農業振興地域整備法による農振・農用地指定が50戸連たんの条件と絡んで集落内区域の70メートル以内にも乱立して指定されている場合があり、区域指定の大きな障壁となっております。この農地法による農振・農用地の指定は、農地の実態に合った適切な指定が必ずしもされていないこともあり、優良農地として農振・農用地として指定されてしまっているが、実態は、今後、農地として残すにふさわしい優良農地でないことから、耕作放棄地になっている農地が数多く見られます。

こうした課題に対し、実情に即した指定の見直し等、改善を図る考えはあるか、ご答弁をいただきたいと思います。

3つ目といたしまして、区域指定は、都市計画法の改正により、既存宅地の制度が廃止となったかわりに制度化されたものと聞いておりますが、このことについてよくわかるようにご説明をいただきたいと思います。

4つ目として、平成14年、15年に、区域指定を検討した際、現在置かれている少子化・人口減少の施策として有効な施策と考えられたと思いますが、千代田地区における区域指定については、指定できなかった理由を見ると、コンサル任せで施策として積極性に欠けていたように思われますが、指定をしなかった幾つかの理由の検証に対する説明及び当時の考え、方針並びに今後のとるべき方針についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

1点目の区域指定するに当たり、少子化と人口減少対策を最重要課題とし、4小学校全ての地区に区域指定をというご質問にお答えをいたします。

区域指定制度は、ご承知のとおり、調整区域での立地規制、出身要件や建築物用途を緩和することで農村集落の維持活性につながり、ある程度、誰でも家が建てられ、人口増を担えるとした基本的な理念に基づいております。

また、指定方針といたしましては、道路や排水等の公共施設がある程度整備されました一定の要件を備えた市街化調整区域内の既存集落を中心に指定をすることとなりますが、市民本意に基づく指定でありますので、地元住民の意見を取り入れることも肝要であり、できる範囲で地域に即した規定の緩和を検討し、制度指定に取り組みたいと考えてございます。

なお、現在、これらの方針をもとに現況調査を行っているところでございます。

続きまして、3点目でございます。既存宅地の制度が廃止となったかわりに制度化されたものという内容につきましてご説明をいたします。

議員ご指摘のとおり、既存宅地制度は市街化を抑制すべき市街化調整区域内での特例制度であり、一旦、既存宅地である旨の確認を受けた土地であれば、都市計画法上の建築許可等を受けることなく、建築物の建築ができます。

また、建築の用途規制が全くないことから、無秩序な市街化の原因となっているとの指摘が以

前からなされていたことから、都市計画法及び建築基準法の一部改正により、平成13年5月に廃止となりました。この改正に伴い、開発許可権限者が条例で区域を定め、建築物の用途を制限して、開発許可等を行う区域指定が制度化されたものでございます。

この条例で指定した区域内であれば、以前の既存宅地以外の市街化調整区域であっても、集落の出身要件を問うことなく、住宅等一定の建築物が建てられることとなったものでございます。

続きまして、4点目でございます。区域指定できなかった理由というようなことでのご指摘でございますけれども、平成13年度から現況基礎調査を行い、これらの結果に基づき、多方面にわたり検証を行ってございます。

指定しなかった理由といたしましては、畑かんや農振・農用地の規制により、指定面積が限られることや、道路の有効幅員が確保されず、指定後、多くの路線において道路改良工事等の必要性が出てくること、さらには個々の有効面積が確保できない地区が存在していることなどから、当初、12地区を候補地として掲げておりましたが、制度の規制が厳しいものであったことから、最終案では2地区が対象地区となり、公平性も加味し、断念に至ったものでございます。

また、今後の方針といたしましては、10月からの開発行為等の権限移譲により、市で許可権を有することから、これまでの経緯を踏まえて、これらの規制緩和を盛り込んだ都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例、及び施行規則の運用基準を10月1日から施行することで制定しており、あわせて特色あるまちづくりの一端を担えるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

2点目についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、千代田地区の市街化調整区域にあつては、比較的、集落や既存住宅に隣接する農地についても、農用地区域の指定がなされている場合があります。

市といたしましては、優良農地の確保の観点から、定期的な見直しは必要と考えられるものの、県の指導のもと、できる限り農地を維持していくことを基本とし、都市計画法における区域指定をもって当該農地を農用地区域から除外することはできませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、農用地区域として指定しているにもかかわらず、耕作されていない農地が多数存在するとのことご指摘ですが、現に畑を中心に、荒廃農地は拡大しつつあることから、土浦地域農業改良普及センター等の関連機関と連携し、地域に応じた営農を支援するとともに、農政、農地再生利用活動などを通じて、意欲ある担い手を育成し、農地の保全に努めてまいりますので、重ねてご理解のほどよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

お答えをいただきました。ありがとうございます。ただ、私の質問の趣旨をご理解されていな

いと思えるような答弁内容かなというふうに思います。

今般、農業振興地域整備法の課題は区域指定の最も大きな障壁になっていることについては、以前からの懸案事項でありました。都市計画法における区域指定を待って、農用地を区域指定に加えることができない。よって、農用地を農用地指定から除外することができない。法理上の回答を求めているのではなくて、各既存集落内に一定戸数の住宅用地の受け皿づくりをするに当たり、50戸の連たん制の条件を満たすための既存住宅と既存住宅との間に農用地が存在していることから、この農用地を見直して農用地の区域から除外することが、まちづくりとして求められているのであります。

さらに、この既存住宅間に存在する農地は、農用地にふさわしい優良農地とは言いがたいケースが多い状況にあることから、見直しによって整理することの必要性が求められているのだと思います。

この問題は、都市計画法に基づく区域指定に係る農振法の網を取り払うことができない問題以前の中長期的な大きな課題であるということに気がついてほしいのです。

農用地の問題については、農用地指定区域内の農地の中で、優良農地として保全の指定をされてしまったら最後、これまで見直しされたことはありません。農水省の意向に沿った単に農地を減らさないための考えを捨て切れぬ農政、まさにこの縦割りの弊害そのものではないかと思えます。

しかしながら、末端行政の市としては、そういうわけにはいきません。まちづくり全体を考えなければ、この自治体は生き残っていきません。人口が減少し、集落維持ができない、人がいなくなってしまう、この対策を今考えているわけでございます。農地を守ることを趣旨とした答弁でございますけれども、人がいなくなったら、誰が農地を守るのでしょうか。

都市計画法の関係に戻りますが、そもそも日本の高度成長期の昭和46年に始まった都市計画法に基づく市街化調整区域の指定による住宅開発の制限は、25年前にはバブルがはじけ、市街化区域内の人口さえ横ばい、もしくは減少傾向にあります。そして、市街化調整区域内は、市街化区域と比べ物にならないほど、少子高齢化、人口減少は急速に進んでおります。昨日、設楽議員から高齢化率のお話がありましたけれども、調整区域はもう30%以上に達しております。集落の維持や将来のまちづくり、自治体の存続維持の危機に直面する社会経済状況にあることは、ご案内のとおりであります。要するに、高度成長期の制限が、社会経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、依然として厳しい制限をしているものであります。

こうした中であって、現時点での有効な手だてとして考えられるのがこの区域指定だと私は思います。そして、その障壁となっている農用地、指定区域の農地であり、社会経済状況の優良農地の実態に合った適正な農用地指定区域の見直しが必要であることを求めております。市全体として考えた場合、先ほどのご答弁で、縦割り行政の答弁そのもので、市のまちづくりを考えた場合、何としても実態に即した農用地の見直しを前向きに実行しようとする答弁が出ないのが、非常に残念でございます。

さらに加えるならば、市街化調整区域内の児童生徒数をいかに確保するかが最重要課題です。今後、市街化調整区域内の小中学校存続を維持するために、最低何人の児童数が必要となるか、この最低の条件をどうしたら維持できるか、今後のまちづくりを進める上で大きな鍵となると思

います。このことをしっかり念頭に置いて、区域指定以外の施策についても、必要に応じ積極的な施策を打ち出すことが必要だと思います。

また、区域指定によって救えない区域については、土地区画整理事業の開発を行うことも、これは視野に入れて、今後のまちづくりを積極的に展開することが求められていると思います。

本市のまちづくり全体の視点から、農用地見直し及び調整区域内全小学校内に区域指定の実施に向けた考えがあるか。それから、できない区域に対する土地区画整理事業などの対策とか移住してきてくださった人たちへの支援策について、そういう実施する考えがあるかどうか、市長にご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

矢口議員には、区域指定を中心としたまちづくりと申しますか、そういったものにつきましていろいろご心配いただいている面、ご提案いただいている面、大変専門的な立場からのお話をいただきました。

今、制度と現実のギャップ、そういったものをいろんなところで、いろんな制度の中で法律の中でも出ているのを私も感じています。そういう中で、農地保護なんかもその一つかもしれません。

そういう中、地域の活性化や減少対策に対応するためには、そういった点では大きな意味でいろんな検証を試みることも大事だと思っています。そういう面ではいろいろ研究してみたいなと考えています。

それから、少子化対策の一番の基本は、住民の皆さん、それからほかの方々が住んでみたいまち、行ってみたいまち、そしてやっぱり仕事のあるまちだと思っています。生活の基本は仕事でありますから、仕事がしっかりそこにあるということが、一番定住する基本になるわけですから、そういったことを念頭に置いた、今回の地方創生も今つくっておりますけれども、そういったことを念頭に置いた総合戦略になるように考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

大変、制度全体の問題については非常に難しい問題でありますから、いろんな角度から勉強もし、検討もし、やっていかなければならないと思っています。

たまたま、この前、つくばみらい市の片庭市長にお会いする機会がありまして、こんなことを言っていました。私のまちは、ちょうど今、日本一人口伸び率がいいんだと。TXが通って、駅ができて、伸び率が日本一になったんだよ。ただ、そのかわり、非常に大変な、学校を幾らつくっても間に合わないと、そんな話も、非常に嬉しい悲鳴だとは思いますが、そういう話をしていました。そういった地域もある中で、これからこのかすみがうら市は、人口をふやすところまでいかななくても、人口の減少をどう緩やかなものにしていけるか、そしてそこに住む市民が元気で頑張るような、そういう地域にしていけるかということで、皆様方のご指導もいただきながら、我々も地方創生に向けてしっかりと計画策定を進めながら、頑張っていきたいと思っています。

的確な答弁にはならないかもしれませんが、そういった大きな制度につきましても、いろいろ研究して、取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

本当におっしゃるように、大変大きなテーマであるし、また難しい問題が多々あるなというふうに私も思っておりますけれども、ただ、地方創生ということ自体が、もう既にこれからの事業でなくて、もう既に私は実施されているのではないかなと。それは何かと言うと、やはり学校単位の統廃合の問題とか、そのほか広域行政の部分でも、やはり合理化して、少なくなる人口に対して歳入が減る中で、どうやって今後運営していくかという大きな課題の中で、今、いろいろな模索をしている状況なのかなというふうに思ひます。

いずれにしても、各担当部署部署での地方創生ではなくて、やはりまち全体でもって、私は取り組むことが重要であって、農政の農地法があるからそこで終わるのではなくて、やはり市長、かすみがうら市はこういう政策でもって人口減少を食いとめるんだという、やはり私は、地方創生の中でそういう、テーマを決めて計画することは、やはりこれは国も当然、私は認めてくれるのではないかなと。やはりその辺は市の向かう方向性によって、きちっと定めることによって、そういう問題解決ができるのではないかなというふうに思ひます。

ですから、そういう面でやはり市長は、当然先頭でしょうけれども、今、横瀬副市長もおいででございますので、ぜひ横瀬副市長に先頭に立っていただいて、これからの地方創生、そういった全庁を挙げて、全市を挙げての取り組みということに対しまして、横瀬副市長にご見解をいただければというふうに思ひます。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

先ほど来から基本的な政治姿勢というのを市長が申し上げておりますが、具体的に先ほど質問がございました区域指定もそうでございます。これについては、土木部長から一定の変化はつけることできるのではないかなという姿勢も申し上げております。

そして、さらなる質問の中では、特にまち全体、要するに部署間を乗り越えた全体の中でしっかりやれよという話でございます。まさにそのとおりだと思います。その手始めがいわゆる地方創生ということで、この後、戦略的な施策が出てくると思ひますので、そういったことにご期待をいただきながら、そしてまた我々としては、今ご指摘のありましたような、まち全体としての取り組みを十二分な体制でやっていきたいというふうに思ひますので、ご理解を、またご協力をいただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、公共施設等総合管理計画のほうの再質問をさせていただきます。

具体的な内容について質問させていただきますけれども、1つ目は、かすみがうら市は公民館はありますが、コミュニティーセンターとして位置づけされた施設は配置されておられません。近隣自治体においては、市民活動全般にわたる支援推進のための組織や施設がつけられておりますが、かすみがうら市にはございません。

また、合併して10年以上が経過しているにもかかわらず、千代田地区と霞ヶ浦地区との公民館活動についての統合がとれておりませんし、これまでその動きさえ感じ取れませんでした。

そこで、現在課題となっております公民館、コミュニティーセンターの配置計画（千代田地区、霞ヶ浦地区）について、千代田地区の配置計画及び霞ヶ浦地区の再構築の施設の配置と双方の地区における地域活動の今後の方針についてご答弁をいただきたいと思っております。

2つ目といたしまして、市民の目から見て、本市における市民の窓口や地域活動に関しての施設の配置、組織が、住民サービスや市民活動の利用需要、実態に相応しく整備されているとは言いがたい状況にあると感じます。

特に、千代田地区には、下稲吉中地区に公民館がありません。また、青少年ホームや働く女性の家・やまゆり館など、それぞれが乱立して配置されており、場所もわかりにくく使いづらいなど、市民の窓口、サービス施設としての配置計画やまちづくりとしての計画性、一貫性が感じられないなど、公共施設の配置について市民からさまざまな意見要望が寄せられております。

このようなことを踏まえ、公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連において、本市としてこのことに関してどのように考え、方針に基づいてこの計画書を策定し、まちづくりに生かそうとしているのか、具体的な答弁をお願いいたします。

3つ目といたしまして、交通体系を踏まえた道路等の都市基盤整備を踏まえたまちづくりについて。

公共施設等の中でも、道路網の整備は、先ほどご答弁いただいたように、まちづくりに重要な都市基盤の一つでございます。国道はもとより、市道の幹線（1級）・準幹線（2級）については、近隣市との協力連携が必要となります。本市と近隣市との接道関係にある市道の計画及び進捗状況並びに今後の計画についてお伺いをいたします。これ、先ほど質問した内容ですね、すみません。

また、詳細についてお尋ねいたします。

本市の幹線・準幹線道路（1級・2級道路）の指定本数について。

②番目、幹線道路の実態を有していながら市道1級の指定を受けていない道路など、実態にそぐわない指定が見られるが、幹線道路及び準幹線道路の指定見直しについての計画について考えはあるのか。また、道路網の整備として市域の面積や交通量等を勘案し、幹線・準幹線道路網の密度をどのように考え、位置づけしようとしているのかお伺いをいたします。

③市道の幹線道路・準幹線道路については、都市計画道路を含め、市が中長期展望に立って計画的に実施していくものと考えますが、過去10年間で1級・2級指定路線で新設・改良工事の実績路線数は何路線ありますか。また、今後の実施計画についてお伺いをいたします。

④幹線・準幹線道路の整備計画について、道路幅員はどのように考えていますか。また、通学

道路の歩道整備の考えについてご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員に申し上げます。

2回目ですので、一問一答でお願いしたいと思います。

○15番（矢口龍人君）

そうですか。はい。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

矢口議員から再質問がございました。

その1点目、公民館、コミュニティーセンターの配置計画について。千代田地区の構築と霞ヶ浦地区の再構築、さらには地域活動の今後の方針についてのお尋ねがございました。

まず、公民館であれ、コミュニティーセンター、いわゆるコミセンであれ、名称は別物ですが、その用途は地域の核となり、人々の交流の場であることに変わりはないものと思っております。

昨日も設楽議員さんにもお答えいたしました。市としましては、事業仕分けの結果に基づき、千代田、霞ヶ浦両地区のバランスを考え、中学校単位での公民館として再設置をすべく方針を決定しております。

今年度、千代田地区におきまして、新しい地区公民館の形づくり準備委員会を立ち上げまして、市民協働、地域コミュニティー活動に関する勉強会を行っております。講師には、茨城大学の長谷川幸介先生をお招きいたしまして、地域住民の参加をいただきながら、ワークショップ形式で事業の方向性、運営方法などを研究しているところでございます。

一方、霞ヶ浦地区におきましては、地区公民館統廃合を協議する検討委員会、こちらが平成25年度に設置をされております。6地区公民館の正副館長、主事さんによって構成される組織でありまして、これまで統合後の事業計画や事前交流事業などを検討いただいております。

教育委員会といたしましては、市長部局と協力しながら、この公民館、コミセンが市民の学習の場であるとともに、地域の独自性を生かした連帯とコミュニティーづくりに資するよう、さらには地域の活性化に寄与するような取り組みに努めていきたいと考えております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目、公共施設等の総合管理計画策定とまちづくり及び行政サービス水準との関連について、ご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

矢口議員お尋ねの施設が乱立をして市民の窓口やサービスの施設として一貫性が感じられないというようなご指摘でございました。

ご指摘のように、これまで公共施設は目的ごとに設置をされ、その多くは独立をした施設となっておりました。そのため、今後は施設の大規模修繕や更新に合わせて、目的の異なる施設の集約を進めるなど、1つの施設にさまざまな役割を持たせる機能の複合化を推進することによって、1カ所でいろいろな用事が済ませられるといった市民サービス、利用環境の向上が期待できますとともに、効率的な維持管理も図れると、こういう手法も考えてございます。

また、こうした施設の再編につきましては、先ほど、地域懇談会について申し上げましたけれども、市街化区域や農村部など、それぞれの地域特性を踏まえ、実情に応じた検討が必要と理解をしております。今後の懇談会の運営に当たっては、全国の先進事例の紹介ですとか、市としても庁内において、たたき台としての検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今後の計画の中で、どういうふうにしていくかということ議論していくというお話ですが、市街化区域においての施設の当然、老朽化等、また、例えばやまゆり館なんかはまだ新しい施設ですし、働く女性の家なんかはもう相当老朽化している、勤労青少年ホームもそう、そういった中で、全部の機能を1カ所に集中するということは、これは市民にとっての利便性は間違いなく向上することですし、そういったことを今後、地元の人たちと協議しながらやっていくということですが、市として財源的な部分もあるでしょうし、そういった中で、私は市がきちっとそういう方向づけ、位置づけをするべきではないかなと。

それに対して市民の人たちに意見を求めるというやり方をしないと、市民に意見を聞いてから策定していくというのは非常に時間もかかるし、また市民の人たちはお金を預かっているわけでもないですから、何をつくっていいか、どんなふうな方向、どういうものが望ましいといっても、やっぱり東京の国立競技場ではないですけども、3000億円もお金あれば立派なものではできるとしても、1000億円でやれと言え、これはなかなか難しいんだと思うんですよ。ですから、そういったことはやはり行政側がきちっと方向づけをして、市民にまず意見を、そういう中で市のほうで方針を決めた中で市民の意見を聞くという方向のほうが、時間もかからないし、それから予算の範囲だつて限定的にできるし、そういったやり方のほうが私は有効的ではないかと思ひますけれどもいかがですか、そういうふうな考えの中で。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

地域懇談会の中でも、やはりそのような意見も頂戴をしております。地域懇談会の開催の方針といたしまして、なるべく結論ありきではない方向で皆さんにご意見をお伺いしたいというスタンスを持ってございましたので、そういった面で若干不足であるというような印象を受けられた部分もあったのかなと思います。ただ、そのまちづくりというようなところで、ことを主眼に今後、懇談会を進めていくというような上では、急がば回れではないですけれども、慎重に取り組んだ経過もございました。

ただ、この間の懇談会を通しての状況等も踏まえますと、ある程度、市のほうでたたき台をつくっていくということが必要であろうということもやはり認識をできましたので、改めて庁内でそのような意思の統一も図りますとともに、今後予定しておりますワークショップにおいては、現在、公共施設の維持管理計画の推進に当たりまして組織をしております組織の中から職員等も入って、自由な意見の交換ができる、そういった形を考えてございます。そのように進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜われればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

余り時間をかけないで、短期間に私は実施してもらいたいと。それは、やはり市民の人たちへのサービスという部分だと思いますので、一日も早く実施計画ができますようお願いをしたいというふうに思います。

それでは、3つ目の交通体系でございますけれども、①の本市の幹線・準幹線道路（1級・2級道路）の指定本数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

本市の1級と認定されております路線が24、2級認定路線が26、合わせて50路線となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

2つ目としまして、幹線道路の実体を有していながら市道1級の指定を受けていない道路など、実体にそぐわない指定が見られますが、幹線道路及び準幹線道路の指定見直しについての計画についてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、道路網の整備として、市域の面積や交通量等を勘案し、幹線・準幹線道路網の密度をどのように考え、位置づけしようとしているのかお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

指定見直しについての考え、道路網の位置づけについてお答えをいたします。

指定見直しの考えでございますが、市道1級及び2級と認定する基準につきましては、道路の幅員、構造、主要集落等を連絡する道路などを認定してございます。

現在、千代田大橋から1級市道6号線までの議員ご指摘の市道2784号線など、道路改良工事完了後においても、その他の道路として認定をされている路線がございます。

近隣市の状況を参考に説明を申し上げます。

土浦市、石岡市とも、都市計画道路を除き、路線において見直しは行っていないというような確認はとってございます。したがって、今後でございますが、関連するアクセス道路のネットワークを構築するため、隣接地の状況も踏まえながら、見直し作業に着手をしまいたいというふうに考えてございます。

次に、市域の面積や交通量を勘案し、幹線、準幹線道路網の密度とのご指摘でございますけれども、上位計画である総合計画においては、自然と調和した快適なまちづくりの実現を目指し、常磐自動車道、千代田石岡インターチェンジ、国道6号、国道3号、4号及び県道などの広域道路網と連携するアクセス道路として位置づけてございます。したがって、一定の人口を有する地域間などを多方面から検討し、効率よく結んでいくことが肝要であると考えますので、これらを基本に道路網の位置づけを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、3番目として、市道の幹線道路・準幹線道路について、都市計画道路を含め、市が中長期展望に立って計画的に実施していくものと考えますが、過去10年間で、1級・2級指定路線で新設・改良工事の実績路線数は何路線あるか。また、今後の実施計画についてお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

1級及び2級認定路線の道路整備状況につきましては、道路改良工事、舗装補修工事、排水整備工事等1級市道で12路線、2級市道13路線、また都市計画道路では木田余神立線が平成16年3月15日に供用開始をされ、現在、整備中の神立停車場線につきましては、平成30年度完了を目途に事業を進めてございます。

今後の実施計画とのごことでございますけれども、現在、土浦協同病院の移転に伴う広域的なアクセス道路の整備、都市計画道路の整備を進めてございますので、進捗状況等を見きわめながら、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続についても、関係機関と協議に着手をしまいたい

たいというように考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、4番目としまして、幹線・準幹線道路の整備計画については、道路幅員（歩道を含む）はどのように考えておりますか。また、通学道路の歩道整備の考えについてもご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

幹線道路の車道幅員につきましては、市道路の構造の技術的基準に関する条例の規定に基づきまして、道路の区分、設計基準、交通量等を勘案し、補助制度を活用した整備に際しましては、1級幹線道路は片側3.0メートル、2級幹線道路につきましては片側2.75メートルと考えてございます。

また、通学路の歩道整備の考えとのことでございますけれども、自動車、自転車、歩行者の通行帯が分離をされて通行できることが理想であると認識をいたしております。

しかし、道路の整備につきましては、地域の状況において、用地取得や建物補償など、地権者の合意形成や費用対効果など、総合的な判断が不可欠となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

市道の1・2級道路の格付でございますけれども、先ほどちょっと、部長からお話がありました千代田大橋からの2784号線、それから水資源道路ということで今、歩道整備をやっている道路などは、幹線道路にもかかわらずその他の道路というふうになっておりますけれども、例えば都市計画道路の神立停車場線の延伸、6号から上稲吉までの路線、先日、田谷議員が質問していた51号線、あれは2級道路だと思いますけれども、都市計画道路の延伸というものをやっぱりきちんと1級、2級に昇格して、それだから整備計画を作成していくべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺の考えはどうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

1級認定の指定につきましては、市の考えで変更が可能となっております。ご指摘のように、整備計画をする場合、先ほども言ったような幅員、構成等を勘案しながら、そういう計画があるものについては、先ほどもご答弁を申し上げましたように、指定の見直し作業には着手してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、本市の東西に走る国道354号線用地買収の問題で、バイパスの供用化がおくれて、県より市に事業が移されて、合併特例債事業を活用して、見事に事業が完成したわけですけれども、この全線開通によりまして交通の安全が図られ、交通量の増加はもちろん経済効果も得られた、地域の活性化が図られておると思います。6号バイパスの整備はどうでしょうか。

近隣市の土浦、石岡市における整備は、おくれればせながら整備が進められております。土浦バイパスは中貫までですか、平成28年度中にも開通するとのお話がございました。かすみがうら市地区中貫から千代田インターまでの9.9キロは、実施計画がされておられません。この事業が進められていないことにより、バイパスにつながる幹線となる市道や、それから都市計画道路の下稲吉中佐谷線、それから天王川、逆川などの改修工事も整備ができない状況にございます。

このことに対し、早急に対応しなければならない状況と考えますが、本市として今後、これまでの対応以外に計画していることがありましたら、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

6号バイパスの問題であります。既にご存じのとおりでありますけれども、これについては協議会ができていて、毎年要望をしている、それ以外に何かないかというお話でございます。

実は、今の職につく前に、水戸にございます国交省常陸工事事務所にいた経過がございます。それはなぜかと言うと、前の職場での必要性に迫られまして行ってまいりました。その段階では、今、矢口議員がおっしゃるように、結果としては、現状では何も手がつけられないというスタンスでございました。一定の予算がつけば、都市計画決定をしているわけでございますので、始めることができるというようなニュアンスもあわせて頂戴いたしたところでございます。

ただ、これはあくまでも私の行政としての話ではなくて、個人的に行った内容でございまして、実は、売却を、先買いをしてほしいというような希望がありまして、そういうことで行ったときにそういうお話をされておりました。

そのような状況から判断すると、非常に6バイへの期待は高いんですが、現実的には非常に難しいというのが実態だろうというふうに思います。

加えて、現在、石岡地区まで、6号の千代田石岡インターまでの間もなかなか進みが遅いというところがございます。今後どうあるべきかというのは、戻りますけれども、石岡とかすみがうら地区の協議会の中でさらに詰めていく必要があると思います。

国が動いていないということが現実にはあると思います。中貫から以南のほうは、路線をバイパス化しているという現状がありますが、ここがちょっと抜けているというのはおっしゃるとおりでございます。今後、何らかの対策ができるように、行政としては動く必要があるというふうに感じております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先月の8月7日の6号国道バイパスの建設促進期成会の整備促進の要望書を国、国土交通省、関東地方整備局、県内の衆参国会議員に提出してまいりました。石岡市と小美玉市、かすみがうら市の関係機関合同での陳情でございましたけれども、私も産業建設委員長という立場で坪井市長とご一緒にさせていただいて、議員会館を迫りかけて歩きましたけれども、やはりこの政治活動というのは、重要な部分と認識しております。そういったことから、中貫から千代田インターまでの9.9キロは本市のエリアでございますので、やっぱり国県にかすみがうら市が直接働きかけをするということが、重要なのではないかなと。これは、この事業が実施されれば、数百億円の予算が執行されるでしょうし、それに対する附帯する工事や利便性とか、いろんな面ですごい経済効果があるというふうに私は認識しております。この地域振興には欠かすことのできない道路ではないかなというふうに感じております。

行政、議会一丸となって、陳情、要望活動をしたらどうかなというふうに私は思っておりますので、ぜひ、行政ともども議会と一緒に、そういう活動をしたらどうかなというふうに思いますけれども、市長のご見解をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話しいただきましたように、石岡、それから小美玉、かすみがうらで石岡千代田バイパスの要望に行っていたわけですが、そういった中で、現状としては、石岡が抜けてから千代田地区に行って、そんなところの考え方が基本にあるようではありますが、ご案内のとおり、石岡には一部、地権者の反対等の課題もある中で、やっぱり私ども千代田地区も大変慢性的な渋滞に悩まされているわけですので、ほかの市町村との関係もございますが、そういった手法についても研究をして、少し調整をしていきたいというふうに考えていますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ぜひ、まちづくりでございますので、一丸となってやはり臨んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質問は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時37分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

こんにちは。

私自身、本9月議会をもって、2年生になるというようなことでございます。初心を忘れず、気を引き締め直しまして、市民生活の向上、市の将来発展のために、さらに精進をしていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、道路の安全と維持管理についてお伺いをいたします。

昨年の9月及びことしの3月議会において、通学路の安全や道路の整備などについて質問をさせていただき、土木部長から丁寧なご答弁をいただき、大分理解はしてまいりました。

また、水資源道路に突き出た枝につきまして、所有者に連絡をとっていただき、一部、枝払いの対応、また処理なども配慮いただき、大変ありがたく感謝の言葉を申し上げたいと存じます。

その際に、答弁の中で、幹線道路は除草管理について年1回、7月から9月に業者委託で行っていること、市民からの要望や職員のパトロールで危険箇所を発見した際には、その都度対応しているという内容でした。また、通学路全てを市の予算で対応するのは困難で、学校関係者や地元の皆様方の協力も必要と考えているというような内容でございました。

ことし7月中旬になり、加茂の平川から崎浜集落にかけて、道が通れないぐらいだよと、見に来いよというような苦情の連絡を受けました。また、数日のうちに、牛渡地区の根山から柳梅にかけて、草が2メートルぐらいにもう伸びちゃっているよと、何とかならないかというような連絡がありました。現場を確認しながら、以前、私なりに土木部長から聞いた内容から、そろそろ業者が刈りに来ると思いますというような説明もしました。

さらに、8月に入って、道の草刈りが50センチぐらいしか刈っていかないんだけど、道路の境はもっと中だと思っただけだけど、35度超えの大変暑い日だったので、業者さんに何とも気の毒で言えなかったよと。せめて標識が見えるくらいまで、路肩に生えた入ったシノを刈ってほしいと。また家の隣、土手の上に境の杭が立っているんだけど、のり面の道路の下から1メートルぐらいしか刈っていかないんだと。夫が以前、見ばえが悪いということで、自分で上まで刈っていたそうですが、年をとって危ないので、今はシルバー人材センターに依頼して、のり面を刈ってもらっているという話も出てきました。私なりに、年1回しか刈る予算がなく、この暑い時期になってしまうこと、社会保障関連予算が伸長し、土木関係予算が増額できない状況など、説明をいたしました。

しかし、農地が隣接する市道や小河川などは、自作あるいは作付をしている農家によって除草作業が今は行われていますが、今後は農業者の減少、田畑の荒廃、山林管理の不足、さらに高齢化が進みますと、どんどん道路隣接地の管理がされなくなってくる。通行者の不満がふえ、道路管理への期待、あるいは市政への要望が強まって、さらにはそれが苦情としてあらわれ、行政不信につながっていく可能性がある、これでいいのかなという思いを強く持ちました。

そこで、1番目として、道路の安全のため、維持管理について基準はあるのか、お伺いをいた

します。

次に、道路及びのりなどの除草や、道路路肩の木や張り出した枝の剪定などの予算についてお伺いをいたします。

3番目として、道路の除草や安全管理などのため、昨年9月の議会で県が行っている道路ボランティアサポート事業や道路里親事業などを市でも検討するという答弁がありましたので、その進捗状況についてお伺いをいたします。

4番目として、市行政として市民生活を守るために、今後の安全な道路及びその維持管理についてのお考えをお伺いをいたします。

5番目として、現在、国が進めている多面的機能支払交付金や、茨城県の森林湖沼環境税の取り組みで身近なみどり整備推進事業というのがありますが、このような事業への政策誘導、あるいは類似の政策を当市で設計し、きれいなまちづくりに寄与できないかという提案的な意味合いの質問になります。

次に、防犯灯のLED化事業についてお伺いをいたします。

照明器具のLED化が進む中で、防犯灯についても、その要求、要望が出てきました。そんな中で、当市では、省エネルギーに対する包括的サービスを提供する一般社団法人ESCO推進協議会のESCO事業において、平成27年度いっぱいにかかるとのことでありますが、市内の防犯灯ほとんど全てがLED化されるということで、ありがたく感じております。

しかし、何人かの区長さんから相談がありました。防犯灯が何本か切れていて、今は夏だから心配していないんだけど、安食のあたりはいつごろ工事に入るのかなという質問です。

また、一方では、LEDにかえたって、道沿いの枝が払われないと照明の役に立たないんじゃないかと心配する話も寄せられました。

1番目として、行政区の防犯灯の維持管理上、どこの地域はいつごろになるかというような細部調整が必要かと考えますので、防犯灯のLED化事業の実施計画についてお伺いをいたします。

2番目として、約1億5000万円の経費で交換と10年間の維持管理まで行うとのことですが、防犯灯の設置場所隣接の土地所有者の木の管理や行政区住民の協力が得られないと、防犯の役に立たない照明も発生します。何か対応についての計画はあるのか、お伺いをいたします。

最後に、各行政区からの区長要望の取り扱いについてお伺いをいたします。

各行政区の区長さんには、地元の自治のかなめとして、まちづくりの日々先頭でご活躍のことと存じます。現在、約1万世帯超が各行政区に加入し、地域活動に取り組み、区長さんを通して地域での生活向上のため、地区内の要望や提案などがされています。まさに市民協働のまちづくりの中心として、ご尽力をいただいているところであります。

私の住む下大津地区や懇意な区長さん方から、私のところに区長要望の取り扱いについて疑問の声がありました。家の隣が区長だったときにU字溝のことを要望してあったはずだが、相談に行ったら受けてないと言われた。一昨年要望しているから、次年度以降予算要求するという話が返ってきているのだから、また出す必要はないだろうと。要望に対する答えがやるのかやらないのかよくわからないなど、耳にしてきました。4月に下大津地区の区長会総会で、要望して、やるという明確な答えがない場合、毎年要望したほうがいいですよと。さらに地域の総会資料にも要望箇所や内容を記載し、要望が通ったら何年何月完了というような記載をして、地区内の区長

さん方が、2年あるいは1年の任期となってしまうおいて、交代が早いわけです。引き継ぐことが必要ではないかというような話を私がいたしました。が、かわったばかりで以前の要望がどんなことだったかわからないというような区長さんもありましたので、地域自治のかなめである行政区長さんからの要望について、今回お伺いをさせていただきます。

1番目、行政区からの要望が毎年出てきますが、過去5年間の年次的な要望数とその実施数について、お伺いをいたします。

2番目として、年次別要望の管理などはどのようにされているのか。また、回答がわかりにくいと聞きますが、「次年度以降予算獲得に努めます」と回答した内容は、全て予算要求されているのか、お伺いをいたします。

3番目として、要望が通らなかった場合、毎年、個別に要望することが必要か。また、限られた財源でありますから市民協働によって、市民の協力を得て解決する仕組み、事業が必要と思われれますが、具体的な動きを伺います。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、道路の安全と維持管理につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、防犯灯LED化事業についての1番、実施計画についてでございますが、防犯灯LED化事業につきましては、安心・安全な地域づくりに向け、市議会並びに行政区のご理解をいただき、民間資金の活用により市内一斉に更新することで進めております。

本定例会初日に可決賜りました補正予算に基づきまして、事業者との契約を締結し、今後調査とあわせまして工事に着手をし、年度内に工事を完了する予定となっております。これらの事業につきましては、地域の事情に精通した地元電設事業者が工事を行うこととなっておりますので、円滑な工事の進捗により、一日も早い完成に努めてまいります。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、2番、調整の必要な防犯灯については総務部長から、3点目、区長要望等の取り扱いにつきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

来栖議員の1点目、1番、道路の安全のため、維持管理について基準はあるのかについて、お答えをいたします。

法令による維持管理業務の位置づけといたしましては、道路法第42条の規定がございます。

また、橋梁などの重要な道路施設につきましては、法令の改正がございまして、修繕を効果的に行うための点検が道路管理者の責務と明確化をされ、5年に一度の近接目視による点検が義務づけられてございます。

ご指摘の除草の刈り幅の件でございますけれども、市独自の考え方といたしまして、平坦部については、舗装構造及び路体を保護する保護路肩部について50センチメートル、のり面につきましては1メートルを基本に実施をしております。

2点目、道路及びのりなどの除草、張り出した枝の剪定などの予算についてお答えをいたします。

道路維持管理における除草は、雑草の繁茂による道路標識等の視距確保や道路交通の安全確保、通行車両からの視認性の確保、景観等、重要でございます。

市内幹線道路の除草業務委託でございますけれども、霞ヶ浦地区については、国道354で南北に分けて2工区、7万1300平方メートル、千代田地区につきましては、幹線道路、常磐自動車高速道路を2工区に分けて、3万7300平方メートルにつきまして年1回、7月から9月に実施をしております。

なお、通行量が多い通学道路、見通しの悪い交差点につきましては、除草作業委託前に職員により実施している箇所もございます。

道路除草等の維持管理に係る経費でございますけれども、平成26年度決算で答弁をさせていただきまして1995万8400円、また道路にはみ出た立ち木の枝、伐採委託費は11件、86万1040円となっております。

3点目、道路の里親事業を進めるとのことであったが、その進捗状況について、お答えをいたします。

道路の里親制度は、1年を通じ地域の有志団体等がボランティアで道路の除草、清掃に取り組んでいただき、市が活動を支援する制度でございますが、現在、活動団体の構成人員、活動延長、支援役割について調査研究中でございます。本制度は、地元住民の手によるきれいなまちづくり推進が図られ、年々増大する道路の維持管理費の削減につながるものと考えており、制度の創設に向けて引き続き研究してまいりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

4点目、市民生活を守るため、今後の安全な道路及びその維持管理についてお答えをいたします。

道路は、日常生活を支える上で重要な役割を担っており、維持管理に要する費用はますます増大することが予想されます。よって、幹線道路と生活道路について、その特性を考慮し、より効率的、計画的な維持管理に努め、日常のパトロールにおける道路施設の損傷を早期に発見し、補修工事を実施するなど、市民の安全・安心な交通環境を確保してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目、農地の維持に関する交付金事業や身近なみどり整備推進事業などを参考に、事業を計画しては、についてでございます。

議員ご指摘の多面的機能支払交付金の支援対象でございますが、農地のり面の草刈り、水路の泥揚げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動となっておりますが、道路法上の道路として認定

されているものは、対象外となってございます。

次に、身近なみどり整備推進事業でございますけれども、森林所有者等の提案型事業となっております。事業実施に当たっては、市と森林所有者等において10年間の森林の転用禁止などを定めた森林保全管理協定、いわゆる財産の活用制限が伴うものとなっております。

したがいまして、交通安全上、支障がある場合、これまでの答弁でも述べさせていただきましたとおり、適切な維持管理に努めるとともに、地域住民の皆様のご協力も必要であると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員のご質問、防犯灯LED化事業についてのうち、1番、防犯灯LED化に係る実施計画についてお答えをいたします。

防犯灯LED化に係る行政区の参加申請につきましては、6月に受け付けを開始いたしまして、防犯灯を所有する全行政区から申請をいただいております。

本事業は、LED製の防犯灯が主流となる中、行政区において負担となっている防犯灯の交換にかかる経費の削減が目的の1つであり、既にLED化してある防犯灯につきましては、事業の対象とはしておりません。そのことから、行政区におきましては、故障等により点灯しない防犯灯につきましては、本事業に先んじて区の負担でLED灯に交換をするか、本事業による交換を待つて区の負担が生じないようにするかを検討することにならうかと思っております。

先ほど、市長から答弁がありましたように、今般契約した内容では、市内の電設業者6社が工事に当たることとなりますが、およそ6,000灯の交換となりますので、工期内で最大6カ月の差異が生じることとなります。工期内完了に向けまして、効率的な施工を進めつつ、防犯機能の確保を考慮いたしまして、通学路や現在不点灯となっている個所をできる限り優先的に対応できるよう、調整をさせていただきたいと考えております。

次いで2点目、土地所有者の木の管理、また行政区住民の協力についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、現在設置をされております防犯灯の中には、立ち木の枝によって覆われている防犯灯も見られます。今回の事業の中では、器具の故障等については委託業者において対応することとなりますが、枝の除去等は含まれておりませんので、立ち木の所有者に対して適正な管理をいただくよう、周知に努めてまいりたいと思います。

また、今回の調査の中で、市か行政区か、その所有関係が明確になってまいりますので、市所有の防犯灯の適正管理に努めるとともに、行政区所有の防犯灯については、行政区でも対応をいただくようご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、市長公室の項目についての質問にお答えをいたします。

初めに、3点目、1番、行政区から提出をされた過去5年間の要望数とその実施数についてでございます。

要望数は重複する部分もありますので、延べ件数の中で申し上げさせていただきます。平成22年度が304件、23年度が315件、24年度が271件、平成25年度が283件、26年度が268件となっております。このうち、各担当課からの回答により、実施済みと判断した件数を申し上げますと、平成22年度で131件、23年度で156件、24年度では103件、25年度で159件、平成26年度が123件という件数でもございます。

次に、3点目、2番、年次ごとの要望の管理方法と要望への予算要求についてでございます。各要望の管理方法につきましては、年度ごとに受け付け順で要望の内容、回答内容、行政区名、担当課を明記した一覧表を作成し、管理に努めておりますので、それぞれの行政区からの問い合わせ等に対しては迅速に対応できるよう努めている状況でもございます。

また、回答内容につきましては、基本として各担当課からの回答の内容をそれぞれの行政区に回答しておりますので、ご質問の要望等に対する予算確保につきましては、各担当課のほうで対応しているというような状況となっております。

次に、3点目、3番、要望が実施可能とならなかった場合の対応と、市民協働により解決をする仕組み、事業についてでございますが、要望が実施可能とならなかった場合には、当該の要望書と市からの回答書の写しを添付し、再度、要望書の提出をいただいております。

議員のご提言のように、限られた財源の中、市民と協働で問題を解決していく仕組み、あるいは制度づくりの必要性は十分認識をしております。ご質問の中の新たな市民協働の体制づくりという点につきましては、今後、他の自治体を参考にしながら、合理的かつ有効的、安全性の高い手法の確立に向け、その方策を研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

まず、道路関係から再質問をさせていただきます。

道路法の42条の維持管理の法律にのっとって、市の道路の維持管理が進められていると、市では、特に維持管理の基準は設けていないというような内容だったかと思えます。

昨年9月に質問した折に、安全で安心な道路は、自動車、自転車、歩行者の通行帯が分離されて通行できるのが道路の形態としては理想なんだと。しかし、用地の取得や建物の補償など、地権者の合意や費用対効果などから、全てが理想にならない状況だというような答弁がありました。全くそのとおりだと思います。道路の見通しの確保というか、通行車両からの透視性の確保、景観などの面から、7月から9月にかけて、除草作業、約2000万円の仕事が行われている。また、立ち木の伐採などで約90万円ほど行っていただけたというようなご答弁の内容だったかと思うんですが、この業務委託によると思われませんが、どのような仕様、積算などによって、契約方法の内容、そういったことをお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

まず、積算根拠につきましては、茨城県土木部発行の積算基準及び標準歩掛に基づくものでございまして、路線ごとの除草面積、処分費用を計上してございます。

委託方法とのことではございますけれども、現地調査、作業管理等を特記仕様書に基づき一般競争入札にて実施をしております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

7月から9月に行われる年1回の道路沿線の除草作業、どのくらいの距離が行われているか、確認します。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、7月からという理由につきましては、春先からの繁茂が一段落し、幹がかたくなならない7月から実施をしている状況でございます。実施距離につきましては約113キロメートル、面積にいたしますと10万8600平方メートル、除草距離につきましては市道認定の約1割程度となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

そのほかに、日常のパトロールによって道路の見通しの確保、通行車両からの透視性の確保をするために、通学路や交差点などを職員で対処しているということになるかと思いますが、道路管理としては、路面、歩道、路肩、のり、排水など、市が管理すべき土地があっても、道路の維持管理について基準はないけれども、法にのっとって透視性を確保するという維持管理がされているというようなことになるかと思いますが。道路施設の後、パトロール等によって、道路の損傷を早期に発見し補修工事を実施し、市民の安全・安心な交通環境の確保をしているというような内容であると思うんですが、道路の安全走行、維持管理上は見通しの確保の観点から、今の対応でいいんだと思うんですが、しかし、市の管理すべき道路用地全ては管理されず、境ぐいが見えなくなったり、隣接の民有地所有者に対しても、どこまで管理が必要か不明確になり、景観が損なわれ、明るいというより暗いまちになっていくように思われます。

冒頭申し上げたように、隣接で荒らしておけないとする善良な市民が善意できれいにしていただけというのは大変ありがたいことなのですが、個人負担で市ののり面を頼んで整備しているというような事例を聞くと、大変、心苦しく感じております。道路用地全ての適正管理はしていただけないものか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

現在、先ほどご指摘がありましたように、交通安全上、支障のある範囲について実施をしていますが、道路維持管理に要する費用には限りがございます。除草の必要性が高い路線に的確に配分した事業を実施してございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

1年に200万円大体かかっているというような状況で、なかなか予算的に厳しいというふうには感じますが、これ、増額ができれば、例えば1年に1回でなくて2回であるとか、そういった対応も可能なかどうか、そういった点だけ確認をさせてください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

雑草の発生サイクルを考慮いたしますと、年2回実施することが理想とされてございます。ただ、国におきましても、公共事業の抑制や直轄道路の管理水準への批判を受けて、平成21年度より原則年1回というような基準が設定をされてございます。議員ご指摘のように、予算があればということでございますけれども、確かにそのとおり、予算があれば、その予算の範囲内でさらに面積をふやせるというふうには考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

予算の獲得に努めるというようなことになるのかなと思うんですが、自分負担で市なり県なりの用地ののり面を刈っているというようなことを聞きますと、大変やはり心苦しい点がありますので、できるだけ予算の獲得によって道路用地全てをきれいにできるような、そういう配慮をお願いできればなというふうに思います。

次に、道路の除草や安全管理などのために、県で行っている道路ボランティアサポート事業や道路里親事業などを調査研究中というような内容で答弁がありましたが、昨年9月のこの議会において、検討するというような内容であり、1年が経過してございます。ボランティア養成、市民みずからが行動する意味で、当市が強く進めようとしている市民との協働のまちづくりの先進事例になると期待をしていましたが、何か大きな問題があるのかと思われませんが、調査研究しなければならぬ内容が何なのか、教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先進地の実施要綱を調査をいたした結果について、まずご報告を申し上げます。

1件目といたしまして、構成する団体の人員でございますけれども、要綱の中では3名から5名、さらには10名というような内容がございました。

次に、2点目、活動実施回数でございます。年3回、さらには4回というような内容がございました。

続きまして、3点目、活動の延長につきましても、100メートルから1キロメートルというように幅がございます。

さらに、4点目、補助金の額につきましても、1つの団体に3万円から5万円という内容がございました。

次に、5点目、清掃道具、草刈り機械とかほうきとか、そういうものの支給なのか貸し出しなのかという点がございます。

さらに6点目、当然、保険に加入をいたしますので、保険の加入状況等の内容を検討した結果がございました。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

その辺が整理されればというようなことなのかと思うんですけれども、内容は承知しました。

次に、農地関連の交付金事業、道路には対象外と、身近なみどり整備推進事業は所有者からの提案事業で、森林を持っている方が10年間の転用禁止になるようなので、道路の維持管理には活用できないものであったと、そういうふうに先ほど説明があったかと思うんですが、私の質問は、農地の維持に関する交付金事業や身近なみどり整備推進事業などを参考に事業を計画してはどうかというような内容でしたので、再度お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

まず、市道において隣接する個人宅や山林等から道路に枝が張り出している事例が多く見受けられてございます。年に1回でございますけれども、広報紙に道路に張り出した樹木の伐採にご協力と題し掲載をしている状況もでございます。

また、議員ご指摘の事業を研究し、市として新規事業化を図れないかとのことでございますけれども、現時点において、ご指摘の先進事例は確認できておりませんので、今後とも調査のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

私の考えを申し上げます。

今、農地の多面的な維持のために、農業者みずからが、自分の土地、あぜや用排水路の除草管理、あるいは施設などの長寿命化を図るための維持管理をすることで、10アール当たり最大9,200円の交付金が受けられる事業があります。また、県の森林湖沼環境税による身近なみどり整備推進事業は、答弁にもあったように、制限はありますが、10割補助金で森林整備ができる事業となっております。2つの事業とも当市で取り組みがあります。私の提案は、みずからの土地の管理などに制限はありますが、必要に応じて、国県が事業を設計しているわけでございます。

1つは、当市においても、せめて通学路周辺の見通しの悪化している森林所有者等に対して事業を紹介し、道路、通学路の見通しの確保などに役立ててはどうかという政策誘導はできないかというものです。

もう一つは、これらの事業を参考に、市として新規事業化を図れないか。例えば、通学路の安全のため、交差点の見通しをよくする下草除草事業とか、スクールバスの運行ルートのため、枝払い事業など、政策として新規事業を計画できないかという提案でございます。

事業は、地域交通の安全や子どもたちの安全を目的に、市と行政区、土地所有者等で委託事業として設定することで、市民協働事業などにつながることも可能かと思っておりますので、強く要望をするものであります。要望でございます。

続いて、LED化事業について再質問をいたします。

事業の計画内容や時期などについて、全戸回覧などの計画はあるのか、あるいは広報等でも周知する準備があるのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたように、このほど契約のほうも完了いたしまして、いよいよ工事に

入ってまいります。工事に当たりましては、工事に従事する者のあかしとして、腕章等をつけた、そういう作業員が従事をいたします。そのような紹介も含め、これから3月までの間に工事が入るといようなご案内を各行政区宛てに発送する予定であります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

続いて、防犯灯として役に立てるために、立ち木の所有者に対し適正管理について周知に努めるということではありますが、今現在、どのようなことが計画されているのか、確認させてください。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

予定でございますが、ホームページ、区長会や、こういったものを利用させていただきまして、広く所有者に適正な管理をお願いするというようなことを予定しております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

加えて、LED化された後の防犯灯の管理計画など、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

今回、その調査の中で、各行政区の所有の防犯灯を確認をいただいております。その過程におきましては、行政区管理と思われていた防犯灯が市の管理のものであったり、逆に、市の管理と思われていたものが行政区の管理であったりと、これは行政区のほうの認識の問題でございますけれども、そういった点が共通理解が得られてきているというふうに考えております。

その上で、防犯灯の点灯していない、いわゆる不点灯の場合の連絡ですとか、議員がご指摘の立ち木の枝払いですとか、そういったものも協力をお願いをするというようなことを考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

総務部長から今ご答弁いただいて、真剣にお考えをいただいているというようなことで安心をいたしました。

行政区では、今後10年間、電球交換の手間や経費が削減されるということにつながるかと思

ます。切れた電球の連絡等、引き受けていただけるものと推察をします。できれば、防犯灯の照明が先々まで役に立つよう、立ち木の枝管理等、市民協働のまちづくりの観点から行政区にお願いできれば、さらに事業が有効に事業効果が高まるものと思います。

その辺のところ、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほど申し上げましたように、市と行政区の所有する防犯灯をそれぞれ適正に管理をするということは、原則になると思いますが、やはりその地域にお住まいの方々が不便に感じられる、そういうエリアというものもおおのずと確認をされ、共通理解が得られるというふうに期待しております。そういった若干ふだんの生活圏からはみ出した部分まで面倒見ていただければ、大変ありがたいと考えております。

この点につきましては、第2回定例会でお答えをしておりますけれども、現在、防犯灯の管理は、大枠としまして、行政区内の防犯灯については行政区の管理、行政区と行政区の間の住宅のないような道路については市が管理という形はとっておりますが、先ほど申し上げましたように、若干入り組んできている部分もございます。その上で、行政区のほうの生活圏もしくはもうちょっと広がった範囲、その不点灯の確認ですとか、あるいは所有者が地域の中で把握をできている場合の声かけですとか、さらに発展してその枝払いと、こういったことにもご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

そういうような地域活動として支援する制度を設けているような事例もあるようでございますので、そういったこともあわせて調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、区長要望関係について、再質問をさせていただきます。

先ほどの、約22年から26年まで、要望数、要望の実施数をお調べをいただいた内容、大変ありがとうございました。約4割から6割というようなことにならるかと思いますが、率直に広聴担当部局として、この割合というか数字をどう評価しているかお伺いさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

大変、行政区の要望につきましては、先ほど議員のお話のとおり、実施可能とすれば40%、60%というような状況にもなっております。先ほど来、冒頭の中でも、なかなかその予算の確保等ができない部分、あるいは難題があつてなかなか進まない点というところもあります。そういう中で、なるべくご期待に沿えるような形での予算というものは確保はされているというふうには感じておりますが、そうでない大きい要望等については、なかなか期間を有しながら先に送られているという状況でもございます。

そういうことがないような形では、広聴のほうでは受け付けはしておりますが、中にはそういう事例があるということも踏まえて、ご答弁を申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

2点目ですが、要望の管理についてです。迅速な管理に努められている様子です。要望受け付けから回答まで、どれくらい期間がかかっているか、お伺いをいたします。これまでの数値があれば、それで結構です。また、なければ、今年度の平均的な期間で結構です。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

各行政区からの要望につきましては、先ほど申し上げましたように、軽度な部分あるいは重要度、政策がかかわるといようなところもありまして、その身近な部分で申し上げますと、約20日ぐらいでの対応は可能となっております。また、期日を要する部分、例えば地域の行政区長の立ち会いが入るとか、いろいろそのほかにも調査が入るとかという部分につきましては、やっぱり最長3カ月ぐらいは要している要望もございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

ちょっと重なるような感じですが、以前は非常に遅い担当課があつて、市政への不満とか不信とかを招く結果になっていたということがありました。今年度で結構ですが、最長どれくらいの期間がかかっているか、わかる範囲で結構ですので、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、約3カ月ぐらいかかっているというものもございますので、あと、軽度の部分につきましては20日ぐらいの対応で済んでいるという要望事項もございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

次に、要望への回答は担当課の原文のままなので、内容は担当課からの対応になるというような内容でお話がありました。次年度以降の予算措置などについての回答があつたということをお聞きしていますが、広聴担当課として、区長要望、回答内容を把握できる立場にあると思いたすが、その辺のところ、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

要望に対する実施という、その後の進行管理というようなご質問かと思えます。その点につきましては、担当課のほうでそれぞれ実施した部分については一方通行的に調整をして、各担当課のほうで実施をするというような状況になっています。また、先ほど来、そこで要望がかなわなかった部分につきましては、再度、これは要望を受けるというようなことでもありまして、進行管理上は、担当課のほうで実施されたものについてはもう実施済みというような考えというか、そういった捉え方はしてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ちょっと聞き方がはっきりしなかったんですが、次年度以降、予算措置に努めますというような区長への回答が結構出ております。その内容は、担当部局として承知をしており、また市長公室というのは予算の担当課でもあろうかと思うんですが、予算のヒアリングなどの機会の中で、そういう次年度以降予算措置を講じると回答したものが予算要求されるかどうかというのは、把握できる対処が可能な範囲に市長公室がいると思うんですけれども、そういった配慮というか確認というかというのは、これまでされてきたのか、されてこなかったのか、確認をしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

予算措置、例えば次年度の事業の実施の中で、財政的なヒアリング等も実施をしている中ですが、例えば、区長からの要望で実施がされていなかった部分については、もちろん私のほうでも把握はしてございます。また、担当課の中でもそういう把握はしているものですから、そこは財政的なヒアリングの中で、それぞれでディスカッションはしているというふうには感じております。

また、ご指摘のそういう部分まで広い見方から総合的に判断をすべきでないかという部分については、これまではそういう対応はされていなかったかなという記憶がございまして、そういうことも踏まえまして、今年度のヒアリング等については、チェックをしながら緊急的にやる部分、あるいはもう少し先送りをしてもいい部分とか、いろいろその対応度というものを考えながら、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

わかりました。

要望が通らなかった場合、再度、前回要望の写しを添えて要望書の提出をお願いしているというふうにお聞きしました。回答の中身が、要望が通らなかったと判断がつく場合は、そのようになっていると思われませんが、次年度以降、予算の獲得に努めますという回答の場合、各区長の判

断もまちまちになってしまったと聞いております。要望行政区の皆さんの思いや区長さん方の立場に立って、丁寧な対応も必要かと考えます。区長会総会の折に説明したりとか、あるいは要望書の案内通知などで説明するか、再度、前回要望の写しを添えて要望書の提出をお願いしている、いわゆる、ことし要望したんだけど、通らなかつたとわかっている、前回の要望書を添えてまた要望したという区長さん方はわかっているのかもしれないですけども、全般的な中で、再要望の際はこうお願いしますというようなことは確認されているのかを知りたいということでございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、議員のご質問の中にも、毎年、行政区によっては区長さんがかわる部分、かわる区もありますし、また2年、3年と続く行政区等もあるかと思えます。そういう中で、双方がこの要望を確認をするという意味合いから、再度の要望事項を提出していただくということで事務が進められているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

要望になります。次年度あるいは次の年度に予算化されると信じて待っている行政区もあつたとの判断が適切と思われまふ。今後は、回答内容をチェックもしていただき、区長さんによってとり方が違ってくる、誤解を生まないような回答を担当者や要望に対する回答する担当課に指導の徹底をお願いしたいと存じます。できる、できないがはっきり伝わる内容での回答を要望をいたしたいと存じます。

最後になりますが、行政区長さんは、市民協働のまちづくりの最前線にあるという認識です。限られた財源の中で、市民協働で解決する仕組み、事業が必要と思ひますが、具体的な動きについて、再度お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど来、行政区あるいは行政区長さんの仕事というものが大変、多様にわたっているというの承知をさせていただきます。例えば、防犯あるいは防災、また環境美化等、各種のいろいろな事業活動をしていかななくてはならないということでもございます。そういう中で、住みなれた地域の中でいかにそこに定住をしていただく、また少子高齢社会、人口減少等が進む中では、ますますそういう市民ニーズの多様化というものが出てくるものというふうに感じております。

そういう中で、新たな市民協働の体制というものも踏まえまして、先進的な事例を考慮しながら、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

昨年の9月議会、11月議会の一般質問、そして3月議会で、施政方針に対する質問の中で、市民協働のまちづくりを進めるため、具体的な仕組みをつくることについて、小美玉市の例や行方市や常陸太田市の例など報告しながら、要望を3度してきたわけです。3月の坪井市長の施政方針への質問の際、1つは、市民協働の予算は組んでいないが、市長公室内に直接担当制を設けたので、市民協働のまちづくりに向けた推進体制を図っていくよと、もう一つは、市内のいろいろな活動団体があり、おのおの分野の中で活動されている推進協議会のようなものを一本化し、情報交換、共有することも視野に入れていくというような内容のご答弁をいただきましたので、今から検討するというような内容はちょっと聞きにくいので、具体的にどのような動きをしていくのか、確認をさせていただきたいと思います。

これは、市の総合計画の中で重点に挙げられている内容でもあり、主体的、具体的な動き、そして、坪井市長が力を入れていることで、私もそういう思い入れが強い分野なので、調べ尽くして、当市のおくれている分野を押し上げたいというような考えでいるわけです。住民一人一人が主役のまちづくりが基本になりますが、市と住民が対等の関係で協力し合ってまちをつくっていくのが協働事業というふうに思います。何とか進捗を見たいという強い思いがありますので、再度ご答弁を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えいたします。

昨年、そういう協議会らしきというか、推進協議会をつくってまいりたいというような答弁を申し上げました。そういう中で、やはり市民協働を進めていくに当たって、例えば大きな枠の中で小学校区単位のコミュニティ活動推進をするのか、あるいは中学校単位でいくのか、もうちょっと狭めて行政区単位でコミュニティ活動推進していくかというような幾つかの方策があるかと思えます。その辺を検討課題といたしまして、いかに推進協議会を含めた中で、そういう体制がつかれるかという点を研究してまいりたいというふうには考えております。

担当のほうでは、少しずつそういう方策へ向かって、視察研修というか、先進地の視察等も考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私、近くでは、小美玉市が非常にすぐれた実践活動を、合併後、地域振興課というのをつくって、非常にすぐれた活動をしていることを知っております。4つぐらいの条例、規則をつくった上でですが、種類を3つの分類に、行政区、自治会などのまちづくりの類型とテーマ型のまちづくりの類型、文化、スポーツあるいは福祉などの団体の類型、あと、学区のまちづくり組織とい

うことで、小学校区単位にまちづくりのそういう新しい団体をつくって行って、まちづくり組織連絡会というのをまとめた組織をつくり上げていまして、そこで活動報告会なり人材育成のための未来塾みたいなものを毎年やってございます。あと、団体の連絡用、ネットで連絡をとれるような、そういう仕組みをつくったり、活動センターみたいなことも検討されているかと思います。

私どものかすみがうら市に当てはめると、非常に似通っているというか、そういう状況があります。人材育成も、いわゆるふるさと創生の関連から、今後、地域の担い手づくりをつくっていくために、かすみがうら市の未来塾のようなもので人材を育成する必要性も当然あるかと思えます。

あと、やはり他の地域からここに住んでもらおうとするのには、ここの地域で住んでいる人がやっぱりここはこういう点がいいよとか、みんなで協力し合って生きているところがいいよ、助け合って生きているところがいいよと、そういった誇りというか思いというか、そういうものがあるって、PRができて、新しい人を迎え入れられるようなことにつながるのかなと思うんです。かすみがうら市には、文化、スポーツの団体もたくさんありますし、行政区でいろいろと活動、運動をしている、お骨折りいただいている組織も多数あります。また、霞ヶ浦地区、今、千代田地区にもつくっている。旧村ごとに、霞ヶ浦地区には公民館の活動でコミュニティづくりというようなことをやっている原版というか、今までの組織があります。そういったものをフルに生かして、まちづくりがされる、活動拠点を考えますと、廃校が幾つか出てくるんです。

今回も議会の中で話が出てきましたが、そういった廃校活用活動センターとしてそういう団体の事務所というか、頑張れるスペースにしたり会議室にしたり、市民協働事業を進めるいろいろな諸道具の貸し付け場所、置き場所なんかに活用ができるというような背景にあるかと思えますので、何とか、いろいろと全国の事例を私も調べてはいるんですが、一番近くにいい事例があるというようなことで感じております。予算などができる範囲からということで、小美玉を全面的にまねて調査に入って、来年度からそういった仕組みを運営できる、まちで主導して人材を生かしていくというような取り組みをぜひとも希望したいというふうに思っております。

いろいろ、きょう、道路のことや道路の除草の問題や防犯灯の小枝の問題、あるいはそういう問題を通じて、やはり住民みずからがまちづくりに汗をかくんだという、そういう仕組みがやっぱりできることで活気が生まれてくるんじゃないかなと、私は思っています。また、集落内も空き家がどんどんふえていたり、高齢化が進んで、なかなか集落抜けるよというような、つき合いができないから抜けるよなんていうのが今の現実なんですけれども、そういう助け合いというものを地域に再構築していく意味でも、地域のつながり、連携、連帯を強めていくような取り組みとしても大事だと考えております。

私の思いばかり述べましたが、いろいろなきょうのやりとりの中で、坪井市長の所感というかお考えを最後にお聞きをして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま、来栖議員のほうから環境とか道路とか、それから市民協働とか、そういった立場で大変具体的なお提言も含めましてご質問もいただいて、また心強く感じたところでございます。

そういう中で、例えば、市民協働、私もこの時代、大変大事な施策の1つだということで所信にも述べさせていただきましたし、常日ごろ、そういった気持ちで取り組んでいるところであります。

市民協働という組織はなくても、実は、例えば防犯とか防災とか交通安全とか自治とか、それから環境整備とか、いろんな方々がやっているわけでありまして、例えば、私自身も地元の集落に帰りますと、自分の農地の周辺はもちろんでありますけれども、共有した地元の道路、それから共有した土手、そういったものについては必ず年2回は全員で草刈りをやっていますし、小枝払い等もやっています。そういったことを通しまして、地元の環境づくりをしているわけでありまして、そういった考え方を広く市民の皆様方にご理解いただいて、いろんなところで市を支えていくという環境はつくっていきたいと思っています。

まずは、自分たちの地域、よい地域にできるかできないかというのは、1つは今の来栖議員がおっしゃいましたように、自分の地域に誇りを持つことだと私は思います。それぞれいい条件、悪い条件ありますけれども、そういった中で、自分たちのよいところを前向きに見て、そして自分に誇りを持って頑張る。これは一家も同じだと思います。それぞれ経済的に豊かな家、貧しい家ありますけれども、そういう気持ちがあったとき初めて幸せになるわけでありまして、そういったまちづくりをつくっていくことは、この市政の原点だというふうに考えておりまして、これからはひとつそういった考え方の中で進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

以上で、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番、来栖丈治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時39分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

皆様、お疲れさまでございます。

一般質問、私が最後でございます。どうかおつき合いのほど、よろしくお願い申し上げます。
平成27年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目の大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画リプレースについて伺います。
リプレースというのは再配置、焼き直しなどと解釈いただければ結構かと存じます。

第1点目の第1項目、おおつ野の大型総合病院の来年開業が迫り、当市はそれによる需要をハード面、ソフト面でどのように計画されているのか伺います。

第1点目の第2項目、凍結された合併特例債事業第1号のリプレース需要が大型総合病院の移転により発生しています。石岡市の協力なしに有効な東西アクセスはあり得ないと考えられます。また、総合計画へのリプレースについては、財政健全化の根拠を示さなければなりません。そして、計画をリプレースする場合、20億円とされた当初の事業計画が、今般においてどのように財源と償還を組み立てられるのか、これらを伺います。

次いで、第2点目の子どもの教育に資する教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化について伺います。

第2点の第1項目、団塊ジュニアの就学期の需要をピークに、社会変化、多様化でふえ続けてきた事務、予算経費に対し、今般の教育委員会組織改革、計画等を機に、時限を設ける、定数を管理する等の圧縮、抑制策で、新たな教育需要や課題に万全な体制で臨むシフトを対策すべきと考えますが、いかがお考えか伺います。

第2点、第2項目、特に、当市においては予算配分の大きい社会教育関連事業の運用経費につきましては、当市の人口規模増減の中で、新たな世代の市民参画としても今後保持することに、他市と比較して十分な費用対効果を得られると考えるのか、お伺いいたします。

さらに、高齢や貧困対策による福祉予算、事務の重複を調整できる規律がなされているのか、伺います。

第2点目、第3項目、今般の学校統廃合や学校整備起債の据え置き期間の終了を機に、給食費や生活指導等の教員負担や予算管理の事務を教育委員会学校教育課へよりシフトさせ、各市内小学校の事務等の合理化を図り、教員には科目、部活の教育、児童生徒間の融和に、より専念できる環境を目指すことが小中一貫教育制度相当の取り組みと考えますが、執行部のお考えをお尋ねいたします。

最後に、次いで第3点目、歩崎公園かすみがうら市交流センター直売所計画を誰のために救えるのかについて伺います。

当初、整備計画から努力の心も感じ得ない、建物だけを整備することが事業であったかのような現状に、この足かせとなってしまった交流センターを誰のために救えるのか、伺います。また、入居募集の成り行きを見て、消極的な処分を判断することもあり得るのか、伺います。

施設募集のイメージをよくするために、どのような募集計画、予算措置を今後行っていくのか伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、大型総合病院移転に係る需要対策と跨線橋計画についての1番、大型総合病院の開業とその需要への対応計画につきましてお答えをいたします。

市民の中核的医療機関であります土浦協同病院が土浦市おおつ野地区に間もなく移転することになり、市民の通院等考えますと、本市にとりましては大変便利になるほか、地域活性化も期待できるものでありまして、大変喜ばしいものと認識をいたしております。

これに伴う需要への対応であります。ハード面では、現在、神立周辺地域からのアクセス道路につきまして近隣の土浦市、石岡市、小美玉市と4市で地域再生計画を策定をし、道整備交付金による広域的な道路整備を行っているところでございます。

また、ソフト面につきましては、霞ヶ浦広域バスの路線変更を関係市の土浦市、行方市とともに準備しているところでございます。そのほか、本市の健康づくりの推進を踏まえた協定を本年7月に茨城県厚生連と締結をいたしまして、年内には医師の派遣を受け、市民公開講座の開催、市民の健康づくり等について直接かかわりを持つ保健師を対象とした研修会の開催を計画をしているところであります。

次に、1点目、2番、跨線橋計画につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、土浦協同病院の移転によりまして、跨線橋の構想に賛同いただける環境がうかがえます。合併当初、合併特例債事業第1号としての事業計画がございましたが、東京オリンピックを控え、労務単価や建設資材などの高騰を踏まえますと、事業費は当初の想定した額よりふえることも予想されます。また、先ほど述べましたように、道整備交付金による道路整備の効果を考慮する必要があり、跨線橋の位置に関しましても十分な検討が必要であることから、事業費についても改めて見直しになるかと思っております。そういった検討の中では、石岡市との協議も必要になるかと思っておりますので、現在、策定中でありまして総合計画におけます将来構想への反映などを検討してまいりたいと考えています。

次の2点目、教育現場の事務軽減と教育委員会予算の合理化についての1番、教育委員会における新たな教育需要や課題に臨む対策について、及び2番、社会教育関連事業の費用対効果については教育部長から、3番、教育委員会予算の合理化については教育長から、3点目、歩崎公園の市交流センターについては環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

古橋議員さんの質問、2番目、3番、今般の学校統合や学校整備起債の据え置き期間の終了を機に、給食費や生活指導等の教員負担や予算管理の事務を教育委員会学校教育課へよりシフトさせ、各市内学校の事務等の合理化を図り、教員には科目、部活の教育、児童生徒間の融和により専念できる環境を目指すことが小中一貫教育制度相当の取り組みと考えられるのか何うとのご質

問にお答えいたします。

現在の教員の事務につきましては、子どもを取り巻く状況が多様化、複雑化し、また、新しい教育制度等への対応などにより、学校で取り組む事務が増加し、教員が児童生徒と向き合う時間が十分に確保できないなどの課題が指摘されているところです。このようなことから、学校の統合に当たっては、霞ヶ浦中学校の統合を契機に、各中学校へ公務員を配置するなどして改善を図っているところでございます。

また、学校事務につきましては、学校の事務の効率化の具体的改善方策として、複数校が連携して事務処理を行う事務の共同実施が推進されておりまして、本市においても、現在、実施に向け準備を進めているところであります。事務の共同実施により、事務職員の事務処理の効率化が図られることに伴い、教員が行っている事務処理の負担軽減につながるものと期待しているところですが、教育委員会の学校教育課へ学校事務を集約していくことも学校事務の合理化を進める上では一つの手段であり、対応できるものは対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、古橋議員の2点目、1番、教育委員会における新たな教育需要や課題に臨む対策に関するご質問にお答えします。

まず初めに、本市における児童生徒総数のピークでございますが、小学生が3,985人、中学生2,084人、合わせて6,069人でありました昭和61年でございました。その後は減少を続けまして、平成26年度では、3,474人という大幅な減少状況でございます。

また、予算面で見ますと、教育振興費は児童生徒数ピーク時の昭和61年度の決算額、およそ7100万円、児童生徒1人当たりには換算しますと1万1800円程度、一般会計に占める割合は0.84%でございました。昨年、平成26年度の教育振興費の決算額はおよそ7400万円で、児童生徒1人当たり2万1300円、一般会計に占める割合は0.46%であります。昭和61年度と比較しますと、教育振興費総額では300万円の増、1人当たりでも9,500円増となっておりますが、一般会計に占める割合では0.38ポイントの減ということでございます。これは言いかえますと、児童生徒1人当たりの額は増額にはなっておりますが、一般会計に占める割合は減少していると、そういう状況でございます。

このような中、本年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置や教育行政の大綱の策定が義務づけられるなど、教育行政に関する環境が大きく変化をしております。

本市におきましても、7月に第1回の総合教育会議を開催し、大綱の策定方法について協議を行い、今年度と来年度にかけ、教育振興基本計画と並行して大綱策定を進めることといたしました。この策定に当たりましては、国や県の教育振興基本方針などを参酌するとともに、これまでの教育課題を整理しまして、抑制できるものはできるだけ抑制するなどとして、学力向上に資す

る具体的な対策など、これからの子どもたちの成長に求められる有効な施策を構築していきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目、2番、社会教育関連事業経費が十分な費用対効果を得られているのか、さらに、福祉予算との重複、調査はとのお尋ねにお答えをいたします。

事業を所管します生涯学習課では、昨年度、慣例的、継続的に行っている事業の再検証、再構築に取り組みまして、今年度から市民協働あるいは健康寿命の延伸など、それぞれの目的や対象者を明確にした事業展開をしております。

その中でも重点施策の1つとしまして、常々、古橋議員からご指摘をいただいておりますところの「地域の宝である子どもたちの心身健全育成や学力の向上」、また、かすみがうら市の将来を担う若者向けの「地域の担い手発掘と育成」事業についても積極的に取り組んでみました。その幾つかをご紹介します。

子ども向けの事業といたしまして、今年度から県内市町村では初めて取り組む「かすみがうら市子ども大学」がございます。これは、市内小学校の高学年を対象としまして、大学教授クラスのさまざまな分野の専門家を講師に招きまして、未知の新しい世界を学ぶというもので、多様な知識との出会いを通してみずから学ぶ学問の楽しさ、知的好奇心を充足する喜びを感じてもらいたいと考えて実施をするものでございます。この事業が子どもたちの未来や可能性を広げる一助になることを期待しております。

これまでではスポーツやレクリエーション、文化、歴史、芸術活動などのいわゆる遊び的体験の中から楽しさ等を感じてもらおうというような青少年健全育成を目指すというような事業が多くございましたが、今回のように、学びを前面に出した事業は珍しいケースでもございましたので、参加希望者の心配をしておりましたが、参加者からは大変好評をいただきまして、8月29日で前期講座4回が終了しましたことから、11月からは後期の講座を実施するよう予定をしております。

また、若者向けの事業といたしまして、「大人大学」の中で、20代、30代をターゲットとした講座、「男子力・女子力アップ講座」を実施しております。ファッションやイメージアップ術、エクササイズなど、現在、若い方の興味ある内容の講座という形をとっておりますが、これはあくまでもきっかけづくりでありまして、そのサークル化や地域の担い手の発掘、育成ということを目標にしております。

そのほかにも地域の担い手育成対策としまして、平成22年度から休止状態となっております「高校生会」の復活、成人式実行委員会活動の拡充などにも取り組んでおります。これらは募集段階では大変苦勞する分野ではございますが、市として取り組むべき課題と捉えまして、積極的に推進してまいります。

ご承知のとおり、子ども向け、若者向けの事業につきましては、結果がすぐ出るというものではございませんので、費用対効果という部分になると数字であらわすのが大変難しい部分ではありますが、一つずつ着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、高齢・貧困対策に係る教育予算と福祉予算及び事務の重複の調整がなされているのかというご質問がございました。それぞれの目的が違うため、直接重複しているものはないというふうに考えてはおります。しかしながら、お互いの事業を掌握し切れていない部分もございまして、さらに連携をとるなどして、もし重複しているものがあれば調整をしていきたいというふ

うに思います。具体的には、今年度から取り組みます「総合教育会議」、こちらは市長と教育委員で構成する会議でございますが、この会議がそのような役割を担えるのではないかとというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、歩崎公園の市交流センターについてお答えいたします。

ご質問の交流センターについては、観光産業の振興のため、歩崎公園自由広場内に建設したもので、平成27年3月17日に竣工しております。施設概要については、設置場所は坂4784番地先で、構造は鉄骨造り2階建て、延べ床面積は600.11平米となっております。1階は面積が345.11平方メートルで、直売所となっており、調理実習室もあり、2階は面積が255平米で食堂となっております。

交流センターオープンに向けては、平成27年3月25日から5月20日の期間、広報誌及びホームページ等で食堂及び直売所の運営出展者を募集いたしましたが、残念ながら応募者がございませんでした。その結果を踏まえ、内部協議をし、同じ内容で平成27年6月16日から7月31日の期間、再度募集をいたしましたが、残念ながら2回目でも応募者がございませんでした。その間、地元の団体等と協議をさせていただきましたが、やはり応募には至りませんでした。

これらを踏まえ、庁内で今後の方針について協議した結果、新たに企画運営等にすぐれた方を募集していきたいと考えております。

また、今後の計画といたしましては、観光協会への委託といたしまして、9月から月1回程度歩崎公園周辺で開催されるイベントに合わせ、交流センター内におきまして、地元の関係団体にお声がけをして地場産業産品等の販売を行い、PRに努めたいと考えており、その費用として、今回、補正予算で観光協会補助金の増額を計上させていただいております。

今後いろいろな試行をしながら最善策を模索し、観光の発展につなげていきたいと考えていますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

また、計画しているイベントにつきましては、9月には既存の観光帆引き船等がありますので、そこで新交流センターのイベントをあわせてやりたいと思います。また、10月10日にはエンデューロが計画されておりますので、これにあわせて行いたいと思っております。また、11月になりますけれども、新しい試みですけれども、サイクルイベント、またはワカサギが釣れるようであればワカサギ釣りの大会等も考えております。また、12月においては、観光帆引き船のライトアップ操業等がありますので、それらにあわせてイベントを開催したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、第1回目のご答弁いただきましてありがとうございました。

2回目の再質問をさせていただきます。

まず、跨線橋計画ということに関して、市長からご答弁ありましたが、明快な取り組むという意識には私には聞こえなかった、検討するというような前向きな方向というふうにご答弁いただいたと私は解釈いたしました。

その関連でお尋ねします。今後、来春から協同病院が移転して、これまで真鍋地区の古い協同病院の場所には救急車が、国道6号、国体道路あたりをいわばライフラインとして救急搬送されていたということかと思えます。それが今度、新たなおおつ野になるわけでございますが、これは当市だけの問題ではなく、土浦市も協同病院の開業には全然、道路整備が追いついておりません。県道の整備も追いついておりません。当市の持ち分であります市道におきましては、今、市長からの答弁で、まだ跨線橋事業ということだけに答弁をいただいております、私は若干不安がよぎったものですから、まず消防長にお尋ねしたいんですが、今度、協同病院が移転したら、特に逆西地区、夕方に救急搬送の必要性が起きた。その際に、踏切も上下線が両方、遮断機がおりて通行するようなタイミング、そしてさらには各工業団地からの夕方になれば、お帰りになる車で混雑する通勤通学で大変渋滞をご承知のとおり起きている地区であります。そういった中で、逆西地区のイメージとしては、中央出張所あたりで救急車の必要性が出た。そこから、さておおつ野まで、協同病院まで搬送するというときに、どのようなルートで救急車はお通りになると、サイレンを鳴らしながら走っていくのか、具体的にはどこと確定はできないと思えますけれども、どのあたりのイメージで救急車がサイレンを鳴らしながら走るのか、ご答弁をいただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

お答えいたします。

ただいまの質問のコースにつきましては、例えばということで中央出張所の場合には、そのまま工業団地を抜けて、中貫から日立建機に抜ける跨線橋をメイン道路として通過すると思えます。以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

消防長から簡明なご答弁いただきましたけれども、なかなかそうはいったって、渋滞していれば救急車はなかなか走れない。幅員もさっとよけられないような道路もあるわけでございます。

そういう中で、市長の答弁は、かつての跨線橋事業、スポット的に取り組むようなご答弁でありましたが、私としては、かねがねご承知のとおり申している千代田大橋から道整備交付金でできる第二千代田南団地あたりまでのラインをどのようにアクセス道路として事業計画していくかという点かと思えますけれども、市長、跨線橋に取り組むというよりも、その東西アクセスとして千代田大橋の先の2784をさらにまっすぐ延伸して、当初の事業計画として跨線橋は角来地区あたりから常磐線の上を通るといった形がありました。そのようなイメージで再度取り組むというご

答弁はいただけないものでしょうか。お尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたしたいと思います。

まず1つは、ご提案のように協同病院の開業に伴いまして、神立、逆西、あの周辺の渋滞は1つの課題になってくると思います。

もう一つは、もともと、かすみがうら市というのは、南北といいますか、6号線とか常磐道とか、それから354とかという線は強いんですが、横軸線が弱い面がございました。そういう中で、今ご提案というかお話がありましたように、この役所の脇を通過して大橋を渡って大原から角来という線、抜くルートとしては非常に石岡市とも関係するわけではありますが、計画としては非常に大事な線になってくるかなと私も考えています。そういう中で、予算の関係もございまして、さまざまな角度から検証して、具体的に予算のこと、それから石岡市との協議等も含めていろいろ検討してみたいというふうには考えてはいます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

検討するというところで、私としては、ここではっきり取り組むと声高らかに宣言していただきたいものですが、今ご答弁ありましたとおり、石岡市の行政界を通り抜けなければ、ライフライン相応の道幅、そして効率的に短時間でライフラインを維持するという道路としては、石岡の協力なしに得られないんですが、石岡市さんとはかつての宮嶋前市長のときからいろいろ、石岡斎場の問題であったり、高倉の橋であったり、いろいろ坪井市長から宮嶋市長にかわったときに計画を事業を変更された経過もあって、私もはたから感じる形としては、余りいい関係ではなくなってしまった期間があるのかなと思う次第です。

ただ、宮嶋前市長に、私、この議会の中でその関連の質問として、千代田大橋からの延伸を申し上げたことが、質問させていただいたことがございました。まだ、当時は協同病院の移転も決定しておりません。そういった中でも、宮嶋市長は、私の質問に一定のご理解をいただきまして、当時、副市長でありました石川さんに命じて、石岡と相談していきたいというご答弁をいただきました。その石川副市長も茨城県の職員の方ですから、土木部のご経歴もありまして、その土木部のネットワークも用いて努めたいというご答弁までもいただいたと記憶しております。

私は、その後の取り組みが私の耳には入ってきたことはありませんが、でき得るならば、実務協議はある程度、そこまで答弁いただいたのですから、何回かあったのかなというふうに思う次第なんですが、そのあたりの実績はいかがでございましょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

これまでの取り組みはどうだったのかというところではございますが、具体的には、進展していなかったという評価だろうと思いますが、予定としては、今月、議会中になります。若干事前

の事前打ち合わせを予定をしておりますので、それによって進め方が決まってくるかなというふうに理解をしているところでございます。

ほかの内容については、先ほど市長が明言したとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

宮嶋さんも私に答弁いただいた、石川前副市長もご答弁いただいたんですが、私の期待には応えていただけなかったというようなご答弁かと解釈します。

千代田大橋から2784号線の延伸につきましては、その当時の千代田町として開通した折に、議会に限らず、その周辺の土地の利用に関して、さらには、その道をさらに延伸する意見もいろいろあったかと思うんですが、農免道と2784がぶつかる先、そこを走れば、誰しものがここはいつ延伸するんだろうというような構造の状態であろうかと思うんですが、当時の千代田町のときに、さらには合併後でも結構でございます、その道路の延伸について、もちろん距離があれば石岡市もかかわってくる話なんです、その延伸について、どのような実務協議等が行われたのか、実績があればご説明をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

担当レベルの協議でございますけれども、昨年度、石岡市と協議を進めてございます協議会が今現在、休止をしている状況でございますので、担当レベルとして、まずその協議会を再開させようという話とあわせまして、前市長の指示がありましたので、石岡市に延伸の話を持ちかけました。その中で、石岡市のほうからは、また別なルートが出てきましたので、最終的には協議会を再開をして、その場で正式な議題に乗せたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

本来は、当時の町長もいろいろ消極的な批判も浴びながら、やはりあの千代田大橋に大金をかけたという批判がもっと実用的な部分として、私は、もっと延伸の話が鈴木三男町長、鈴木初代かすみがうら市長の中であってもしろしいのかなと思った次第ですが、今のご説明ですと、なかったように解釈するんですが、当時、土木部長であった横瀬副市長にそのあたり、さらにご答弁いただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたしますが、たしか事業そのものは平成7年にスタートをしまして、補

助採択となったのが9年、完成が14年でございます。その間、町道のこの区間は大体約1キロぐらいたったと思いますが、その段階では延伸の問題について、るるご質問を議会筋の皆様からもたくさんいただいております。その段階では、明確な延伸はございませんというふうに答えてきた記憶を持っておりまして、当時の町長さんもそのように考えていたことがございました。その後、多分、合併後において、記録を見ますと、平成18年か19年ごろ、やはり各議員さんから必要性が上がっているというところでございます。

それ以前、17年の合併のときは既にやろうではないかと、いわゆる2町の和をつくるという意味で、両地域を完全にフラットにつなぐという意味の構想が出て、合併特例債事業に乗せたという経過がございますけれども、それがその後18年、19年にかなり強い姿勢でご質問をいただいたことは記憶しておりますし、それらについては検討をというスタイルだったというふうに思っております。その後は当然、ご存じのとおり、削除されているわけでございます、立ち消えになったと。

今回は、また議員の皆様のご公約を見ますと、何人かからそういう声が挙がっておりまして、そしてさらに病院という性格上、かなり地域に影響を与える大型のものが完成間近ということもあって、さらに高まっているという指摘のとおりだというふうに、経過的にはそういうことだと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

やはり角来地区まで延伸するというのは、今の財政状況、さらには福祉費の増大、まちづくりとしても経済立て直して、人口の減少の歯どめするという事業が国として最優先されています。しかしながら、この石岡市をまたいで土浦市までつなぐという道路の意義は、当市だけの責任ではなく、茨城県以上の上級庁で本来ならば取り組むべきと考えるところなんです、やはり一番に手を挙げるのは、当市の坪井市長が手を挙げて取り組みたいと、先頭切ってやらなければ、そういう意思表示をしなければ、県も国も振り向いてくれないと思いますが、そういう想定をされても、跨線橋のみのリプレースで検討したいということなんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

内容的なお話として、やはりこれだけの大きい事業でございますので、そしてまた、これまで学校初め、たくさんの事業をやってきている、そういうところから判断し、決算から見れば、財政状態は悪くはないわけでございますが、ただ、余りにも大きい、例えば20億円だったものがどのくらいに膨らむかもちょっとわからないというような状況がございますので、それらについての整備手法、整備手段、これらについては関係者とともに、関係者といいますのは各自治体、ほかの自治体とも協議しながら、どうするべきかというのがステージに上ってくると思います。

市長自身も単独でこれを推し進める、まさしくリプレース、単純に合併特例債使用の1号に復活させるというだけで対応を考えているものではないというふうに、常日ごろから言われており

ますので、そういうことをご理解をいただきまして、そしてさらに、先ほどありましたように、総合計画へも乗せていこうという意向のようでございますので、そういう点をご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

石岡市さんと関係を大変危惧するところでもありますけれども、市長としては、見解としては石岡市さんとの相談、道路行政に限らないと思いますけれども、良好なんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

石岡の今泉市長とは私は非常にいい関係だと思っています。常に隣でいろいろ広域行政も進めていますし、私的な意味でも交流しています。全く個人的な話でありますけれども、今度のお祭りにもご招待いただいて、交流するということになっています。そんなことで、積極的に話していきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

執行部の東西アクセス、新たな総合病院までのアクセス道路について取り組みたいという思いは十分、私は実行していただけるものとして解釈いたします。

ただし、本来ならば、時期的には前市長の任期のときから取り組んでもおかしくない課題であったと私は思う次第でございます。来春にまで迫って、こういう話をしているのは、本来は遅いんです。市民の生命を守るために、本来はもっと、あれだけの3.11の事件がありながら、なぜそういう協議が至らなかったのか、不思議なぐらいだと思います。

私は特に、東西アクセスという部分で、跨線橋だけではなく必要だと訴えているのは、特にご承知のとおり、国道6号から北側の地区、それが今度、神立を通っていかなければならない、特に夕方は、もう当市の上稲吉の清水地区も渋滞しております。工業団地の中、矢口議員の竜商事の前からショッピングセンターまでも渋滞している。そういう中で、1分1秒でも早く救急センターに運ぶという、この生命線を守るために、私は一刻も早く取り組まなければならないということで申し上げるんですが、その話にもう一点、課題があるかと思います。

それは総合計画です。総合計画の策定というのは、通常であれば2年ぐらいは実質かかってしまうような状況でありますけれども、2年たったら、もう坪井市長の任期もあと、任期というのは4年の任期ですよ、もう残りわずかということで、非常に意思決定としても、次なる選挙の時期にかかろうかと思っています。そうこうしているうちに、もしやまた首長の考えが変わるようなことがあったら、非常に事業としてはロスなわけがあります。

だから、私は先般の総合計画策定に係る議案の中でも質問させていただいたとおり、筋道をしっかり固めていくということでご提案申し上げたんですが、この跨線橋、さらには東西アクセスというのは、総合計画でしっかり固めなければ協議は進まないものなのではないでしょうか、お尋ねいた

します。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、企画サイドからのご答弁を申し上げます。

現在、もう策定は始まってございます。現在、アンケート調査、さらには次年度に基本構想という作業に入ってきます。先ほど、市長からの基本構想の中でのということでもありますので、その中で反映ができればというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

今のご答弁ですと、もちろん総合計画には組み込みますが、並行して取り組んで協議を進めるということ解釈してよろしいでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、市長からも反映ということでもありますので、並行した形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

では、一刻も早くしっかりとした東西のライフライン、さらには市長の先ほどのご答弁にありましたかすみがうら市の行政境の地の利においては、やはり東西の軸となる幹線道路が必要だというご答弁もありましたので、経済活性のためにも、ぜひ一日も早い実現に向けて努力をさせていただきたいと思う次第でございます。

やはり地方創生という今取り組む中では、何と言っても、人口をふやすためにも経済活性の基盤整備として、私は必要と考える道路であります。既存の工業団地、下稲吉、逆西工業団地や穴倉の工業団地の事業者にとっても輸送路として、通勤としても非常に効率が上がる。さらには加茂の工業団地におきましても効率が上がるということで、市内のGDPにも拍車がかかると私は期待したいところであります。

さらには、市内の事業がもうかれれば、市内の子どもたちも地元で働いてみたいという、そういう夢を持った地域になろうかと思えます。ぜひ一日も早い実現を心からご期待申し上げまして、1点目の東西アクセス道、跨線橋に関する質問を終えまして、次の2点目の子どもの教育に関して再質問をさせていただきます。

大山教育長から、取り組むという思い、子どもたちへの思い、そしていわば答弁としては、私としては割合は思いのほうが多くて、実際の理論的、技術的部分はまだまだこれから協議が必要だというようなところではありますが、やはり先般の、昨日の質問にもありましたが、岩手県の

いじめの問題であります。私は、この敗因は、教員が事務に追われて子どものサインをスルーしてしまったという実態があるかと思えます。

やはり学校の先生は科目の学習の仕事に専念し、そして子どもたちの融和をしっかりと見守る、この基本に専念できるように、事務は、皆さん事務吏員がプロとして受け持つ、でき得る限り受け持つ。そういうことが私は理想であろう。理想ではなく、やはりこれから取り組まなければならない課題である、そう思う次第であります。岩手県に限らず、見落としているサインがあるかもしれない。さらには、子どもの才能をもっと伸ばしてやる。そのためにも学校の先生方が本業に専念できる、こういったことが必要であろうかと思えます。

パソコンなどの普及によりまして、教員の先生方も大変パソコンに費やす時間も大分、昔と比べてふえている、そういったところも敗因の1つであろうと思う次第でございますけれども、私は、やはりこれを教育の大綱、学習指導要領に基づく計画を、これに2年をかけていては、この2年間、何かあったときに見逃してしまう、こういう事件もリスクもあるわけですから、まずはこれを理論的、実践的にやるというのを、もう1つでも2つでも決めて、教員の先生方があるべき環境に姿に戻す、こういった大山教育長の采配が必要かと思えますが、先ほどの幾つかご答弁いただいた中は、茨城県教育委員会として方針を出している取り組みの1つかと思うんですが、市としては全くの余地がないんですか。教育委員会の体制として、さらにはもっと市長部局から人を一人でも多く回していただく、そういうことが必要なんですか。

先般の新聞報道にもありましたとおり、先生方は、茨城県のことだったと思うんですが、大体8時ごろが帰りが常なんだという報道も載っておりました。当市の職員は、8時まで働けというのは、これは先生方が8時まで働いているんだから教育委員会も8時まで働けと、これはナンセンスな話です。しかし、先生方が8時まで苦勞しているというなら、それを7時に帰すために、ちょっと頑張って、平均の退刻時間よりはちょっと、残業手当もかかわることですが、事務吏員のプロとして、これは教育委員会でするよというような、そういう実践的なものが1つ、2つと、すぐにでも取り組んでいただければなと望むところなんです。実際のところではどうですか。この余地は全然ないんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えします。

事務職の負担軽減による教職員の本務が幾らかでも時間をそれに振り向けられる、そういう手だてを考えるべきではないかということで、貴重なご提言である事務のできるだけ先生方から事務のプロの事務職が幾らかでもそれを担っていけば負担軽減になるのではないかということなんです。どうしても担任がしなければならぬという業務が余りにも多いということで、これは各学校に1人の事務職員が県のほうから配置されておりますけれども、その業務内容がやはり根本的に事務職員に委ねることができないというような分野がかなり多いということが現実でありまして、私も進めることが可能なのは、例えば、市の予算配分の消耗品とか、あるいは備品の購入、こういったことに対する市全体での事務の、各学校独自にやるのではなくて、それを学校教育課のほうで対応するというようなことについては可能であるのかなと。

ただし、それについては、人員をふやしてもらわなければならないということですから、当然、予算が伴うということになりますから、今の段階では、検討はしていますけれども、なかなかそういうことについて、その業務内容が、古橋議員さんの考えてくださっていることとちょっと違いがありますので、その辺については厳しいのかなというのが現状でございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

大山教育長の今の答弁からすると、教員でなければできない事務であるということですよ。

市長、ここでお尋ねします。今、やはり先生の数が足りない。特にきのうからの答弁、一昨日からの答弁からだ、小中一貫校のデメリットでお話しありましたとおり、中学校の先生よりは小学校の先生の負担のほうがいろいろ児童生徒の指導としても多くて、中学校の教員の先生方から支援が回るような流れもあると答弁ありましたよね。そうではありませんか。ちょっとそれを市長にお尋ねする前に、もう一度お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

小学校から中学校のほうに出向くのは難しいというのは、結局、小学校は全教科担任制でございまして、なかなか空き時間がないというようなことで、中学校のほうにはなかなか行けない。ところが、中学校からは空き時間がとれるということで、小学校のほうに出向くことが、これもかなり制約はあるんですけども、小学校から行くよりは大分それは可能であるということでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

いずれにしても、茨城県が取り組む教員の配置、定数管理とか、そういった問題だと思います。そういう中で、市として教員を単に1人ふやしてほしいと言っても、これはなかなか難しい問題だと思うんですが、そういう中では、市が統廃合を進めて、教員の安定した環境をつくってあげる。その要望だったら、私は、茨城県だって応えとか広がるかと思うんですけども、今その教育の現場の状況を見れば、やはりいち早い統廃合を進めるということも教員のためであり、子どもたちのためであり、ひいては地域のためであると考えますけれども、私のこの考えにつきまして、市長、統廃合をほかの議員からも質問ありましたけれども、そういうことだからこそ、市長の決断というのが地域にかかわることであろうと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統廃合の必要性につきましては、前々から申し上げていますように、やっぱり子どもたちの教育のよりよい環境を進める上で、適正な人数によって教育を受ける、これは大事なことだと思っています。そのためにも、早い統合は必要かなというふうに思っています。ただ、統合につきま

しては、お話ししましたように、保護者、それから地域との関係もございます。そういう中をきちんと整理した中で、私もこの千代田地区の統合については、まだ道半ばでまとまっていませんので、さまざまな感情も残っている状況ですので、早いうちにそういったものを協議し、さらに皆様方のご意見をいただいて、1つの方向は出していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、市長も含めて我々議員は任期というのがあります。やはり何のためにあるのか、それは政治的判断、私が市長に申し上げることでもないんですが、改めてこの場をおかりして申し上げますと、我々は任期があるのですから、時には全員が賛成でないことも判断しなければならない。そのために、市長も我々も4年という短い任期の中で取り組んでいかなければならないと、私は思う次第でありますので、市長がまた選挙前になってから、もっと判断が早くできてよかったんじゃないかと、支援者にけつをたたかれないように、やはり私は市長の大変重要な、仕事上重圧があるかもしれませんけれども、地域のために判断すべきことは判断、いずれやることは早くやっても得もあろうかと思っておりますので、ぜひ、賢明なる判断に努めていただきたいと思う次第であります。

私の教育に関する第2点の1項目め以降の再質問を再度させていただきますけれども、先ほど、団塊ジュニアの児童生徒の時代との教育振興費の比較がありましたけれども、今回の定例会で請願が出ているとおり、当時、国庫金がどの程度割合が違ったかはわかりませんが、この比較いただいた時期と国庫金、さらには県の交付金として教育にかける予算というのは違ったのかなという想定も十分できると思っておりますけれども、ただ、市の持ち出しとしては、1人当たりで換算すれば結構あるというふうに解釈するんですが、そのようなことでよろしいのでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

この61年度のいわゆる単純に比較を、私どものほうでも決算から追ってはみたんですが、中身につきましては、私も正確にこういう分析ということはちょっと自信がございませんが、ただ、結果的に申し上げることができるとすれば、いわゆる当時の一般会計、これは千代田村と出島村の合算金額ですけれども、85億円でありました。これが、現在は160億円程度でございますので、予算は倍になっていると。一般会計の規模は2倍になっている。児童生徒数は6,000人が3,000人でございますので、2分の1になっていると。教育振興費はどうだというと、先ほど申し上げましたように、7100万円が7400万円、300万円程度はふえていますが、ほぼ横ばい、そういうような状況です。ですから、1人当たりでしますと、6,000人が3,000人になっておりますので、2分の1になっておりますので、当然1人当たりの教育振興費の額は上がって行くということなんですが、いわゆる全体予算に比較しまして、教育振興費の伸びが逆に0.3ポイント程度落ちているわけですから、果たしてこれが古橋議員が常々おっしゃっている教育振興費、予算のかけ方という、予算のかけ方は金額ではないとは思いますが、予算にあらわれるというものでは、なかなかこれ

だけ事業を展開しているんだというようなものが、昭和61年と比較しまして、ちょっと今のところは何とも分析のしようがありません、ただ、数的には今申し上げたような状況です。

あと、もう一つ、補助金関係につきましては、基本的に整備費やら何やらそういったものに関しては、そんなに大きな制度の違いはなかったと思います。ただ、近年は理科振興備品の補助金といえましょうか、理科を手厚くというようなことで、備品類に備品購入類に補助金がついたというのは、恐らく数十年、61年程度の金額よりははるかに大きな手厚くなっているのかなという気はしますが、そのほかにはさほど変わってはいないのではないかなというのが私の実感でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ご答弁ありがとうございます。

私は、予算が実態としては2倍となっている形はありますけれども、学校の数がこれまで変わってこなかったという形、そして、一人一人に教育振興費を配分するような事業の内容ではないようなことから、ますますもって、少数精鋭の子どもたちが、少子高齢化の中で逆さピラミッドを支えるためには、一人一人の能力が伸びていただく必要がある。そのためには、やはり地域創生の趣旨も含めて、子どもたちの予算はもっとあってもよいだろうと思う次第であります。

そういった状況の中で、私は、第1項目めで特に訴えたかったところは、事業の制限、いろいろスクラップ・アンド・ビルドとして昨年検討いただいたということはあるんですが、今後の中長期的な事業の中で、原則、半永久というものはない。時限を設けて、時代のニーズに合わせていくべきだというふうに私は思う次第であります。

そういったことがやはり教員の先生方の現場の環境に、昔のような教育の懐の広さが出てくるだろうと思う次第であります。今は本当に、親の環境も変わってきたということもありますけれども、実務面が細分化して多様化したという、まさしく教育長がご答弁いただいたそのものなんです。時限を設けて取り組む、私は、教育は今、今回の定例会でもたくさん霞ヶ浦地区の小学校に工事請負の議案が予算としてしっかり出ている、そういう状況であって、何年か後には据え置き期間も終了して、教育費の中にはありませんが、執行部として26億円ほどの学校にかかっている、今現在、起債の返済があるわけです。教育には実際にはもっと教育費というこの予算決算書の中以外にも多くあるわけです。

やはり、そこにしっかり費用対効果を生み出すという点では、学校整備費だけではなく、教育振興費などにもっと配分をシフトさせる。そういった中で、1番以降にかかわらないんですが、事業の時限制限を持って、教育の予算が肥大し過ぎないように努力も教育委員会には必要と考えるんですが、そういった半永久ではない、原則は時限を設けて事業に取り組んでいくという、そういう点で通告したんですが、こういった原則を盛り込むことは可能なんですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

10分間の休憩とします。

休 憩 午後 3時51分

再 開 午後 4時01分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

先ほど、計画であるとか、あるいは時限を設けての事業執行というようなお尋ねがございました。一般的なお話で大変恐縮ですが、我々としては、総合計画の実施計画あるいは予算書とともに作成をします事業計画概要書、こういったところで3年を規定しております。ですから、3年ごとに見直しをしながら事業展開していくと、そういうスタンスで考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

教育の予算は聖域ではない、子どもたちのかわいい姿をかりてもっとほかの部門から予算をよこせと、そういう心構えではなく、やはりこれだけ地域、そして国の全体の負担を考えれば、それだけ教育の予算の組み方も厳しいものだということで、私はそういう趣旨でお尋ねしています。ぜひとも、教育関連の予算を子どもの威をかりて予算要求することなく、必要な予算をどんどん捻出できるような取り組みでやっていただきたいというのが1番目の質問であります。

さらには、ご答弁でもありましたとおり、新しい総合教育の体制、市長が加わった形の中での国の取り組みもあります。そして、統廃合が進む、こういった中で、この機を逃さずにしっかり改革を実行していただくということで申し上げます。

第2点の第2項目めを再質問させていただきますが、私は、社会教育、この費用対効果の考え方、これもお尋ねするんですが、もっと受益者負担の原則も教育委員会として持つべきだという趣旨でお尋ねしています。岡崎議員からも質問があつて答えたとおり、水道だけが企業会計ということで、会計をよりいいものとして市民に還元するというだけでなく、教育部門においてももっと、特に社会教育の中では、受益者負担の原則ということで取り組める余地はまだあるのではないかなと思います。

その例を1つ申し上げますと、まずたとえを申し上げます。国民健康保険は50億円ほどの予算の中で、国民健康保険料、市民の中で国保加入者の皆さんからいただいて12億円、支出の50億円に対して12億円、23%です。介護保険、こちらにつきましては、30億円ですよね。それに対して収入が介護保険料ということで6億円、20%です。

さて、教育、私の申し上げている社会教育というのは、まず社会教育、支出、今回、決算の時期であります。3億8000万円ということで出ておりますけれども、では、実際のところ、何か今、公共施設マネジメントということで課題に取り組んでおりますけれども、歳入、使用料、社会教育1200万円という決算の数字、うち、500万円はあじさい館の内容です。

これを先ほどの国民健康保険、介護保険の歳出に対する歳入の割合、たった社会教育3%で、

社会教育だけではなく、社会教育と体育を合わせて3億8000万円、それで収入が1200万円という、どちらかという、ほぼただ同然で施設などを貸すという、昔からの慣例となっておりますので、これをでは10%を目指せとか、そういうのではなく、今取り組んでいる公共マネジメントの考え方になろうかと思うんですが、少しずつでも現実的な負担を国民、市民の皆さんにご理解いただくということで時間をかけなければならない、非常に地域懇談会まで大分手間をかけてやっていることですが、継続的な形でお伝えする、時間もかかる内容であろうと思いますので、もっと受益者負担の原則に基づいた形で、取り組む余地があるのかなのかと聞けば、今、総務部で取り組んでいることに沿った形だろうとは思いますが、もう一回、決算や予算を見れば、費用対効果を受業者負担の原則に基づけば、参加費500円でいいかなとか、1,000円でいいかなという形を、現実の相場と見合わせて事業計画を組む、こういったことまで、今までここ近年においては取り組まれていたのかどうか、教育部長にご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

お尋ねの社会教育費、保健体育費も教育委員会予算の社会教育費の中に入っていますので、体育施設のいわゆる維持管理費等も含まれておりますので、結構、金額が大きくなっているかと思うんですが、先ほど申し上げた私の社会教育事業につきましてちょっと申し上げますと、基本的にいわゆる公民館で行っている各種講座がございます。あるいは、あじさい館が行う講座、生涯学習課が行う講座、それらは現在、マナビィということで各講座を募集をしまして、講座を開いているわけですが、これは以前から、材料費等につきましては、いわゆる受益者負担と申しましょうか、参加される方から講座料というようなことでいただいて、収入としているものでございます。基本的に行う講座に応じて金額、いわゆる材料費等は違うものですから、例えば100円程度のものもあれば、今回、先ほども申し上げた男子力・女子力アップというような講座におきましては、300円というようなものもございます。いずれにしましても、材料費程度のものでございます。

これらの考え方につきましては、いわゆる受益者負担ということも当然あるかと思うんですが、我々、教育行政として社会教育を推進していく立場、それから、体育であれば、スポーツを振興していく立場でもございます。そういった事業の必要性、そういったことも考え合わせますので、全てが全て受益者負担ということにはならないのかなというふうに思っています。

それから、今、ファシリティマネジメント計画のほうで考えておりますのは、再三、総務部長からもご説明ありましたように、一定の負担はというようなことを現在も考えて、体育施設も夜間の照明等々に負担をいただこうとか、そういったことを今、地域の懇談会で説明をし、ご了解いただくような、そういう方向で進めているというところもございます。

ですから、今まで無料であった団体に関して、一部有料になるというような状況が生まれてくるということで、ですので、その辺を十分ご納得いただけるように、我々、施設の管理者としましては十分に説明をして納得いただけるようにはしたいと思うんですが、いずれにしましても、全てが全て受益者負担というようなことではないというふうに私としては理解をしています。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

再質問させていただきます。

受益者負担の原則を設けるとともに、私は、実態として当時の、これは少子高齢化の人口ピラミッドの形に沿った形ではある話なんです、今、社会教育の対象人数が、当時の生涯学習の全盛期であった当時の人数から新しい市民の参画という割合が、私の感覚では余りない。新しい世代が社会教育の予算をかけている事業の中に入っているような感触がないんですよ。

実際のところ、その分析、統計をとっているわけではないと思いますので、新しい若い世代はもっと斬新で刺激の多いところに流れていると思います。昔ながらの90年代から来た社会教育の需要というものに、若者に余りニーズ、応えていない。スポーツに関しても実際のところ、多様化もしていますので、今どきならスケボーとか、そういうのがスポーツであるかどうかはさておいて、そういうもっと地域に残ってもらえるようなニーズも育てなくてはならないと思いますので、中によってはずっと昔からやっている人も同じで、だんだん少しずつやっている人が離脱して行って、新しい人、たまにスポーツクラブや文化団体も含めて、1人、2人は来るけれども、ジェネレーションギャップといいますか、そういったもので、お試しできようはいいですがみたいな感じで、リピートしてくれないようなのが私は実態が多いんじゃないかを感じるわけයි。

受益者負担の原則とともに、通告したとおり、新たな市民の参画、そういった観点を持って、今後の教育の予算のほうに取り組んでいただきたいと思います。

3点目につきましては、冒頭のほうで再質問させていただきましたので、続いて、歩崎の交流センターについて再質問をさせていただきます。

これは、今回決算の中で、新たに26年度で始まった事業であります、私もそのときはこの市議会におりませんでしたけれども、歩崎のあの場にあんな立派なものが建っていて、けれども、全然中身については、ホームページを見ようが何しようが聞こえてもこないし、役所の中の知り合いに聞いても、とんと話もなかったということで、ちょうど、実態としては市長選挙の時期でありましたので、宮嶋前市長から坪井市長に切りかわった中で、あの建物はかわいそうにも新古品になってしまった、デッドストックになってしまった状況であります。私は、この新古品のマネジメントもしっかり執行部が取り組むには、まず1つ、坪井市長がああの交流センターも、昔のことはさておいて我が子同然のように、我が子同然ではない、我が子のように取り組む、そういう声高らかに市民にお知らせすることがまずは必要かと思えます。

なぜならば、それは市長もおわかりのとおり、交流センターについては、市長の選挙の支援者の中には大分、消極的な話をされる方もいると思います。やはり協力をこの数カ月求めてきても、なかなか反応がなかった。それは、坪井市長と宮嶋市長で票を分けたわけですから、半分はなかなか協力が得られないという状況であります。

私は、その建物の責任問題などということで、消極的なことに持ち込みたくはない。だからこそ、坪井市長がああの観光交流センターを我が子のように今後取り組んでいく、そういう姿勢が必要かと思えます。いかがですか、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、交流センターのオープンがおくれていることに対しましては、私の責任でありまして、おわびを申し上げたいと思います。

決して政治的な、そういったことでのつまずきでは私はないと思います。あれだけの施設があの地にできたわけでありますから、結果はともあれ、あの施設を一日も早く活用して、地域の振興とか、それから市のPRとか、そういったものに大いに使って活用していくことを、いろんな角度から進めていきたい。

非常に本来の直売所、それから食堂、レストランというようなことで計画したんですが、なかなか入居者が見つからないという中で、先ほど、部長から答弁がありましたように、まずは市のイベント等を中心にして少し盛り上げながら、今後の利活用に広げていきたいと、そういったことで考えておりますので、いろんな意味でまたアドバイスをいただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長、もっと市民にわかりやすく、観光交流センターへの思いを端的にご答弁いただけないですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変難しいご質問になりますけれども、とにかくこのかすみがうら市は素晴らしい産品がたくさんございます。そういったものを大いにPRできるような形での施設に活用していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

市長への苦しい質問になってしまいましたが、市長の我が子として、観光交流センターをかすみがうら資源のためにしっかり運用していくという決意をいただきましたので、私はそれ以上、お尋ねするものはありません。でき得るならば、今後の実務的な広告、そういったものは、これまでのマイナスとなってしまった分を埋め合わせるだけの、しっかりとかすみがうら市の産品を用いたレシピをある程度、高名なシェフにつくっていただく機会を得て、それをこれまで地域の方がご提案いただいたかすみがうら市の特産品の料理と一緒に並べて、しっかり宣伝していく、こういったことなどに市長が積極的に出席をいただいて、旗を振っていただきたいなと思います。

最後に一言、跨線橋計画は、坪井市長でない市長がもし凍結したのであれば、新たな市長がやるよと言え簡単ではありますが、やはり坪井市長が苦渋の決断で合併の黎明期の中で、合併の効果を財政力指数で示さなければならなかった、そういった中で凍結をされた。今後、合併特例債事業解禁に向けて、地域創生、地方創生とともにしっかり子どもたちの明るい未来のためにも、

観光PRもしっかり進めて地域を盛り上げていただきたいということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番、古橋智樹君の一般質問を終わります。

ここで、大山教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

時間を設けていただきまして、ありがとうございます。

補足説明をさせていただきます。

一昨日の田谷文子議員の一般質問及び関連質問の中で、私は、学校教育法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、近隣市町村の動向等を踏まえ、小中一貫校について考えていきたいと申し上げました。この小中一貫校については、ハード面で分離型と施設一体型の2形態があり、どちらでも移行が可能であることを説明漏れしましたので、補足させていただきます。

よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日9月5日と9月6日の2日間は休会となります。

次回は、9月7日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時23分

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成27年9月7日（月曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第5号

日程第 1 議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について
- 議案第 6 2 号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第 6 0 号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第 I 期工事）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 6 3 号 市道路線の変更について
- 議案第 6 4 号 市道路線の廃止について
- 議案第 6 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 請願第 7 号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 3 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について
- 議案第62号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第63号 市道路線の変更について
- 議案第64号 市道路線の廃止について
- 議案第65号 市道路線の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 請願第 7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号、以上9件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありましたので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、議案第53号です。かすみがうら市の手数料条例の一部を改正する条例についてですが、資料がまだ提出されておられません。他市との比較と整合性、引き上げになるわけですから、これについてどうなっているのか。

それから、この条例の改正で、手数料の増収をどのくらい見込んでいるのか。

これについてご答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の手数料の他市との比較でございます。整合性という点からご答弁を申し上げます。

茨城県内の市町村における住民票の写しに関する手数料を例にとりますと、44市町村のうち、1件当たりの手数料が300円以上のものが24自治体でございます。また、300円未満が20自治体となっております。大半が300円という手数料の額を設定しているという状況でもございます。

以上でございます。

それから、次の改正後の増収の見込みについてのご質問でございますが、平成26年度の住民票、印鑑証明、諸証明、税証明の発行件数は、合計いたしまして5万1697件でございます。また、平成25年度自動交付機証明書の発行件数の1万183件を考慮いたしまして、4万1514件になるかと思っております。これに100円を乗じた415万1400円を大半見込んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時04分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

一問一答ということで、今、2件続けて質問いたしました。まず1点の件ですが、私は資料提出を求めたんですよ。それは44市町村、今述べたところで300円が24自治体だと、ほかは、20

自治体はそれ未満だということでしょう。ということは、どのくらいの、44自治体もあるわけですから、450とか4,000とかという数字じゃないんですよ。そうしたら、全て幾らなのかという表は簡単につくれるじゃないですか。そうやってつくって提出して質問に答えると、私はそういうことをいつも言っているんですよ。

だって、9月2日でしたか、質問の項目を用意するというふうにして、私はもう9月2日に、午前中に、午前中というか、朝一番に提出をしているんですよ。もう1週間たっているじゃないですか。そうしたら普通は、そういう一覧表をつくれれば、じゃ、土浦は幾らなのか、石岡は幾らなのか、わかるじゃないですか、そうすると。じゃ、整合性がどうなのかというのは、そこで見ればわかるんですよ。それをなぜ提出しなかったんですか。なぜそれをつくらないんですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時07分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっと資料が提出されておりましたけれども、私が言ったのは44市町村ですからね。茨城県内ですよ、私。どこに近隣市町村と書いていますか。他市とのですよ。答弁願います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

申しわけありませんでした。後ほど、44市町村分はつくって提出したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

正しく理解してもらいたい、質問の中身を。近隣市町村とは一つも書いていない。他市ですからね。他市というのは県内ですよ、全部。できれば全国に本当はしたいんですが、少なくとも県内ですね。ぜひそれを出して、今度の議案の質疑のときにまた深めていきたいというふうに思います。

2番目、もう既に一度質問しておりますが、この改正の手数料でどのくらいの増を見ているかと。これもこの中のこの資料に入っているんですか。どういうふうに見ればよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その表でありますと、隣接のそれぞれの各種証明書の金額ということになっておるかと思えますので、私の先ほどの答えから申しますと、年間の発行件数、窓口での発行件数から自動交付機

の発行件数を差し引いた、その金額の合計4万1514件という数字が出てございます。これに100円を乗じた415万1400円を見込んでいるというふうにお答えをした次第でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ここに書きとめるのは非常に面倒くさいんですよ、はっきり言って。今言ったように何件だと、交付件が、どの分がどういうふうにして合計が出ているんですか、この資料について。この資料に何件かということで、それに100円を乗じた分は幾らなのかというのは書いているんですか。どこに書いていますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

こちらの資料はそういう目的でつくっていませんので、この資料ではわからないと思います。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

どのぐらいふえるかということも含めて、やはり大体、住民サービスですから、100円が5万件だったら大した金額ではないということになれば、なぜそこまで上げなきゃいけないかということにつながるんじゃないですか。それはまた議案審査特別委員会で深めたいと思います。

それから、この前、趣旨説明のときに、マイナンバーとの関係で経費のアップだとかというようなことを言ったように私は聞き取ったんですが、これはマイナンバーとの関連はあるんですか。その経費アップというのは、それと関連して言ったんですか。

○議長（藤井裕一君）

今、その次のマイナンバー制度に入っているんですか、佐藤議員。

○11番（佐藤文雄君）

違う違う、手数料の問題で。53号のときに、趣旨説明のときに言った。

○議長（藤井裕一君）

3回終わったんです。

○11番（佐藤文雄君）

3回。あれ、一つ一つでしょう。

○議長（藤井裕一君）

これで4回目の質問です。

○11番（佐藤文雄君）

あれ、1回目が。書類の提出の問題があるからな、でもね。別にそれを答える、別に難しくないでしょう。

○議長（藤井裕一君）

3回終わりました。

○11番（佐藤文雄君）

あとは議長の判断だから、質問に答えられれば、答えてもらえばいいじゃないですか。答えられないの。

○議長（藤井裕一君）

答えます。

それでは、市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

提案の理由の中では、これまで証明書の交付手数料については、額の改定をしていなかったという点をご説明申し上げました。また、近年の業務システム等に係るさまざまなセキュリティー、あるいはシステムの経費等がかなり上回ってきているというような点を考慮しまして、今回のコスト的なご負担をいただきたいというような説明をしたかというふうに思っております。

また、マイナンバーにより金額がさらに上がるということではなくて、マイナンバーカードの制度が、住民票あるいは印鑑証明をコンビニエンスストアで交付するという計画が上がっておりますので、そちらについては現行どおりの200円のまま維持をするというふうにご説明させていただいたものです。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、次が55号ですね。かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてということで、基本的にマイナンバー制度の問題だというふうに理解しておりますが、それについて一つ一つお伺いをいたします。

そもそもマイナンバー制度という制度、これについて簡単に説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

マイナンバー制度につきましては、住民票を有する全ての国民に対して12桁の番号を指定しながら、当該住所地の市町村長が指定をするというような状況です。具体的には、社会保障が的確に行われる社会を実現すると。例えば、年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの社会保障の手続、被災者台帳といった災害対策の3分野におきます行政手続の中でこのマイナンバーカードを活用するということでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

マイナンバー制度の概要の点で、今、社会保障制度の話がされたと思うんですが、これは国民一人一人に原則、付則の個人番号を付番して、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みをつくるということになると思うんですね。これはプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を常態化するようなおそれがあるというふうに思っているんですが、これは次の質問の中にもある

と思いますので、この点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

あくまでも行政運営の効率化、あるいは国民の皆さんを初めとする負担軽減、利便性の向上が図れるという、そういうふうなメリットがあるという認識をさせていただきます。その一つに、例えば行政の手続が窓口においても簡素化される、あるいは社会保障の不正な受給、あるいは税の申告漏れとか、そういうメリットがあるものというふうに理解をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

メリットばかりではないというふうに私は思います。逆にデメリットがあるんじゃないかなと思います。これはまた議論は議案審査のほうでやりたいと思います。

2番目のほうの「住基ネット」とは何が違うのか、その点について説明願います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

住基ネット、住民基本台帳ネットワークですが、こちらは氏名、生年月日、性別、住所、住民票のコードの情報を国の行政機関等や地方公共団体へ提供し、本人確認を行うネットワークとなっております。

住基ネットが提供している本人確認情報は、マイナンバー制度と連携いたします。住基カードについては、個人番号カード交付開始後に新規発行を停止し、個人番号カードに移行いたします。

なお、2015年12月以前に発行されました住基カードにつきましては、有効期間内は引き続きご利用いただけます。また、個人番号カードの交付を受ける際は住基カードを返却していただきますので、両方同時に持つということはありません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、扱われる情報が桁違いに拡大されるというふうに思うんですが、この問題についてはどのようになっていますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

住基ネットと比べれば、扱う情報は増大すると思います。今後の話となりますが、ますますこれからいろんな分野での活用が検討されてくると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

3つ目のほうです。マイナンバーで管理される個人情報の中身はどこまででしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

情報の管理に当たりましては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理いたしまして、必要な情報を必要なときだけやりとりするという分散管理の仕組みが採用されております。マイナンバーをもとに特定の機関が共通のデータベースを構築するということはございません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

個人情報はどこまでですかという質問なんですが。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

個人情報については全て網羅されると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

現在は、社会保障とか税とか災害とか、3分野の98行政事務だというふうに聞いております。政府、産業界は対象情報の拡大、カード利用の拡大を今進めようとしているようですが、これについてはそういう情報はありますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

まだ検討の段階ですので、今後は、例えば国民健康保険等がカードに入ったりすることは十分考えられます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際にはどのように使われるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。このため、市

民の皆様には、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで申請時にマイナンバーの記載を求められることになると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これ、実際にはどのように使われるのかということなのですが、これは来年の1月から、さまざまな場面でマイナンバーの記載が義務づけられる。番号の管理という負担がふえる一方で、市民生活上のメリットはほとんどないというふうに言われていますが、こういうところでのメリットというのは、市民のほうのメリットというのはどういうところにあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

手続が簡素化されるというのが一番の今考えられるメリットかと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

次に、マイナンバー制度の本当の狙いですね、これは今言ったように、事務を全国的に統一して管理する、いわゆる行政のメリットになるというふうに思いますし、市民のほうのメリットは感じられないというふうに思いますが、その導入の趣旨というのは、簡単に言うと、どういう中身ですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどもお答えをさせていただきましたが、目的的には、社会保障、税、災害対策の中で個人情報を活用しながら、それぞれの対応をスムーズに行うということであるというふうには思っております。

また、角度を変えた視点の中から言えば、例えば行政の縦割りというような、よく言われる点がございますが、市民の方々が窓口に来た際にも、例えば他市からの転入の際はこの証明書を持ってきてもらいたいという、そういう一つの手間が省けるというようなこともありますので、そういったスムーズ化になることが現在のこのマイナンバー制度に係る大きなメリットであるかなというふうには捉えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、公室長がおっしゃったり、またその目的については、行政手続が便利になると。年に一度あるかどうかの申請ですよ、市民は。そういう点で、所得証明書などの添付など省略できるといったような程度なんですよ。ですから、メリットを受けるのは国や行政のほうじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど転入というなお話もさせていただきましたが、実際、例えば児童手当もそうですし、保育所等の入所の際にも、それぞれの申請書類を出していただいておりますから、そういう点は十分に、スムーズな処理、あるいは簡素化という点で受ければ、先ほどもお話をしましたように、大変行政メリットもあるし、市民の方々にとっても大きな簡素化になるのではなかろうかなという考えではございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

6番目のほうですが、外国にもこうした共通番号制度というものはあるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それぞれの目的は別ではございます。目的というのは、例えば社会保障関連が入るのか、住民番号だけで済むのかという点があろうかと思いますが、現在のところ、日本を含む18カ国でこの番号制度が普及しているという状況でもございます。

国名を言いますと、現在の手元にある資料の中では、韓国、デンマーク、フランス、アメリカ、イギリスなど、多くの国での社会保障、税、住民登録のための利用をされているということでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、アメリカとか、もう入っていると思うんですが、韓国では、個人情報の大量流出、不正使用が大問題になって、制度の見直しの議論が起きているというふうに報道されていますが、その点をご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

承知してございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それに関連しますが、7番目です。番号が漏れたら、プライバシーが丸裸になるんじゃないか、こういう心配をしている方がたくさんいらっしゃるんですけど、この前も私のところにそういうことで、マイナンバー制度についての不安を述べる方がいらっしゃいましたが、この番号が漏れた場合はどうなるのかということですが、どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

システムの関連でご答弁をさせていただきます。

現在の庁内の基幹系システム、住民基本台帳あるいは税の基幹系と言われるものと、それと情報系の端末、職員が使用している端末、この2つが庁内にはございます。これまで同一のネットワークで構成をされておりますので、どの端末からもインターネットには接続が可能であるという状態でもございます。

今ご指摘のとおり、個人情報の流出、あるいは先般の日本年金機構の個人情報の流出等も考えますと、基幹系システム等につきましては、単体で稼働するという切りかえをすることとなっております。不用意に外部との遮断をするという設定をこれからしますので、システム上からのいろんな不正アクセス等に関してはないものというふうに理解をしてございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

同じようなことを日本年金機構が言ってはいますが、当初出発したときにですね。今、公室長がおっしゃったように、日本年金機構が加入者の基礎年金番号、氏名、住所、生年月日、125万件に上る個人情報が流出したというふうに発表しております。情報流出の該当者が100万人を超えたと。公的年金の個人情報の大量流出というのは、公的機関の個人情報管理は絶対安全だということはないというふうに思うんですね。

マイナンバー制度は、情報がひとたび流出したら、成り済まし被害とか、致命的な被害を被るおそれがあると思います。マイナンバー制度の前提が崩れて、同等の危険性が改めて浮き彫りになったというふうに思います、この年金機構の問題は。

そこで、ちょっと市長にお尋ねしますが、このマイナンバー制度の施行に伴う個人情報保護条例の改正について、膨大な個人情報が保護される、情報流出などの懸念が払拭できるというふうにお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

個人情報につきましては、最善を尽くして、守る立場で行政のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

型通りの答えになっていると思いますが、いずれにしても、世論調査で、「個人情報が漏えいすることにより、プライバシー侵害のおそれがある」という回答が32.6%、「マイナンバー制度や、マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害に遭うおそれがある」という回答が32.3%、60%以上の方がこういう不安を持っているということは事実です。これは世論調査です。

今回の年金情報流出を重く受けとめるのであれば、今回の情報が流出した原因究明や再発防止策がしっかり定まるまで。10月からもうとにかく何が何でもやる、来年からもう利用開始だ、こういう点では、やはり原因がはっきりしないままにやるのは問題があるんじゃないかなと思うんですが、そういう意味では今回の条例改正も延期すべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

総合的な判断の中でお答えをさせていただきますが、既に28年1月からのマイナンバーカードの実施、あるいは28年3月からコンビニ交付での証明書の発行等についてもマイナンバーカードを使用するというので、これまでさまざまな準備期間、あるいは投資をしてきている部分もありますので、そういう点から考えますと、延期というよりは、個人情報を出させない措置をとりながら、この施行に向けた準備を整えていきたいというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

8番目ですが、導入・維持にはどれくらいの経費・事務負担を想定しているんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまでのマイナンバーカードの導入に伴います既存の住基システムの改修につきましては、昨年度が約1700万、今年度が約2500万ほど経費を見込んでございます。この措置につきましては、国からの交付金や地方交付税の措置などの特定財源等により対応しているという状況でもございます。

これからの維持につきましては、国が設置をします中間サーバーの負担金といたしまして、例年200万円を見込んでいう状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

国のほうの試算というか、制度導入に3000億円以上の税金が投じられて、維持管理費も多額になるというふうに言われています。中小企業などにも重い負担がかかると言われていますが、この当該の、当市の中小企業について、この点についてはどういうふうな情報を持っていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

企業等のシステムの経費というか、改修経費につきましては、私どもではまだ認識をしてございません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは地方自治体がやる仕事ではないということなんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほどの質問の中にもありましたように、これから例えばマイナンバーカードを拡大していくということになっていきますと、金融機関とか、あるいは個人の事業者等にまで踏み込んであるかと思いますが、現段階ではまず行政だけの実施ということでございますので、その点をご理解いただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で議題となっている9件に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっている9件の議案の審査は、議長を除く全議員で構成する平成27年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

[櫻井繁行議員 退席]

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時46分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成27年第3回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に岡崎 勉君、副委員長に来栖丈治君。

以上のとおり当選されましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結

について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結について質問いたします。

まず1つ目ですが、入札方式でJV方式にしたのは、この理由についてお答えいただけます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

JV方式にした主な理由といたしましては、地元企業の受注機会の確保を図るためでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、地元企業の受注機会の確保を図ることが理由だと述べました。この市内の業者で、今回の工事、資格・請負条件に当てはまる業者は何社であるか。それと、その何社の資料はございますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

今回の当該工事の入札の条件に当てはまる業者ということでございますけれども、平成27・28年度かすみがうら市入札参加資格登録者で、建設業法による建築一式の許可を有しまして、また経営事項評価の総合評価点が要件を満たす業者ということになっておりまして、この落札をいたしました共同企業体の構成は3社でございます。構成員1につきましては、900点以上ということで、該当はございません。構成員2につきましては、市内本店で550点以上900点未満ということになっておりまして、12社となっております。構成員3は、市内本店で450点以上900点未満で、14社となっております。

資料につきましては、その点数の該当のそれぞれの会社を明示した資料は特に用意してございません。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、900点以上はないと、550点から900点未満が12、450から900点未満ですか、14社と。そういうことですが、私がこういうふうに質問していれば、私は持っていませんので、27年・28年の業者、建築工事、これをやれる条件の一覧表を後で提出していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

作成をして提出させていただきます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案審査はあしたですので、あしたの議案審査に間に合うようにお願いしたいと思います。

それから、今、落札した業者ですね、千和・千代田エンジニアリング、これは地元の業者だというふうに認識しておりますが、この市内の請負業者の従業員数。そして、この学校棟の建築の実績はございますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

入札参加資格申請時におきまして、株式会社千和は6名、有限会社千代田エンジニアリングは6名となっております。

続いて、学校建築の工事実績でございますけれども、株式会社千和は、平成22年度に志筑小学校屋内運動場新築工事を共同企業体の構成員として施工しております。また、平成23年度は、これは類似ということになりますが、雪入ふれあいの里公園ネイチャーセンター改修工事を単独で施工しております。また、平成24年度には、下稲吉東小学校耐震補強及び大規模改造工事（第2工区）の建築工事を共同企業体の構成員として施工しております。

次いで、有限会社千代田エンジニアリングにつきましては、平成25年度に下稲吉中学校トイレ大規模改造工事（第Ⅰ期工事）、また現在、同工事の第Ⅱ期工事を施工しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これも資料を提出していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

提出をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、従業員の、こういう、6名ですから、問題ないかなというふうに思いますけれども、健康保険、雇用保険、厚生年金保険などの加入状況についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

経営規模等評価結果通知書で見まして、健康保険、雇用保険、厚生年金保険とも加入をされております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この3つの保険、全て加入しているというふうに確認してよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この従業員数というのは基本的に正社員だと思いますが、正職員以外は何人いるかは調べてはいませんか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

現在、ちょっと私は把握をしてございません。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

以上で11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第60号の審査は、平成27年第3回定例会議案審査特別委員会へ追加付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前10時58分

[櫻井繁行議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第63号ないし議案第67号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第63号 市道路線の変更についてないし議案第67号 市道路線の認定についてまでの5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号ないし議案第67号の審査は、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

日程第4 議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第68号 平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第68号の審査は、一般会計決算審査特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第5 議案第69号ないし議案第74号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、議案第69号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第74号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、議案第69号の平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質問いたします。

まず最初に、賦課の状況についてでございますが、このこれまでの賦課の状況について、5年間の経過についてはどのようになっているのか、簡単に説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

賦課の状況でございますが、現年度分に限って申し上げますと、まず平成22年度につきましては、調定額が14億374万9700円です。23年度につきましては13億2477万3600円、24年度につきましては13億2411万4800円、26年度につきましては12億2064万8400円となります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私もデータをとっておりますが、この賦課の状況なんですが、この賦課の状況については、だんだん下がる傾向があるかなと思っておりますが、これについては被保険者が少なくなったということで理解してよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そのような理解もできるかと思えます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私のデータですと、加入世帯の1世帯当たりの平均保険料、これは、1世帯当たりですよ、1世帯当たりの平均保険税はつかまえて、把握しておられますか。資料は準備しておりますか。賦課状況です。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時06分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

世帯の保険料というのは、特に今……

[佐藤議員「1世帯当たりの」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

1世帯当たりの保険料というのは、今、特につかんでおりませんが、25年度で申しますと、今申しました12億8281万8500円を国保加入世帯数で割った数字になります。そうしますと、大体1世帯当たりの保険料は17万8800円ぐらいになるかと思います。

それから、いいですか、引き続き。先ほど申し上げました、だんだん加入者が減っているんじゃないかという質問で、私もそのように考えていますと申し上げましたが、実際には7割、5割、2割の軽減率の関係も影響しているかと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

25年の県の国保会計では、かなり上位のほうに保険税があると思います。私がちなみにデータを入れますと、1世帯当たりの平均保険税が17万4900円というふうになっておりまして、その前が、25年が18万900円というふうになっております。今、市民部長がおっしゃったように、2割、5割、7割軽減がふえているというようなお話だったと思いますが、その点でちょっとお聞きしますけれども、県のデータと、それから……

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員、4回目に入りますので、②に入ってください。進んでください。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、それにうまく絡ませて、次のところで質問します。

収納率の問題です。25年度と26年度、現年度分の状況について簡単に説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

収納率につきましては、平成25年度が89.86%、26年度につきましては90.62%となります。0.76%ほど伸びております。過年度につきましては、25年度が22.25%、26年度は22.45%となり、やはり0.2%ほど伸びております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

徴収率の問題で伸びているということですね。26年度が90.29、昨年、25年度が89.4ということですね。その前が87.78、その前は88.34、その前が88.01ということで、25年度と26年度で改善されていますが、そういう意味では、今、私が質問して4回目だと言われたことも関係あると思いますが、7割、5割、2割の軽減、この方がふえたというふうに思いますが、このふえたデータを私はいつも、毎年毎年確認していますが、この前お示したように、県の、県議会ですよ、県議会のほうから求めたデータと大幅に違うんですね。これはどういうことか、わかりましたか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ちょっと時間が余りなくて、今の段階では、何が違っているのかということで調査はまだ行っておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

極めて大きな数字の違いがあるわけですね。平成26年度の実績でも、7割が2,326世帯というふうになっておりますよね、これ。軽減対象者ですね、世帯数か。それで、実際には7割が1,627という数字になっていますよね、当市は。市のデータだと。5割が県のほうのデータだと1,654件ですかね、それでこちらのほうは793、2割が1,788に対して809という数字になっているんですよ。この軽減総額が1億3443万5000円というデータですよ、お示したように。25年が大体、全体の数字から言うと、25年は若干少なかったんですね。ですから、金額は1億1319万8000円、こういうふうになっているんですね。だから、25年と26年度の差では2123万7000円、この分が軽減がふえたというふうになっているんですね。非常に合理的なものがこの県のほうのデータであるんですね。こういうこともやっぱりつかまえなきゃいけないと思うんですね。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

なぜこのデータと市のデータが違っているのか、これから調査しますが、市のほうといたしましても、このような県に倣ったデータのほうは作成してみたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、収納率の25年と26年度の過年度分ですね、過年度分についてちょっと説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

大変申しわけありません。先ほど、まとめて現年度、過年度を申し上げてしまいましたので、もう一度、過年度分だけお答えいたします。

過年度につきましては、25年度が22.25%、26年度は22.45%となり、0.2%ほど伸びております。先ほど、まとめて現年度と話ししてしまいました。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

22.25から22.45に上がったと、過年度分。特に私が注目したいのは、24年は18.88ですね、その前が17.79、その前が16.6、つまり23、24、25。24年度と25年度、ぐっと上がっていますよね。これについては、納税対策推進という課をつくって、その徴収を強めたという反映でありますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、議員さんおっしゃいましたように、納税対策課をつくりまして、困難な案件については茨城県租税債権管理機構のほうに委託する結果、収納率が伸びたということも一因ではございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この中で、茨城県租税債権管理機構に委託して収納率を上げたというふうにおっしゃったと思うんですが、その割合はどのぐらい反映していますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

申しわけありませんが、今の段階、資料として持ち合わせしておりませんので、今はちょっとお答えできません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは25年度の加入状況等々の国民健康保険税の収納状況の調査表、23年度の調査表、県のほうは2年おきしかつからないということなので、26年度はわからないというふうにおっしゃっていたので、あえてそのものについては今回は省きたいなと思いますが、今言った対策ですね、収納率向上のための対策について、どういうことが行われているか、簡単に説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員……

○11番（佐藤文雄君）

3回目。

○議長（藤井裕一君）

4回目です。次に④のほうに移ってください。

○11番（佐藤文雄君）

答えられないか。資料があるんだから。

○議長（藤井裕一君）

4回目です。佐藤議員、④のほうの質問に入ってください。

○11番（佐藤文雄君）

議長がかたくななものですから、しょうがないですね。

じゃ、不納欠損のところで質問をいたします。

不納欠損の状況ですね、データをいただきました。この不納欠損も実際には、今言ったように督促の、いわゆる収納率向上のための実施の問題もかかわってくると思いますが、25年度と26年度の特徴も含めて報告願えますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、不納欠損の状況についてお答えいたします。

まず、不納欠損には3つありまして、執行停止後3年経過のもの、こちらが地方税法第15条の7の第4項、こちらによりまして不納欠損したものが、平成25年度では242件、5078万866円あります。26年度につきましては238件、5626万465円ほどあります。

続いて、納付・納入義務の即時消滅というのがあって、地方税法の同じく15条の7の第5項のほうなんですけど、こちらに該当しましたものが、25年度が25件、148万6400円、26年度が11件、146万5400円あります。

さらに、時効というのがありまして、これは地方税法第18条ですが、こちらにつきましては25年度が68件、745万9896円、26年度が117件、2130万8604円ほどございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

2回目をやると、今度3回目しか質問できない。私が1回質問したときに、ちゃんとその理由も言ってほしいんですよ。対比したわけでしょう。明らかじゃないですか、対比して。335件から366件になったんでしょう。25年が合計で5972万7162円、26年は7903万4469円でしょう。どれを見たら特徴がわかるでしょう、これ特徴。

つまり、今、5年時効というところの件数が飛躍的に伸びているわけでしょう。前が745万9896円だったのが、2130万8604円になっているわけでしょう。こういうのは分析をしているんですか。

それとあわせて、今、私が質問して4回目だと言われた件で、こういうふうに時効になるわけでしょう。時効が悪いと言っているわけじゃないですよ。そのときに収納対策というのをやるということになっているわけでしょう。その収納対策について、こういうものについては不納欠損をせざるを得ないから、なっているのだらうと思いますが、この収納対策も含めて答弁をしてもらいたいんですよ。

これ、ずっと経年で見ますと、前にもちょっと指摘しましたが、平成20年が不納欠損のうちの時効というのが463件もありまして、7812万9506円だったんですよ。圧倒的なところにこの5年時効が含まれていたんですよ。このときも私がいろいろ言いました。20年は後期高齢者医療制度というのに変わりましたよね。それによってかなり、これまで整理していたものを思い切って整理したんじゃないかということを行いました。今回はこの大幅にふえた理由はございますか。今の収納対策も含めてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

まず、時効が大幅にふえたと、68件から117件にふえた理由なんですが、悪質な滞納者というか、かなり、なかなか払っていただけない滞納者とか高額な滞納者を先行して、ちょっと力を入れて、そちらにかかっていた関係で、こちら、時効のほうがおろそかになったというわけではないんですが、時効中断ということをしていなかった関係が多分あるかと思います。

〔「まともに答えられるように、暫時休憩したら」と呼ぶ者あり〕

○市民部長（板垣英明君）

じゃ、すみません、ちょっと暫時休憩。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時29分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

申しわけありませんでした。

時効について、ちょっと今調べたんですが、時効につきましては、はっきり、なぜこれが倍近くなっているのかというのはちょっと。過去からの積み上げで、たまたまそれが5年たったのが多かったというような回答しか、今の段階ではちょっとできません。

それから、収納率向上のため特に力を入れていることとしましては、滞納管理システムの導入とか、25年度、26年の変わったところだと、あとは税の専門家の育成というか、機構に職員を派遣して、その機構のノウハウを市に持ってくる、こういうこととか、あとはコンビニ収納が始まったというのが大きいですね。それから、インターネットの公売、こういうのも行っております。こちらが収納率の向上に寄与しているかと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やっぱりデータがなぜふえたのかというのがわからないというのは、ちょっとわかりませんよね。やはりこういうものがきっちり。じゃ、次は予想できるわけですね、そうすると。ずっとたまっているというか、もう次、5年の時効になるものはもう目に見えているということですね。ということは、その前に時効停止というのがあるわけじゃないですか。なぜ時効停止をしないんですか。もう次はわかるわけでしょう。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

なぜ時効中断のしなかつたかということだと思いますが、はっきり言いますと、件数が多くて、なかなか把握、そこまでできなかったというような事情もあるかと思えます。すみません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

長々と答弁になっていないよね、これね、今のはね。いずれにしても、ちゃんとデータはいつも整理して、わかっているわけですから、そのことについては、やっぱり実務的な能力をアップしていくということもあるし、またそれを連携プレーをとってやるということが必要なんじゃないでしょうかね。

時効中断をしなければいけないとは言いませんよ。ただ、やっぱり今、多くの外国人の方も国民健康保険税に入っていらっしゃるわけでしょう。そうすると、住所が、途中でいなくなってしまうとかというものの割合なんかも多いんじゃないですか。そういうところは分析もしながら、相対的に実態を把握するということが必要かなというふうに思います。

それから、5番目です。所得階層別収納状況、平成25年度と26年の対比、滞納繰越分を除いてどうなっているのか、わかる範囲でお願いできますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

こちらは、先ほど来お話に出ています、26年度データというものが今の段階でございませんので、25年度に限って申し上げます。

所得階層別で言いますと、まず所得ゼロ円という方がいらっしゃいます。所得なしです。こちらの方につきましては1,791世帯ございます。調定が4249万2000円でありまして、収納が3306万1000円で、収納率は77.81%となっております。

続いて、100万未満、こちらの世帯が1,766世帯、調定額で言うと1億4786万9000円ございます。収納が1億3240万5000円、収納率で申しますと89.54%となっております。

続きまして、100万円から200万円未満ですね、こちらの方は、調定の世帯数が1,772世帯、調定額が3億1761万3000円、収納が2億8530万4000円、収納率で申しますと89.83%となります。

続きまして、200万円から300万円、こちらが914世帯、調定額で申しますと2億4626万4000円、収納が2億1395万5000円、86.88%となります。

その次に、300万円から400万円未満、こちらが407世帯あります。1億4986万8000円の調定に対しまして、1億4108万8000円の収納がございますので、94.14%となります。

その上に400万円から500万円未満、こちらの世帯が199世帯ございます。934万9000円、こちらの調定に対しまして8992万5000円ですので、96.27%の収納となっております。

その次に、500万円以上ということで、331世帯ございます。こちらの調定額は2億1573万円、収納が2億1235万1000円、98.43%の収納となっております。

そのほかに所得不明というものがございます。こちらは1,257世帯ございまして、調定が9038

万3000円、収納が7328万8000円、収納率で申しますと81.09%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今おっしゃいましたように、収入、所得がない方ですね、これが収納率が77.8で、100万円未満、これずっと続きまして、300万以上から400万未満の方が90%を超えるんですね。500万以上までが90%を超えているということです。

不明が今言ったように81になっているんですね。所得不明ということだと思いますが。同じように、23年度のデータがございますよね。そのときに不明が何と53.04%だったんですよ。ですから、この不明というのが不明なんですね。これはわかりますか。不明ですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

不明の収納率がなぜ向上したかというのはちょっとつかんでおりませんが、不明というのは、他市町村から転入して未申告の方、こういう方も含まれておりますので、なぜその方が23年度から向上したかというのは、ちょっと今のところつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いや、不明というのは前からあったんですよ。ですから、私はずっとデータをとっていたんですけども、途中でデータをいただけなくなったんですよ。そうしたら、計算センターかTKCだかわかりませんが、そこでは出さないんだというふうなことを言っているんだよね。ですから、これはデータがあるわけですよ。だから、これ県のほうにはちゃんと25年度のデータとしてあるわけですよ。23年度も不明というのがあるわけですよ。ですから、この不明というのが、どういう人たちが不明というふうになっているのかね。

だって、これ世帯の割合が多いですよ。世帯から言うと、不明が1,285ですから、合計が8,437ですよ。かなり占めているじゃないですか。こういうところもきちっと分析をするということが必要なんじゃないかなと思いますので、あとこれ以上は聞きませんので、次にいきます。

年代別の収納状況、これもおっしゃいましたように、23年度のデータと25年度のデータしかないと思いますが、簡単に、皆さんも含めてどういう階層が世帯としているのか、実際には収納率はどうなっているのかというのを説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、こちら26年度データがございまして、25年度でご説明いたします。

では、こちらについては世帯数と収納率だけでよろしいですかね。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、まず20代以下、こちらが365世帯ございます。収納率で言うと62.76%となっております。30代につきましては668世帯、収納率が79.71%、40代が971世帯で、82.39%の収納率です。50代が1,202世帯で、83.86%の収納率ですね。続けて、60代が2,899世帯、60代は94.03%の収納率です。70代以上になりますと、2,332世帯、97.33%の収納率となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今おっしゃったように、23年度もそういう同じような傾向がありまして、60代から70代以上の人たちは90%を超える収納になって、20代以下、30代も含めていきますと、80%を切ったり、60%の状況があるということがわかると思うんですね。それで、こういう国保の状態が明らかになっているんじゃないかなと思うんですが、これについてはどういうふうに見ていますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

やはり若年層世代の収入が不安定であるということが一因としてあるかと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、次に移りますが、これが質問するのがつらいんですが、データが混乱しているようで、23年度のデータと25年度のデータで違うんですね。今、職業構成についてお尋ねしたいと思いますが、23年度のときには無職、農林水産業、自営業、被用者、被用者というのは、労働者で雇われているけれども、何らかの事情でいわゆる健康保険というか、その会社の保険に入っていないという方ですね、その他というふうにあります、全体の中で1,789のうち、農林水産の方が全体の割合の0.78、自営業が5.31、被用者が55.67、半分以上を占めている。その他が33.04となっておりますが、25年度のやつのデータがないんですが、これはどういうことかわかりますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

こちらが25年度、確かに被用者が抜け落ちていまして、その他とかのほうに行っているのかなとは思いますが、事実ちょっとどういうことで抜けているかというのは、今、調査中でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

調査中ということなので、しょうがないと思いますが、やはり私が前までデータがあったよう

に、所得と年金、年金者ね、それから農業というか、農業従事者という、そういう区分けの表があったんですね。それで私はずっとデータをとっていたんですが、これがとれなくなったのも、こういうシステム上の問題があって、きちっと出してくれないということなんです。それで、一方で、こういう県が出しているやつが非常にばらけているということは、やはりきちっとデータは同じようにできるようにしていかなきゃいけないと思うんです。ね。

今からほら、マイナンバー制度が始まると言っているけれども、一体どれがデータなのか、もうわけがわからなくなっちゃうでしょう、これ。これは社会保障の問題ですよ。20代なのか30代なのかわかるじゃないですか。こういう問題でこういうデータが十分に管理されていないという証左だと思いますよ。これでは将来が心配されるというふうに思います。

職業別がわからないということですので、次、滞納額別世帯構成について答弁を願います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

こちらにつきましても26年度データがございませんので、25年度で申し上げます。

滞納額が50万円未満の世帯が1,379世帯ございます。滞納世帯に占める割合が84.34%でございます。50万円から100万円未満、こちらが159世帯、9.72%です。100万円以上150万円未満が53世帯、3.24%、150万円以上200万円未満が43世帯、2.63%、その上に200万円以上250万円未満とございますが、これはございません。250万円以上が1世帯で、0.06%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

本来であれば、滞納世帯の数は今述べましたけれども、滞納世帯はあるんだけれども、50万未満が1,379世帯だと、占める割合が84.34%だと。じゃ、金額はどうかと。50万未満でどのぐらいの金額になるかというのは、これを見たらわからないんだよね。ですから、じゃ逆に、人数は50万未満が多いけれども、全体に占める割合がどのぐらいあるのかと、そういうこともこういう個票というか、表にできるようにしていただきたいと思うんですね。

私は、これまではずっと経年度でデータを蓄積しましたが、途中でデータは出せないということだったので、とまってしまったんですが、やはり金額もどのぐらいなのかというのが、1,379の世帯の合計は幾らなのか。50万から100万が9.72のパーセンテージだけれども、金額は全体の幾らなのか。こういうふうに分析できるように、データをちゃんと出せるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

金額もわかるように、ちょっと調査して、つくってみたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、よろしくお願いいいたします。

それから、9番目、一般会計からの法定外繰入額、1人当たりの繰入額について、この表にありますか。ちょっと報告願います。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

こちらは、あくまでも法定外ということでよろしいでしょうか。それですと、22年度から5年間……。

資料はございます。本日お渡しした資料だと思うんですけども。

資料ナンバー3になります。こちらの下の方にルール外分計というのがございます。その下に1人当たりの繰入額がございますので、こちらを22年度からちょっと読み上げてみたいと思います。

22年度が1億2130万6000円で、1人当たりが8,639円、23年度が1億9798万1000円で、1人当たりが1万4248円、24年度が2億692万9245円で、1人当たり1万5338円、25年度が2億2443万1530円で、1人当たり1万7046円、26年度につきましては2億8395万2000円に対して、1人当たりは2万2417円となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際にこの26年度ですね、26年度の繰り入れしましたけれども、歳出のほうで何か特徴的なものがありましたよね。繰り入れしたけれども、前は一般会計から繰り入れして収入にしたけれども、その後、実際に保険給付費を精算したら、ルール外で補填する必要がないということで、一般会計に戻したというふうなことがありましたが、今回は逆にその分を基金に積み立てたということがあると思いますが、それはどのくらいですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時53分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

申しわけありません。約1億5000万ほど積んでおります、基金のほうに。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、今、ルール外の繰り入れが2億8395万2000円でしたけれども、そのうち1億5108万円、これが支払準備基金積立金に変わったということですよね。そうすると、かなりのパーセンテージであります。これはどのような判断でこの1億5108万円という数字が出たのでしょうか。私は喜ばしいことだと思うんです。できれば全てを基金に、一般会計に戻さないで、入れればいかなと思うんですが、これはどういうふうなルールか、ルールというか、何らかの基準とか、そういうルールとか、そういうのがあるのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時55分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

基金に積める基準というのがありまして、3%以内とか、その中で判断して積んでございます。

○議長（藤井裕一君）

それでは、昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

なければ、昼食休憩に入ります。

再開は、午後1時半から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

[小座野定信議員 入場]

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、あくまでも議題となっている事件について、賛否または修正等の態度決定が可能となるような不明確な点について、提出者の説明や意見をただすためのものであります。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないとされておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速質疑に入ります。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

職業別加入世帯のやつがあるんですが、この職業別の国保加入世帯数のやつは現在わかりますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

こちらのデータも、全て完璧なデータというわけではなくて、滞納額等の割合はちょっと出ないんですが、職業別加入割合は、27年度の本算定時のデータになりますが、給与収入の方が3,473人、自営業等の方が740人、また農業の方が386人、年金等の方は2,317人、所得のない方が5,467人、計1万2383人となります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、その根拠となるデータを後で提出してください。よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、わかりました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それじゃ、歳入における過去10年間の国庫負担の割合、これは資料は出ていますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい。本日提出させていただきました資料で言うと、資料4になります。

[佐藤議員「出ていたんでしょう。ちゃんと説明して」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、資料4に基づきましてご説明申し上げます。

歳入における過去10年間の国庫負担割合ですが、平成17年度からですね。平成17年度は国庫負担割合が33.53%、18年度が30.43%、19年度が27.61%、20年度が26.20%、21年度が26.02%、22年度が25.26%、23年度24.11%、24年度23.09%、25年度23.08%、26年度23.61%となります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この金額のほうは17年度からどんどん減っていきまして、また23年度からふえていますよね。この関係で質問しますが、これはどういうことでこの国庫の支出金がふえたり減ったりしているんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

国庫支出金につきましては、それぞれ軽減がございまして、その軽減幅が大きくなってから支出金がふえているというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

つまり、7割、5割、2割の低所得者対策という、そこの分の軽減策がふえたということが、23年度からこの状態が続いているということの認識でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、12番ですね、短期保険証の発行数の現況、これを見ればわかると思いますが、かなりふえる傾向があります。これはやはり短期被保険者ですね、被保険者数の関係で、短期は1カ月と6カ月があると。1カ月と6カ月の違いだけ、ちょっと説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

短期の1カ月というのは、誓約して、そのとおり支払ってもらえなかった誓約の不履行、また未納がどんどんふえていって、滞納額がふえているというような状況の場合に1カ月というふうに判断しています。

また、6カ月につきましては、過年度に未納がなくて、現年度において7期分のうちの2期分以上未納している方については、短期保険証の6カ月というふうになってございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

1カ月の場合は複数年度にわたらないで滞納している場合、6カ月は複数年度にわたって滞納している場合ということだと思っておりますが、それでよろしいですね。

それで、被保険者数が1カ月の数が、世帯がこれは減ってしまっていて、6カ月がふえているというのは、そういう意味では、年度を越した滞納者がふえてきているという認識でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、佐藤議員がおっしゃった1カ月と6カ月の判断基準は、逆になると思います。6カ月は過年度に未納がない場合ですね。1カ月は、過年度に未納がある場合も含めて、未納がふえ続けていくという状況になると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

間違えました。私の勘違いでして、1カ月というのは、もうとにかく1カ月たびにやらなきゃいけないですから、複数年度にわたって1カ月でやらざるを得ないというふうになっている。6カ月は単年度というような形だと思っておりますが、そうしますと、この1カ月が若干減って、6カ月がふえているということの意味について、どういうふうに捉えればいいのか。つまり改善されているというふうに認識してよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

滞納整理とかの状況により改善されてきていると考えてもらって結構だと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、次、議案第70号のほうに移りますが、よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

はい。

○11番（佐藤文雄君）

議案第70号 平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、まず1つ目は、平成20年度から26年度の1人当たりの所得額と保険税についてお尋ねします。この中身について、傾向についてご説明していただけますか。資料6ですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、佐藤議員さんのご質問で、①と②は関連がございますので、一緒に答えさせてもらってよろしいでしょうか。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

過去5年間、資料で言うと資料6になります、まず22年度からなんですが、所得が32万9765円に対しての保険料は1人当たり3万8836円になりまして、所得における保険料の割合は11.78%となります。同じように、23年度は31万1643円の所得に対して3万8500円、割合は12.35%、24年度が33万9501円、保険料が4万2145円、割合が12.41%、25年度が35万1825円、保険料が4万2642円、12.12%、26年度は41万7358円、保険料が4万4144円、割合は10.58%となりまして、25年度ぐらいから所得のほう若干上向いてきているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

所得が上向いている。ところが、保険料の1人当たりの所得に対する割合が減っていますね。これは何か分析をしておりますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

特に分析は今のところ、しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

27年度の本算定のことここを書いてありますが、これが12.08にまた戻っていますよね。ですから、12%ぐらいが普通かなというふうに思いますが、この26年度が特に10.58ということで低くなっているというのは、どういう効果があったのか。今わからなければ、後で教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ちょっとデータのほうを精査しまして、後ほどお答えいたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、滞納の問題ですが、これについて簡単に説明してください。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、滞納のほうの状況についてご説明申し上げます。

資料で言うと、資料の7になりますね。すみません、資料6です。こちらでやはり過去5年間をちょっと読み上げます。

平成22年度は滞納額が161万6925円に対して、これ割合は0.84になります。短期保険証は32件出ております。23年度は滞納額268万4600円、割合が1.40%で、短期保険証は41件出ております。24年度は304万7642円、割合が1.42%ですね、短期保険証は17件ほど出ております。25年度が455万196円、2.04%で、短期保険証は44件出ております。26年度は389万5154円で、割合は1.71%で、短期保険証は29件ほど出ております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、後期高齢者医療制度については、滞納ということは、実際には年金から天引きできない方ですよ。そうすると、その年金で天引きできない方というのは普通徴収者ということになると思うんですね。そうすると、この普通徴収者について、この傾向は被保険者数のところを見ればわかるかなと思いますが、全体的に割合はどういうふうな割合になりますかね。全体の被保険者に対して普通徴収者の割合について、ちょっと教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

普通徴収者の割合ですが、平成22年度では被保険者が4,932人いまして、そのうち特別徴収者が4,256人、普通徴収が1,241人となります。23年度は4,997人おまして、そのうち特徴が4,294、普通徴収が1,206、24年度が5,079人のうち特徴が4,395人、普徴が1,236人、25年度につきましては5,176人、特徴が4,461人、普徴が1,112人、26年度が5,152人のうち特徴が4,466人、普徴が1,138人。ただ、これは、特徴と普徴を足したのが必ずしも被保険者数とならないのは、年度の途中で特徴と普徴間の移動が発生しているためでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、次に、この不納欠損について説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、資料のほうは、資料8になります。

この中で、執行停止後3年経過、地方税法第15条の7の第4項、こちらが26年度5件、金額にして11万5100円になります。その隣の納付・納入義務の即時消滅というのはございませんでした。また、時効につきましては、同法第18条でございますが、26年度は35件、金額で84万2842円となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この金額が、件数よりも金額が大きくなっていますね、25年と26年を比べますと。これについて、どのように分析しているんですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

これを見ますと、ただ単純に考えますと、1件当たりの不納欠損額が多くなったというふうに思われます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それを説明してくださいと言っているの。これ割り算すれば、1件当たり多くなるのはわかるじゃないですか。説明してくださいと言っているんですよ。何でなんですかと。これ分析していますか。分析していなかったら、分析していないでいいですよ。後でこれを分析しておいてもらいたいと思うんですよ。

件数が減っているわけでしょう。でも、金額がふえているじゃないですか。後期高齢は20年から始まっていますから、20年からですから、25年から5年時効ですか、5年時効というのが大体発生するのは普通ですが、この24年に発効しているのはちょっとしたずれかなというふうに思いますが、そういう点ではどのように分析しているかと聞いたんです。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

後日、分析の結果を報告したいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

決算の特別委員会のいわゆる、ありますから、その前までに分析したやつを私のほうにも提出してください。

それでは、下水道のほうに移らせていただきます。

まず、第71号の26年度下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

過去5年間の使用料の徴収額及び徴収率について、下水道の使用料の総額と、千代田と霞ヶ浦との割合も含めてご答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

それでは、ご説明いたします。

下水道課で用意いたしました資料をもとに説明させていただきたいと思っております。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

現年度を主として説明させていただきます。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。

下側の使用料全体というところの現年度の一番上の調定額というところをごらんいただきたいと思います。平成26、下水道全体での使用料、現年度調定額3億3237万680円になります。うち、千代田地区につきましては2億5946万4410円、霞ヶ浦地区につきましては、公共下水道3090万4040円、特環4200万2230円で、霞ヶ浦地区は合わせまして7290万6270円になります。率といたしましては、千代田地区が78.1%、霞ヶ浦地区は21.9%でございます。

なお、全体での調定割合につきましては、3ページ、一番下のところ、下から2つ目、調定額の割合という欄があるかと思えます。使用料全体、過年度含めまして、千代田地区は79.1%、霞ヶ浦地区は20.9%になります。

使用料のほうの説明を先にさせていただきますと思います。

26年度の使用料総額、先ほど申しました額でございますが、平成25年度に比べまして733万6720円増加となっております。こちらにつきましては、昨年度の消費税が5%から8%へ引き上げられたことによるものでございまして、消費税抜きでの使用料は横ばい、あるいは漸減にあると考えているところでございます。

徴収率についてご説明をいたします。

現年度の徴収率は99.2%でございます。現在、徴収につきましては、徴収の委託業者との契約におきましては、前々年度の調定額に対する徴収、収納率は99.8%としているところでございます。

過年度分についてご説明させていただきます。

過年度分につきましては、3553万3390円の調定額に対しまして、徴収額は215万380円でございます。収納率は6.1%でございます。

滞納繰越分の徴収率につきましては、現年分の徴収率が高いことから、徴収の難しい案件がほとんどでございます。近年の滞納者はアパートの借家がほとんどございまして、いつの間にか引っ越してしまうとか、名義人がお亡くなりになるとか、あるいは外国人が帰国してしまうと、そういうものがほとんどでございます。

下水道の使用料につきましては、水道料金と一緒に徴収しております。この関係で、水道の給水停止をもってしても徴収の困難なものばかりが残っているという状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

使用料のほうについて今説明していただきましたが、データをつくっていたら、この分担金というか、負担金ですね、これについて、この前お話ししましたが、これについてはかなり徴収率が悪いようなんですが、これはどういうことなんでしょうかね。これについてちょっと説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

資料といたしましては、1ページをごらんいただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、滞納繰越分が多くなっているところがございます。

加入分担金につきましては、供用開始区域で接続可能になると分担金が賦課される、そういうような仕組みになってございます。賦課された加入金を3年間で分割納付していただくということになってございます。

3年を経過したもの、こちらが滞納繰越分になるかと思えます。こちらにつきましては、納付のない土地の所有者から接続の申請があった場合、その時点で水道と同様に一括して納付をしてもらっているところがございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そうすると、加入を前提にして負担金というのが発生すると。分担金か。分担金が発生。負担金の場合。どちらですか。負担金の場合、加入を前提にしていなくて、もうとにかく接続できる状況のときになるということなんですか。ちょっとその点、もう一回説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

今回ご説明しておりますのは公共下水道の件でございまして、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、使用開始が可能となったところで加入分担金を賦課していると、そういうものでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、もう下水道が整備されて、いつでも接続できるような状況になったときには、もう既にその分担金、負担金というのは発生するということなんですか。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員、3回終わりました。

○11番（佐藤文雄君）

3回目。

○議長（藤井裕一君）

4回目です、今度。今、4回目です。次に移ってください。

○11番（佐藤文雄君）

それだけちょっと教えて。

○議長（藤井裕一君）

後で文書でやるとか。やりますか。

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、加入状況の進捗状況は改善されているかどうかということなのですが、これについて簡単に説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

加入状況についてご説明をいたします。特に牛渡・加茂ですか、こちらの加入状況を中心に説明させていただきたいと思います。

牛渡・加茂につきましては、まず加入戸数でございますが、平成25年度は563戸、平成26年度は590戸で、27戸の増。率にいたしまして、平成25年度は59.2%、平成26年度は61.8%、2.6%の増となっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

全体の加入の状況、これ公共下水道のほうを霞ヶ浦も千代田も合わせて、まず。ごめんなさい。千代田のほうを対象戸数が25年度と26年度でふえていますよね。そして、加入戸数が、ふえているというか、どのくらいふえているか、これどこにデータが入っていますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

資料といたしましては、5ページをごらんいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私のほうのデータと後で突き合わせしてみたいと思います。

今、加茂・牛渡流域特環の件で5.7%ふえたというふうにおっしゃっていますが、私は加入促進の話を何回かしているんですね。この加茂・牛渡のほうも、20年から、過去5年間ですね、22年度からいくと、5.9、3.3、2.5、2.3、そして5.7というふうな状況なんですよ。ところが、このままいくと、いつまでたっても加入が進まないよと。少なくともこれを伸ばすためには何らかの対策が必要だというふうに話ししたことがあるんですが、対策については何らかの対策をやっていますか。前に平成22年と24年に加入調査をやったことがあるんですね。これは26年度では

加入調査はやっていますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

下水道課といたしましては、加入促進といたしまして、広報紙やホームページを使っての広報、戸別の訪問、あと接続の補助などを実施しております。

議員おっしゃられました加入の調査につきましては、昨年度は実施してございません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、加入促進のためにそういう調査をやるということが必要だというふうに思いますが、22年やって、24年やって、26年、何でやらなかったのと。忘れたのか、それとも、なぜやらなかったのかというのは、今は答えられませんか。答えられない。答えられないそうです。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員、3回終わりましたので、次お願いします。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味で、加入促進のそういう調査をやる必要があるかなというふうに思います。

それでは、3番目の26年度決算で千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料、この割合について、費用対効果の立場で説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

資料7ページをごらんいただきたいと思います。

この7ページにおきまして、地区別使用料及び事業費ということで説明させていただきます。

現年度プラス過年度の使用料におきまして、千代田地区は2億5883万8320円、霞ヶ浦地区は7288万5430円。率にいたしますと、使用料は、千代田地区が78%、霞ヶ浦地区は22%でございます。現年度におきましても、やはり千代田地区が78%、霞ヶ浦地区が22%でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ちょうどこの資料に次の質問の中身が入っていますので、関連してですが、26年度までの建設投資総額、これが幾らなのか。千代田地区と霞ヶ浦地区の割合はどうかというのを説明して、相対的にこの費用対効果についてどういうふうに考えているか説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

やはり資料7ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度までの建設投資総額、どのくらいお金をつぎ込んだかということでございますが、千代田地区と霞ヶ浦地区と分けて説明をさせていただきます。

まず、建設費の総額といたしまして、千代田地区は123億3709万3602円、霞ヶ浦地区は118億2267万442円でございます。割合といたしましては、千代田地区が51.1%、霞ヶ浦地区は48.9%でございますので、同程度の投資がされていると考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いや、同程度の投資をしているけれども、収入のほうは78対22だということなので、費用対効果についてどういうふうを考えているかということなんです。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

今、議員おっしゃられたように、同額程度の投資をしているにもかかわらず、千代田地区のほうの使用料が78%ということでございますので、霞ヶ浦地区が低いと。投資と効果ということで考えますと、千代田地区のほうに投資効果が高いということかと思えます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかりました。

それと、いつも私、要求しているんですが、平成26年度現在の下水道整備費と1戸当たりの費用額について、千代田地区と霞ヶ浦地区について簡単に説明していただけますか。表はありますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

資料で言いますと、6ページをごらんいただきたいと思います。

6ページをごらんいただきますと、千代田地区のまず整備事業費といたしまして、総額が123億3709万3602円、1戸当たりにつきましては159万9312円になります。一方、霞ヶ浦地区につきましては、総額で118億2267万442円、1戸当たりには567万3066円。こちらにつきましては、霞ヶ浦地区のほうに千代田地区よりも3.5倍の費用ということになるかと思えます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

千代田地区の1戸当たりの費用額を1とした場合に、霞ヶ浦地区の場合は3.5だというふうに

見てよろしいわけですね。

それで、ちょっと戸数はふえていないんですが、25年度と26年度ですね、建設投資に対してふえていないんですが、建設のための事業費が霞ヶ浦地区と千代田地区は600万程度ふえているようですが、これについて簡単に説明、どういうことなのか教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

それでは、お答えいたします。

平成25年度から26年度にかけては、両地区とも投資がされてございます。

まず、千代田地区につきましては、金額で608万5692円の増加でございまして、内訳といたしましては、公共汚水ます16件を取り出した費用でございまして、

なお、霞ヶ浦地区につきましては、721万7208円の増。こちらにつきましては、やはり公共汚水ますを1件プラス、マンホールポンプ1件を新設したということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、26年度に「生活排水ベストプラン」という事業というか、設計委託かなんかをしたと思うんですね。これは県かなんかに提出して、どうのこうのということがあったので、この委託の現状についてちょっと説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ご説明をいたします。

生活排水ベストプランの現段階についてでございますが、平成26年度決算におきまして、生活排水ベストプラン見直し業務委託540万円を執行してございます。

生活排水ベストプランとは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設を地域の特性に応じまして効率的に配置し、整備や維持管理を進めるための生活排水対策のマスタープランでございます。

こちらにつきましては、平成7年度に実は策定しておりまして、以降、おおむね5年ごとの見直しを行い、今回が第3回目となるものでございます。

現在は、26年度に委託しました生活排水ベストプラン見直し業務の結果をもとといたしまして、庁内と県等関係機関と調整、取りまとめを図っているところでございます。本市といたしましての生活排水ベストプラン案を、今後、議会へ報告させていただきたいと思っております。

なお、県では、各市町村から提出されました案を取りまとめ、年度内に県全体の生活排水ベストプランとして結果を公表する予定と聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

委託の期限は、納期はもう26年度、済んでいると思うんですね。まだそれは議会に提出されていないようですが、これ今、議会に提出しますと言っていますが、議会に提出はいつするのでしょうか。

それから、県のほうは年度内ということになっていますが、各市町村からの集約で、まとめて年度内ということなんでしょうか。そうすると、27年度内にはそれがわかるということなんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらの委託を受けての基礎資料でございますが、先ほど申しましたように、市内と県で調整しておりますのも、市におきましては、今、総合計画の見直し等が図られるかと思えます。そちらとの整合性をとる必要もございます。それを内部で勘案したところで、市としての態度をある程度反映させたいと思っております。

県におきましては、今年度、ベストプランを公表するとしておりますが、例年、若干おくれるようでございます。できれば議会には、年度内早目にお知らせできればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

総合計画との兼ね合いがあるから、委託した中身はもう出ていると、出ているけれども、それはまだ出せないということのようにちょっと聞こえたんですが、その整合性の問題で。でも、それはいつ出せるようになるんですか、この生活排水ベストプランの委託の中身は。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

出されました基礎データをもとにして現在調整しておりまして、市として年度内、できれば年内早期にという考えはございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

できる限り、どういう状況なのか教えていただきたいというふうに思いますので、次は農業集落排水事業のほうに移りたいと思います。

分担金及び使用料の過去のデータ、5年間のデータ、改善されているかどうかを中心に説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

資料といたしましては、10ページになります。一番後ろのページになるかと思えます。

こちらの分担金、使用料のデータでございますが、農業集落排水事業特別会計におきましては、まず分担金の徴収率でございますが、平成25年11.4%、平成26年17.9%、改善率としては6.5%でございます。

なお、使用料の収納率につきましては、平成25年が97.1%、26年が96.9%、改善は△の0.2%ございました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

△の0.2%というのは、改善されていないということなんじゃないですか。

これはほとんど、農集のほうについては、加入そのものは、若干、千代田東部ですか、これがふえているように思いますね。25年度と26年度を見ますと、25年度が対象戸数に対して59%、26年度が62.7%というふうにして、この分の加入は伸びていますよね。一方でこの収納率が下がっているということがありますが、これについてどのように見たらいいんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

加入戸数等が伸びておりますのは、分家等、新たに加入される方がいるのかなというところで、戸数がふえているのは、分家等によりまして加入戸数がふえていると、そういうところかと思っております。

収納率につきましては、従前とそれほどということかと思えます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなかあれなんですけれども、分担金も下水道と同じように、分担金のいわゆる過年度分が、調定額に対して収納額が極めて低いですよ。これについてもちょっと説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

農業集落排水についてでございますが、やはり合併浄化槽の設置がある程度進んできたところで事業を起こしていると、そういうようなところも一部ございまして、家を建てかえるとか、そういう場合に浄化槽を廃止して、農業集落排水に入っていただくということが主なものでございます。こちらにつきましては、撤去の補助などを活用いたしまして加入促進を図っていると、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっとわかりにくいんですが、いずれにしても、もう分担金そのものが発生しているようになっていると思うんですね。これは早急に改善が求められているかなというふうに思います。

それから、この加入についても、分家したからということなんですが、そういう何か自然にふえるんじゃなくて、やっぱり具体的な対策というのをやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、こういう具体的な対策はあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

対策と言われてもなかなかございませんが、私たちといたしましては、戸別訪問、あるいは先ほど申しましたように、平成27年度からではございますが、従前、浄化槽を設置していた方が新たに家を建てるとかされる場合には、古い浄化槽の撤去に対しまして補助制度などを設けて加入の促進に努めている、そういうところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、次、介護保険のほうです。議案第73号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございますが、資料は提出されているように思いますが、簡単にまず1つ目、過去5年間の保険給付費の予算と決算の差額について、このデータについてどう評価しているのか、答弁を願います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えをいたします。

提出してございます1枚目のページ、タイトルが「介護保険給付費予算・決算額」と表示をされているものでございます。

まず、1段目の保険給付費計というのは、各年度ごとの合計額を記載してございます。2段目の介護サービス諸費から一番下の棚の高額医療合算介護サービス諸費につきましては、それぞれの合計額を記載してございます。

保険給付費計でございますが、平成26年度決算額におきましては28億2101万1257円でありまして、予算額29億7920万4000円に対しまして、1億5819万7243円の不用額というような状況になってございます。

予算額につきましては、25と26年度を比較しまして106.1%の伸びで、金額にいたしますと、1億7000万5000円の増であります。

決算額におきましては、102.9%の伸びでございまして、金額では7923万189円の伸びというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

介護保険制度というのは5期、6期、今度6期でしたっけね。5期が24年度、25年度、26年度、この3年間ということになると思うんですね。この3年間トータルでどうなのかというふうに見るべきだと思いますが、最終年度の26年度で11億5819万2000円という異常に差額が出ましたが、これはどういうことでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

当初の見込みを多く見積もってしまったというような状況です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

当初の見込みというのは、何らかの数値的な根拠に基づいて計算されているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

前年度の実績等を鑑みまして、実績、それに伸び率等を勘案で予算を計上してございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、不納欠損のほうについてもデータが出ていると思いますが、介護保険は不納欠損というやり方がちょっと一般の国保とか、いわゆる市税とは違って、2年の期限というふうに聞いておりますが、この不納欠損の中身と、それからこの違い、通常为国保との違いを述べていただいて、それから、もしこの介護保険で滞納した場合はどういう状況になるのかもあわせて答弁していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えをいたします。

まず、介護保険不納欠損件数及び金額についてでございますが、26年度におきましては、22年度の欠損が6件、23年度の欠損が239件、合計で245件、金額にしまして718万6300円の欠損とさせていただきます。

欠損の傾向でございますが、22年度から26年度にかけては、平成23年度を境に件数、金額的にも減少している状況でございます。これらにつきましては、督促状、催告書、そして職員の戸別訪問を実施しまして、徴収に当たっているためと思っておりますのでございます。

また、先ほどの国民健康保険と介護保険との相違というような部分のお話かと思うんですが、時効の消滅が国民健康保険は5年、介護保険料につきましては2年というような状況になってございます。

また、保険料を滞納しましたときの措置でございますが、まず1年間滞納した場合でございますが、一旦サービスの利用料金の全額を自己負担していただき、申請によりまして、後から自己負担割合に応じたものが市から払い戻しとなるものでございます。

続いて、1年6カ月間滞納した場合でございます。市から払い戻される給付金、9割または8割相当分でございますが、その一部または全額を一時的に差しとめるなどの措置がとられるところです。また、滞納が続く場合には、差しとめられた金額から保険料が差し引かれるというようなことでございます。

それと、2年以上滞納した場合でございますが、介護保険料の未納期間に応じて、1割または2割である自己負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス等費が受けられなくなるというふうな状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ありがとうございました。

そういう点では、1年滞納したりした場合の利用料が自己負担になって、その分が後で支払いとか、還元されるような手続をしなきゃいけないということになるということですね。

そして、あと、今、被保険者数と認定者数については、このデータにありますので、これはデータを見てわかりますので、よろしいです。

それから、普通徴収と被保険者の問題ですが、これは次のどのデータ、これ下ですかね、特別徴収。下のほうについて説明していただけますか、簡単に。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ごらんのページ下のほうの棚になります。被保険者の徴収種別というようなことですが、第1号被保険者につきましては1万1408人でございますが、そのうち特別徴収者につきましては1万42名でございます。その中で普通徴収が2,077名でございます。普通徴収者の比率で申し上げますと、第1号被保険者の18.21%ということになってございます。

また、一番右側の棚でございますが、収納率につきましては、普通徴収で81.9%というふうな状況になってございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

普通徴収の方がやっぱりどうしても滞納という傾向になってくるかなというふうに思いますね。81.9で、やはりこれが2割の方が滞納というか、納めていないという数字だというふうに理解し

てよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんのおっしゃるとおりの理解で間違いないと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

次は、水道ですね。

○議長（藤井裕一君）

ここで暫時休憩します。約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第74号 平成26年度水道事業会計決算についてお尋ねします。

過去5年間の当年度の純利益データ、これはこの資料が提出されておりますので、特に26年度の決算では純利益額がマイナスとなっております。この前、部長は説明をしたと思いますが、新会計制度への移行によって純損失になっているけれども、結果的にはそうじゃないということがありましたので、それについて特にこの問題を説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

説明をさせていただきます。

こちらで用意いたしました、こちら水道課提出資料をごらんいただきたいと思います。左上に①、②とあるものでございます。

まず、平成26年度の予算、決算から新しい会計制度への移行によりまして、大きな変更がなされているところでございます。

まず、給水収益でございますが、こちらに比べ決算で9198万1286円の増となっておりますが、こちらにつきましては、平成25年度にはありませんでした現金収入を伴わない収益、長期前受金といいますが、こちらが7576万3981円……。失礼しました。給水収益につきましては、9198万1286円の増となっておりますが、こちらにつきましては、長期前受金7576万3983円を営業外の収益に戻入、計上したものによるものでございます。これを差し引きますと、前年度並みであったと考えているところでございます。

こちら、今度は費用のほうをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、前年度

に比べまして1億4372万8924円の増となっておりますが、こちらにつきましても、制度改革によりまして、こちらは現金支出を伴わない減価償却費の増加と貸倒引当金等の引当金を新たに計上したことによるものでございます。

こちらにつきまして、制度改革がなかった、もしも影響がなかったとした場合でございますが、千代田地区に送ります受水費の増、電気料金の値上げ等の費用がかさんでおります。費用につきましては、縮減を図っているところでございます。改正が行われなかったとすれば、こちらも昨年度並みというところかと考えております。

こちらは消費税を抜いて損益計算をいたしまして、そうしますと、純損失3749万2899円となっておりますが、キャッシュフロー計算書を新たに平成26年度からつけることになっております。こちらによりまして、現金・預金の残高、年度当初に比べまして、年度末には5890万7488円の増となっております。

損益計算におきまして純損失が発生いたしました。経営環境が悪化して運転資金が枯渇してしまう、そういうものではございませんので、経営の健全化は図られていると考えているところでございます。今年度予算におきましては、収入が支出を5581万5000円上回る黒字予算となっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなか難しいところがあると思うんですが、前に新会計制度についてグラフをつくっていただいたと思うんですね。こういうふうな形になっているから、結果的には損失は出ていないよというやつをつくっていただけませんか。そうすれば一目瞭然だと思うんですよ。今の説明だと非常にわかりにくい。ですから、それについてちょっとチャレンジしていただいて、決算特別委員会、そのときまでにつくっていただけませんか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ただいまの件でございますが、こちらといたしましても、内部資料でございますが、既につくってあるものがございます。こちらを機会を捉えましてお配りさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、それで。それを使って説明してもらおうとよかったかなと。非常にわかりやすくなったのかなと思うんですね。

2番目のほうの新会計制度の問題で、純利益の処分のことですが、この利益処分についてはどのようになっているんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

損益計算におきまして純利益が発生した場合、これまでは未処分利益剰余金、あるいは減債積立金としておりましたが、平成26年度は△ということでございますので、未処分利益剰余金が減ると。この分、相殺されるということになります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、いわゆる資産が、資産というか、利益が形、見かけ上は減っている、減っちゃったということになるんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ただいまの話は貸借対照表の話でございます。議員おっしゃるように、資産に計上してございます未処分利益剰余金はその分減るとということは、貸借対照表が小さくなる、そういうことでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、給水原価のほうですね。この給水原価、過去5年間の推移。私が1、2、3、4、5まで挙げていますので、それについての資料を簡単に説明していただきたいと思います。これは資料が出ていますが、給水原価が26年度は、今言った新会計制度によって、見かけ上、原価が上がってしまったというところもありますので、それについて説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

こちらにつきましては、資料をおめくりいただきまして、③給水原価の過去5年間の推移という表をごらんいただきたいと思います。

給水原価、こちらにつきましては、前年度に比べ高くなっているのは、議員おっしゃるとおり、新しい会計制度への移行に伴うものでございます。この計算式の分母となります費用につきましては、減価償却費の増加、これまでなかった貸倒引当金等を計上したものによるものでございます。

平成26年度は、貸倒引当金といたしまして8995万円計上いたしました。今年度、平成27年度からは200万円以内の計算になりますので、原価は縮減されると考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あと、みなし償却の問題も入っていますが、これについてもちょっと話していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

みなし償却につきましては、先ほど申しました減価償却費の増加にかかわるものでございます。平成25年度までは、国等の補助金を受けたものにつきましては、それを差し引いて減価償却をしておりましたが、平成26年度の決算からはそれができなくなっております。そのため、減価償却費が増加し、原価が上がったという面もございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、このみなし償却というのが結構大きいんじゃないかなというふうに思うんですね。特に霞ヶ浦地区、旧出島村のときにはかなりの投資をして、国庫補助をやっているならば、その分は償却をしないまま、みなし償却というような形で減価償却をしていったということになると思うんですが、これ割合まではわからないと思いますが、大体この割合はわかりますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

申しわけありません。この場ではちょっとわかりかねる部分でございます。ただ、千代田町はみなし償却をしてございましたが、霞ヶ浦町はフル償却、減価償却しないところで減価償却費を計算してございました。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

千代田のほうはみなし償却をやっていたけれども、旧出島というか、霞ヶ浦町はフルに減価償却をやっていたと。そうなんですか。今、わかりました。じゃ、後で具体的なことについては聞きたいと思います。

それから、県の企業局からの購入水量、26年度から今まで日量最大が1,400の契約だったのが、2,100になったと思いますが、それについて簡単に説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えをいたします。

資料につきましては、3枚目、こちらをごらんいただくことになるかと思っております。

議員おっしゃるように、昨年度の4月から、震災対応といたしまして、千代田地区への送水を開始するに当たりまして、県中央との契約水量を1,400立方メートルから2,100へ増量してございます。これによりまして、この表の中でもありますように、受水量、受水費とも前年度に比べ大きくなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

この表を見ますと、県西の用水については実質下がったと。ところが、県の中央は2,100で契約がふえて、実際には供給もふえた。相対的に金額がふえた。一方で地下水ですね、地下水のほうについては、できる限り地下水を使うという立場でいるように見受けられますが、そういう結果、年間配水量から換算すると87.4円というふうになっていると思うんですね。まず、そういう理解でよろしいかどうかですね。

これは、全体的には原価を下げるやり方になったというふうに認識しておりますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

まず、県西用水、この表を見ていただきますと、平成25年度でございますが、158万7905トン、それが26年度には125万1410まで減少してございます。

県西用水につきましては、従来4,600の契約をしてございまして、その95%近くの割合で受水をしておりましたが、これはちょっと比率が高いということで前から危惧していたところでございます。今回、水量を減らしたことによりまして、その分は地下水を当てるということで26年度は実施してございましたので、その分、受水費が引き下がったと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

その点についてはわかったんですが、これ、いわゆる地下水と、あと県から買う水の増減によって相対的に、全体的に下がったというふうに認識していますかということなんです。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

先ほどの表の右側のほうに受水費（税抜き）というところがございます。先ほどの表の④の受水費の欄でございますが、県西用水は減らしたんですが、県中央がふえて、最終的には前年度よりも受水費総額がふえてしまっているという現状でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、そのことはもう言ったの。地下水を使った分は逆に、地下水を使ったので原価が下がっているでしょうと言ったわけ。相対的に県水と地下水を合わせたら全体的に原価は下がったんですかという質問をしたんですよ。まあいいです。

それから、26年度決算で雑収入がございますよね。これは東電の放射性物質の検査だと思っておりますが、これについて下がっていると思うんですが、どうなんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらは、平成26年度の決算の中で、東京電力からの水質検査の費用が雑収入として入ってきているものでございます。平成26年度に入りまして75万6000円、こちらにつきましては、25年度に実施したものが翌年度に入ってきたということでございます。

26年度に実施しました25年度までは、2カ所の浄水場で月2回ずつ、12カ月やっておりましたが、平成26年度からは、4月から9月にかけては月1回、10月から3月に関しましては3カ月に1回しか補償されないということになっております。これからいまして、平成27年度は、前は月2回ずつやっていたものが、3カ月に一遍の補償になるということでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、最後です。⑥と⑦はこれ一緒ですが、水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について。給水人口等について過去5年間の実績と当該年度の説明ですね、人口や給水量との問題、今後どのように考えているか、まとめて説明をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ご説明いたします。

こちらの提出させていただきました資料⑥、⑦をごらんいただきたいと思います。

まず、給水人口につきましては、減少傾向にございます。給水戸数につきましては、ふえる傾向にございます。年間の総配水量につきましては、ほぼ横ばいでございます。給水戸数がふえているというのは、1人当たりの世帯人数ですか、こちらが減っているということで、小粒になっているということかと思えます。一日1人最大配水量につきましては、減少傾向にございます。一日最大配水量につきましては、全体が小さくなっておりますので、やはり減少傾向にあるかと思えます。

それと、その下の段でございますが、給水収益につきましては、霞ヶ浦地区が3億2385万5000円、千代田地区が5億9835万2000円、率にいたしまして、霞ヶ浦地区が35.1%、千代田地区につきましては64.9%になります。給水人口につきましては、霞ヶ浦地区が1万7405人で42.9%です。千代田地区は2万3202人、率で57.1%になります。加入戸数につきましては6,127で、40.7%が霞ヶ浦地区、千代田地区につきましては8,926戸、59.3%。年間総配水量につきましては、霞ヶ浦地区が168万8171、38.8%、千代田地区が265万8155、61.2%。最後になりますが、一日最大給水量につきましては、霞ヶ浦地区が4,673、37%、千代田地区は7,949で、63%でございました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、これ、給水収益のほうと比較すると、千代田地区が64.9ですか、霞ヶ浦地区が35.1。人口のほうは、千代田地区が57.1の42.9ですね。加入戸数のほうは、千代田地区59.3、霞ヶ浦地区が40.7というふうな割合とおっしゃったように今思うんですが、ということは、1人当たりの給水というのは、どちらかという千代田地区のほうは多いということですかね。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ちょっと細かい計算はしてございませんが、議員のおっしゃるとおりかなとは思いますが。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で議案第69号ないし第74号に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第69号ないし第74号までの6件の審査については、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第6、請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りをいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により平成27年第3回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、明日9月8日から17日までの10日間、休会にいた

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、9月8日から17日までの10日間、休会とすることに決しました。

次回は9月18日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時08分

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成27年9月18日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
副 市 長	横 瀬 典 生 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

議事日程第6号

日程第 1 議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 1 号 美並小学校校舎 (教室棟) 増築工事 建築工事変更請負契約の締結について
- 議案第 6 2 号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第 6 0 号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事 (第 I 期工事) 請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第 6 3 号 市道路線の変更について
- 議案第 6 4 号 市道路線の廃止について
- 議案第 6 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 請願第 4 号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 請願第 5 号 TPP (環太平洋連携協定) 交渉に関する請願書
- 請願第 6 号 教育予算の拡充を求める請願
- 請願第 7 号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書
- 日程第 5 閉会中の継続審査について
- 日程第 6 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 3 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 1 号 美並小学校校舎 (教室棟) 増築工事 建築工事変更請負契約の締結

について

- 議案第62号 消防団デジタル無線機の取得について
- 日程第 2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第63号 市道路線の変更について
議案第64号 市道路線の廃止について
議案第65号 市道路線の認定について
議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 請願第 4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 日程第 6 委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）
- 日程第 7 請願第 5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
- 日程第 8 請願第 6号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 9 委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第10 請願第 7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号及び議案第62号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号、以上9件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第53号ないし議案第59号並びに議案第61号、議案第62号について、9月8日及び17日に、市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第54号、議案第56号ないし議案第59号、議案第62号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第53号、議案第55号、議案第61号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第53号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改定は、手数料については一定の公共サービスを図る応益分の負担として規定してきたが、住民ニーズの多様化に伴い、利便性の向上と将来安定的な住民サービスの維持を図る必要があるとしています。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法であります。この施行に伴って、通知カード及び個人カードの再交付の規定を追加し、個人番号カードの推進を図るために平成29年度末まで多機能端末の発行による手数料を現状維持とするものだと思います。その中身は税の証明等に関するものを初め、現行200円を300円とするものであります。

私はまず第1に他市との比較の整合性、第2にこの改正で手数料の増収額をどのくらい見込んでいるのかをたどりました。市当局は住民票を例にとると44市町村のうち1件当たり300円以上のものが24自治体、300円未満が20自治体と述べ、住民票、印鑑証明、諸証明の発行件数は平成26年度5万1697件、また、自動交付機による発行件数は平成25年度実績が1万183件、これを考慮して4万1514件だとし、これに100円を乗じた金額を増収分として見込んでいると答えました。

私は一般質問で住民サービスの向上を考え総合窓口の設置を求めてきました。今回の手数料値上げで増収分を415万円程度としています。今、住民から求められているのは料金の引き上げで住民負担を押しつけることではなく、ワンストップによる行政サービスの向上を図ることは

ないでしょうか。415万円はさまざまな無駄を省けば捻出できる額であります。私は住民サービスの観点から手数料の引き上げには反対であります。加えて、マイナンバー制度導入には反対の立場であります。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第54号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○ 1 1 番 (佐藤文雄君)

議案第55号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

マイナンバーは赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をした全員に12桁の生涯変わらない番号をつけて、社会保障や税の個人情報を国が一括管理、活用するものです。2013年、消費税と社会保障の一体改悪の道具として自民、公明、民主、維新などが賛成多数で強行しました。

政府は行政手続が便利になると言いますが、年に一度あるかどうかの申請などの際、所得証明書の添付などを省略できるといった程度であります。メリットを一番受けるのは国や行政のほうであります。一人一人の社会保障と保険料、税の利用、納付状況を一体的に把握、監視し、徴税強化と社会保障費の抑制、削減に活用することができるようになるからであります。しかも、国民にとってはプライバシー情報の漏えい、不正使用など、それ以上の危険性を抱えることとなります。年金、医療、介護、雇用や所得、納税などの情報はそれぞれの制度をもとに管理されていますが、共通番号で1つに結ばれることとなります。個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険が現実となります。同様の制度を導入しているアメリカや韓国では個人情報の大量流出、不正使用が大問題になり、制度見直しの議論が起こっています。

10月から住民票を持つ全員に番号を知らせる通知カードが郵送されます。来年1月からは年金確認などの手続でマイナンバーの使用を開始、希望者には顔写真つき個人番号カードを交付するとしています。政府は自治体や企業に準備を急がせていますが、ほとんどの国民は計画を知りません。内閣府の2月の発表の調査では、内容まで知っていた人は28%、この制度が国民の切実な要求でないことを浮き彫りにしております。

ところが、安倍内閣が今国会に提出している改定案では預金口座や健康診断、予防接種、中所得者向けの公営住宅の管理も適用拡大すると定めています。預金口座への適用は社会保障給付の資力調査や税務調査などに活用する狙いです。当面は任意とし、制度実施後の21年度をめどに義務化する計画であります。番号法は施行後3年をめどに利用拡大について検討すると定めており、政府も施行状況を見て必要があれば検討すると国会で答えていました。施行もされないうちに利用拡大など許されません。医療、健康情報は利用内容や個人情報保護などの仕組みとあわせて検討するとしていたものであります。いまだに利用内容も保護措置も決まっていないもとの、なし崩し的に拡大することは大問題であります。

制度実施を前にして準備のおくれがあらわになっています。省令の整備も進まないため自治体の準備も進んでおりません。民間企業にも番号の利用が義務づけられ、情報管理体制など整えなければなりません。多くの事業者は準備すら進め始めておりません。今やるべきは対象の拡大ではなく、施行を中止し、廃止に踏み出すことあります。マイナンバー制度を推進するための条例改正であり、私は反対であります。

○議長 (藤井裕一君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第56号 かすみがうら市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第57号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第58号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第59号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第61号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事変更請負契約の締結について、反対討論をいたします。

この議案は美並小学校校舎（教室棟）増築工事 建築工事に係る請負の変更契約分、変更前の2億6886万6000円を変更して864万円増額し、2億7750万6000円とするものであります。

議案審査特別委員会で鉄筋工事における鉄筋数量の不足について市当局の説明が不十分であったことから問題が発覚いたしました。私が設計を請け負った業者と施工を請け負った業者及び市当局の責任の所在を明らかにするように求めたため審議が中断、改めて昨日再審査となったものであります。

私は設計を請け負った業者の参考人質疑で、設計ミスを確認しているならば増額となった鉄筋工事の部分の負担について考えていないかとたゞしましたら、設計業者は市の指示に従うと答弁しました。また、施工業者について私は、通常入札に当たっては設計図をもとに数量を拾い、積算し、実行予算を組み、入札価格を決める、建築のプロは建屋やその柱にどのぐらいの鉄筋が含まれているか重量などは大体わかると指摘し、全体の鉄筋量と計算ミスで不足となった量の比率を確認いたしました。何と計算ミスによる鉄筋不足数量の割合は40%にもなることがわかりました。

私は建築のプロと言われる施工業者、いわゆる元請業者の責任も免れないと思います。したがって、施工業者である元請業者も設計業者もその責任は極めて重いと考えます。それを全面的に免罪し、増額分全てを市が負担することは市民からの理解は得られないと考えます。今後の改善策で終わりとすることなく、責任の所在を明確にして、応分の負担を両業者に求めるべきであります。この議案は撤回し、改めて再提案することを要請して、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

議案第61号 美並小学校教室棟増築工事 変更契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

ご案内のように美並小学校については霞ヶ浦地区の下大津、美並、牛渡、宍倉の4小学校が統合して平成28年4月の開校を目指すものであります。統合に向けてはさまざまな角度から大いに議論を尽くされ、未来に生きる子どもたちの理想的な教育環境づくり、いわゆる適正規模、適正配置の考え方により関係者の方々の合意に至ったものであると認識をしております。このような状況の中において校舎の増築工事にかかわる設計並びに工事の入札が行われ、統合へ向け華々しくスタートを切ったわけであります。

今回の工事請負変更契約に至る過程の中では設計業者の鉄筋数量の計算に誤りがあり、施工業者からの指摘により鉄筋数量を正しくして工事が進められております。施工業者からの指摘がなければ大変な事態を招くことになったかもしれません。幸いにも実質的な損害はないとのことですが、未然にこのような事態が防げなかったことと、市民に市行政執行上の不安をもたらしたことは大変遺憾であります。

設計業者はこの非を認めておりますが、私はこの問題につきましては同様の問題が二度と起きないように再発防止策を行うことと、多くの市民や児童生徒が望んでいる美並小学校の増築工事

を立派になし遂げることに、それこそが市民への謝罪であると考えております。もしこの議案を否決すれば、今後の工事はどうなるでしょうか。安全対策にしても課題が残ったままになってしまっておそれがあります。何よりも子どもたちが安心して学び、生活を送る教育環境をつくることこそが未来のかすみがうら市のために大切なことではないでしょうか。今回の美並小学校の増築工事変更契約については、非は非として立派に美並小学校の工事が完成されることを望み、私の賛成討論とさせていただきます。何とぞご賛同のほど、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

提案されている議題について、賛成討論とさせていただきます。

昨日の審査の中で建築工事における設計生産数量の点検の徹底と工事監理業務、見積期間の改善についてという文章が出されました。

これは①設計、積算数量の点検について、再発防止のための3つの施策の第1番目であります。設計者が行う積算業務の各過程で国土交通省作成の営繕積算チェックマニュアルを活用、点検することを義務づけ、また設計成果品納品時の検収にもそのマニュアルの点検項目を確認するなどして数量の拾い忘れや違算を防ぎ、積算数量の精度の向上を図ることが述べられています。この徹底をお願いしたい。

②工事監理業務委託の改善について。これまで工事監理業務を設計業務の受注者と随意契約を締結していましたが、公共建築物の品質確保及び入札の公平性、透明性を高めるために設計者以外の者に工事監理を委託する第三者監理方式の導入を工事の規模に応じて検討をしていくが2番目であります。このことの徹底をお願いいたします。

③で建築工事発注にかかわる見積期間の確保について。見積期間については建設業法の規定を踏まえて設定して行っておりますが、建築工事に応札しようとする者が的確な積算を行えるように工事の内容や規模、社会経済情勢を考慮して十分な期間を設定することとします。今回25日間の期間がありましたが、その内容についても精査をし、今後このようなことが引き起こらないような対応策として出されております。この点については今回の誤りがどこかの地点でチェックされる、そういう機構が働いていくべきというふうに思います。市当局におかれましては、この精査に当たりましては有識者の意見も参考にすることで間違いが起こらないように徹底をしていただくことをお願いしまして、また、統合小学校が順調に来年の4月を迎えられることを祈念いたしまして賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は異議がございますので起立により採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第62号 消防団デジタル無線機の取得についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第62号の採決を行います。
本件に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結 について

[櫻井議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第60号 下稲吉小学校中央・東校舎棟改築工事（第Ⅰ期工事）請負契約の締結
についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条
第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第60号について、9月8日に、市長、副
市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第60号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第60号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

[櫻井議員 入場]

日程第3 議案第63号ないし議案第67号

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第63号 市道路線の変更についてないし議案第67号 市道路線の認定についてまでの5件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年9月7日に付託されました議案第63号ないし67号の審査のため、9月7日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第63号ないし67号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第63号 市道路線の変更についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第64号 市道路線の廃止についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第65号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第66号 市道路線の認定についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第66号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第67号 市道路線の認定についての討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。
これより議案第67号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第75号及び議案第76号

○議長（藤井裕一君）

日程第4、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第75号並びに議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ703万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億3209万8000円とするものです。

次に、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1255万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3568万2000円とするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に703万7000円を追加し、総額をそれぞれ182億3209万8000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、土木費の補正予算になります。

1点目につきましては、市道整備事業に係る測量委託費を計上するものです。近年の集中豪雨等により市内におきましても道路冠水などが発生している状況でもございます。その中でも特に高倉、天馬地区におかれましては、昨年の台風あるいは今般の台風18号におきましても恋瀬川の氾濫等により集落が孤立化してしまう状況下に置かれております。避難経路を確保する観点から今回集落に通ずる市道の改良工事を進めるための測量委託の経費352万1000円を計上するものでございます。

2点目につきましては、下水道事業特別会計への繰り出しでございます。下稲吉地内の圧送ポンプの修繕費用として351万6000円を下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。歳入財源につきましては繰越金を充当させていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

本件につきましては、既定の歳入歳出それぞれ11億2313万2000円に1255万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3568万2000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、下水道維持費において下稲吉地内に設置されている下水道圧送ポンプ交換に伴います修繕料1255万円を計上するものでございます。なお、財源につきましては繰越金903万4000円を充当し、不足分の351万6000円につきましては一般会計繰入金を充当するも

のでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第75号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第76号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

○議長（藤井裕一君）

日程第5、請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第4号については全員一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第4号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長の報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第6 委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第6、委員会発議第3号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第7、請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書を議題といたします。委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果につきまして、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第5号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書につきましては、9月7日に委員会を開催し、紹介議員の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第5号については委員から趣旨採択との意見が出され、起立採決の結果、可

否同数であったため、委員長採決により趣旨採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたく存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第5号を趣旨採択することに対する討論を行います。

討論ございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

土浦農業協同組合代表理事組合長、佐野氏から提案されてきています請願書、TPP交渉に関する請願書の内容1、農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。2、交渉により収集した情報について国民に十分な情報公開を行うことの2点が請願の内容であります。この内容については、我が市の基幹産業が農業であるということから、この請願書については議会において採択をしていくべきというふうに考え、私の主張とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

暫時休憩。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時58分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第5号の採決を行います。

異議がございますので、起立により採決を行います。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択することに可決されました。

日程第8 請願第6号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第8、請願第6号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第6号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月7日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号については全員一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第6号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第9 委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第9、委員会発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。
お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書

[川村議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

日程第10、請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

平成27年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択

を求める請願書については、9月17日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査については紹介議員からの意見書を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第7号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立少数で不採択すべきものと決しました。

以上で平成27年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議案となっている請願案の審査は議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、請願第7号の討論を行います。

この討論は賛成討論から行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

請願第7号 安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書に賛成の立場で討論をいたします。

まず、私は昨日参院安保法制特別委員会においてこれまでの審議を締めくくる総括質疑を行わないまま採決を強行したことに對して満身の怒りをもって抗議したいと思います。総括質疑を省いたのは政府がまともな答弁ができないことのあらわれであります。

16日の横浜での地方公聴会では弁護士の水上氏が公聴会が採決のための単なるセレモニーにすぎないならばあえて申し上げる意見を持ち合わせていないと述べ、鴻池委員長に質問、鴻池氏は与野党の理事会で協議が調っていないと答弁、水上氏は公聴会を開いたかがあったと言うだけの十分かつ慎重な審議をお願いしたいと述べ、意見陳述に入りました。

そもそも公聴会直後に採決の日程を組むやり方は国会のルール違反であります。公聴会開催は国民から広く意見を聞いて審議を充実させるのが国会法の趣旨であります。国会の関係者の一人は公聴会直後に採決なら国民の意見を聞く必要はないと言っているのも同然だ、公聴会を採決の前提条件としてクリアすれば採択というのは悪しき慣行だと指摘しています。

15日に開かれた中央公聴会では元最高裁判事、憲法学者、国際法学者、そしてSEALDs、いわゆる自由と民主主義のための学生緊急行動のメンバーが戦争法案への強い反対の意見を述べました。この公聴会には過去10年間で最多の95人が応募し、全員が戦争法案反対の立場でした。直近の世論調査でも法案反対が多数、政府は十分説明していないは実に8割を超えています。このもとで公聴会直後の採決はまさに国民の声を踏みにじるものではないでしょうか。公聴会で国会前の巨大な群像の中の一人として国会に来ていますと述べたSEALDsの奥田愛基氏は行動こそ主権者としての当たり前のことであり、この国の憲法の理念を体現するものと強調、世代を超えた反対のうねりは70年間の平和主義の歩みを引き継ぎ、守るものだと述べました。その上で、政府答弁が二転三転し、何度も速記がとまる審議の状況を挙げ、今国会での可決は無理です、廃案するしかないと表明、法案については自由で民主的な社会を望み反対すると述べ、国会議員に對して政治家とはどうあるべきなのか考え、この国の民の意見を聞いてくださいと訴えました。

濱田邦夫元最高裁判事は法案について違憲だと明言、元裁判官でありながら一私人として立ち上がった理由について、濱田氏は次の世代に自由で平和で豊かな社会を残したいからだ、法案に大変危機感があり、日本の民主社会の基盤が崩れていくと述べました。慶應大学の小林節名誉教授は今度の法案ができると不戦から戦争可能状態に入る、戦争法案以外の何物でもないと言え、レッテル張りと言えを繰り返す政権の姿勢を批判しました。

横浜で開催された地方公聴会では広渡清吾前日本学術会議会長が公聴会はこれからもっと法案の審議を充実させるというためにやるのがコンセンサスだ、公聴会終了後直ちに強行採決するならば参院の良識が問われると指摘、法案強行は民意を無視し、民主主義、国民権に背くものだと言え、専門家の意見に耳を傾けようとしない安倍政権の姿勢について反知性主義を感じる、もしこの法案が通れば軍事が優先する社会になる、どうして大学が軍事研究をしないのかという議論が押し寄せてくることを恐れるから学者が立ち上がっていると訴えました。

安倍政権と与党は憲法違反の安保法制、戦争法案を何が何でもきょうあすじゅうに採決すると言っています。論点は出尽くしたなどと言っておりますが、とんでもありません。審議が進めば進むほど政府はまともな答弁ができなくなっているのではないのでしょうか。参議院特別委員会ではこの1カ月で何と111回も審議が中断しています。その中で3つの問題点が浮かび上がってまいりました。

第1に、何のために集団的自衛権行使が必要か、政府はまともな説明ができなくなっています。安倍首相はお母さんと子どものイラストまで掲げて日本人を輸送している米艦船を守らなくていいのかと繰り返しました。ところが先日、中谷防衛大臣は日本人が乗っていても集団的自衛権の行使はあり得ると言い出しました。首相は日本人が乗っていない船を守ることもあり得るなどと言えを始める始末であります。また、あれだけ言っていたホルムズ海峡の機雷掃海も当分の間イラン政府が海峡封鎖などあり得ないと否定する中で、もう政府は言えなくなっております。何のための集団的自衛権なのか立法事実が説明できなくなっている。だったらこの法案は撤回するしかないと言えを私と考えます。集団的自衛権の現実の危険はどこにあるのでしょうか。アメリカは戦後、ベトナム戦争、イラク戦争など数多くの無法な先制攻撃の戦争をやってきました。そういう戦争に乗り出す際に自衛隊の参戦を求めてきても、これまでは集団的自衛権は行使できないと断ることはできました。しかし、戦争法案が通ったら断れなくなります。アメリカに言われるままに自衛隊と一緒に戦争することになる、こんな恐ろしいことを私は絶対に許すわけにはいかないと考えております。

第2は武力行使をしている米軍に対する後方支援、いわゆる兵たんの問題です。これが歯どめなくどこまでも広がっていくことでもあります。これまでは非戦闘地域に限ると言え歯どめがありました。ところが、これが撤廃され、これまで戦闘地域とされていた場所にまで自衛隊が行って米軍の輸送や補給の支援をする。戦闘地域まで行けば相手から攻撃されます。攻撃されたらどうするか、安倍首相は武器の使用をすると言いました。まさに殺し、殺される戦闘になる。憲法が禁止した武力行使そのものだと考えます。さらに、これまではできなかった武器弾薬の輸送、この弾薬の補給もできるようになります。どんなものでも運べるようになるのか、どんなものが運べるようになるのか。非人道的兵器のクラスター爆弾、このクラスター爆弾は1発落としますと子爆弾が四方八方に散らばって強烈な殺傷能力を持っているという国際的には非難されている爆

弾であります。さらに放射能をまき散らす劣化ウラン弾、これはイラク戦争でも使われ、死体を見ると変質しているような状況、そしてその後生まれた子どもは奇形児が生まれているという、こういう事実があります。さらに毒ガス兵器や核兵器も法文上は排除されていません。運ばないと言っておりますが、法律には運ばないと書いていません。こんな法案が憲法9条のもとで許されるわけではないと考えます。

第3に、それに加えてとんでもないことが明らかになってきました。日本共産党は自衛隊の2つの内部文書を入手してこの間国会で明らかにしました。1つは自衛隊の幹部350人を衆議院で審議が始まったその日、5月26日に集めて戦争法案が成立することを前提にして具体化のための検討の説明をしていた、そのときに使われた内部文書であります。その内容を見ますと、アメリカ軍と自衛隊の軍軍間の調整所を設置すると書いてあります。また、米軍と自衛隊の共同軍事司令部を平時からつくろうということでもあります。国会に一度も説明したことがないことがずらりと並んでいるのではないのでしょうか。そしてもう一つ、最近重大な文書が出てまいりました。河野統幕長が昨年12月に訪米して米軍の中枢幹部と会談、その会議録と思われる内部文書です。そこでとんでもないことを話し合っております。去年の12月17日、総選挙の投票日の3日後であります、そのときに安保法制は予定どおり進んでいるかと米軍側に問われ、この統幕長は来年夏までには終了すると言っております。アメリカ軍に来年夏までと約束している、戦争法案の閣議決定は5月です。安倍首相が米軍の議会でこの夏までと言って問題になったのは4月です。そのはるか前に軍隊との間で日本の国会を無視して、国民を無視して戦争法案を夏までに強行する約束をするのは言語道断だと私は思います。

それでは最後に、俳優の渡辺謙さんは一人の兵士が戦死しないで70年を過ごしてきたこの国、どんな経過で、いきさつでできた憲法であれ、僕は世界に誇れると思うと、戦争はしないんだと、複雑で利害が異なる隣国とも、ポケットに忍ばせた拳や石ころよりも最大の抑止力は友人であるんだと思うと、そのためには僕は世界に友人をふやしたい、絵そらごとと笑われてもと述べております。

改めて、私はこれまでの世論調査でも反対の数が多く、この今国会での審議は慎重にすべきだという声が多くなっております。改めて議員の皆さんに訴えます。安保法制、法案に対する賛否は別として、今国会での強行採決に反対し、慎重審議を求める意見書を首相と衆参両院議長宛てに提出することを求めて、皆さんの賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論を終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

10番 加固豊治君。

[10番 加固豊治君登壇]

○10番（加固豊治君）

請願第7号に対し、反対の立場から討論いたします。

本請願は安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願書であり、請願事項としては安全保障関連法案の今国会での強行採決に反対し、慎重審議を求める意見書を首相と衆参両院議長宛てに提出していただきとして提出されているものであります。

安全保障関連法案につきましては国会でも紛糾しておりますが、世論でも賛否両論であり、その法案については私としても非常に難しいと思っています。ただ、この請願の目的は強行採決に反対し、国民の疑問と不安の広がりを見極めるために慎重審議が必要であるとのこと。昨日の17日には参院平和安全法制特別委員会で自民公明両党などの賛成多数で可決されました。このような状況を踏まえると、この請願を採択して意見書を提出してもその願意は伝えられなくなってしまうことが十分に考えられることから、不採択とすることが妥当であると考え、採択するには反対するものであります。

議員諸君におかれましては、以上の内容にご賛同いただくようお願い申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

14番 小座野定信君。

[14番 小座野定信君登壇]

○14番（小座野定信君）

私は賛成の立場からの討論とさせていただきます。

私の前に賛成討論の中で不適切な表現があったということに対して、私の趣旨と違うため、また別な形から賛成討論とさせていただきます。

この請願書で訴えております安全保障関連法案の慎重審議に関する意見書採択を求める請願ということで、確かにただいま反対討論の中でも加固議員からあったようにまだまだ審議が足りていない、そして我々市議会議員といたしましては市民、国民の立場に立っての意見というのを求められているのではないのでしょうか。そういう中で、私といたしましては憲法改正をも含む慎重な審議をもっともっと重ねてこの法案を可決に持って行ってもらいたいということが私の心情にはございます。そういうことで、議員の皆様方のこの請願に対します深いご理解をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、反対討論はございませんか。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

それでは、反対の立場から討論を行います。

マスコミ等でもまたいろんな形で報道されております、要するに戦争法案であるという根拠、全く根拠がない状況でございます。今回は憲法9条のもとで許容される自衛の措置の三要件を法律できちっと決めました。その確認の意味で再度お話ししますが、第1点目は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合ということが第1点に法で定めております。第2点目が、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。それから、3点目が必要最小限度の実力を行使するという点の三要件が定められて、9条の許容範囲の中で

の武力行使ということになっております。

あくまでも専守防衛でありますし、やはり今、世界を取り巻く環境というのは非常に変わっております。例えて言うならば、北朝鮮では弾道ミサイルを数百機保有しております。また、核弾頭も小型化をもう既に終えているという話がございます。それがもしも弾道ミサイルが発射された場合には日本に10分でミサイルが到達してしまいます。そういう場合に、もしアメリカ軍が日本の近海でもしそれを日本を守るために、安保の中で守る場合に、その船を迎撃ミサイルでもって途中で発射されたということに対して撃ち落とす、PAC3で落とす場合に、やはりもしも北朝鮮にそのアメリカの日本を守っている艦船が攻撃された場合に、それは日本を守るために近海でそういうふうを迎撃ミサイルを発射する準備をしているところに攻撃される場合には、集団的自衛権の行使ができるという内容なわけです。先ほど佐藤さんが言いました戦闘地域に行って戦争をやる法案じゃないわけです。というのは、あくまでも非戦闘地域ということ、それが戦闘地域になった場合には撤退するというのが、これが今回の法で定められている。だからやはり、これはやはり意味が全く違う内容でありますし、慎重審議は私もまだまだ不足しているとは思っていますけれども、戦争法案だとかということに対しては私はこれは全く違う誤ったことでありまして、やはり日本を守る。

憲法学者は違憲だと言っていますよね。憲法学者は自衛隊の存在自体も違憲だと言っているんですよ。PKOを派遣するときも国民もほとんど6割か7割の人が反対した。しかし、そういう中で世界平和を維持するために今日で約91%の人がそれは賛成している、PKOに対して。そういう中でやはり日本の平和を守るのは一体、ただ平和外交だけで済むのかという状況。今から10年、15年前から比較しますと領空侵犯、海域侵犯についても大体7倍以上に膨れ上がっているわけです。そういう状況の中で抑止力を高めていく、それが今回の法案なわけです。それがいかにも徴兵制でもしかせたという、これは憲法を改正しないとできないわけです。憲法を改正するためには国会の3分の2の議決、そして国民投票でなければ、これは改正できないわけです。それはハードルが非常に高い状況なんで、全く憲法改正は不可能に近い。そういう中で今回のこの法案というのは誤った報道が非常にあおっている。そういう状況の中で慎重審議は私もこれは重要なことありますのでこれからも説明責任をきちっと果たしていただきたいと、国会のほうで、安倍総理のほうもお願いしたいと思いますし、また、誤った報道はきちっとした形で阻止していかなくちやならない、そういう思いで私は反対の立場で討論を終わります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

賛成討論はございませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

慎重審議に賛成する立場から発言をさせていただきます。

憲法の第98条、この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。第99条、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

議論になっています。憲法第9条、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

個別的自衛権で自衛隊は軍隊という形での規定をせずに戦後70年間日本の平和を守ってきた。この憲法に対して環境の変化によって憲法の解釈を変えていくということについては、先ほど申しました憲法98条、99条から則しましてももう少しこれは議論、精査をしていく必要がある事項と考えますので、慎重討論を、そして日本のこれからの平和、そして永久の発展を求めていく立場から慎重に戦後70年の歴史を顧みながら今後の70年、数百年先の日本の姿を求めていくことが必要であるというふうに考えています。そのことから、さらに慎重な議論を求めていくというこの趣旨に賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

慎重審議をすべきという思いから賛成の討論をさせていただきます。

今回の法案は、法案そのものに対する賛否、また憲法違反かどうかの判断、さらには憲法解釈の限界ではないか、憲法改正を先にすべきではないか等々、さまざまな問題が複雑に絡み合った法案となっており、強行採決するには余りにも重い内容ではないかと思います。それゆえに国会も混乱し、国民も混乱していると思いますので、問題の整理をしっかりとした上で、いま一度慎重な審議をお願いしたいと思い、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、起立により採択いたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、請願第7号は不採択と決定されました。

日程第 1 1 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 1 2 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成27年第3回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび平成27年度一般会計並びに特別会計の補正予算案を初め、条例など重要な案件を提出させていただきましたところ、議員各位におかれましては活発な議論、そして慎重なご審議をいただきまして、全ての議案につきまして可決いただきましたことに対しまして厚く御礼と感謝を申し上げます。

可決いただきましたそれぞれの予算、条例等につきましては、職員が一丸となってしっかりと執行して、市民の安心・安全、豊かな暮らしのためにその歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

(拍手する者あり)

○議長（藤井裕一君）

それでは、これをもちまして平成27年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただきまことにありがとうございました。

閉 会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 櫻 井 繁 行